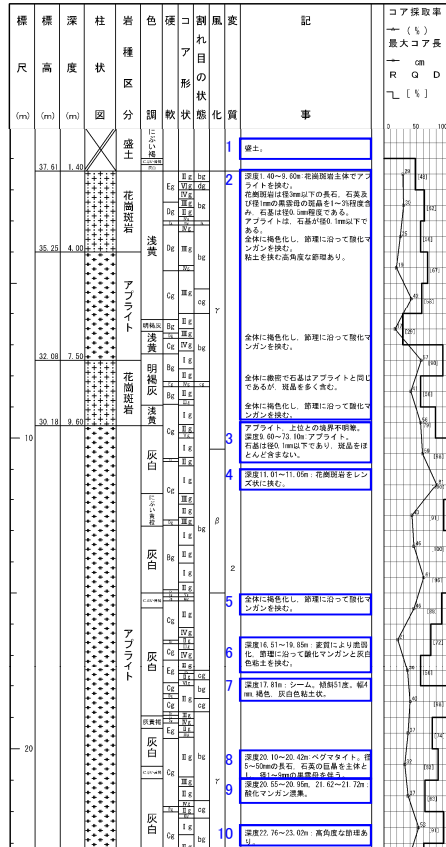


**H19-No.13**

余白

# H19-No.13

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
1	0.00~1.40m ・ 盛土である。
2	1.40~9.60m ・ 花崗斑岩主体でアブライトを挟む。 ・ 割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。
3	9.60~11.05m ・ アブライトである。
4	11.05~19.85m ・ 花崗斑岩をレンズ状に挟む。
6	19.85~20.42m ・ 変質している。 ・ 割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。
8	20.42~20.95m ・ ベグマタイトである。
9	20.95~21.72m ・ 酸化マンガンが濃集する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~1.40m ・ 盛土である。
2	1.40~9.60m ・ 花崗斑岩主体でアブライトを挟む。 ・ 割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。
3	9.60~11.05m ・ アブライトである。
4	11.05~19.85m ・ 花崗斑岩をレンズ状に挟む。
6	19.85~20.42m ・ 変質している。 ・ 割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。
8	20.42~20.95m ・ ベグマタイトである。
9	20.95~21.72m ・ 酸化マンガンが濃集する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

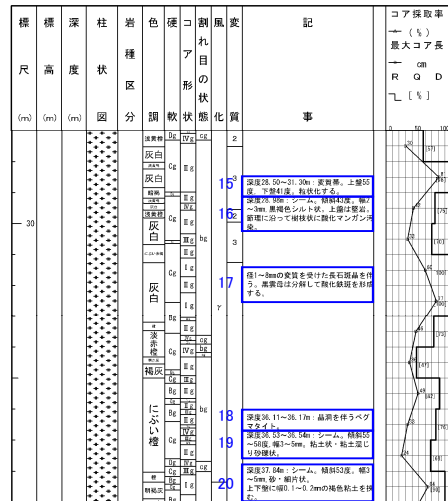
記事	
1	0.00~1.40m ・ 盛土である。
2	1.40~9.60m ・ 花崗斑岩主体でアブライトを挟む。 ・ 割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。
3	9.60~11.05m ・ アブライトである。
4	11.05~19.85m ・ 花崗斑岩をレンズ状に挟む。
6	19.85~20.42m ・ 変質している。 ・ 割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。
8	20.42~20.95m ・ ベグマタイトである。
9	20.95~21.72m ・ 酸化マンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・色調、割れ目沿いの酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
6	・脆弱化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-83頁)。	—	—
8	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—



# H19-No.13

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
15 28.50~31.30m ・変質し、粒状化する。
18 36.11~36.17m ・ベグマタイトを挟む。
19 36.53~36.54m ・幅3~5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
15 28.50~31.30m ・変質し、粒状化する。
18 36.11~36.17m ・ベグマタイトを挟む。
19 36.53~36.54m ・幅3~5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

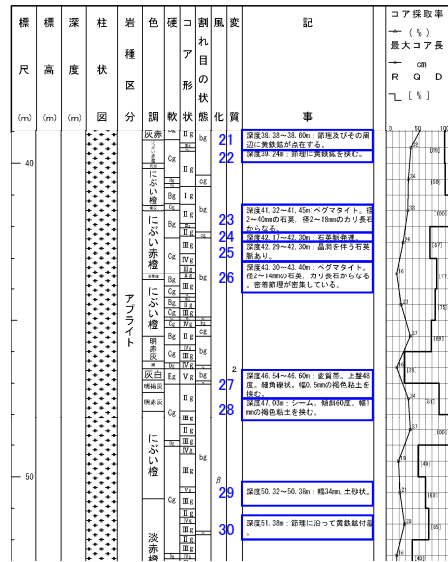
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
15 28.50~31.30m ・変質し、粒状化する。
18 36.11~36.17m ・ベグマタイトを挟む。
19 36.53~36.54m ・幅3~5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-84頁)。	—	—
17	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・晶洞については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-85頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-86頁)。	—	—

# H19-No.13

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

23 41.32~41.45m  
・ベグマタイトを挟む。

24 42.17~42.30m 42.29~42.30m  
・石英脈が発達する。

25 43.30~43.40m  
・ベグマタイトである。

26

28 47.03m  
・幅1mmの褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

23 41.32~41.45m  
・ベグマタイトを挟む。

24 42.17~42.30m 42.29~42.30m  
・石英脈が発達する。

25 43.30~43.40m  
・ベグマタイトである。

26

28 47.03m  
・幅1mmの褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

23 41.32~41.45m  
・ベグマタイトを挟む。

24 42.17~42.30m 42.29~42.30m  
・石英脈が発達する。

25 43.30~43.40m  
・ベグマタイトである。

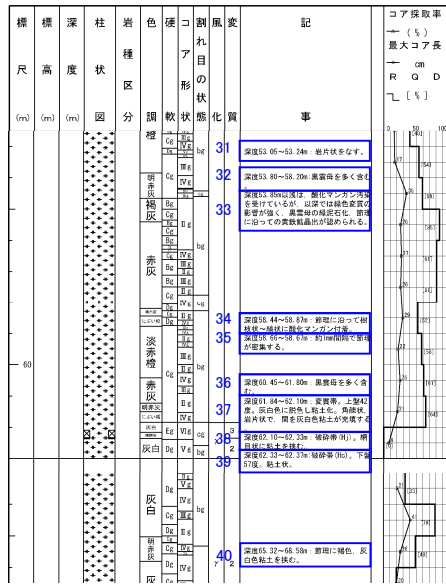
26

28 47.03m  
・幅1mmの褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
22	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
24,25	・石英脈が発達する区間について一括記載。 ・晶洞については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
27	・細角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断したため削除。	—	—
28	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-87頁)。 ・シームの傾斜については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
29	・土砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
30	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.13

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

31 53.05~53.24m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
33 53.35m以深  
・変質し、緑色を呈する。

58.44~58.87m  
・割れ目によって樹枝状~繡状に酸化マンガンが付着する。  
58.66~58.67m  
・約1mm間隔で割れ目が密集する。

61.84~62.10m  
・変質している。  
・角礫状~岩片状を呈し、灰白色粘土が充填する。  
38 ●62.10~62.37m(D-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・主に灰白色の固結礫状部からなる。  
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm  
・走向・傾斜はNS84°Wである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

31 53.05~53.24m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
33 53.35m以深  
・変質し、緑色を呈する。

58.44~58.87m  
・割れ目によって樹枝状~繡状に酸化マンガンが付着する。  
35 58.66~58.67m  
・約1mm間隔で割れ目が密集する。

61.84~62.10m  
・変質している。  
・角礫状~岩片状を呈し、灰白色粘土が充填する。  
37 ●62.10~62.37m(D-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・主に灰白色の固結礫状部からなる。  
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm  
・走向・傾斜はNS84°Wである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

31 53.05~53.24m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。  
33 53.35m以深  
・変質し、緑色を呈する。

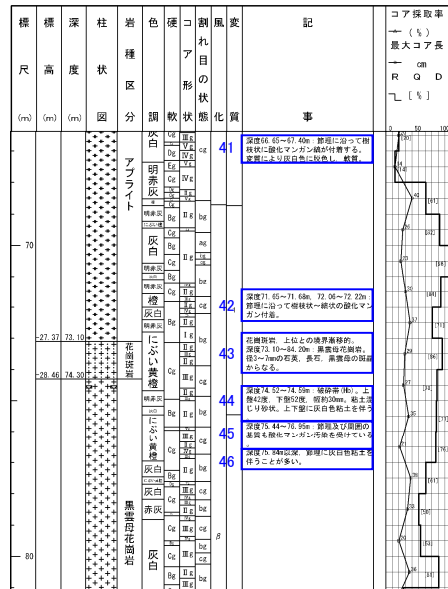
58.44~58.87m  
・割れ目によって樹枝状~繡状に酸化マンガンが付着する。  
35 58.66~58.67m  
・約1mm間隔で割れ目が密集する。

61.84~62.10m  
・変質している。  
・角礫状~岩片状を呈し、灰白色粘土が充填する。  
37 ●62.10~62.37m(D-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・主に灰白色の固結礫状部からなる。  
・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm  
・走向・傾斜はNS84°Wである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・酸化マンガン汚染、緑色変質については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・変質している区間の境界傾斜や脱色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38,39	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“網目状に粘土を挟む”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
40	・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

# H19-No.13

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

41 66.65~67.40m  
・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。

42 71.65~71.68m, 72.06~72.22m  
・割れ目に沿って樹枝状~縞状の酸化マンガンが付着する。

b 73.10~74.30m  
・花崗斑岩である。

43 74.30~84.20m  
・黒雲母花崗岩である。  
●74.52~74.59m(f-13-3破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN10° E73° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は52°である。

44 75.44~76.95m  
・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

41 66.65~67.40m  
・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。

42 71.65~71.68m, 72.06~72.22m  
・割れ目に沿って樹枝状~縞状の酸化マンガンが付着する。

b 73.10~74.30m  
・花崗斑岩である。

43 74.30~84.20m  
・黒雲母花崗岩である。  
●74.52~74.59m(f-13-3破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN10° E73° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は52°である。

44 75.44~76.95m  
・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

41 66.65~67.40m  
・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。

42 71.65~71.68m, 72.06~72.22m  
・割れ目に沿って樹枝状~縞状の酸化マンガンが付着する。

b 73.10~74.30m  
・花崗斑岩である。

43 74.30~84.20m  
・黒雲母花崗岩である。  
●74.52~74.59m(f-13-3破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN10° E73° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は52°である。

44 75.44~76.95m  
・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・脱色については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
43	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
44	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“上下盤に灰白色粘土を伴う”との記載については、連続性や直線性に乏しいことから固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・一部で粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—



# H19-No.13

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

47 81.35~81.41m  
・幅20mmの土砂状を呈し、幅0.1mmの灰白色粘土を挟む。

48. ●81.92~82.37m(f-12-4破砕帯)  
・破砕部である。  
・赤灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN15° E78° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟む。

c

50 84.20~99.75m  
・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

47 81.35~81.41m  
・幅20mmの土砂状を呈し、幅0.1mmの灰白色粘土を挟む。

48. ●81.92~82.37m(f-12-4破砕帯)  
・破砕部である。  
・赤灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN15° E78° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟む。

c

50 84.20~99.75m  
・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

47 81.35~81.41m  
・幅20mmの土砂状を呈し、幅0.1mmの灰白色粘土を挟む。

48. ●81.92~82.37m(f-12-4破砕帯)  
・破砕部である。  
・赤灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN15° E78° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟む。

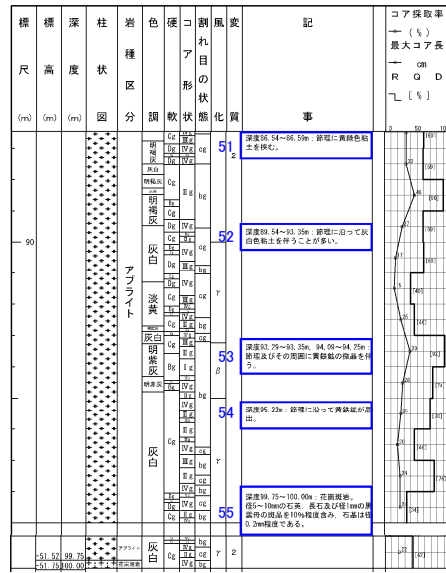
c

50 84.20~99.75m  
・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	変更なし	変更なし	変更なし
48.c	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察による破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-30頁)。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.13

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

51 86.54~86.59m  
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75~100.00m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

51 86.54~86.59m  
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75~100.00m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

51 86.54~86.59m  
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

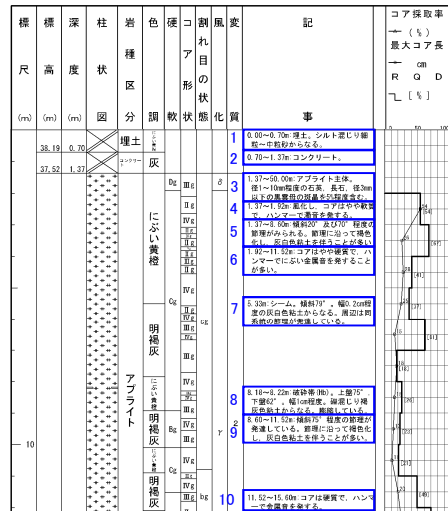
55 99.75~100.00m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・一部で粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
53	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
54	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
55	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-③-1

余白

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
0.00~0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
1 0.70~1.37m ・コンクリートである。
2 1.37~50.00m ・アフライト主体である。
3 1.37~1.92m ・風化部である。
4 5.33m ・幅0.2cm程度の灰白色粘土からなる。
7
●8.18~8.22m(f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79° W73° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は62°である。
8

審査資料  
(平成30年11月30日)

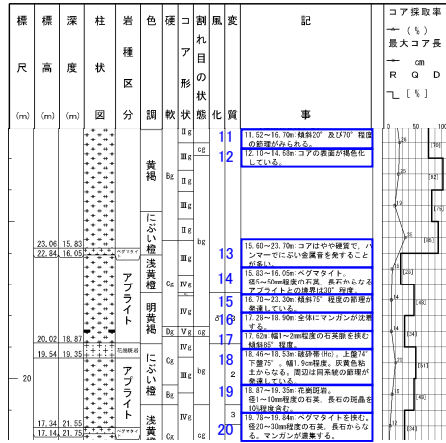
記事
0.00~0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
1 0.70~1.37m ・コンクリートである。
2 1.37~50.00m ・アフライト主体である。
3 1.37~1.92m ・風化部である。
4 5.33m ・幅0.2cm程度の灰白色粘土からなる。
7
●8.18~8.22m(f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79° W73° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は62°である。
8

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
0.00~0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
1 0.70~1.37m ・コンクリートである。
2 1.37~50.00m ・アフライト主体である。
3 1.37~1.92m ・風化部である。
4 5.33m ・幅0.2cm程度の灰白色粘土からなる。
7
●8.18~8.22m(f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79° W73° Sである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は62°である。
8

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・風化を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
5	・割れ目傾斜や割れ目沿いの褐色化の記載については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
7	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-204頁)。 ・シームの傾斜、シーム周囲の割れ目の発達の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“膨縮している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

12. 12.10~14.68m  
・コアの表面が褐色化している。

14. 15.83~16.05m  
・ペグマタイトである。

17. 17.62m  
・幅1~2mmの石英脈を挟む。

18. 18.46~18.53m (f-3-1-2破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。  
・走向・傾斜はN59° E61° Nである。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は75°である。

19. 18.87~19.35m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

12. 12.10~14.68m  
・コアの表面が褐色化している。

14. 15.83~16.05m  
・ペグマタイトである。

17. 17.62m  
・幅1~2mmの石英脈を挟む。

18. 18.46~18.53m (f-3-1-2破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。  
・走向・傾斜はN59° E61° Nである。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は75°である。

19. 18.87~19.35m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

12. 12.10~14.68m  
・コアの表面が褐色化している。

14. 15.83~16.05m  
・ペグマタイトである。

17. 17.62m  
・幅1~2mmの石英脈を挟む。

18. 18.46~18.53m (f-3-1-2破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。  
・走向・傾斜はN59° E61° Nである。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は75°である。

19. 18.87~19.35m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
14	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
16	・マンガンの沈着については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕帯を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"周辺は同系統の節理が発達している"との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・ペグマタイトの区間幅が小さく、柱状図で表示していないことから削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	(m)	区分	調	軟	目	状	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										〔%〕
16.30	22.51		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	20.50~凝灰岩の暗灰色鉱物脈を呈する褐色の産状。傾斜は、産状。	20.50
16.14	22.75		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	21.55~23.11m ペグマタイトを呈する。一部、径50mm程度の長石を呈する。一部、長石が淡緑灰色に変質している。	21.55
15.93	23.00		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	23.00~25.15m ペグマタイトを呈する。一部、長石が淡緑灰色に変質している。	23.00
15.78	23.11		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	25.09~25.15m	25.09
12.54	26.35		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	26.22~26.35m	26.22
12.04	26.85		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	26.35~26.65m	26.35
9.89	29.00		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	29.00~29.65m	29.00
8.53	30.38		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	30.00~30.38m	30.00
8.23	30.56		○	凝灰岩	淡赤	硬	割れ目	風化	30.65~30.36m	30.65

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55~21.75m、22.51~22.75m、 23.00~23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09~25.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
26	26.22~26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35~26.65m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
29	29.00~29.65m ・ペグマタイトである。
30	30.65~30.36m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

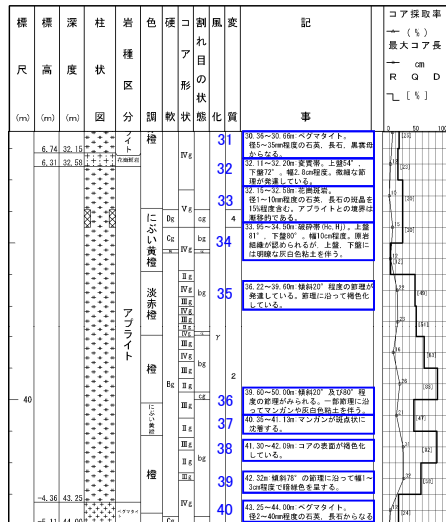
記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55~21.75m、22.51~22.75m、 23.00~23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09~25.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
26	26.22~26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35~26.65m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
29	29.00~29.65m ・ペグマタイトである。
30	30.65~30.36m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55~21.75m、22.51~22.75m、 23.00~23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09~25.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
26	26.22~26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35~26.65m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
29	29.00~29.65m ・ペグマタイトである。
30	30.65~30.36m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・鉱物脈の傾斜載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を個別に記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・長石の変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
24	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
25	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・石英脈の傾斜、産状については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
28	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンの分布については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、破碎部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
29	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
31 30.36~30.66m ・ベグマタイトである。
32 32.11~32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33 32.15~32.58m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。 ●33.95~34.50m(D-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は80°である。
34 41.30~42.09m ・褐色化している。
38 43.25~44.00m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
31 30.36~30.66m ・ベグマタイトである。
32 32.11~32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33 32.15~32.58m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。 ●33.95~34.50m(D-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は80°である。
34 41.30~42.09m ・褐色化している。
38 43.25~44.00m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

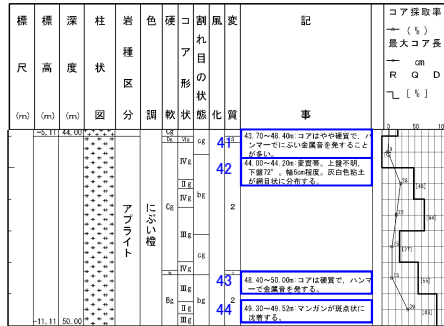
記事
31 30.36~30.66m ・ベグマタイトである。
32 32.11~32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33 32.15~32.58m ・花崗斑岩である。 ・アフライトとの境界は漸移的である。 ●33.95~34.50m(D-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は80°である。
34 41.30~42.09m ・褐色化している。
38 43.25~44.00m ・ベグマタイトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
32	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
34	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
36	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンの分布については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟むが、変質している区間を除き、周囲の岩盤が劣化が認められないことから削除。	—	—
37	・マンガンの沈着については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし



# H20-③-1

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

42 44.00~44.20m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

42 44.00~44.20m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

42 44.00~44.20m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

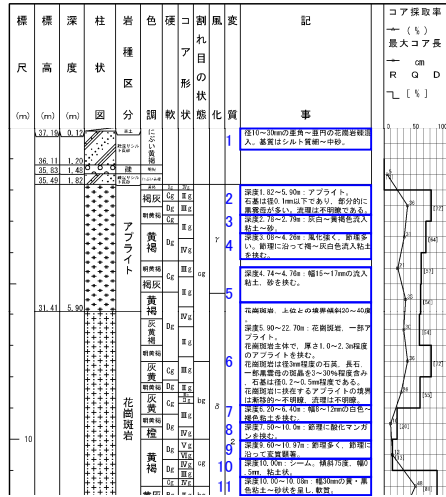
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
42	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
44	・マンガンの沈着の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—

余白

**H19-No.3**

余白

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
a	0.00~0.12m ・表土である。
b	0.12~1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20~1.48m ・礫である。
d	1.48~1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82~5.90m ・アプライトである。
4	3.08~4.26m ・風化部である。
5	4.74~4.76m ・幅15~17mmの流入粘土。砂を挟む。
6	5.90~22.70m ・花崗斑岩である。
7	6.20~6.40m ・幅8~12mmの白色~褐色粘土を挟む。
8	7.50~10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
a	0.00~0.12m ・表土である。
b	0.12~1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20~1.48m ・礫である。
d	1.48~1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82~5.90m ・アプライトである。
4	3.08~4.26m ・風化部である。
5	4.74~4.76m ・幅15~17mmの流入粘土。砂を挟む。
6	5.90~22.70m ・花崗斑岩である。
7	6.20~6.40m ・幅8~12mmの白色~褐色粘土を挟む。
8	7.50~10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

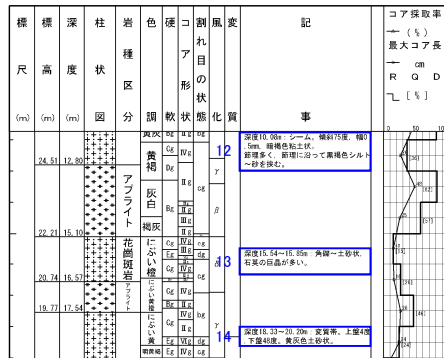
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
a	0.00~0.12m ・表土である。
b	0.12~1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20~1.48m ・礫である。
d	1.48~1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82~5.90m ・アプライトである。
4	3.08~4.26m ・風化部である。
5	4.74~4.76m ・幅15~17mmの流入粘土。砂を挟む。
6	5.90~22.70m ・花崗斑岩である。
7	6.20~6.40m ・幅8~12mmの白色~褐色粘土を挟む。
8	7.50~10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて表土と記載。	変更なし	変更なし
1.b	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、礫種、基質については削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて礫と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・流入粘土～砂については、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
4	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・流入粘土～砂については、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・岩種境界の見かけ傾斜や境界の明瞭さ、流理については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・アプライトの幅については、柱状図で深度区間を示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・変質を伴う割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-17頁)。	—	—
11	・粘土～砂を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H19-No.3

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

13 15.54~15.85m  
・角礫-土砂状で、石英の巨晶が多い。

14 18.33~20.20m  
・変質している。  
・黄灰色土砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

13 15.54~15.85m  
・角礫-土砂状で、石英の巨晶が多い。

14 18.33~20.20m  
・変質している。  
・黄灰色土砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

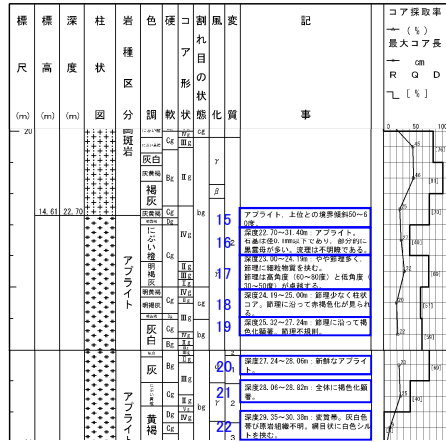
記事

13 15.54~15.85m  
・角礫-土砂状で、石英の巨晶が多い。

14 18.33~20.20m  
・変質している。  
・黄灰色土砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-18頁)。	—	—
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

16 22.70~31.40m  
・アブライトである。

18 24.19~25.00m  
・割れ目が少なく柱状を呈する。

e ●28.77~28.82m(F-2-8破砕帯)  
・破砕部である。  
・黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN32° E80° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟存する。

22 29.35~30.38m  
・変質している。  
・網目状に白色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

16 22.70~31.40m  
・アブライトである。

18 24.19~25.00m  
・割れ目が少なく柱状を呈する。

e ●28.77~28.82m(F-2-8破砕帯)  
・破砕部である。  
・黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN32° E80° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟存する。

22 29.35~30.38m  
・変質している。  
・網目状に白色シルトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

16 22.70~31.40m  
・アブライトである。

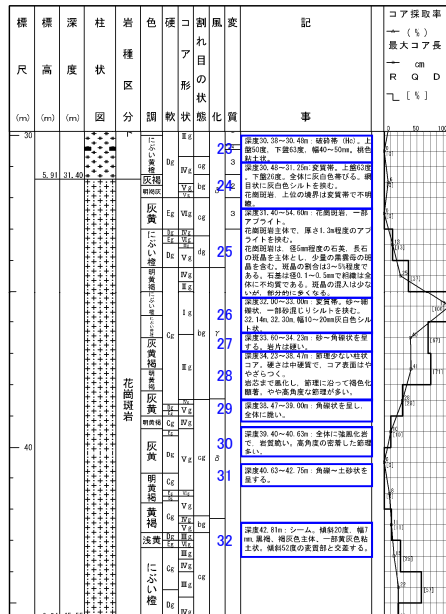
18 24.19~25.00m  
・割れ目が少なく柱状を呈する。

e ●28.77~28.82m(F-2-8破砕帯)  
・破砕部である。  
・黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN32° E80° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟存する。

22 29.35~30.38m  
・変質している。  
・網目状に白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15,16	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜や流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目に細粒物質を挟存するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
18	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目沿いの変色や割れ目沿いの傾斜(不規則)については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・風化については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
21	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
e	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-26頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟存するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟存するもの(断面ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
22	・原岩組織の残留の程度については、劣化に関する補足的なものであることから削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
23	●30.38~30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48~31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し、網目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40~34.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアブライトを挟む。
26	32.00~33.00m ・変質している。 ・砂~細粒状 一部砂混じりシルトを挟む。
27	33.60~42.75m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈するものが多い。
31	
32	●42.75~42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
23	●30.38~30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48~31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し、網目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40~34.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアブライトを挟む。
26	32.00~33.00m ・変質している。 ・砂~細粒状 一部砂混じりシルトを挟む。
27	33.60~42.75m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈するものが多い。
31	
32	●42.75~42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

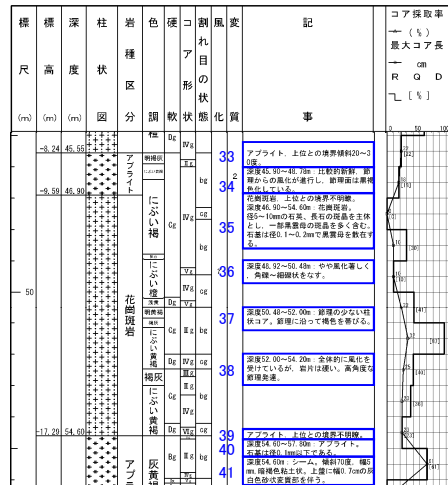
記事	
23	●30.38~30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48~31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し、網目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40~34.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアブライトを挟む。
26	32.00~33.00m ・変質している。 ・砂~細粒状 一部砂混じりシルトを挟む。
27	33.60~42.75m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈するものが多い。
31	
32	●42.75~42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>灰白色シルトが認められるが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
27~31	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目が発達する程度については、区間を統合して一括記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームという用語については削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-19頁)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
f	<ul style="list-style-type: none"> <li>再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-27頁)。</li> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>カタクレーサイト中に挟みこむフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟みこむもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>見かけの傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし



# H19-No.3

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
33	45.55~46.90m ・アブライトである。
35	46.90~54.60m ・花崗斑岩である。
36.g	●50.35~50.48m(F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN37° E67° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40	54.60~57.80m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
33	45.55~46.90m ・アブライトである。
35	46.90~54.60m ・花崗斑岩である。
36.g	●50.35~50.48m(F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN37° E67° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40	54.60~57.80m ・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

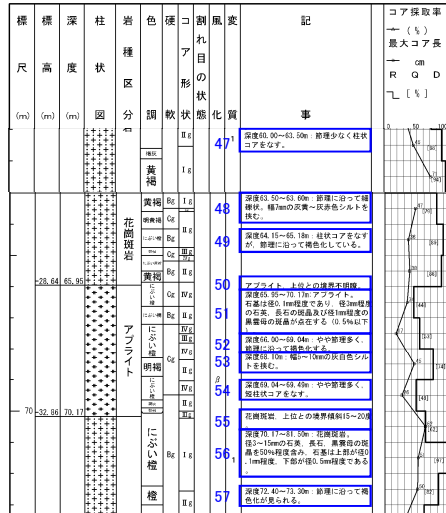
記事	
33	45.55~46.90m ・アブライトである。
35	46.90~54.60m ・花崗斑岩である。
36.g	●50.35~50.48m(F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN37° E67° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40	54.60~57.80m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・風化を伴う割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36.g	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-28頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・風化程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
39.40	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-20頁)。	—	—



# H19-No.3

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
48 63.50~63.60m ・割れ目に沿って細線状を呈し、灰黄~灰赤色シルトを挟む。
51 65.95~70.17m ・アプライトである。
52 66.00~69.04m ・やや割れ目が多く、割れ目に沿って褐色化が見られる。
53 69.04~69.49m ・灰白色シルトを挟む。
54 69.04~69.49m ・やや割れ目が多く、短柱状を呈する。
56 70.17~200.00m ・花崗斑岩である。
57 72.40~73.30m ・割れ目に沿って褐色化が見られる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

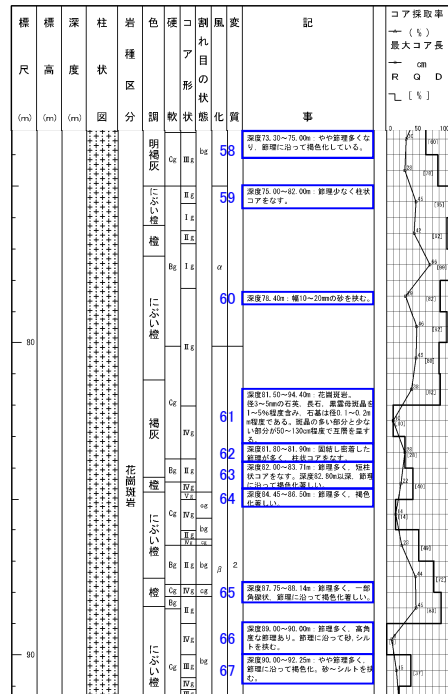
記 事
48 63.50~63.60m ・割れ目に沿って細線状を呈し、灰黄~灰赤色シルトを挟む。
51 65.95~70.17m ・アプライトである。
52 66.00~69.04m ・やや割れ目が多く、割れ目に沿って褐色化が見られる。
53 69.04~69.49m ・灰白色シルトを挟む。
54 69.04~69.49m ・やや割れ目が多く、短柱状を呈する。
56 70.17~200.00m ・花崗斑岩である。
57 72.40~73.30m ・割れ目に沿って褐色化が見られる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
48 63.50~63.60m ・割れ目に沿って細線状を呈し、灰黄~灰赤色シルトを挟む。
51 65.95~70.17m ・アプライトである。
52 66.00~69.04m ・やや割れ目が多く、割れ目に沿って褐色化が見られる。
53 69.04~69.49m ・灰白色シルトを挟む。
54 69.04~69.49m ・やや割れ目が多く、短柱状を呈する。
56 70.17~200.00m ・花崗斑岩である。
57 72.40~73.30m ・割れ目に沿って褐色化が見られる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
48	・シルトを挟み込むが、連続性に乏しいことから、幅の記載を削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
50,51	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52,53	・割れ目の発達する区間とその区間内におけるシルトを挟み込むを一括記載。	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55,56	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

59 75.00~82.00m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

60 78.40m  
・幅10~20mmの砂を挟む。

61 81.50~94.40m  
・斑晶の多い部分と少ない部分が50~130cm  
間隔で互層状を呈する。

62, 63 81.80~83.71m  
・割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。

64 84.45~88.14m  
・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

65

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

59 75.00~82.00m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

60 78.40m  
・幅10~20mmの砂を挟む。

61 81.50~94.40m  
・斑晶の多い部分と少ない部分が50~130cm  
間隔で互層状を呈する。

62, 63 81.80~83.71m  
・割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。

64 84.45~88.14m  
・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

65

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

59 75.00~82.00m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

60 78.40m  
・幅10~20mmの砂を挟む。

61 81.50~94.40m  
・斑晶の多い部分と少ない部分が50~130cm  
間隔で互層状を呈する。

62, 63 81.80~83.71m  
・割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。

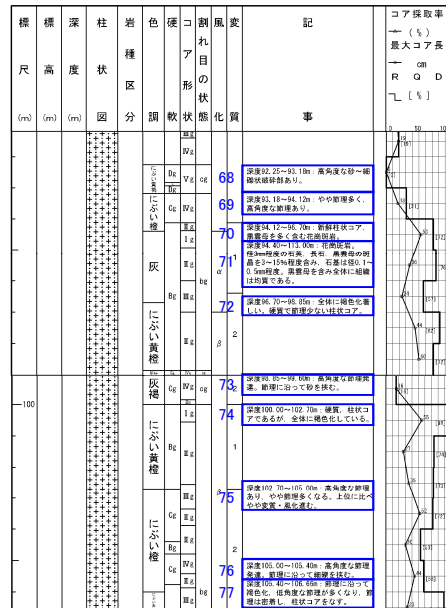
64 84.45~88.14m  
・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

65

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	変更なし	変更なし	変更なし
61	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
62,63	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
64,65	・割れ目沿いの褐色化について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で砂及びシルトを挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
67	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・一部で砂~シルトを挟むが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

# H19-No.3

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

69 93.18~94.12m  
・高角度の割れ目が多い。  
70 94.12~102.70m  
・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈するものが多い。  
74

105.40~106.66m  
・割れ目に沿って褐色化し、低角度の割れ目が多く、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

69 93.18~94.12m  
・高角度の割れ目が多い。  
70 94.12~102.70m  
・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈するものが多い。  
74

105.40~106.66m  
・割れ目に沿って褐色化し、低角度の割れ目が多く、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

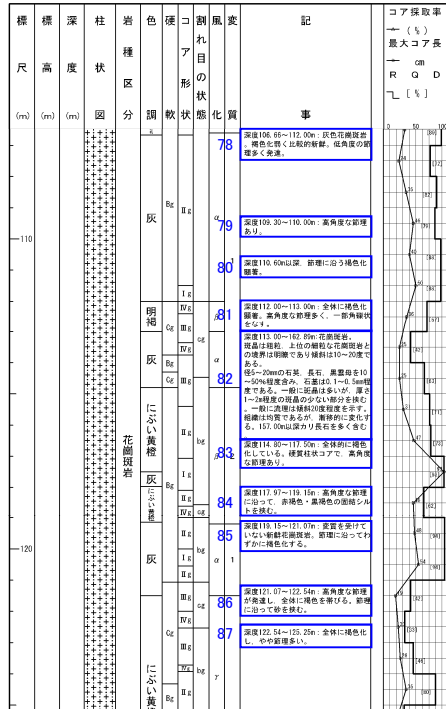
記事

69 93.18~94.12m  
・高角度の割れ目が多い。  
70 94.12~102.70m  
・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈するものが多い。  
74

105.40~106.66m  
・割れ目に沿って褐色化し、低角度の割れ目が多く、柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
68	・砂～細礫状破砕部については、系統的な割れ目の発達が見られるものの、原岩組織が残留しており、砂～細礫状化が著しい区間は、掘削時の機械割れによるものと判断し削除。	—	—
69	変更なし	変更なし	変更なし
70～74	・割れ目の発達の程度について一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目沿いの砂の挟在については、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
75	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変質・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
76	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細礫を挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
77	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
78	106.66~112.00m ・比較的新鮮であり、低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00~113.00m ・全体に褐色化が顕著であり、高角度の割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
83	114.80~117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97~119.15m ・高角度の割れ目に沿って、赤褐～黒褐色の連続したシルト状部を挟む。
85	119.15~121.07m ・新鮮である。
86	121.07~122.54m ・高角度の割れ目が発達し、全体に褐色を帯びる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
78	106.66~112.00m ・比較的新鮮であり、低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00~113.00m ・全体に褐色化が顕著であり、高角度の割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
83	114.80~117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97~119.15m ・高角度の割れ目に沿って、赤褐～黒褐色の連続したシルト状部を挟む。
85	119.15~121.07m ・新鮮である。
86	121.07~122.54m ・高角度の割れ目が発達し、全体に褐色を帯びる。

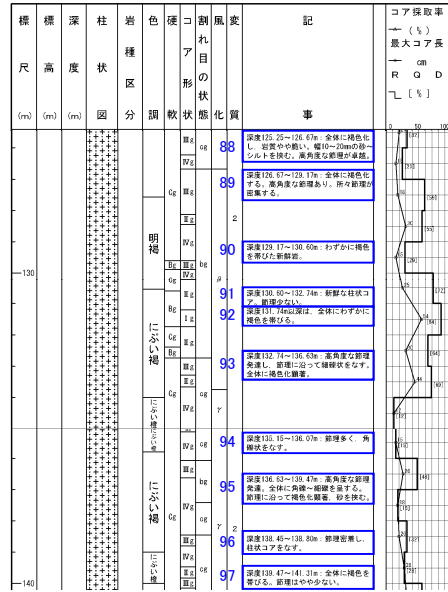
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
78	106.66~112.00m ・比較的新鮮であり、低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00~113.00m ・全体に褐色化が顕著であり、高角度の割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
83	114.80~117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97~119.15m ・高角度の割れ目に沿って、赤褐～黒褐色の連続したシルト状部を挟む。
85	119.15~121.07m ・新鮮である。
86	121.07~122.54m ・高角度の割れ目が発達し、全体に褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
78	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
79	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
80	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
81	変更なし	変更なし	変更なし
82	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—
83	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
84	変更なし	変更なし	変更なし
85	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
86	・割れ目沿いに砂を挟み込むが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
87	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.3

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

88, 89	125.25~129.17m ・全体に褐色化し、岩質やや脆い。 ・幅10~20mmの砂~シルトを挟む。 ・高角度の割れ目が卓越する。
91	130.60~132.74m ・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
94	135.15~136.07m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
96	138.45~138.80m ・割れ目が密着し、柱状を呈する。
97	139.47~141.31m ・全体に褐色を帯びる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

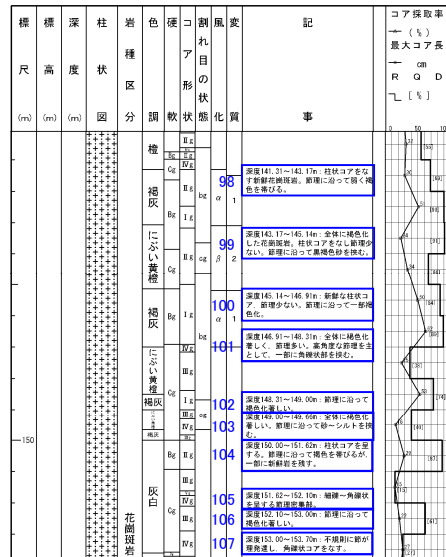
88, 89	125.25~129.17m ・全体に褐色化し、岩質やや脆い。 ・幅10~20mmの砂~シルトを挟む。 ・高角度の割れ目が卓越する。
91	130.60~132.74m ・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
94	135.15~136.07m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
96	138.45~138.80m ・割れ目が密着し、柱状を呈する。
97	139.47~141.31m ・全体に褐色を帯びる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

88, 89	125.25~129.17m ・全体に褐色化し、岩質やや脆い。 ・幅10~20mmの砂~シルトを挟む。 ・高角度の割れ目が卓越する。
91	130.60~132.74m ・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
94	135.15~136.07m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
96	138.45~138.80m ・割れ目が密着し、柱状を呈する。
97	139.47~141.31m ・全体に褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
88,89	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
90	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
91	変更なし	変更なし	変更なし
92	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
93	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
94	変更なし	変更なし	変更なし
95	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いで細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
96	変更なし	変更なし	変更なし
97	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

98 141.31～143.17m  
・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。

101 146.91～148.31m  
・全体に褐色化が著しく、部分的に角礫状を呈する。

105 151.62～152.10m  
・割れ目が多く、細礫～角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

98 141.31～143.17m  
・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。

101 146.91～148.31m  
・全体に褐色化が著しく、部分的に角礫状を呈する。

105 151.62～152.10m  
・割れ目が多く、細礫～角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

98 141.31～143.17m  
・新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。

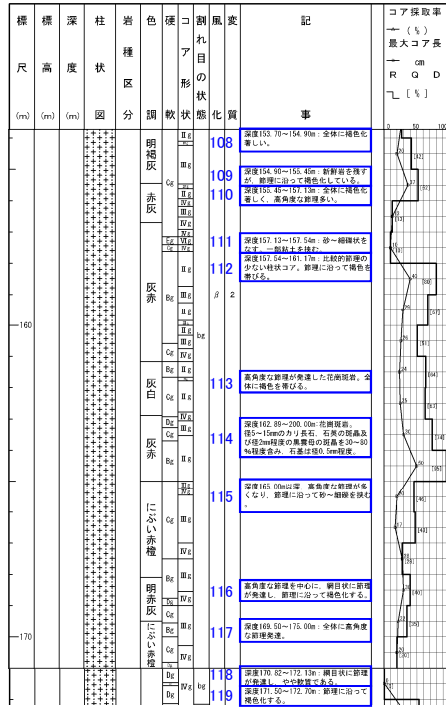
101 146.91～148.31m  
・全体に褐色化が著しく、部分的に角礫状を呈する。

105 151.62～152.10m  
・割れ目が多く、細礫～角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
98	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
99,100	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
101	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
102	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
103	・変色については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂～シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
104	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
105	変更なし	変更なし	変更なし
106	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
107	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—



委託報告書  
(平成19年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事  
117 169.50~175.00m  
・全体に高角度の割れ目が発達する。  
118 170.82~172.13m  
・網目状に割れ目が発達し、やや軟質である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

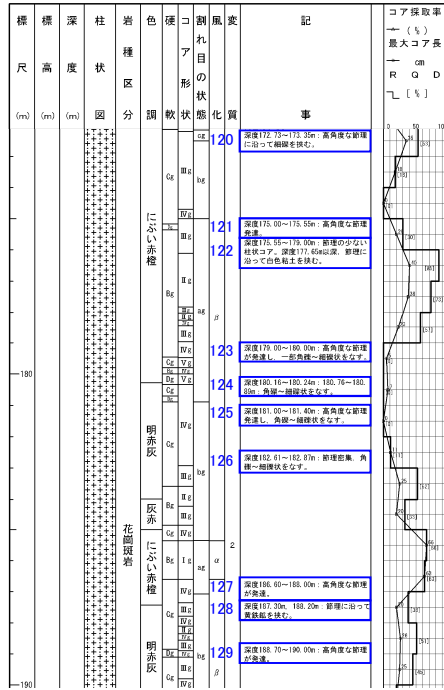
記事  
117 169.50~175.00m  
・全体に高角度の割れ目が発達する。  
118 170.82~172.13m  
・網目状に割れ目が発達し、やや軟質である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事  
117 169.50~175.00m  
・全体に高角度の割れ目が発達する。  
118 170.82~172.13m  
・網目状に割れ目が発達し、やや軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
109	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
110	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
111	・砂に細礫状を呈し、一部で粘土を挟み、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
112	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
113	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
114	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
115	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂に細礫を一部挟み、連続性に乏しいことから削除。	—	—
116	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
117	変更なし	変更なし	変更なし
118	変更なし	変更なし	変更なし
119	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

120 172.73~173.35m  
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

122 175.55~179.00m  
・割れ目が少なく柱状を呈する。  
・所々、割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61~182.87m  
・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

120 172.73~173.35m  
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

122 175.55~179.00m  
・割れ目が少なく柱状を呈する。  
・所々、割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61~182.87m  
・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

120 172.73~173.35m  
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

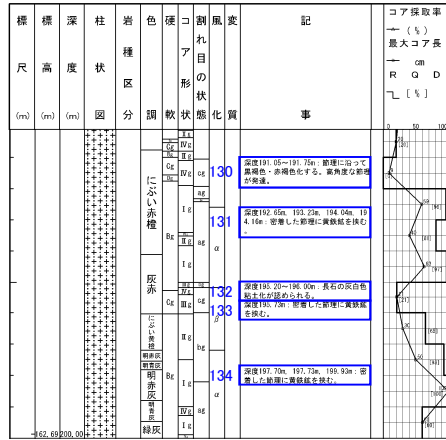
122 175.55~179.00m  
・割れ目が少なく柱状を呈する。  
・所々、割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61~182.87m  
・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
120	変更なし	変更なし	変更なし
121	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
122	変更なし	変更なし	変更なし
123	・一部で角礫～細礫状を呈するが、周囲の岩盤が劣化が認められないことから削除。	—	—
124,125	・一部で角礫～細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
126	変更なし	変更なし	変更なし
127	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
128	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
129	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

# H19-No.3

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

132 195.20~196.00m  
・長石の灰白色粘土化が認められる。

132 195.20~196.00m  
・長石の灰白色粘土化が認められる。

132 195.20~196.00m  
・長石の灰白色粘土化が認められる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
131	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
132	変更なし	変更なし	変更なし
133	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
134	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

余白

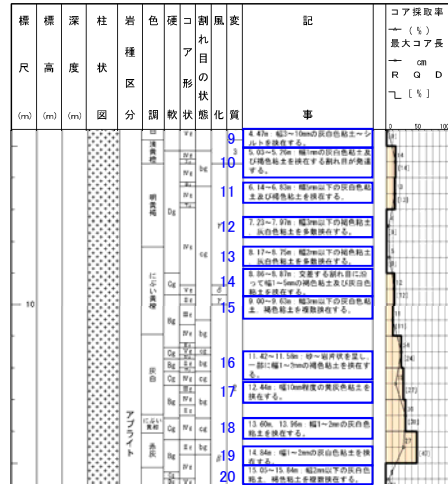
**H27-Br-1**

余白



# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

9  
4.47~9.63m  
・割れ目に灰白~褐色粘土を挟む。

15

11.42~11.58m  
・割れ目が多く、砂~岩片状を呈する。  
・幅1~2mmの一部に褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

9  
4.47~9.63m  
・割れ目に灰白~褐色粘土を挟む。

15

11.42~11.58m  
・割れ目が多く、砂~岩片状を呈する。  
・幅1~2mmの一部に褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

9  
4.47~9.63m  
・割れ目に灰白~褐色粘土を挟む。

15

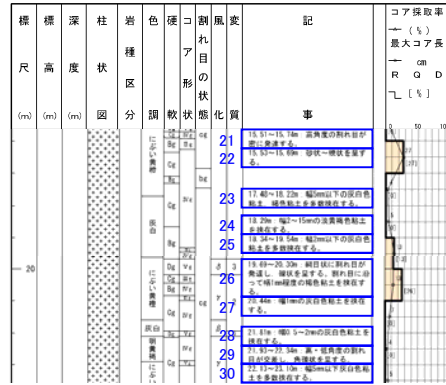
11.42~11.58m  
・割れ目が多く、砂~岩片状を呈する。  
・幅1~2mmの一部に褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9~15	・挟在する粘土はいずれも幅が狭いため、挟在する粘土の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の発達程度を記載。	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
18~20	・粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—



# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
21	15.51~15.74m ・高角度の割れ目が密に発達する。
22	15.53~15.69m ・割れ目が多く、砂状～礫状を呈する。
26	19.69~20.30m ・網目状に割れ目が発達し、礫状を呈する。 ・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
27	20.44~21.61m ・細0.5~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
28	21.93~22.34m ・高～低角度の割れ目が斜交し、角礫状を呈する。
29	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	15.51~15.74m ・高角度の割れ目が密に発達する。
22	15.53~15.69m ・割れ目が多く、砂状～礫状を呈する。
26	19.69~20.30m ・網目状に割れ目が発達し、礫状を呈する。 ・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
27	20.44~21.61m ・細0.5~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
28	21.93~22.34m ・高～低角度の割れ目が斜交し、角礫状を呈する。
29	

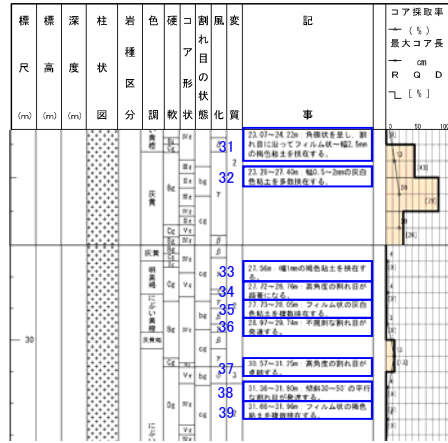
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	15.51~15.74m ・高角度の割れ目が密に発達する。
22	15.53~15.69m ・割れ目が多く、砂状～礫状を呈する。
26	19.69~20.30m ・網目状に割れ目が発達し、礫状を呈する。 ・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
27	20.44~21.61m ・細0.5~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
28	21.93~22.34m ・高～低角度の割れ目が斜交し、角礫状を呈する。
29	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし
23~25	・粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
26	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
27,28	・挟在する粘土はいずれも幅が狭いため、挟在する粘土の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
31. 23.07~24.22m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに、幅0~2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34. 27.72~28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36. 28.97~29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37. 30.57~31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38. 31.36~31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
31. 23.07~24.22m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに、幅0~2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34. 27.72~28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36. 28.97~29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37. 30.57~31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38. 31.36~31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

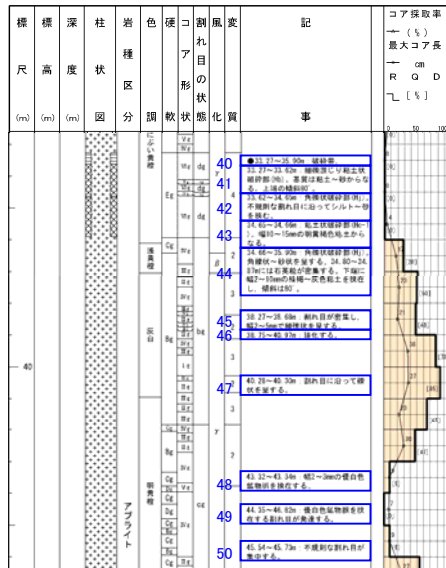
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
31. 23.07~24.22m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに、幅0~2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34. 27.72~28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36. 28.97~29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37. 30.57~31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38. 31.36~31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・表現の見直し(フィルム状→幅0mm)。	変更なし	変更なし
32.33	・粘土を挟み込むが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	・粘土を挟み込むが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・表現の見直し(傾斜30~50° → 中角度)。	変更なし	変更なし
39	・粘土を挟み込むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
40 44	●33.27~35.90m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスがある。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN16° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
45	38.27~38.68m ・割れ目が密集している。 ・幅2~5mmで礫状を呈する。
46	38.75~40.97m ・礫化する。
47	40.28~40.30m ・割れ目に沿って礫状を呈する。
50	45.54~45.73m ・不規則な割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
40 44	●33.27~35.90m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスがある。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN16° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
45	38.27~38.68m ・割れ目が密集している。 ・幅2~5mmで礫状を呈する。
46	38.75~40.97m ・礫化する。
47	40.28~40.30m ・割れ目に沿って礫状を呈する。
50	45.54~45.73m ・不規則な割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

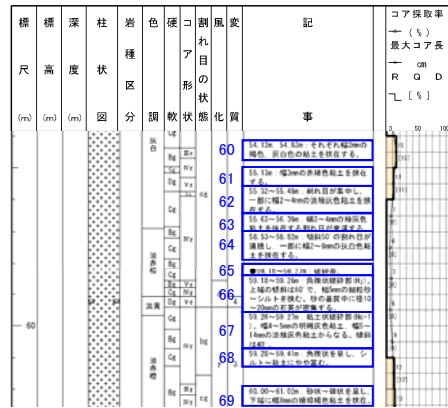
記事	
40 44	●33.27~35.90m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN16° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
45	38.27~38.68m ・割れ目が密集している。 ・幅2~5mmで礫状を呈する。
46	38.75~40.97m ・礫化する。
47	40.28~40.30m ・割れ目に沿って礫状を呈する。
50	45.54~45.73m ・不規則な割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40~44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・“石英粒が密集する”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“割れ目に沿ってシルト～砂を挟む”と記載されているが、シルト～砂の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
45~47	変更なし	変更なし	変更なし
48,49	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
50	変更なし	変更なし	変更なし



# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事
62 55.32~55.48m ・割れ目が発達する。 ・一部に幅2~4mmの淡緑灰色粘土を挟む。
64 58.53~58.82m ・中角度の割れ目が連続する。 ・一部に幅2~6mmの灰白色粘土を挟む。
65 59.18~59.27m (f-br-1-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN31° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。
67 59.28~59.41m ・角礫状を呈し、一部シルト~粘土となる。
68 60.00~61.02m ・砂状~礫状を呈する。
69 61.03~61.05m ・下層に幅3mmの暗緑灰色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
62 55.32~55.48m ・割れ目が発達する。 ・一部に幅2~4mmの淡緑灰色粘土を挟む。
64 58.53~58.82m ・中角度の割れ目が連続する。 ・一部に幅2~6mmの灰白色粘土を挟む。
65 59.18~59.27m (f-br-1-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN31° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。
67 59.28~59.41m ・角礫状を呈し、一部シルト~粘土となる。
68 60.00~61.02m ・砂状~礫状を呈する。
69 61.03~61.05m ・下層に幅3mmの暗緑灰色粘土を挟む。

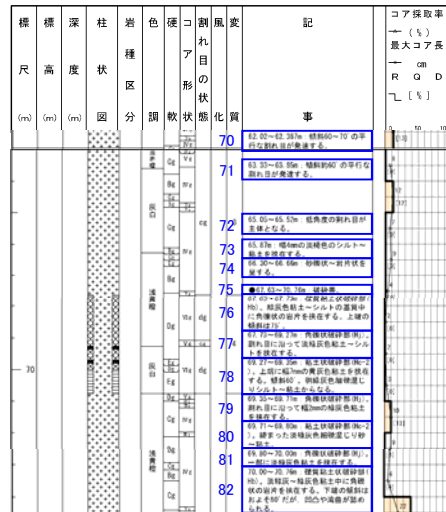
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
62 55.32~55.48m ・割れ目が発達する。 ・一部に幅2~4mmの淡緑灰色粘土を挟む。
64 58.53~58.82m ・中角度の割れ目が連続する。 ・一部に幅2~6mmの灰白色粘土を挟む。
65 59.18~59.27m (f-br-1-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN31° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。
67 59.28~59.41m ・角礫状を呈し、一部シルト~粘土となる。
68 60.00~61.02m ・砂状~礫状を呈する。
69 61.03~61.05m ・下層に幅3mmの暗緑灰色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60,61	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
62	変更なし	変更なし	変更なし
63	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
64	・表現の見直し(傾斜50° → 中角度)。	変更なし	変更なし
65~67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・“石英が密集する”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“細粒砂~シルトを挟む”と記載されているが、細粒砂~シルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

70. 62.02~62.38m, 63.33~63.85m  
・高角度の割れ目が発達する。  
71. 65.05~65.52m  
・低角度の割れ目が発達する。  
72. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
73. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
74. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
75. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
76. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
77. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
78. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
79. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
80. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
81. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
82. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

70. 62.02~62.38m, 63.33~63.85m  
・高角度の割れ目が発達する。  
71. 65.05~65.52m  
・低角度の割れ目が発達する。  
72. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
73. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
74. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
75. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
76. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
77. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
78. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

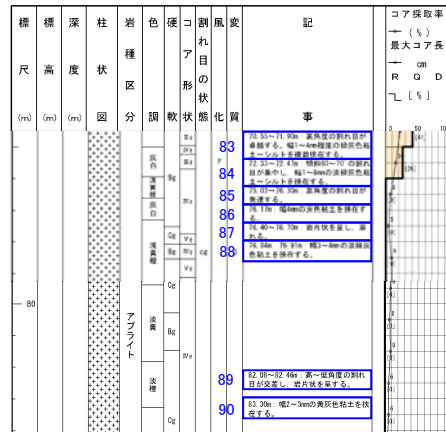
記事

70. 62.02~62.38m, 63.33~63.85m  
・高角度の割れ目が発達する。  
71. 65.05~65.52m  
・低角度の割れ目が発達する。  
72. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
73. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
74. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
75. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
76. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。  
77. 67.63~70.76m (f-br-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅7.5cm  
・走向・傾斜はN42° E64° NWである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は80°である。  
78. 66.30~66.66m  
・割れ目が多く、砂礫状~岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70,71	・表現の見直し(傾斜60~70° →高角度)。	変更なし	変更なし
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・シルト~粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
74	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし
75~82	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・“粘土~シルトを挟在する”、“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土やシルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“凹凸や湾曲が認められる”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

85 75.03～76.30m  
・高角度の割れ目が発達する。

87 76.40～78.70m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

89 82.08～82.46m  
・高～低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

85 75.03～76.30m  
・高角度の割れ目が発達する。

87 76.40～78.70m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

89 82.08～82.46m  
・高～低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

85 75.03～76.30m  
・高角度の割れ目が発達する。

87 76.40～78.70m  
・割れ目が多く、岩片状を呈する。

89 82.08～82.46m  
・高～低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83,84	・割れ目が発達し、粘土～シルトを挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。	—	—
85	変更なし	変更なし	変更なし
86	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
87	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化状況については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
88	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
89	変更なし	変更なし	変更なし
90	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

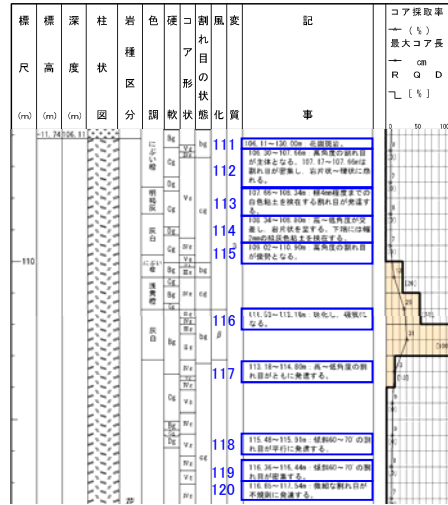






# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

111 106.11~130.00m  
・花崗斑岩である。

112 107.17~107.66m  
・割れ目が密集し、岩片状~礫状を呈する。

114 108.34~108.80m  
・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

116 111.53~113.18m  
・珪化し、硬質になる。

120 116.65~117.54m  
・微細な割れ目が不規則に発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

111 106.11~130.00m  
・花崗斑岩である。

112 107.17~107.66m  
・割れ目が密集し、岩片状~礫状を呈する。

114 108.34~108.80m  
・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

116 111.53~113.18m  
・珪化し、硬質になる。

120 116.65~117.54m  
・微細な割れ目が不規則に発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

111 106.11~130.00m  
・花崗斑岩である。

112 107.17~107.66m  
・割れ目が密集し、岩片状~礫状を呈する。

114 108.34~108.80m  
・高~低角度の割れ目が斜交し、岩片状を呈する。

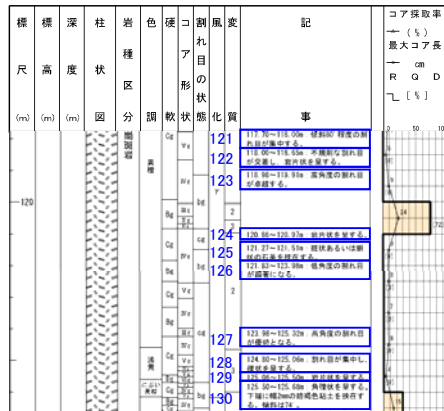
116 111.53~113.18m  
・珪化し、硬質になる。

120 116.65~117.54m  
・微細な割れ目が不規則に発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。	変更なし	変更なし
112	・106.30~107.66mの割れ目の発達については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし
113	・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
114	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
115	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
116	変更なし	変更なし	変更なし
117~119	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
120	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
121 117.70~118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122 118.00~118.65m ・不規則な割れ目が斜交し、岩片状を呈する。
123 118.98~119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125 121.27~121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128 124.80~125.06m ・割れ目が集中し、塊状を呈する。
129 125.06~125.50m ・岩片状を呈する。
130 125.50~125.68m ・角礫状を呈する。 ・下層に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
121 117.70~118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122 118.00~118.65m ・不規則な割れ目が斜交し、岩片状を呈する。
123 118.98~119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125 121.27~121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128 124.80~125.06m ・割れ目が集中し、塊状を呈する。
129 125.06~125.50m ・岩片状を呈する。
130 125.50~125.68m ・角礫状を呈する。 ・下層に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

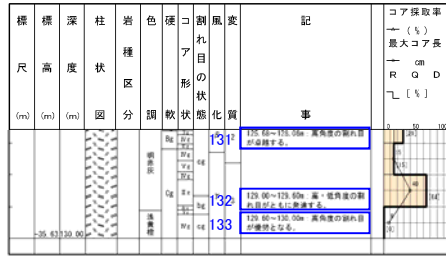
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
121 117.70~118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122 118.00~118.65m ・不規則な割れ目が斜交し、岩片状を呈する。
123 118.98~119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125 121.27~121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128 124.80~125.06m ・割れ目が集中し、塊状を呈する。
129 125.06~125.50m ・岩片状を呈する。
130 125.50~125.68m ・角礫状を呈する。 ・下層に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	・表現の見直し(傾斜80° → 高角度)。	変更なし	変更なし
122	変更なし	変更なし	変更なし
123	変更なし	変更なし	変更なし
124	・岩片状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
125	変更なし	変更なし	変更なし
126,127	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
128	変更なし	変更なし	変更なし
129	変更なし	変更なし	変更なし
130	・境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-1

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
129.60~130.00m  
・高角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
129.60~130.00m  
・高角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
129.60~130.00m  
・高角度の割れ目が発達する。

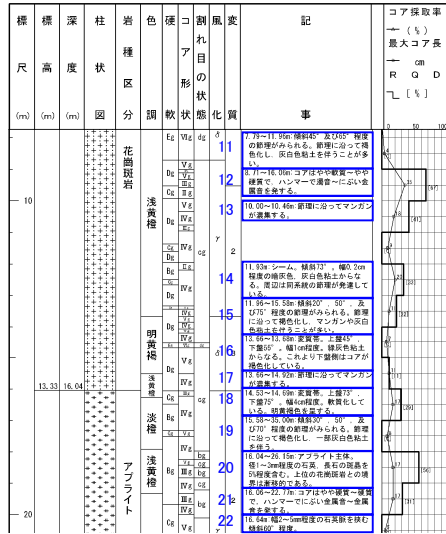
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
132	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
133	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-8

余白



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 12 8.71~16.06m  
・割れ目が多く、角礫状~短柱状を呈する。
- 13 10.00~10.46m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 13.66~13.68m  
・変質している。
- 17 13.66~14.92m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 18 14.53~14.69m  
・変質している。
- 20 16.04~26.15m  
・アブライトが主体である。
- 22 16.64m  
・幅2~5mm程度の石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 12 8.71~16.06m  
・割れ目が多く、角礫状~短柱状を呈する。
- 13 10.00~10.46m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 13.66~13.68m  
・変質している。
- 17 13.66~14.92m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 18 14.53~14.69m  
・変質している。
- 20 16.04~26.15m  
・アブライトが主体である。
- 22 16.64m  
・幅2~5mm程度の石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

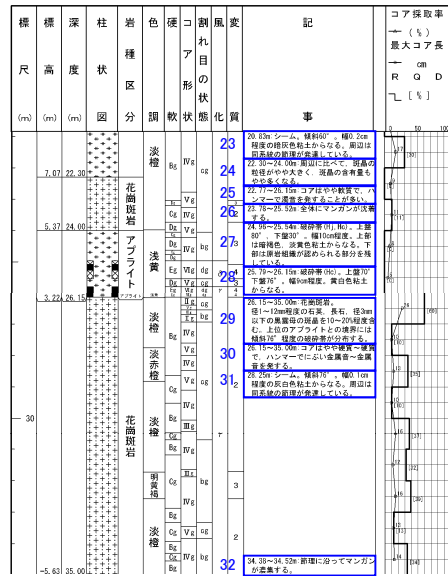
記事

- 12 8.71~16.06m  
・割れ目が多く、角礫状~短柱状を呈する。
- 13 10.00~10.46m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 13.66~13.68m  
・変質している。
- 17 13.66~14.92m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 18 14.53~14.69m  
・変質している。
- 20 16.04~26.15m  
・アブライトが主体である。
- 22 16.64m  
・幅2~5mm程度の石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
12	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDの変動が見られることから、“コア形状”欄に基づき角礫~短柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-193頁)。	-	-
15	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
16	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、破砕部の区間を除きいずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
20	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
22	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)



審査資料  
(平成29年12月22日)



審査資料案

記事	
24	22.30~24.00m ・花崗斑岩である。
26	23.78~25.52m ・全体にマンガンが沈着する。 ●24.96~26.15m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部からなる。
27	26.15~35.00m ・暗褐色の未固結粘土状部、累計幅10.0cm ・走向・傾斜はN5° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は76°である。
28	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
29	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
32	34.38~34.52m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
24	22.30~24.00m ・花崗斑岩である。
26	23.78~25.52m ・全体にマンガンが沈着する。 ●24.96~26.15m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部からなる。
27	26.15~35.00m ・暗褐色の未固結粘土状部、累計幅10.0cm ・走向・傾斜はN5° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は76°である。
28	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
29	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
32	34.38~34.52m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
24	22.30~24.00m ・花崗斑岩である。
26	23.78~25.52m ・全体にマンガンが沈着する。 ●24.96~26.15m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄色の固結礫状部からなる。
27	26.15~35.00m ・暗褐色の未固結粘土状部、累計幅10.0cm ・走向・傾斜はN5° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は76°である。
28	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
29	26.15~35.00m ・花崗斑岩である。
32	34.38~34.52m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-194頁)。	—	—
24	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
25	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
26	変更なし	変更なし	変更なし
27,28	・報告書から申請書提出までに行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、高角度の割れ目が連続していることから、一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・誤記修正(浅黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部→浅黄色の固結礫状部、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・誤記修正(暗褐色の未固結粘土状部→暗褐色～黄白色の未固結粘土状部、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
29	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の破砕帯の記載については、記事No.27で別途説明しているため削除。	変更なし	変更なし
30	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
31	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-195頁)。	—	—
32	変更なし	変更なし	変更なし

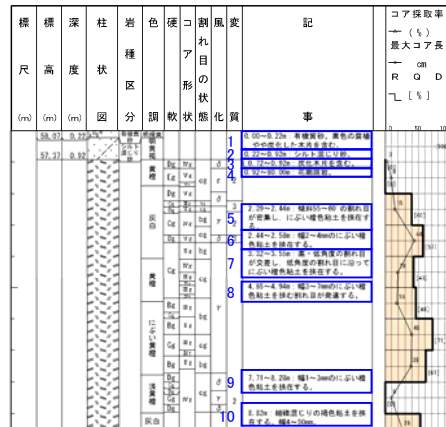
余白

**H27-Br-2**

余白

# H27-Br-2

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事	
1	0.00~0.22m ・有機質砂である。 ・腐植や木片を含む。
2	0.22~0.92m ・シルト混じり砂である。 ・炭化木片を含む。
3	0.92~80.00m ・花崗岩である。
4	2.39~2.44m ・中～高角度の割れ目が発達する。 ・にぶい橙色粘土を挟む。
5	
10	8.82m ・褐色の細粒混じりの粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.22m ・有機質砂である。 ・腐植や木片を含む。
2	0.22~0.92m ・シルト混じり砂である。 ・炭化木片を含む。
3	0.92~80.00m ・花崗岩である。
4	2.39~2.44m ・中～高角度の割れ目が発達する。 ・にぶい橙色粘土を挟む。
5	
10	8.82m ・褐色の細粒混じりの粘土を挟む。

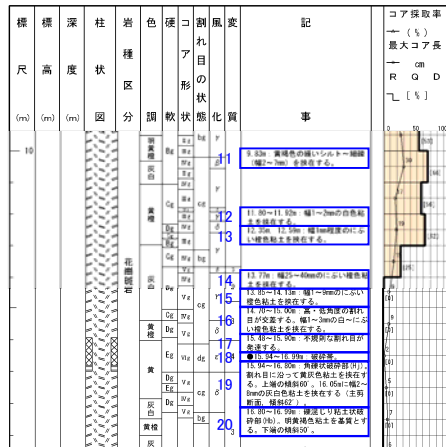
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.22m ・有機質砂である。 ・腐植や木片を含む。
2	0.22~0.92m ・シルト混じり砂である。 ・炭化木片を含む。
3	0.92~80.00m ・花崗岩である。
4	2.39~2.44m ・中～高角度の割れ目が発達する。 ・にぶい橙色粘土を挟む。
5	
10	8.82m ・褐色の細粒混じりの粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・腐植の色調、木片の炭化の程度の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2,3	・炭化木片を含む区間の深度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・記載の統一化(傾斜55~60° → 中～高角度)。	変更なし	変更なし
6	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
7	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
8	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
9	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
10	・粘土の幅の記載については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-2

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
14.70~15.00m
16
17
18
20

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
14.70~15.00m
16
17
18
20

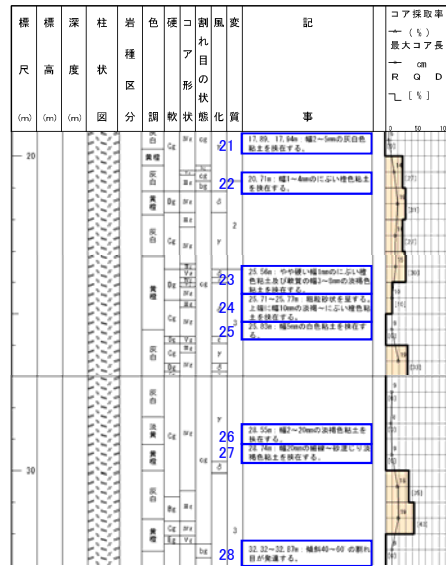
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
14.70~15.00m
16
17
18
20

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
12	・粘土を挟在するが、系統的でなく連続性に乏しいことから削除。	—	—
13	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
14	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないこと、また、ポアホールテレビでは、連続性に乏しく幅も狭いことから削除。	—	—
15	・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。 ・一部の粘土については、ポアホールテレビを確認し掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18~20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> <li>・“主剪断面”との記載については、最新活動面を示したものであり、最新活動面位置については、性状一覧表に示し、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H27-Br-2

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

24 25.71～25.77m  
・粗粒砂状を呈する。  
・上端に幅10mmの淡褐色～にぶい橙色粘土を挟む。

27 28.74m  
・幅20mmの淡褐色の細礫～砂混じり粘土を挟む。

28 32.32～32.87m  
・中角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

24 25.71～25.77m  
・粗粒砂状を呈する。  
・上端に幅10mmの淡褐色～にぶい橙色粘土を挟む。

27 28.74m  
・幅20mmの淡褐色の細礫～砂混じり粘土を挟む。

28 32.32～32.87m  
・中角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

24 25.71～25.77m  
・粗粒砂状を呈する。  
・上端に幅10mmの淡褐色～にぶい橙色粘土を挟む。

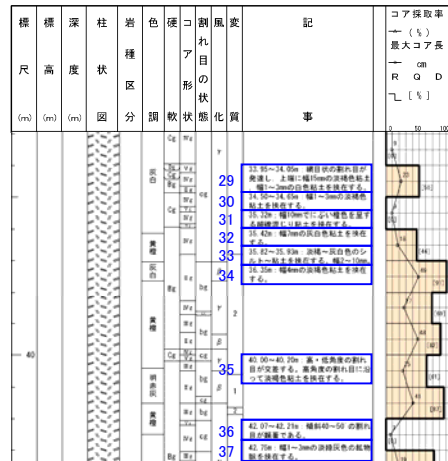
27 28.74m  
・幅20mmの淡褐色の細礫～砂混じり粘土を挟む。

28 32.32～32.87m  
・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
22	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
23	・粘土については、ボアホールテレビを確認し掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
26	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・記載の統一化(傾斜40～60° → 中角度)。	変更なし	変更なし

# H27-Br-2

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

33. 95~34. 05m  
・網目状の割れ目が発達する。  
・上層に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1~3mmの白色を呈する粘土を挟む。  
35. 82~35. 93m  
・淡褐~灰白色を呈するシルト~粘土を挟む

40. 00~40. 20m  
・高、低角度の割れ目が斜交する。  
・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈する粘土を挟む。  
42. 07~42. 21m  
・中角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

33. 95~34. 05m  
・網目状の割れ目が発達する。  
・上層に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1~3mmの白色を呈する粘土を挟む。  
35. 82~35. 93m  
・淡褐~灰白色を呈するシルト~粘土を挟む

40. 00~40. 20m  
・高、低角度の割れ目が斜交する。  
・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈する粘土を挟む。  
42. 07~42. 21m  
・中角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

33. 95~34. 05m  
・網目状の割れ目が発達する。  
・上層に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1~3mmの白色を呈する粘土を挟む。  
35. 82~35. 93m  
・淡褐~灰白色を呈するシルト~粘土を挟む

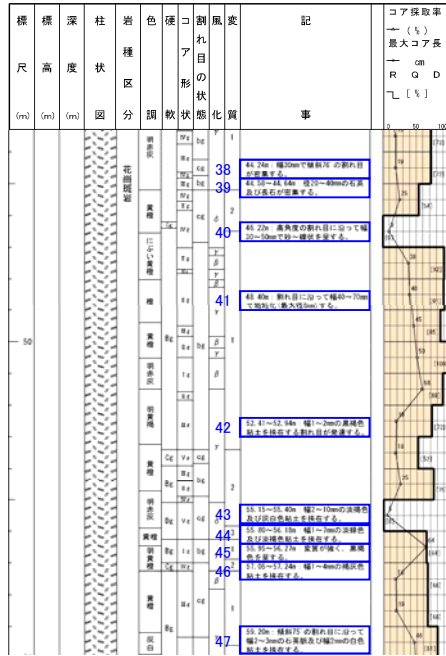
40. 00~40. 20m  
・高、低角度の割れ目が斜交する。  
・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈する粘土を挟む。  
42. 07~42. 21m  
・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・粘土を挟在するが、連続性及直線性に乏しいことから削除。	—	—
31	・細礫混じり粘土を挟在するが、連続性及直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
32	・粘土を挟在するが、連続性及直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
34	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・記載の統一化(傾斜40~50° → 中角度)。	変更なし	変更なし
37	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—



# H27-Br-2

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
38	44. 24m ・高角度の割れ目が発達する。
39	44. 55～44. 64m ・径20～40mmの石英及び長石が密集する。
40	46. 22m ・高角度の割れ目に沿って、砂～礫状を呈する。
45	55. 95～56. 27m ・変質しており、黒褐色を呈する。
47	59. 20m ・高角度の割れ目に沿って幅2～3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
38	44. 24m ・高角度の割れ目が発達する。
39	44. 55～44. 64m ・径20～40mmの石英及び長石が密集する。
40	46. 22m ・高角度の割れ目に沿って、砂～礫状を呈する。
45	55. 95～56. 27m ・変質しており、黒褐色を呈する。
47	59. 20m ・高角度の割れ目に沿って幅2～3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
38	44. 24m ・高角度の割れ目が発達する。
39	44. 55～44. 64m ・径20～40mmの石英及び長石が密集する。
40	46. 22m ・高角度の割れ目に沿って、砂～礫状を呈する。
45	55. 95～56. 27m ・変質しており、黒褐色を呈する。
47	59. 20m ・高角度の割れ目に沿って幅2～3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・記載の統一化(傾斜76°→高角度)。 ・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
41	・粗粒化の記載については、花崗斑岩の斑晶に関する補足的なものであるため削除。	—	—
42	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の発達状況については、RQD及び最大コア長で表示することで削除。	—	—
43	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
44	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
47	・記載の統一化(傾斜75°→高角度)。	変更なし	変更なし

# H27-Br-2

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	化	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										L (%)
									48	60.85~61.10m 軟質で隙混じり砂状を呈する。上部に幅1~3mmのぶい褐色を呈する粘土を挟む。
									49	61.68~62.40m 網目状に割れ目が発達する。一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
									50	62.45~62.74m 高角度の割れ目を呈する。
									51	63.35~63.96m 高角度の割れ目が発達する。
									52	67.51m 砂、細礫及び褐色粘土を挟む。
									53	64.90m 幅10mの褐色粘土を挟む。
									54	67.51m 幅4mで砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
60.85~61.10m 48 軟質で隙混じり砂状を呈する。 ・上部に幅1~3mmのぶい褐色を呈する粘土を挟む。
61.68~62.40m 49 網目状に割れ目が発達する。 ・一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
62.45~62.74m 51 高角度の割れ目を呈する。
63.35~63.96m 52 高角度の割れ目が発達する。
67.51m 54 砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
60.85~61.10m 48 軟質で隙混じり砂状を呈する。 ・上部に幅1~3mmのぶい褐色を呈する粘土を挟む。
61.68~62.40m 49 網目状に割れ目が発達する。 ・一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
62.45~62.74m 51 高角度の割れ目を呈する。
63.35~63.96m 52 高角度の割れ目が発達する。
67.51m 54 砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

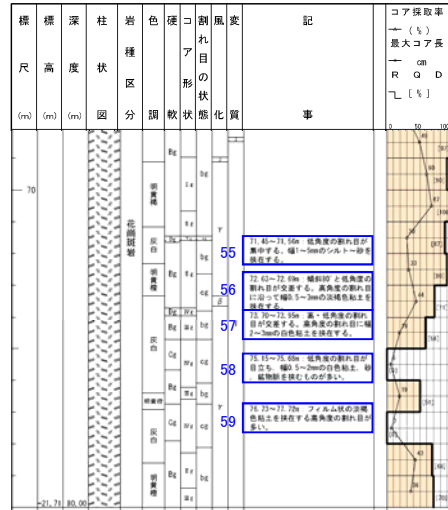
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
60.85~61.10m 48 軟質で隙混じり砂状を呈する。 ・上部に幅1~3mmのぶい褐色を呈する粘土を挟む。
61.68~62.40m 49 網目状に割れ目が発達する。 ・一部に幅0.5~3mmの褐色~灰色粘土を挟む。
62.45~62.74m 51 高角度の割れ目を呈する。
63.35~63.96m 52 高角度の割れ目が発達する。
67.51m 54 砂、細礫及び褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	変更なし	変更なし	変更なし
50	・粘土混じり砂状を呈するが、粘土や砂の連続性に乏しいことから削除。	—	—
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
53	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
54	・幅については、ばらつきがあることから削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-2

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
55	71.45~71.56m ・低角度の割れ目が発達する。 ・シルト~砂を挟む。
56	72.63~72.69m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って幅0.5~3mmの淡褐色粘土を挟む。
57	73.70~73.95m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に幅2~3mmの白色粘土を挟む。
59	76.73~77.72m ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
55	71.45~71.56m ・低角度の割れ目が発達する。 ・シルト~砂を挟む。
56	72.63~72.69m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って幅0.5~3mmの淡褐色粘土を挟む。
57	73.70~73.95m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に幅2~3mmの白色粘土を挟む。
59	76.73~77.72m ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
55	71.45~71.56m ・低角度の割れ目が発達する。 ・シルト~砂を挟む。
56	72.63~72.69m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って幅0.5~3mmの淡褐色粘土を挟む。
57	73.70~73.95m ・高、低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に幅2~3mmの白色粘土を挟む。
59	76.73~77.72m ・高角度の割れ目に沿って、淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
55	・幅については、ばらつきがあることから削除。	変更なし	変更なし
56	・記載の統一化(傾斜80°→高角度)。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜や鉱物脈の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし

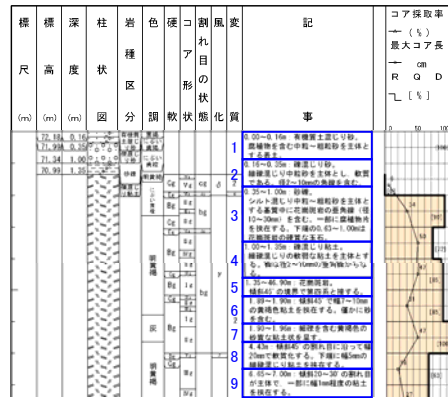
余白

**H27-Br-8**

余白

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
1 0.00~0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16~0.35m ・礫混じり砂である。
3 0.35~1.00m ・砂礫である。
4 1.00~1.35m ・礫混じり粘土である。
5 1.35~46.90m ・花崗岩である。
6 65~7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に幅1mm程度の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16~0.35m ・礫混じり砂である。
3 0.35~1.00m ・砂礫である。
4 1.00~1.35m ・礫混じり粘土である。
5 1.35~46.90m ・花崗岩である。
6 65~7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に幅1mm程度の粘土を挟む。

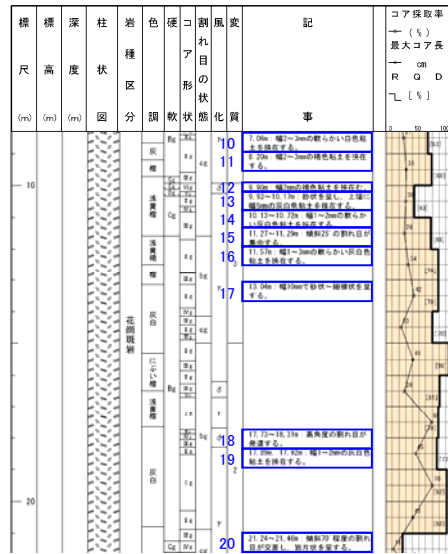
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16~0.35m ・礫混じり砂である。
3 0.35~1.00m ・砂礫である。
4 1.00~1.35m ・礫混じり粘土である。
5 1.35~46.90m ・花崗岩である。
6 65~7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に幅1mm程度の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植物、粒度については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、硬軟、礫径、円磨度については削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫種、円磨度、礫径、腐植物片については削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度については削除。	変更なし	変更なし
5	・境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6.7	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
8	・割れ目沿いに軟質化粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
9	・表現の見直し(傾斜20~30° →低角度)。	変更なし	変更なし

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
10 14	7.06~10.72m ・ 割れ目沿いに白~褐色を呈する粘土を挟む。 ・ 一部砂状を呈する。
15	11.27~11.29m ・ 低角度の割れ目が発達する。
17	13.04m ・ 砂状~細礫状を呈する。
18	17.73~18.31m ・ 高角度の割れ目が発達する。
20	21.24~21.46m ・ 高角度の割れ目が斜交する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
10 14	7.06~10.72m ・ 割れ目沿いに白~褐色を呈する粘土を挟む。 ・ 一部砂状を呈する。
15	11.27~11.29m ・ 低角度の割れ目が発達する。
17	13.04m ・ 砂状~細礫状を呈する。
18	17.73~18.31m ・ 高角度の割れ目が発達する。
20	21.24~21.46m ・ 高角度の割れ目が斜交する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

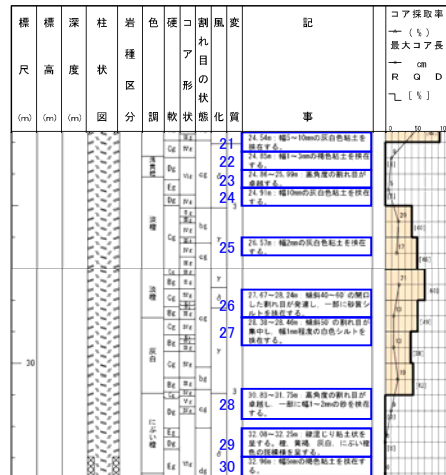
記 事	
10 14	7.06~10.72m ・ 割れ目沿いに白~褐色を呈する粘土を挟む。 ・ 一部砂状を呈する。
15	11.27~11.29m ・ 低角度の割れ目が発達する。
17	13.04m ・ 砂状~細礫状を呈する。
18	17.73~18.31m ・ 高角度の割れ目が発達する。
20	21.24~21.46m ・ 高角度の割れ目が斜交する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
10~14	・粘土の挟在について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
15	・表現の見直し(傾斜25° →低角度)。	変更なし	変更なし
16	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
17	・砂状~細礫状の区間の幅について、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	変更なし	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
20	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし



# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

23 24. 86~25. 99m  
・高角度の割れ目が発達する。  
24. 91m, 26. 57m  
・幅2~10mmの灰白色粘土を挟む。  
26 27. 67~28. 24m  
・中角度の開口した割れ目が発達する。  
27 28. 38~28. 46m  
・中角度の割れ目が発達する。  
28 30. 83~32. 96m  
・高角度の割れ目が発達する。  
30

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

23 24. 86~25. 99m  
・高角度の割れ目が発達する。  
24. 91m, 26. 57m  
・幅2~10mmの灰白色粘土を挟む。  
26 27. 67~28. 24m  
・中角度の開口した割れ目が発達する。  
27 28. 38~28. 46m  
・中角度の割れ目が発達する。  
28 30. 83~32. 96m  
・高角度の割れ目が発達する。  
30

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

23 24. 86~25. 99m  
・高角度の割れ目が発達する。  
24. 91m, 26. 57m  
・幅2~10mmの灰白色粘土を挟む。  
26 27. 67~28. 24m  
・中角度の開口した割れ目が発達する。  
27 28. 38~28. 46m  
・中角度の割れ目が発達する。  
28 30. 83~32. 96m  
・高角度の割れ目が発達する。  
30

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	-	-
22	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
23	変更なし	変更なし	変更なし
24,25	・粘土の挟在について一括記載。	変更なし	変更なし
26	・表現の見直し(傾斜40~60° → 中角度)。 ・砂質シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
27	・表記の見直し(傾斜50° → 中角度)。 ・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
28~30	・高角度の割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・一部割れ目に砂を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 ・一部で礫混じり粘土状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	削	化	事
									31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
31 34 35 36 38 39

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
31 34 35 36 38 39

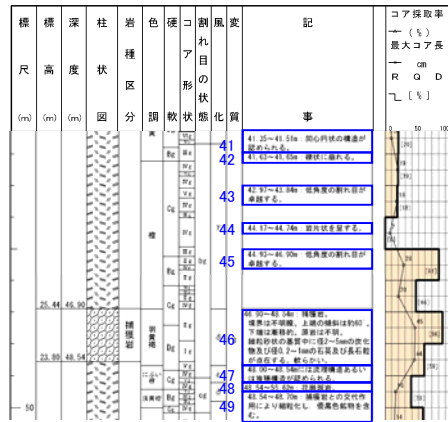
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
31 34 35 36 38 39

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31～34	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、幅15mmの粘土を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	変更なし
36～38	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂状～礫状について、区間を統合して一括記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>風化の程度及び硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	-	-

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

42 41.63~46.90m  
・低角度の割れ目が発達する。  
・一部、礫状及び岩片状を呈する。

45

46 46.90~48.54m  
・捕獲岩である。  
・境界は不明瞭である。

48 48.54~55.53m  
・花崗斑岩である。

49 48.54~48.70m  
・細粒な暗黒色鉱物を含む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

42 41.63~46.90m  
・低角度の割れ目が発達する。  
・一部、礫状及び岩片状を呈する。

45

46 46.90~48.54m  
・捕獲岩である。  
・境界は不明瞭である。

48 48.54~55.53m  
・花崗斑岩である。

49 48.54~48.70m  
・細粒な暗黒色鉱物を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

42 41.63~46.90m  
・低角度の割れ目が発達する。  
・一部、礫状及び岩片状を呈する。

45

46 46.90~48.54m  
・捕獲岩である。  
・境界は不明瞭である。

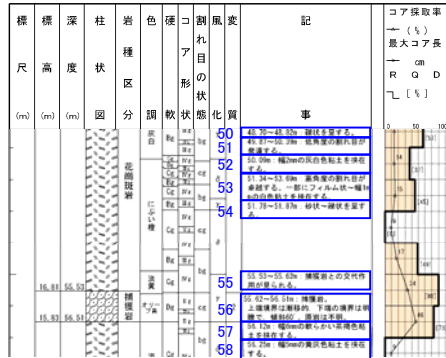
48 48.54~55.53m  
・花崗斑岩である。

49 48.54~48.70m  
・細粒な暗黒色鉱物を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・同心円状の構造については、補足的なものであるため削除。	-	-
42~45	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
46	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
47	・流理構造、堆積構造については、補足的なものであるため削除。	-	-
48	・誤記修正(48.54~55.62m→48.54~55.53m)	変更なし	変更なし
49	・捕獲岩との交代作用については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
50, 51, 53, 54	48.70~53.69m ・低、高角度の割れ目が発達する。 ・上端部は礫状を呈する。 51.78~51.87m ・砂状~礫状を呈する。
55, 56	55.53~56.51m ・捕獲岩であり、原岩不明である。 ・上端境界は漸移的、下端境界は明瞭である

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
50, 51, 53, 54	48.70~53.69m ・低、高角度の割れ目が発達する。 ・上端部は礫状を呈する。 51.78~51.87m ・砂状~礫状を呈する。
55, 56	55.53~56.51m ・捕獲岩であり、原岩不明である。 ・上端境界は漸移的、下端境界は明瞭である

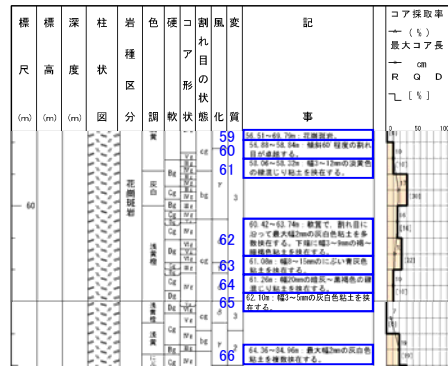
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
50, 51, 53, 54	48.70~53.69m ・低、高角度の割れ目が発達する。 ・上端部は礫状を呈する。 51.78~51.87m ・砂状~礫状を呈する。
55, 56	55.53~56.51m ・捕獲岩であり、原岩不明である。 ・上端境界は漸移的、下端境界は明瞭である

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50,51,53	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
52	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
54	変更なし	変更なし	変更なし
55,56	・捕獲岩及び捕獲岩との交代作用について、区間を統合して一括記載。 ・境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
58	・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

59 56.51~69.79m  
・花崗岩盤である。  
60. 56.88~58.84m  
・高角度の割れ目が発達する。  
61 一部幅3~12mmで淡黄色緑混じり粘土を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

59 56.51~69.79m  
・花崗岩盤である。  
60. 56.88~58.84m  
・高角度の割れ目が発達する。  
61 一部幅3~12mmで淡黄色緑混じり粘土を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

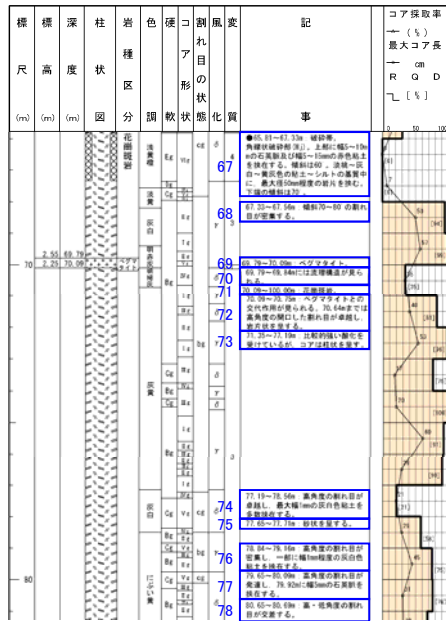
記事

59 56.51~69.79m  
・花崗岩盤である。  
60. 56.88~58.84m  
・高角度の割れ目が発達する。  
61 一部幅3~12mmで淡黄色緑混じり粘土を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
59	変更なし	変更なし	変更なし
60,61	・割れ目の発達する区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・表現の見直し(傾斜60°→高角度)。	変更なし	変更なし
62~65	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
66	・粘土を複数挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
67	●65.81~67.33m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN23° E56° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。
68	67.33~67.56m ・高角度の割れ目が発達する。
69	69.79~70.09m ・ペグマタイトである。
70	69.79~69.84m ・流理構造が見られる。
71	70.09~100.00m ・花崗岩である。
73	71.35~77.19m ・強い酸化を受けている。
74	77.19~78.56m ・高角度の割れ目が発達する。
75	77.65~77.71m ・砂状を呈する。
76	78.84~79.16m ・高角度の割れ目が発達する。
77	79.65~80.09m ・高角度の割れ目が発達する。 ・79.92mに幅5cmの石英脈を挟む。
78	80.65~80.69m ・高、低角度の割れ目が斜交する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
67	●65.81~67.33m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN23° E56° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。
68	67.33~67.56m ・高角度の割れ目が発達する。
69	69.79~70.09m ・ペグマタイトである。
70	69.79~69.84m ・流理構造が見られる。
71	70.09~100.00m ・花崗岩である。
73	71.35~77.19m ・強い酸化を受けている。
74	77.19~78.56m ・高角度の割れ目が発達する。
75	77.65~77.71m ・砂状を呈する。
76	78.84~79.16m ・高角度の割れ目が発達する。
77	79.65~80.09m ・高角度の割れ目が発達する。 ・79.92mに幅5cmの石英脈を挟む。
78	80.65~80.69m ・高、低角度の割れ目が斜交する。

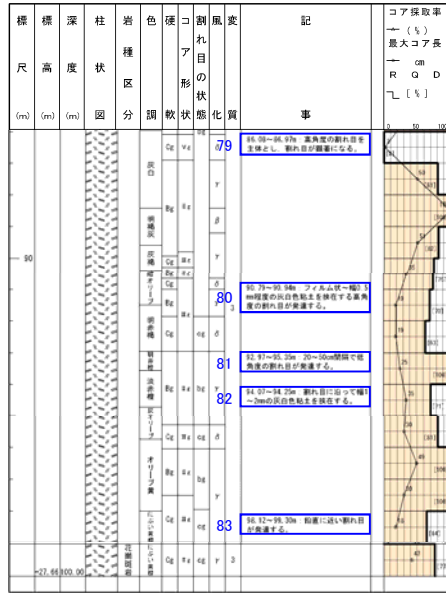
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
67	●65.81~67.33m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN23° E56° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は70°である。
68	67.33~67.56m ・高角度の割れ目が発達する。
69	69.79~70.09m ・ペグマタイトである。
70	69.79~69.84m ・流理構造が見られる。
71	70.09~100.00m ・花崗岩である。
73	71.35~77.19m ・強い酸化を受けている。
74	77.19~78.56m ・高角度の割れ目が発達する。
75	77.65~77.71m ・砂状を呈する。
76	78.84~79.16m ・高角度の割れ目が発達する。
77	79.65~80.09m ・高角度の割れ目が発達する。 ・79.92mに幅5cmの石英脈を挟む。
78	80.65~80.69m ・高、低角度の割れ目が斜交する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・石英脈については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
68	・表現の見直し（傾斜70~80° →高角度）。	変更なし	変更なし
69,70	変更なし	変更なし	変更なし
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペグマタイトとの交代作用については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	-	-
73	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
74	・粘土を挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
75	変更なし	変更なし	変更なし
76	・粘土の挟在の記載については、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
77	変更なし	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-8

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

79 86.08~86.97m  
・高角度の割れ目が発達する。

81 92.97~95.35m  
・低角度の割れ目が発達する。

83 98.12~99.30m  
・鉛直に近い割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

79 86.08~86.97m  
・高角度の割れ目が発達する。

81 92.97~95.35m  
・低角度の割れ目が発達する。

83 98.12~99.30m  
・鉛直に近い割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

79 86.08~86.97m  
・高角度の割れ目が発達する。

81 92.97~95.35m  
・低角度の割れ目が発達する。

83 98.12~99.30m  
・鉛直に近い割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
79	変更なし	変更なし	変更なし
80	・割れ目が発達し、一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
81	・割れ目間隔については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
82	・粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
83	変更なし	変更なし	変更なし

余白



**H24-B14-1**

余白

# H24-B14-1

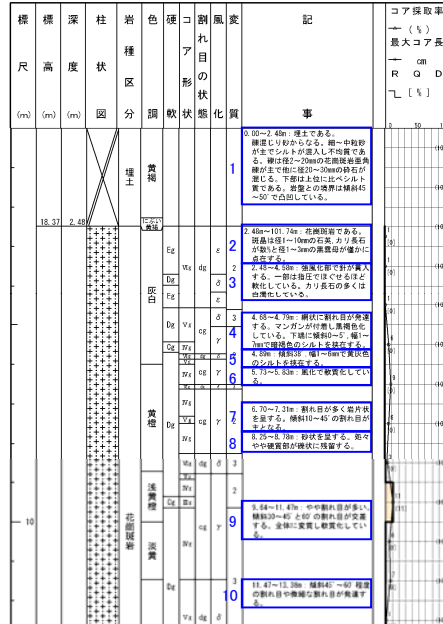
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 0.00~2.48m ・埋土である。
2 2.48~101.74m ・花崗斑岩である。
3 2.48~4.56m ・強風化部である。
6 5.73~5.83m ・強風化部である。
7 6.70~7.31m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~2.48m ・埋土である。
2 2.48~101.74m ・花崗斑岩である。
3 2.48~4.56m ・強風化部である。
6 5.73~5.83m ・強風化部である。
7 6.70~7.31m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~2.48m ・埋土である。
2 2.48~101.74m ・花崗斑岩である。
3 2.48~4.56m ・強風化部である。
6 5.73~5.83m ・強風化部である。
7 6.70~7.31m ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子、境界傾斜に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし
3	・長石の白濁化については、風化・変質に関する補足的なものであることから、削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
4	・シルトを挟在し、割れ目が発達するが、シルトの直線性に乏しく、割れ目の発達が一時的なことから削除。 ・色調の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
5	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“コア形状”欄に基づき砂~角礫状と記載。	変更なし	変更なし
8	・細粒化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
9	・硬軟及び割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
10	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—

# H24-B14-1

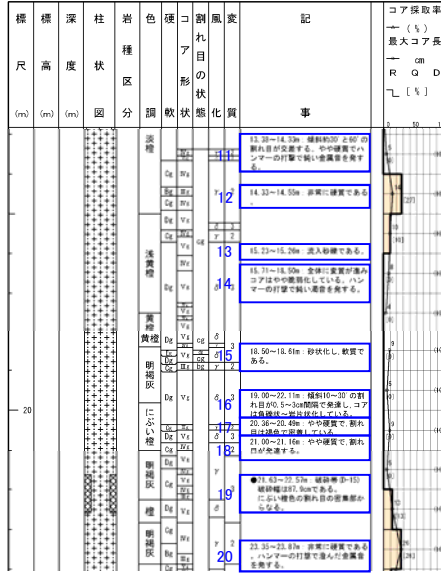
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事

12 14.33~14.55m  
・非常に硬質で、短柱状を呈する。

15 18.50~18.61m  
・砂状を呈する。

19 ●21.63~22.57m(D-15破砕帯)  
・破砕部である。  
・にぶい橙色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN25° E67° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

12 14.33~14.55m  
・非常に硬質で、短柱状を呈する。

15 18.50~18.61m  
・砂状を呈する。

19 ●21.63~22.57m(D-15破砕帯)  
・破砕部である。  
・にぶい橙色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN25° E67° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

12 14.33~14.55m  
・非常に硬質で、短柱状を呈する。

15 18.50~18.61m  
・砂状を呈する。

19 ●21.63~22.57m(D-15破砕帯)  
・破砕部である。  
・にぶい橙色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN25° E67° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・硬軟、割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
12	・“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	・流入砂礫については、割れ目を充填したものであるため削除。	—	—
14	・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
15	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
17	・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
19	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
20	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

# H24-B14-1

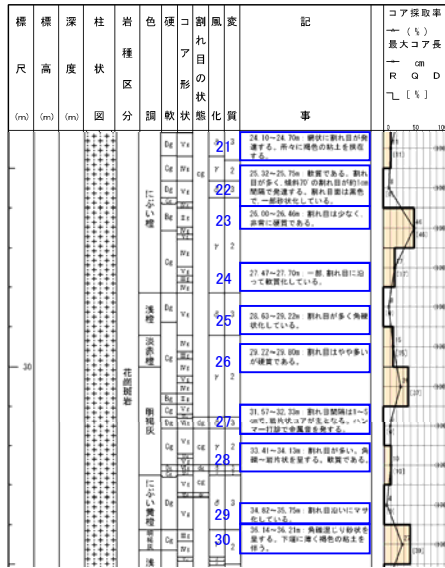
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
-----

22 25.32~25.75m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

25 28.63~29.22m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

27, 31.57~34.13m  
28 割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
-----

22 25.32~25.75m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

25 28.63~29.22m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

27, 31.57~34.13m  
28 割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
-----

22 25.32~25.75m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

25 28.63~29.22m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

27, 31.57~34.13m  
28 割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
21	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でないことから削除。	—	—
22	・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目沿いに砂状化するが、連続性に乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため削除。	—	—
24	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
27, 28	・RQDが周囲と比べ低いため、割れ目の多い区間を一括記載。	変更なし	変更なし
29	・割れ目沿いにマサ化するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
30	・割れ目沿いに角礫混じり砂状化、粘土状化するが、粘土は連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H24-B14-1

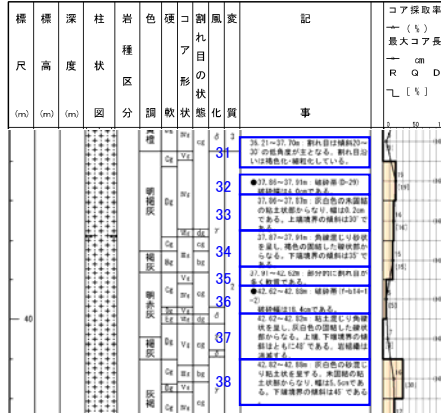
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事

●37.86~37.91m(D-29破砕帯)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.2cm  
・走向・傾斜はN37° E88° NWである。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は35°である。

●42.62~42.88m(f-b14-1-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に灰白色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅5.5cm  
・走向・傾斜はN22° E81° Wである。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事

●37.86~37.91m(D-29破砕帯)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.2cm  
・走向・傾斜はN37° E88° NWである。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は35°である。

●42.62~42.88m(f-b14-1-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に灰白色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅5.5cm  
・走向・傾斜はN22° E81° Wである。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事

●37.86~37.91m(D-29破砕帯)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.2cm  
・走向・傾斜はN37° E88° NWである。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は35°である。

●42.62~42.88m(f-b14-1-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に灰白色の固結礫状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部。累計幅5.5cm  
・走向・傾斜はN22° E81° Wである。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は45°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目沿いに細粒化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
32~34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度、軟質については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。</li> </ul>	—	—
36~38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“岩組織は消滅する”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H24-B14-1

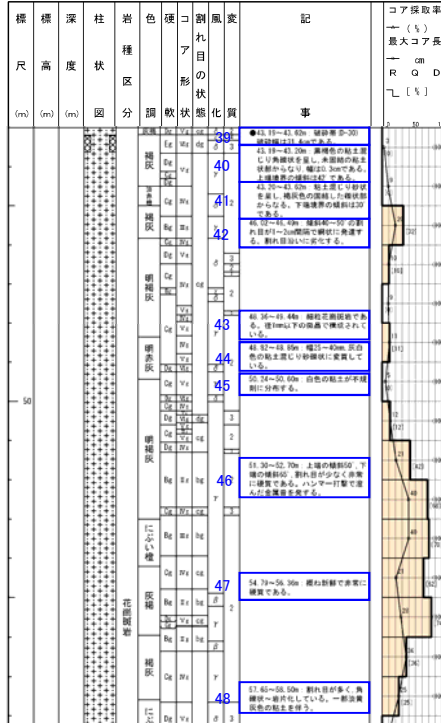
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事

●43.19~43.62m(D-30破砕帯)  
・破砕帯である。  
・主に緑灰色の固結礫状部からなる。  
・黒褐色の未固結粘土状部 累計幅0.3cm  
・走向・傾斜はN43° E77° SEである。  
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は30°である。

44 48.82~48.85m  
・変質が著しく、緑灰色に変色する。

48 67.65~68.50m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

●43.19~43.62m(D-30破砕帯)  
・破砕帯である。  
・主に緑灰色の固結礫状部からなる。  
・黒褐色の未固結粘土状部 累計幅0.3cm  
・走向・傾斜はN43° E77° SEである。  
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は30°である。

44 48.82~48.85m  
・変質が著しく、緑灰色に変色する。

48 67.65~68.50m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

●43.19~43.62m(D-30破砕帯)  
・破砕帯である。  
・主に緑灰色の固結礫状部からなる。  
・黒褐色の未固結粘土状部 累計幅0.3cm  
・走向・傾斜はN43° E77° SEである。  
・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は30°である。

44 48.82~48.85m  
・変質が著しく、緑灰色に変色する。

48 67.65~68.50m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39~41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度及び劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。</li> </ul>	—	—
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区間の幅については、ばらつきがあることから削除。</li> <li>・性状については、不均質であることから削除。</li> <li>・色調については、コア写真に基づき緑灰色と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。</li> </ul>	—	—
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の見直し(岩片→角礫状→角礫状)。</li> <li>・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H24-B14-1

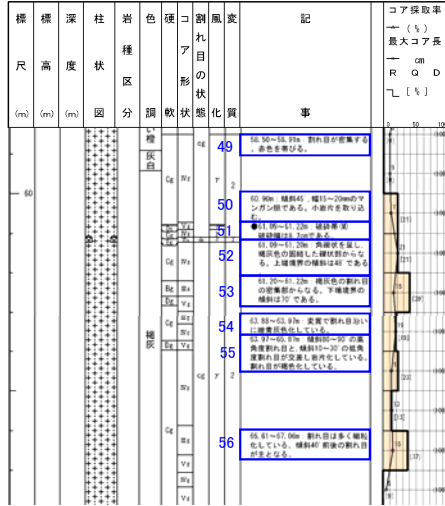
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
-----

- 51 ●61.09～61.22m(M破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E34° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は70°である。
- 53
- 54 ●63.88～63.97m  
・変質で割れ目沿いに暗青灰色に変色する。
- 56 ●66.61～67.06m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
-----

- 51 ●61.09～61.22m(M破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E34° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は70°である。
- 53
- 54 ●63.88～63.97m  
・変質で割れ目沿いに暗青灰色に変色する。
- 56 ●66.61～67.06m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
-----

- 51 ●61.09～61.22m(M破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E34° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は70°である。
- 53
- 54 ●63.88～63.97m  
・変質で割れ目沿いに暗青灰色に変色する。
- 56 ●66.61～67.06m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。</li> <li>・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-
51～53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・破砕帯については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。</li> <li>・低角度割れ目と高角度割れ目が交差するが、低角度割れ目に変位がないことから削除。</li> <li>・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし



# H24-B14-1

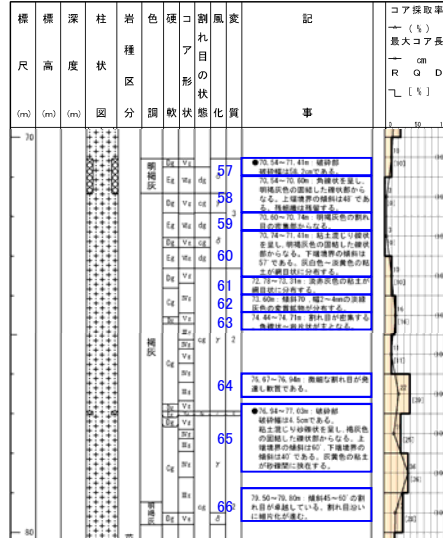
設置許可申請書  
(平成27年11月)



審査資料  
(平成29年12月22日)



委託報告書  
(平成30年)



審査資料案



- 70.54~71.41m  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・明褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E85° Wである。  
・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は57°である。
- 74.44~74.71m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 76.67~76.94m  
・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
- 76.94~77.03m  
・破砕部である。  
・褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN7° E74° Eである。  
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)



- 70.54~71.41m  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・明褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E85° Wである。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は57°である。
- 74.44~74.71m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 76.67~76.94m  
・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
- 76.94~77.03m  
・破砕部である。  
・褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN7° E74° Eである。  
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)



- 70.54~71.41m  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・明褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E85° Wである。  
・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は57°である。
- 74.44~74.71m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。
- 76.67~76.94m  
・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。
- 76.94~77.03m  
・破砕部である。  
・褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN7° E74° Eである。  
・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は40°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57~60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“残組織は残留する”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・原岩組織と書くべきところを誤って残組織と記載。</li> <li>・“粘土が網目状に分布する”と記載されているが、粘土の直線性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の見直し(角礫状~岩片状→角礫状)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“コア形状”欄に基づき砂~角礫状と記載。</li> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“粘土を砂礫間に挟在する”と記載されているが、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。</li> </ul>	—	—

# H24-B14-1

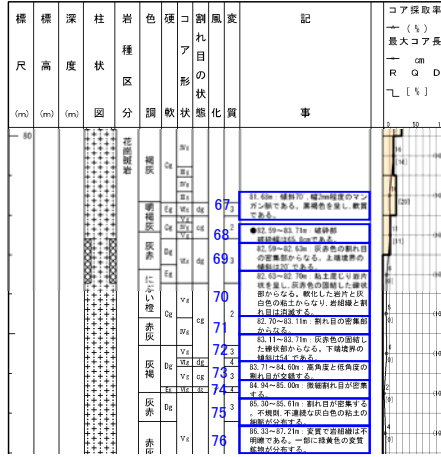
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
<p>●82.59~83.71m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・灰赤色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は54°である。</p>

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
<p>●82.59~83.71m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・灰赤色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は54°である。</p>

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
<p>●82.59~83.71m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・灰赤色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は54°である。</p>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
67	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
68~72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“軟化した岩片と灰白色の粘土からなり、岩組織と割れ目は消滅する”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
73	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
74	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。</li> <li>・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
76	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> <li>・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

# H24-B14-1

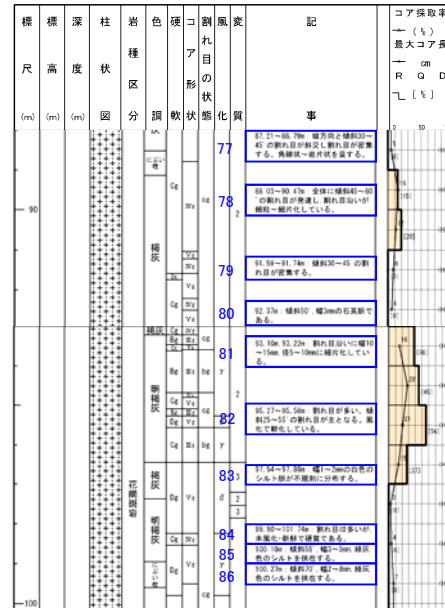
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
77 87.21～88.79m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
77 87.21～88.79m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
77 87.21～88.79m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
77	・表現の見直し(角礫状～岩片状→角礫状)。	変更なし	変更なし
78	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いに細粒～細片化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
79	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
80	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
81	・割れ目沿いに細片化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
82	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
83	・一部にシルトを挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
84	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
85	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
86	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

# H24-B14-1

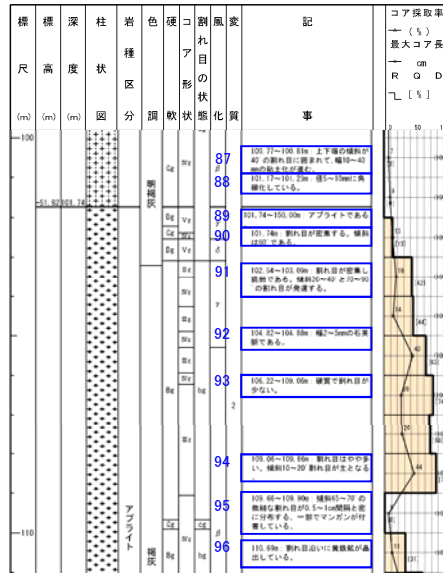
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事

89 101.74~150.00m  
・アブライトである。

91 102.54~103.09m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事

89 101.74~150.00m  
・アブライトである。

91 102.54~103.09m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事

89 101.74~150.00m  
・アブライトである。

91 102.54~103.09m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	・一部で粘土化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
88	・角礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
89	変更なし	変更なし	変更なし
90	・割れ目が密集するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
91	・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
92	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
93	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
94	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
95	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
96	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H24-B14-1

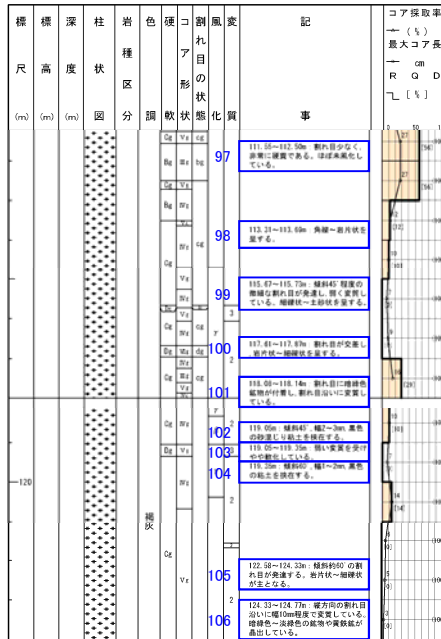
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事

98 113.31~113.69m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

a 120.67~122.58m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

98 113.31~113.69m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

a 120.67~122.58m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

98 113.31~113.69m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

a 120.67~122.58m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
98	・表現の見直し(角礫状～岩片状→角礫状)。	変更なし	変更なし
99	・割れ目が発達し細礫状～土砂状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・変質程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
100	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
101	・割れ目沿いの鉱物脈の晶出については、補足的なものであるため削除。 ・変質程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
102	・砂混じり粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
103	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
104	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
a	・割れ目の発達程度を記載。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
105	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
106	・割れ目沿いに変質しているが、連続性に乏しいことから削除。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H24-B14-1

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	目	目	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	区	形	状	目	質		
								107 129.35~129.38m 傾斜65°の割れ目沿いに淡緑色の鉱物の晶出している。	0
								108 129.23~129.25m 傾斜10~30°の低角度割れ目と40~75°の高角度割れ目が交差し、角状化している。	2
								109 129.50~129.53m 傾斜60°幅50cmでやや散らしている。傾10~20m角部や傾斜部の傾斜が分布する。下層の傾斜60°の割れ目にマンガンが付着する。	3
								110 129.74~131.10m 割れ目の一部に幅1~2mの暗緑色の変質鉱物を伴う。	2
								111 131.10~132.05m 割れ目沿いに幅1~2mの暗緑色変質鉱物や傾10m以下の黄鉄鉱が晶出している。	2
								112 132.05~132.30m 割れ目までハンマーの割れ目が発達している。	1
								113 133.38~134.77m 破砕部 破砕幅は約6mである。	2
								114 133.38~134.77m 破砕部の節土状変質する。断面の粘土状部からなり、幅は1.2mである。傾斜は33°である。	2
								115 133.38~134.77m 粘土質の角状化を呈し、淡緑色の節状した傾斜部からなり、上端境界の傾斜は25°である。133.46m付近は傾斜10°である。133.46m付近は傾斜10°である。133.46m付近は傾斜10°である。133.46m付近は傾斜10°である。	3
								116 133.38~134.77m 粘土質の角状化を呈し、淡緑色の節状した傾斜部からなり、上端境界の傾斜は25°である。133.46m付近は傾斜10°である。133.46m付近は傾斜10°である。133.46m付近は傾斜10°である。	3
								117 133.38~134.77m 粘土質の角状化を呈し、淡緑色の節状した傾斜部からなり、上端境界の傾斜は25°である。133.46m付近は傾斜10°である。133.46m付近は傾斜10°である。133.46m付近は傾斜10°である。	3

審査資料案

記事
113 133.38~134.77m ・破砕部である。 ・主に淡緑灰色の固結礫状部からなる。 ・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN38° E74° SEである。 ・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
113 133.38~134.77m ・破砕部である。 ・主に淡緑灰色の固結礫状部からなる。 ・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN38° E74° SEである。 ・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
113 133.38~134.77m ・破砕部である。 ・主に淡緑灰色の固結礫状部からなる。 ・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN38° E74° SEである。 ・上端境界の傾斜は73°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒審査資料 (R2.2.7)
107	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
108	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
109	・割れ目沿いに軟質化については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
110	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
111	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
112	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
113~117	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“硬質な礫を50%以上含む”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“粘土が網目状に分布する”と記載されているが、粘土の直線性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし

# H24-B14-1

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書  
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	度	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	固	別	軟	目	目	質		
		分	区	状	の	の			
				態	状	状			
				化	態	態			
				質	態	態			
			灰赤	De	3	118	134.77~135.24m 変質と硬結化部である。不規則で細かい割れ目が発達する。	0	50
			灰赤	De	3	119	135.24m 割れ目、層理が10cm程度発達している。	2	100
			灰赤	De	3	120	135.24~136.72m 大半が径10~20mmの角礫~角片状を呈する。	2	100
			灰赤	De	2	121	138.72~140.61m 微細な割れ目が1cm前後の間隔で発達し軟質である。	2	100
			灰赤	De	3	122	141.13~143.34m 割れ目の間隔は1cm未満である。一部で割れ目に層理状の発達が見られる。	2	100
			灰赤	De	3	123	141.30~141.70m 暗緑色の鉱物が濃集する。硬軟を示している。	2	100
			灰赤	De	2	124	144.00m 割れ目の割れ目に、径0.5mm程度の鉱物を挟んでいる。	2	100
			灰赤	De	2	125	144.67~145.17m 割れ目が多い。微細な割れ目が不規則に分布する。変質で黄色~黒色の鉱物が晶出している。	2	100
			灰赤	De	2	126	146.77~146.62m 変質と暗緑色の鉱物が分布する。割れ目は硬質である。	2	100
			灰赤	De	2	127	146.78~146.10m 不規則な割れ目が多い。割れ目には暗緑色の変質鉱物が付着している。	2	100
			灰赤	De	2	128	149.10~150.00m 微細な割れ目が不規則に分布する。割れ目は硬質である。	2	100

審査資料案

記 事

121 138.72~140.61m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事

121 138.72~140.61m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事

121 138.72~140.61m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

128 149.10~150.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

128 149.10~150.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

128 149.10~150.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
118	・割れ目の発達程度及び変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
119	・変質脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
120	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。	—	—
121	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
122	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
123	・原岩組織が消滅し軟質化しているが、当該区間の上端及び下端の境界面が不明瞭であることから削除。 ・鉱物の濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
124	・割れ目沿いの鉱物の挟在については、補足的なものであるため削除。	—	—
125	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
126	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
127	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
128	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

余白



H20-④-2

余白

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	調	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	区	軟	化	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	状	状		最大コア長
										cm
										R
										Q
										D
										L
										(%)
52.31	1.12								0.00~0.06m 腐植土を多く含む砂質シルトからなる。	
51.97	1.80								0.06~1.12m 砂質シルトである。灰黄褐色を呈する。	
									1.60~3.12m 強く風化し、土壌化している。許容コンクリートの埋設する砂質からなる。径20mm程度の花崗岩類の破砕片を含む。	
									3.12~4.42m 径3~11mm程度のアブライトを埋設し、土壌化している。	
									4.42~12.11m アブライト主体。径1~2mm程度の石英、長石の破砕片を多く含んでいる。全体の色は、黄褐色、赤褐色が不明瞭である。	
									12.11~16.68m 灰黄褐色、土壌化を呈する。径4~6mm程度の、砂状を呈する。断面によって不規則な分布を示す。	
									16.68~18.12m 破砕帯(砂)。土壌不明瞭。幅100mm程度の、黄褐色、灰黄褐色シルトからなる。	
									18.12~19.68m 破砕帯(砂)。幅100mm程度の、灰白色の粘土を挟む。下部境界の傾斜は11°である。	
									19.68~20.90m 破砕帯(砂)。幅100mm程度の、灰白色の粘土を挟む。下部境界の傾斜は11°である。	
									20.90~22.00m 破砕帯(砂)。幅100mm程度の、灰白色の粘土を挟む。下部境界の傾斜は11°である。	

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
1	0.00~0.06m ・腐植土を多く含む。
2	0.06~1.12m ・砂質シルトである。 ・灰黄褐色を呈する。
3	1.12~1.60m ・シルト質砂である。 ・径20mm程度の花崗岩類の破砕片を含む。
4	1.60~12.11m ・アブライトである。
5	12.11~16.68m ・強風化部である。
6	16.68~18.12m ・変質している。 ・角礫状を呈する。
7	18.12~19.68m ・破砕帯である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。
8	19.68~20.90m ・幅100mmの粘土を挟む。 ・下部境界の傾斜は11°である。
9	20.90~22.00m ・破砕帯である。 ・主ににぶい黄褐色の固結粘土状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上部境界の傾斜は57°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

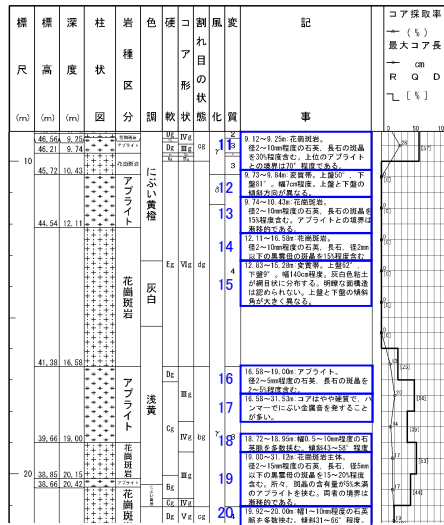
記事	
1	0.00~0.06m ・腐植土を多く含む。
2	0.06~1.12m ・砂質シルトである。 ・灰黄褐色を呈する。
3	1.12~1.60m ・シルト質砂である。 ・径20mm程度の花崗岩類の破砕片を含む。
4	1.60~12.11m ・アブライトである。
5	12.11~16.68m ・強風化部である。
6	16.68~18.12m ・変質している。 ・角礫状を呈する。
7	18.12~19.68m ・破砕帯である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。
8	19.68~20.90m ・幅100mmの粘土を挟む。 ・下部境界の傾斜は11°である。
9	20.90~22.00m ・破砕帯である。 ・主ににぶい黄褐色の固結粘土状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上部境界の傾斜は57°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.06m ・腐植土を多く含む。
2	0.06~1.12m ・砂質シルトである。 ・灰黄褐色を呈する。
3	1.12~1.60m ・シルト質砂である。 ・径20mm程度の花崗岩類の破砕片を含む。
4	1.60~12.11m ・アブライトである。
5	12.11~16.68m ・強風化部である。
6	16.68~18.12m ・変質している。 ・角礫状を呈する。
7	18.12~19.68m ・破砕帯である。 ・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN86° W42° Sである。
8	19.68~20.90m ・幅100mmの粘土を挟む。 ・下部境界の傾斜は11°である。
9	20.90~22.00m ・破砕帯である。 ・主ににぶい黄褐色の固結粘土状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上部境界の傾斜は57°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植土については削除。	変更なし	変更なし
2,3	・柱状図に合わせて砂質シルトとシルト質砂、及びそれらの深度区間を記載。 ・表現の見直し(シルト質細砂→シルト質砂)。	変更なし	変更なし
4~6	・土壌化、軟質化、風化について、区間を統合して一括記載し、“風化”欄に基づき強風化部であると記載。 (誤記)一括記載した下端深度について、16.58mと書くべきところを誤って16.68mと記載。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の境界傾斜、幅、分布の不規則さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟む細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、幅100mmの粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	・誤記修正(“淡赤褐色の固結粘土状部からなる”の削除、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
10	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められ”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“粘土が網目状に分布する”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しいことから、固結礫状部に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
11	9.12~9.25m ・花崗斑岩である。
12	9.73~9.84m ・変質している。
13	9.74~10.43m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
14	12.11~16.58m ・花崗斑岩である。 ●14.63~14.66m(f-d)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・幅20mmの粘土を挟在する。
15	16.58~19.00m ・アブライトである。
16	18.72~18.95m ・幅0.5~10mmの石英脈を多数挟む。
17	19.00~31.12m ・花崗斑岩主体である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
18	19.92~20.00m ・幅1~10mm程度の石英脈を多数挟む。
19	
20	

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
11	9.12~9.25m ・花崗斑岩である。
12	9.73~9.84m ・変質している。
13	9.74~10.43m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
14	12.11~16.58m ・花崗斑岩である。 ●14.63~14.66m(f-d)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・幅20mmの粘土を挟在する。
15	16.58~19.00m ・アブライトである。
16	18.72~18.95m ・幅0.5~10mmの石英脈を多数挟む。
17	19.00~31.12m ・花崗斑岩主体である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
18	19.92~20.00m ・幅1~10mm程度の石英脈を多数挟む。
19	
20	

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
11	9.12~9.25m ・花崗斑岩である。
12	9.73~9.84m ・変質している。
13	9.74~10.43m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
14	12.11~16.58m ・花崗斑岩である。 ●14.63~14.66m(f-d)-1-2破砕帯 ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm
15	16.58~19.00m ・アブライトである。
16	18.72~18.95m ・幅0.5~10mmの石英脈を多数挟む。
17	19.00~31.12m ・花崗斑岩主体である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
18	19.92~20.00m ・幅1~10mm程度の石英脈を多数挟む。
19	
20	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
15	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-45頁)。 ・認定された破砕部の区間深度を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅20mmの粘土を記載。	変更なし	・記載の統一化(“幅20mmの粘土を挟在する”→“灰白色の未固結粘土状部。累計幅2.0cm”)。
16	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
17	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
18	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深さ	柱状	岩種	色調	硬軟	割削	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	(m)	区分			形状	状態	事	(%)
37.61	21.90			岩					20.70m 幅5mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度	最大コア長 — cm R Q D L (%)
37.19	22.50			灰岩	Q4	W4			21.05~21.65m 変質部、上部40°の傾斜、幅50cm程度、微細な割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。	
36.60	23.30			灰岩	Q4	W4			21.85m 幅5mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度	
36.24	23.85			灰岩	Q4	W4			21.70m 幅3~10mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度、石英のコンクリート状になる。	
35.85	24.39			灰岩	Q4	W4			21.70m 幅5mm程度の石英脈を挟む、幅30cm程度	
35.37	25.15			灰岩	Q4	W4			21.30m シーム、傾斜60°、幅0.70m程度の赤褐色粘土からなる、石英脈及び細粒の砂岩を伴っている。	
34.42	26.42			灰岩	Q4	W4			21.85m 変質部、上部20°下傾40°、幅5.0cm程度、軟質化している。	
34.11	26.85			灰岩	Q4	W4			21.90~22.25m 変質部、上部20°下傾40°、幅15cm程度、軟質化している、褐色を呈する。	
33.54	27.63			灰岩	Q4	W4			21.72~21.81m 変質部、上部20°下傾40°、幅7.0cm程度、土砂状を呈する。	
32.98	28.48			灰岩	Q4	W4			21.12~43.10m 花崗岩類、粒径2~20mm程度の石英、長石、径5mm以下の黒雲母の層を15~30cm程度挟む、土砂の互層構造によって割れ目が立つ。	
31.82	30.10			灰岩	Q4	W4				
31.09	31.12			灰岩	Q4	W4				

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
a
20.15~20.42m, 21.90~22.50m, 23.30~23.85m, 24.39~25.15m, 26.42~26.85m, 27.63~28.40m, 30.10~31.12m
・アブライトである。
21.70m
・幅5mmの石英脈を挟む。
21.05~21.65m
・変質している。
・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。
21.85m
・幅3mmの石英脈を挟む。
23.10m
・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23.92m
・幅5mm程度の石英脈を挟む。
25.51~25.56m
・変質している。
・軟質化している。
26.00~26.23m
・変質している。
・褐色を呈し、軟質化している。
29.72~29.81m
・変質している。
・土砂状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

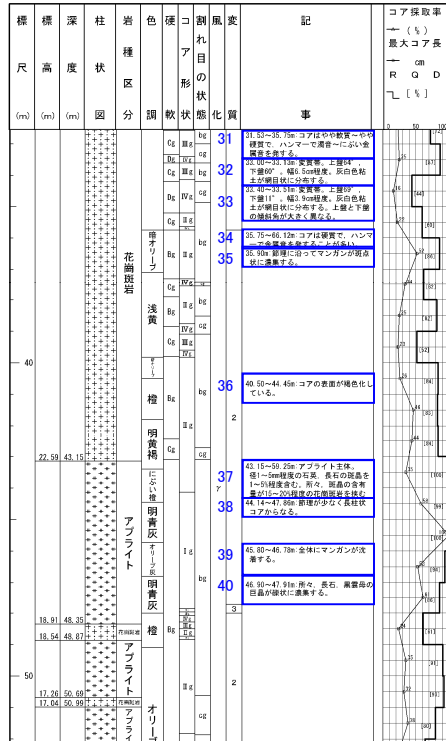
記事
a
20.15~20.42m, 21.90~22.50m, 23.30~23.85m, 24.39~25.15m, 26.42~26.85m, 27.63~28.40m, 30.10~31.12m
・アブライトである。
21.70m
・幅5mmの石英脈を挟む。
21.05~21.65m
・変質している。
・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。
21.85m
・幅3mmの石英脈を挟む。
23.10m
・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23.92m
・幅5mm程度の石英脈を挟む。
25.51~25.56m
・変質している。
・軟質化している。
26.00~26.23m
・変質している。
・褐色を呈し、軟質化している。
29.72~29.81m
・変質している。
・土砂状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
a
20.15~20.42m, 21.90~22.50m, 23.30~23.85m, 24.39~25.15m, 26.42~26.85m, 27.63~28.40m, 30.10~31.12m
・アブライトである。
21.70m
・幅5mmの石英脈を挟む。
21.05~21.65m
・変質している。
・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土を伴う。
21.85m
・幅3mmの石英脈を挟む。
23.10m
・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23.92m
・幅5mm程度の石英脈を挟む。
25.51~25.56m
・変質している。
・軟質化している。
26.00~26.23m
・変質している。
・褐色を呈し、軟質化している。
29.72~29.81m
・変質している。
・土砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を一括記載。 (誤記)一括記載した一部の下端深度について、28.46mと書くべきところを誤って28.40mと記載。	変更なし	変更なし
21	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-206頁)。	—	—
26	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 32 33.00~33.13m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。
- 33 33.40~33.51m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。
- 36 40.50~44.45m  
・コアの表面が褐色化している。
- 37 43.15~59.25m  
・アブライト主体である。  
・花崗斑岩を挟む。
- 38 44.14~47.86m  
・割れ目が少なく、長柱状コアを呈する。
- 39 45.80~46.78m  
・全体にマンガンが沈着する。
- 40 46.90~47.91m  
・所々、長石、黒雲母の巨晶が確状に濃集する。

記事

- 32 33.00~33.13m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。
- 33 33.40~33.51m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。
- 36 40.50~44.45m  
・コアの表面が褐色化している。
- 37 43.15~59.25m  
・アブライト主体である。  
・花崗斑岩を挟む。
- 38 44.14~47.86m  
・割れ目が少なく、長柱状コアを呈する。
- 39 45.80~46.78m  
・全体にマンガンが沈着する。
- 40 46.90~47.91m  
・所々、長石、黒雲母の巨晶が確状に濃集する。

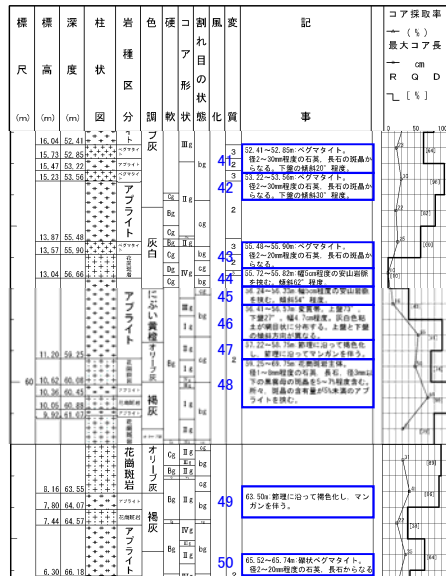
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 32 33.00~33.13m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。
- 33 33.40~33.51m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。
- 36 40.50~44.45m  
・コアの表面が褐色化している。
- 37 43.15~59.25m  
・アブライト主体である。  
・花崗斑岩を挟む。
- 38 44.14~47.86m  
・割れ目が少なく、長柱状コアを呈する。
- 39 45.80~46.78m  
・全体にマンガンが沈着する。
- 40 46.90~47.91m  
・所々、長石、黒雲母の巨晶が確状に濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
32	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
35	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案  
(平成30年11月30日)

記事	
b	48.35~48.87m, 50.69~50.99m ・花崗斑岩である。
41	52.41~52.85m, 53.22~53.56m, 55.48~55.90m ・ペグマタイトである。
43	55.72~55.82m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
44	56.24~56.33m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
45	55.90~56.66m ・花崗斑岩である。
46	56.41~56.57m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
47	57.22~58.75m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
48	59.25~69.75m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトを挟む。
d	60.08~60.45m, 60.88~61.07m, 63.55~64.07m, 64.57~66.18m ・アプライトである。
49	63.50m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
50	65.52~65.74m ・ペグマタイトである。 ・礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

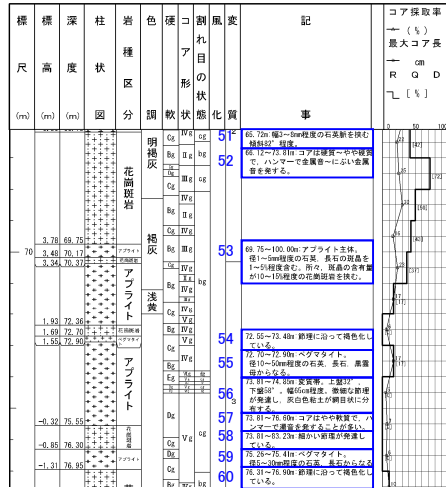
記事	
b	48.35~48.87m, 50.69~50.99m ・花崗斑岩である。
41	52.41~52.85m, 53.22~53.56m, 55.48~55.90m ・ペグマタイトである。
43	55.72~55.82m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
44	56.24~56.33m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
45	55.90~56.66m ・花崗斑岩である。
46	56.41~56.57m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
47	57.22~58.75m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
48	59.25~69.75m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトを挟む。
d	60.08~60.45m, 60.88~61.07m, 63.55~64.07m, 64.57~66.18m ・アプライトである。
49	63.50m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
50	65.52~65.74m ・ペグマタイトである。 ・礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
b	48.35~48.87m, 50.69~50.99m ・花崗斑岩である。
41	52.41~52.85m, 53.22~53.56m, 55.48~55.90m ・ペグマタイトである。
43	55.72~55.82m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
44	56.24~56.33m ・幅5cmの安山岩脈を挟む。
45	55.90~56.66m ・花崗斑岩である。
46	56.41~56.57m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
47	57.22~58.75m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
48	59.25~69.75m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトを挟む。
d	60.08~60.45m, 60.88~61.07m, 63.55~64.07m, 64.57~66.18m ・アプライトである。
49	63.50m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンを伴う。
50	65.52~65.74m ・ペグマタイトである。 ・礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
41~43	・ペグマタイトの区間を一括記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
44	・安山岩脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・安山岩脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
46	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	変更なし	変更なし	変更なし
48	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
49	変更なし	変更なし	変更なし
50	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

51	65.72m ・幅3~8mmの石英脈を挟む。
53	69.75~100.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。 70.17~70.37m, 72.36~72.90m, 75.55~76.30m, 76.95~79.25m ・花崗斑岩である。 72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。 72.70~72.90m ・ペグマタイトである。 73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。 73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。 ●74.45~74.50m(f-d)-1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・変色・傾斜は約7度である。 76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。
54	72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。
55	72.70~72.90m ・ペグマタイトである。
56	73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。
58	73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。
f	●74.45~74.50m(f-d)-1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・変色・傾斜は約7度である。
60	76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

51	65.72m ・幅3~8mmの石英脈を挟む。
53	69.75~100.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。 70.17~70.37m, 72.36~72.90m, 75.55~76.30m, 76.95~79.25m ・花崗斑岩である。 72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。 72.70~72.90m ・ペグマタイトである。 73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。 73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。 ●74.45~74.50m(f-d)-1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・変色・傾斜は約7度である。 76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。
54	72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。
55	72.70~72.90m ・ペグマタイトである。
56	73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。
58	73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。
f	●74.45~74.50m(f-d)-1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・変色・傾斜は約7度である。
60	76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。

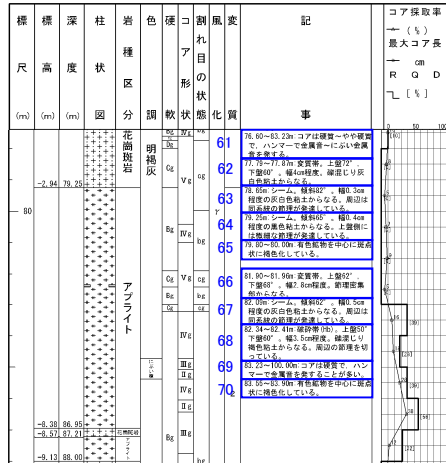
審査資料  
(令和2年2月7日)

51	65.72m ・幅3~8mmの石英脈を挟む。
53	69.75~100.00m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。 70.17~70.37m, 72.36~72.90m, 75.55~76.30m, 76.95~79.25m ・花崗斑岩である。 72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。 72.70~72.90m ・ペグマタイトである。 73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。 73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。 ●74.45~74.50m(f-d)-1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・変色・傾斜は約7度である。 76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。
54	72.55~73.48m ・割れ目沿いに褐色化している。
55	72.70~72.90m ・ペグマタイトである。
56	73.81~74.85m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し、灰白色粘土が網目状に分布する。
58	73.81~83.23m ・細かい割れ目が発達している。
f	●74.45~74.50m(f-d)-1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・変色・傾斜は約7度である。
60	76.31~76.90m ・割れ目沿いに褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
53	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
56	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
58	変更なし	変更なし	変更なし
f	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-46頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
59	・ペグマタイトの区間幅が小さく、柱状図で表示していないことから削除。	—	—
60	変更なし	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事	
62	77.79~77.87m ・変質している。 ・隙間じり粘土状を呈する。
66	81.90~81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68	●82.34~82.41m(f-4-2-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
70	83.55~83.90m ・斑点状に褐色化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事	
62	77.79~77.87m ・変質している。 ・隙間じり粘土状を呈する。
66	81.90~81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68	●82.34~82.41m(f-4-2-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
70	83.55~83.90m ・斑点状に褐色化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事	
62	77.79~77.87m ・変質している。 ・隙間じり粘土状を呈する。
66	81.90~81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68	●82.34~82.41m(f-4-2-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
70	83.55~83.90m ・斑点状に褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
62	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
63	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-207頁)。	—	—
64	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-208頁)。	—	—
65	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
66	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-209頁)。	—	—
68	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“周辺の節理を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
70	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	目	化	質	事	(%)
											最大コア長
											— cm
											R Q D
											└ L (%)
	-9.30	88.38		明礬灰			71			98.00コアはコアの酸化汚染が目立つ	
				アプライト			72			90.00~90.87m 褐色鉄物を中心に斑状に浸透している。	
				灰白			73			91.29~91.40m 変質帯、上傾30°下傾47°、幅約5cm程度、微細な割れ目が発達している。	
				明礬灰			74			92.44~93.07m 変質帯、上傾30°下傾45°、幅約5cm程度、微細な割れ目が発達している。	
	-14.42	95.49		明礬灰			75			95.30m シーム、傾斜88°、幅0.1cm、境界の凹凸感本からなる。コア特性が認められる。	
	-14.92	96.20		アプライト			76			98.35~98.47m ベグマタイト。88~100cm程度の石炭、長石、黒雲母からなる。傾斜約30°程度。	
	-16.44	96.35									
	-16.53	98.47									
	-16.68	98.85									
	-16.81	98.88									
	-17.40	99.70									
	-17.61	100.00									

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
g	96.95~97.21m、88.00~88.38m ・花崗斑岩である。
72	90.00~90.87m ・斑点状に褐色化している。
73	91.29~91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74	92.44~93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h	95.49~96.20m、98.65~98.95m、 99.70~100.00m ・花崗斑岩である。
76	98.35~98.47m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
g	96.95~97.21m、88.00~88.38m ・花崗斑岩である。
72	90.00~90.87m ・斑点状に褐色化している。
73	91.29~91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74	92.44~93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h	95.49~96.20m、98.65~98.95m、 99.70~100.00m ・花崗斑岩である。
76	98.35~98.47m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
g	96.95~97.21m、88.00~88.38m ・花崗斑岩である。
72	90.00~90.87m ・斑点状に褐色化している。
73	91.29~91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74	92.44~93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h	95.49~96.20m、98.65~98.95m、 99.70~100.00m ・花崗斑岩である。
76	98.35~98.47m ・ベグマタイトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
g	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
71	・酸化汚染については、補足的なものであるため削除。	—	—
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
75	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-210頁)。	—	—
76	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

余白

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	種	種	調	軟	れ	化	事	(%)
尺	高	度	状	区	分	状	目	質		
(m)	度		状	区	分	状	目	質		
52.97	0.30								1	0.00~0.30m 有機質シルト。 ・有機質シルトである。
52.52	0.74								2	0.30~0.74m ・砂混じりシルトである。
52.14	1.13								3	0.74~1.13m ・砂混じりシルトである。
									4	1.13~5.60m ・アブライトである。
									5	5.60~10.05m ・花崗斑岩主体である。
									6	10.05m以上 ・花崗斑岩主体である。
47.67	5.60								7	5.60m ・幅6mmの石英脈を挟む。
47.23	6.04								8	6.04m ・幅6mmの石英脈を挟む。
47.19	6.14								9	6.14m ・幅6mmの石英脈を挟む。
									10	6.14m~8.02m ・花崗斑岩主体である。
46.88	8.02								11	8.02m ・幅6mmの石英脈を挟む。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
-----

- 0.00~0.30m  
・有機質シルトである。
- 0.30~0.74m  
・砂混じりシルトである。
- 0.74~1.13m  
・砂混じりシルトである。
- 1.13~5.60m  
・アブライトである。
- 5.60~10.05m  
・花崗斑岩主体である。
- 10.05m以上  
・花崗斑岩主体である。
- 5.60m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.04m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.14m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.14m~8.02m  
・花崗斑岩主体である。
- 8.02m  
・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
-----

- 0.00~0.30m  
・有機質シルトである。
- 0.30~0.74m  
・砂混じりシルトである。
- 0.74~1.13m  
・砂混じりシルトである。
- 1.13~5.60m  
・アブライトである。
- 5.60~10.05m  
・花崗斑岩主体である。
- 10.05m以上  
・花崗斑岩主体である。
- 5.60m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.04m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.14m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.14m~8.02m  
・花崗斑岩主体である。
- 8.02m  
・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
-----

- 0.00~0.30m  
・有機質シルトである。
- 0.30~0.74m  
・砂混じりシルトである。
- 0.74~1.13m  
・砂混じりシルトである。
- 1.13~5.60m  
・アブライトである。
- 5.60~10.05m  
・花崗斑岩主体である。
- 10.05m以上  
・花崗斑岩主体である。
- 5.60m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.04m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.14m  
・幅6mmの石英脈を挟む。
- 6.14m~8.02m  
・花崗斑岩主体である。
- 8.02m  
・幅6mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植質⇒有機質)。	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
4	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
6	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
7	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟み込むが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
8	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
9	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-205頁)。	—	—
11	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・記事No.10のシームで切られるとの記載については、石英脈に変位が認められないことから削除。	変更なし	変更なし

# H20-④-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	化	事	(%)
尺	高	度	状	種	調	状	目	化	事	最大コア長
										cm
										R Q D
										L (%)
44.60	4.33		花崗岩	花崗岩	硬	12	12	12	6.04~6.14m 8.42~8.59m 両面の岩質が同一の硬質なアブライトを挟む	50
43.22	15.05		花崗岩	花崗岩	硬	13	13	13	9.00~1.18m 変質帯、上部10%は細粒の、幅2.5cm程度、灰白色粘土が凝目状に分布する。断層角礫の境界は漸移的である。	50
42.47	19.33		花崗岩	花崗岩	硬	14	14	14	7.00~18.00m コアはやや軟弱で、パルスで連続採取できるものが多い。	50
41.10	13.17		花崗岩	花崗岩	硬	15	15	15	9.33~10.12m 変質帯、上部10%は細粒の、幅2.5cm程度、灰白色粘土が凝目状に分布する。断層角礫の境界は漸移的である。	50
40.69	12.18		アブライト	アブライト	硬	16	16	16	9.63~9.72m 幅5cmの硬質なアブライトを凝目状に挟む。	50
			アブライト	アブライト	硬	17	17	17	10.05~12.58m アブライト主体である。花崗岩との境界は漸移的である。	50
			アブライト	アブライト	硬	18	18	18	10.16~10.20m 幅2~4mmで石英脈を挟む。	50
			アブライト	アブライト	硬	19	19	19	10.78~11.12m 花崗岩である。	50
			アブライト	アブライト	硬	20	20	20	11.12~11.25m 幅0.2~2mmの石英脈を多数挟む。	50

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
12	6.04~6.14m 8.42~8.59m ・アブライトを挟む。
13	7.06~7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が凝目状に分布する。
15	●9.33~9.61m(T-4-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN82° W45° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟む。
16	9.63~9.72m ・幅5cmのアブライトを凝目状に挟む。
17	10.05~12.58m ・アブライト主体である。 ・花崗岩との境界は漸移的である。
18	10.16~10.20m ・幅2~4mmで石英脈を挟む。
19	10.78~11.12m ・花崗岩である。
20	11.12~11.25m ・幅0.2~2mmの石英脈を多数挟む。

## 審査資料

(平成30年11月30日)

記事	
12	6.04~6.14m 8.42~8.59m ・アブライトを挟む。
13	7.06~7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が凝目状に分布する。
15	●9.33~9.61m(T-4-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN82° W45° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟む。
16	9.63~9.72m ・幅5cmのアブライトを凝目状に挟む。
17	10.05~12.58m ・アブライト主体である。 ・花崗岩との境界は漸移的である。
18	10.16~10.20m ・幅2~4mmで石英脈を挟む。
19	10.78~11.12m ・花崗岩である。
20	11.12~11.25m ・幅0.2~2mmの石英脈を多数挟む。

## 審査資料

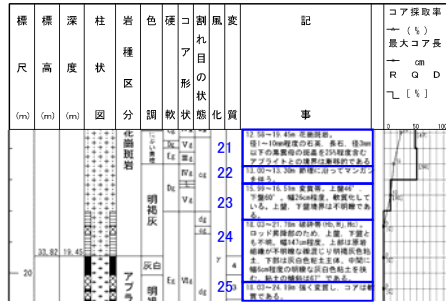
(令和2年2月7日)

記事	
12	6.04~6.14m 8.42~8.59m ・アブライトを挟む。
13	7.06~7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が凝目状に分布する。
15	●9.33~9.61m(T-4-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN82° W45° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟む。
16	9.63~9.72m ・幅5cmのアブライトを凝目状に挟む。
17	10.05~12.58m ・アブライト主体である。 ・花崗岩との境界は漸移的である。
18	10.16~10.20m ・幅2~4mmで石英脈を挟む。
19	10.78~11.12m ・花崗岩である。
20	11.12~11.25m ・幅0.2~2mmの石英脈を多数挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
13	・変質している区間の境界傾斜、幅、"同系統の節理が発達している"との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
15	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-43頁)。 ・上記再観察に伴い、区間深度を見直し。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
16	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
18	・鉱物脈の傾斜、本数については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H20-④-1

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
--------

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
--------

## 審査資料案

記 事
21 12.58~19.45m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
23 15.99~16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24 ●18.03~21.78m(D-20破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部・累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31° W73° Wである。
25 18.03~24.19m ・強く変質し、軟質である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
21 12.58~19.45m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
23 15.99~16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24 ●18.03~21.78m(D-20破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部・累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31° W73° Wである。
25 18.03~24.19m ・強く変質し、軟質である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
21 12.58~19.45m ・花崗斑岩である。 ・アブライトとの境界は漸移的である。
23 15.99~16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24 ●18.03~21.78m(D-20破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部・累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31° W73° Wである。
25 18.03~24.19m ・強く変質し、軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“原岩組織が不明瞭な”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	状	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										L (%)
										0 50 100
31.12	22.15									
30.62	22.54									

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事	
26	19.45~41.80m ・アフライト主体である。
27	21.78~23.27m ・変質している。 ・軟質化している。
28	22.15~22.64m ・花崗斑岩である。
29	●23.27~23.31m(F-4-1-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN8° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は66°である。
30	23.31~23.59m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事	
26	19.45~41.80m ・アフライト主体である。
27	21.78~23.27m ・変質している。 ・軟質化している。
28	22.15~22.64m ・花崗斑岩である。
29	●23.27~23.31m(F-4-1-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN8° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は66°である。
30	23.31~23.59m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事	
26	19.45~41.80m ・アフライト主体である。
27	21.78~23.27m ・変質している。 ・軟質化している。
28	22.15~22.64m ・花崗斑岩である。
29	●23.27~23.31m(F-4-1-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN8° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は66°である。
30	23.31~23.59m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
27	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
29	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
30	・変質している区間の境界傾斜、幅、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	分	種	調	軟	傾	化	事	(%)
			区	別	状	状	角	質		最大コア長
			別	目	状	状	の			cm
			の	形	状	状	の			R Q D
			の	状	状	状	の			L (%)
			下	硬					23.80~24.19m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。灰白色粘土が割れ目に分布する。	2
			黄緑	Dk	Vs	δ	31		24.19~40.70m コアはやや軟質で、ハート型変質帯と、上部50cm程度の変質帯がみられる。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			灰白	Dk	Vs	δ	32		25.57~25.75m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			灰白	Dk	Vs	δ	33		26.37~26.51m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			灰白	Dk	Vs	δ	34		26.37~26.51m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			灰白	Dk	Vs	δ	35		29.16~29.44m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			灰白	Dk	Vs	δ	36		30.44~30.89m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			浅黄緑	Dk	Vs	δ	37		30.44~30.89m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			浅黄緑	Dk	Vs	δ	38		30.44~30.89m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			浅黄緑	Dk	Vs	δ	39		30.44~30.89m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11
			浅黄緑	Dk	Vs	δ	40		30.44~30.89m 変質帯、上層不整合帯で、幅50cm程度。断層に沿って灰白色粘土を伴う。	11

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
31 23.80~24.19m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目に分布する。
34 25.57~25.75m ・変質している。
35 26.37~26.51m ・変質している。 ・散在している。
37 29.16~29.44m ・斑晶斑岩である。
38 30.44~30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

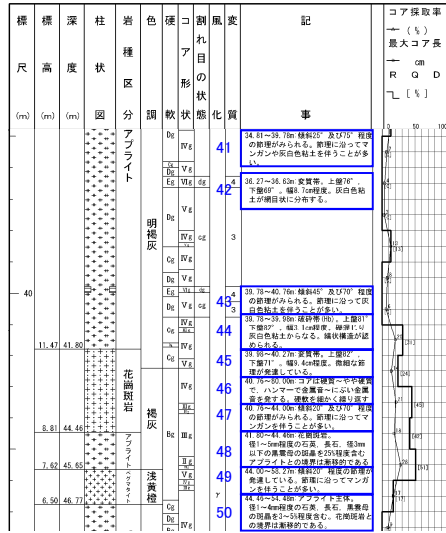
記 事
31 23.80~24.19m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目に分布する。
34 25.57~25.75m ・変質している。
35 26.37~26.51m ・変質している。 ・散在している。
37 29.16~29.44m ・斑晶斑岩である。
38 30.44~30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
31 23.80~24.19m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目に分布する。
34 25.57~25.75m ・変質している。
35 26.37~26.51m ・変質している。 ・軟質化している。
37 29.16~29.44m ・斑晶斑岩である。
38 30.44~30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
33	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
34	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。 ・“硬軟”欄に基づき、軟質と記載。	変更なし	変更なし
36	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
38	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

36.27~36.63m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

39.78~39.98m(F-4)-1-3破砕帯  
・破砕部である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN11° E78° Wである。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は82°である。

39.98~40.27m  
・変質している。  
・微細な割れ目が発達する。

41.00~44.46m  
・花崗斑岩である。  
・アプライトとの境界は漸移的である。

44.46~54.48m  
・アプライト主体である。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

36.27~36.63m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

39.78~39.98m(F-4)-1-3破砕帯  
・破砕部である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN11° E78° Wである。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は82°である。

39.98~40.27m  
・変質している。  
・微細な割れ目が発達する。

41.00~44.46m  
・花崗斑岩である。  
・アプライトとの境界は漸移的である。

44.46~54.48m  
・アプライト主体である。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

36.27~36.63m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

39.78~39.98m(F-4)-1-3破砕帯  
・破砕部である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN11° E78° Wである。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は82°である。

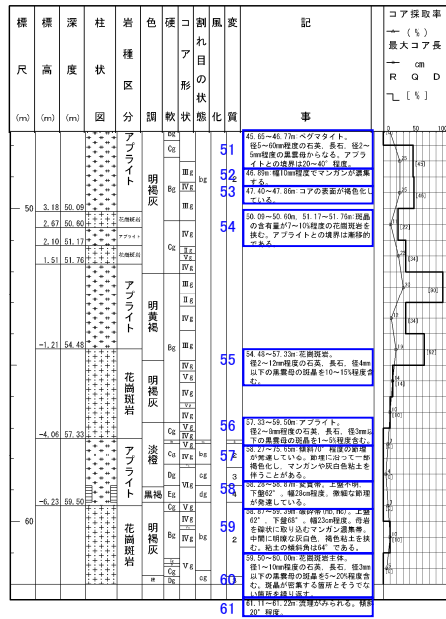
39.98~40.27m  
・変質している。  
・微細な割れ目が発達する。

41.00~44.46m  
・花崗斑岩である。  
・アプライトとの境界は漸移的である。

44.46~54.48m  
・アプライト主体である。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

記事	報告書→審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
42	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
44	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“縞状構造が認められる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
47	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
48	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
50	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
51	45.65~46.77m ・ペグマタイトである。
54	50.09~50.60m, 51.17~51.76m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
55	54.48~57.33m ・花崗斑岩である。
56	57.33~59.50m ・アプライトである。
58	58.28~58.87m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
59	58.87~59.39m (f-4-1-4破砕帯) ・破砕帯である。 ・黒褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E70° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は68°である。
60	59.50~60.00m ・花崗斑岩主体である。
61	61.11~61.22m ・流理のみみられる。

審査資料  
(平成30年11月30日)

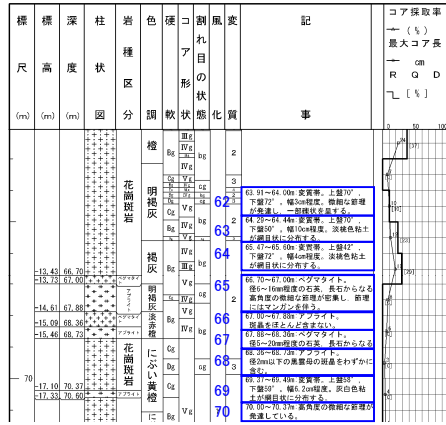
記事	
51	45.65~46.77m ・ペグマタイトである。
54	50.09~50.60m, 51.17~51.76m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
55	54.48~57.33m ・花崗斑岩である。
56	57.33~59.50m ・アプライトである。
58	58.28~58.87m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
59	58.87~59.39m (f-4-1-4破砕帯) ・破砕帯である。 ・黒褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E70° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は68°である。
60	59.50~60.00m ・花崗斑岩主体である。
61	61.11~61.22m ・流理のみみられる。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
51	45.65~46.77m ・ペグマタイトである。
54	50.09~50.60m, 51.17~51.76m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
55	54.48~57.33m ・花崗斑岩である。
56	57.33~59.50m ・アプライトである。
58	58.28~58.87m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
59	58.87~59.39m (f-4-1-4破砕帯) ・破砕帯である。 ・黒褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E70° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は62°、下層境界の傾斜は68°である。
60	59.50~60.00m ・花崗斑岩主体である。
61	61.11~61.22m ・流理のみみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
51	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・マンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
54	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
55	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
56	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
57	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
58	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じた、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの (断層ガウジ) として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“マンガン濃集帯”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
60	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
61	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

61.57~61.91m  
・変質している。  
・微細な割れ目が発達している。  
●63.91~64.44m(D-21破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E68° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は50°である。  
64  
65.47~65.60m  
・変質している。  
・淡緑色粘土が網目状に分布する。  
65.67  
66.70~67.00m、67.88~68.36m  
・ベグマタイトである。  
66.68  
67.00~67.88m、68.36~68.73m  
・アプライトである。  
69  
69.37~69.49m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

61.57~61.91m  
・変質している。  
・微細な割れ目が発達している。  
●63.91~64.44m(D-21破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E68° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は50°である。  
64  
65.47~65.60m  
・変質している。  
・淡緑色粘土が網目状に分布する。  
65.67  
66.70~67.00m、67.88~68.36m  
・ベグマタイトである。  
66.68  
67.00~67.88m、68.36~68.73m  
・アプライトである。  
69  
69.37~69.49m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

61.57~61.91m  
・変質している。  
・微細な割れ目が発達している。  
●63.91~64.44m(D-21破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN19° E68° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は50°である。  
64  
65.47~65.60m  
・変質している。  
・淡緑色粘土が網目状に分布する。  
65.67  
66.70~67.00m、67.88~68.36m  
・ベグマタイトである。  
66.68  
67.00~67.88m、68.36~68.73m  
・アプライトである。  
69  
69.37~69.49m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・RQDと最大コア長が低下することから、微細な割れ目が発達する区間について、“変質”欄に基づき、変質していると記載。	変更なし	変更なし
62,63	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明。(補足説明資料4 補足4-44頁) ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
64	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65,67	・ベグマタイトとその深度区間について一括記載。 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・高角度の微細な割れ目の密集については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66,68	・アプライトとその深度区間について一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
69	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

# H20-④-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	査	状	目	質		最大コア長
						態	の			—
						化	形			—
						質	状			om
							態			R Q D
							化			〔%〕
									71	70.37~70.60m アブライト、 80cm以下の最高位の標高をわずかに 異なる。
									72	70.65~80.00m 粒径25' 及び30' 程度 の割理がみられる。割理に沿ってマ ンガンを採ることも多い。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
71 70.37~70.60m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
71 70.37~70.60m ・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
71 70.37~70.60m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
72	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—

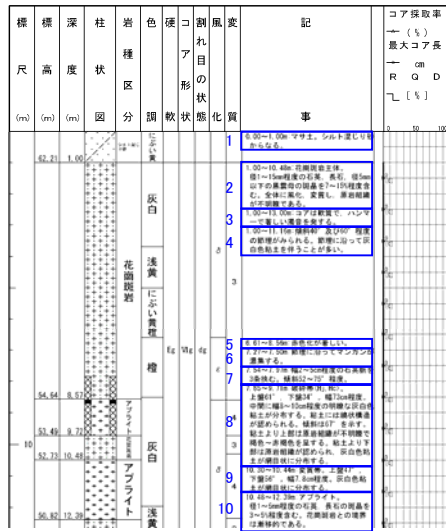
余白

H20-④-5

余白



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案  
(平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~1.00m ・シルト混じり砂である。 ・マサ土である。
2.14, 32.48	1.00~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
5	6.61~8.56m ・赤色化が著しい。
6	7.27~7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54~7.97m ・幅2~5cmの石英脈を挟む。
8	7.95~9.71m(D=20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部、淡赤褐色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56° W70° Sである。 ・上端境界の傾斜は61°、下端境界の傾斜は34°である。
a, 10, 19	8.75~9.72m, 10.48~12.39m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
9	10.30~10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~1.00m ・シルト混じり砂である。 ・マサ土である。
2.14, 32.48	1.00~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
5	6.61~8.56m ・赤色化が著しい。
6	7.27~7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54~7.97m ・幅2~5cmの石英脈を挟む。
8	7.95~9.71m(D=20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部、淡赤褐色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56° W70° Sである。 ・上端境界の傾斜は61°、下端境界の傾斜は34°である。
a, 10, 19	8.75~9.72m, 10.48~12.39m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
9	10.30~10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~1.00m ・シルト混じり砂である。 ・マサ土である。
2.14, 32.48	1.00~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
5	6.61~8.56m ・赤色化が著しい。
6	7.27~7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54~7.97m ・幅2~5cmの石英脈を挟む。
8	7.95~9.71m(D=20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部、淡赤褐色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56° W70° Sである。 ・上端境界の傾斜は61°、下端境界の傾斜は34°である。
a, 10, 19	8.75~9.72m, 10.48~12.39m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
9	10.30~10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2.14,32.48	・途中で挟むアブライトを挟在層であると判断し、孔底まで花崗斑岩が主体であると記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。(誤記)“原岩組織が不明瞭である。”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除すべきところを誤って記載。	変更なし	変更なし
3	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
4	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。	—	—
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	変更なし	変更なし	変更なし
7	・鉱物脈の本数、傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土には網状構造が認められる”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“原岩組織が不明瞭”、“原岩組織が認められ”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
a,10,19	・柱状図に合わせてアブライトが挟在する区間を一括記載。 (誤記)8.57~9.72mと書くべきところを誤って8.75~9.72mと記載。	変更なし	変更なし
9	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-5

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	分	調	軟	目	状	事	(%)
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		最大コア長
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		cm
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		R Q D
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		L (%)
47.47	15.34		花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		
43.19	16.02		花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		
20			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
10. 82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
11. 92~12.31m ・変質している。
13. ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は72°である。
15. 35~15.52m ・変質している。
17. ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18. ・変質している。
20. ・変質している。 ・濃褐色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

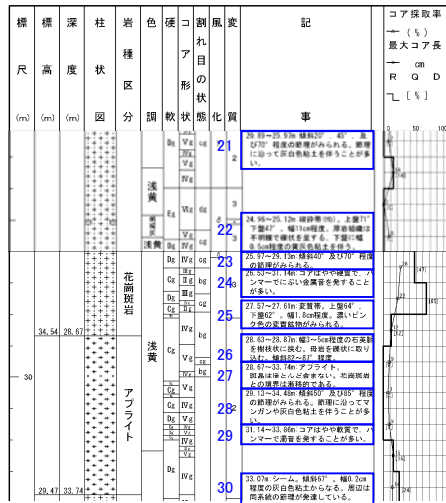
記事
10. 82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
11. 92~12.31m ・変質している。
13. ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は72°である。
15. 35~15.52m ・変質している。
17. ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18. ・変質している。
20. ・変質している。 ・濃褐色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
10. 82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
11. 92~12.31m ・変質している。
13. ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は72°である。
15. 35~15.52m ・変質している。
17. ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18. ・変質している。
20. ・変質している。 ・濃褐色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンの記載については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
13	・変質している区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・花崗斑岩の深度区間については、記事No.2で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
15	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
16	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンの記載については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
17	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・アプライト脈については、記事aで説明しているため削除。	—	—
20	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案  
(平成30年11月30日)

記事

- 24.96~25.12m(D-21破砕帯)
- ・破砕帯である。
- ・明褐色の固結礫部からなる。
- ・走向・傾斜はN11° E62° Wである。
- ・フィルム状の粘土を挟在する。
- ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は47°である。
- 22 27.57~27.61m
- ・変質している。
- ・軟質化している。
- 25 28.63~28.87m
- ・幅3~5cmの石英脈を挟む。
- 26 28.67~33.74m
- ・アプライトである。
- ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
- 27

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 24.96~25.12m(D-21破砕帯)
- ・破砕帯である。
- ・明褐色の固結礫部からなる。
- ・走向・傾斜はN11° E62° Wである。
- ・フィルム状の粘土を挟在する。
- ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は47°である。
- 22 27.57~27.61m
- ・変質している。
- ・軟質化している。
- 25 28.63~28.87m
- ・幅3~5cmの石英脈を挟む。
- 26 28.67~33.74m
- ・アプライトである。
- ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
- 27

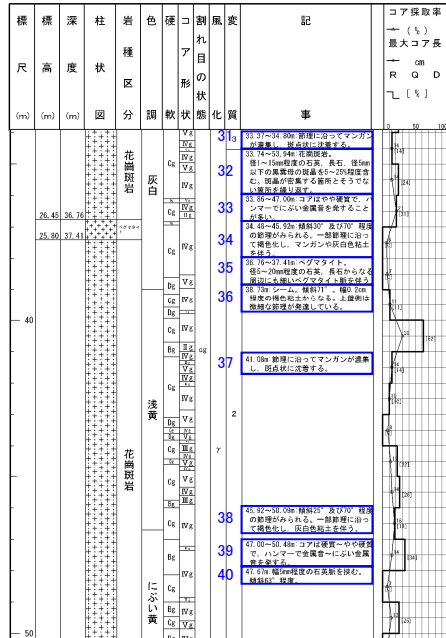
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 24.96~25.12m(D-21破砕帯)
- ・破砕帯である。
- ・明褐色の固結礫部からなる。
- ・走向・傾斜はN11° E62° Wである。
- ・フィルム状の粘土を挟在する。
- ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は47°である。
- 22 27.57~27.61m
- ・変質している。
- ・軟質化している。
- 25 28.63~28.87m
- ・幅3~5cmの石英脈を挟む。
- 26 28.67~33.74m
- ・アプライトである。
- ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
- 27

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“原岩組織は不明瞭”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。</li> <li>・変質している区間の境界傾斜、幅、変色鉱物については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈の産状、傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-216頁)。</li> </ul>	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
35 36.76~37.41m ・ペグマタイトである。
36 ●38.73~38.74m(f-4-9-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN9° E70° である。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40 47.67m ・幅5mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

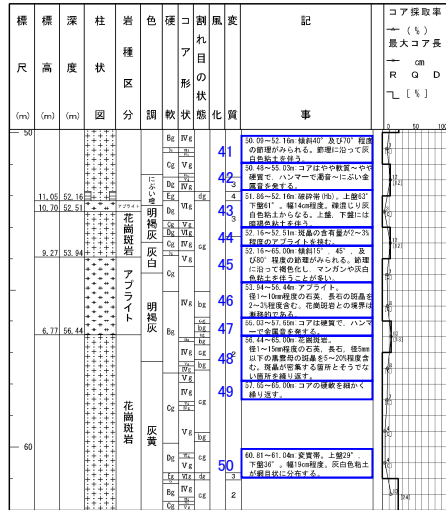
記事
35 36.76~37.41m ・ペグマタイトである。
36 ●38.73~38.74m(f-4-9-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN9° E70° である。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40 47.67m ・幅5mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
35 36.76~37.41m ・ペグマタイトである。
36 ●38.73~38.74m(f-4-9-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN9° E70° である。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
40 47.67m ・幅5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・花崗斑岩の深度区間については、記事No.2で説明しているため削除。	—	—
33	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
34	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
36	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-217頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-48頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
37	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
39	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
40	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 43 ●51.86～52.16m (f-4-5-3破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN11° W68° Wである。  
・幅16mmの粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は61°である。
- 44 52.16～52.51m  
・アプライトである。
- 46 53.94～56.44m  
・アプライトである。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。
- 50 60.81～61.04m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 43 ●51.86～52.16m (f-4-5-3破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN11° W68° Wである。  
・幅16mmの粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は61°である。
- 44 52.16～52.51m  
・アプライトである。
- 46 53.94～56.44m  
・アプライトである。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。
- 50 60.81～61.04m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 43 ●51.86～52.16m (f-4-5-3破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN11° W68° Wである。  
・幅16mmの粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は61°である。
- 44 52.16～52.51m  
・アプライトである。
- 46 53.94～56.44m  
・アプライトである。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。
- 50 60.81～61.04m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの (断層ガウジ) として扱い、幅16mmの粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花崗斑岩の深度区間については、記事No.2で説明しているため削除。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H20-④-5

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	波	記	事
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	目	化	質		
-1.70	85.00		花崗斑岩	灰黄	5	2						63.66~63.75m 表層部、上層部で、傾斜が緩やかになる。上部と下部の傾斜方向が異なる。本層の傾斜方向を示す。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
51 63.66~63.75m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
51 63.66~63.75m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
51 63.66~63.75m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

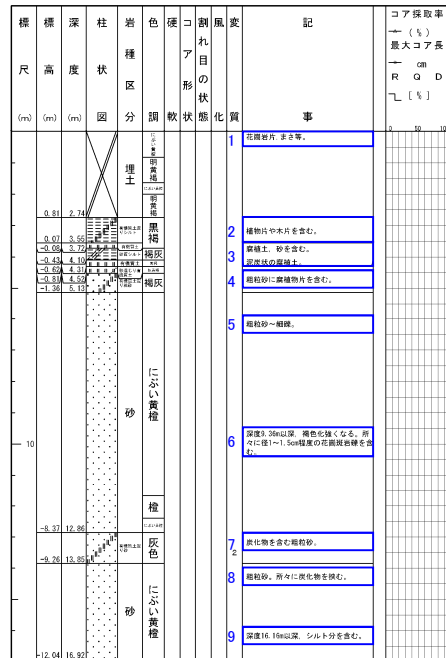
**H19-No.7**

余白



# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
1	0.00~2.74m ・埋土である。 ・花崗岩片、まさを含む。
2	2.74~3.55m ・有機質土混じりシルトである。 ・植物片や木片を含む。
a	3.55~3.72m ・有機質土である。
3	3.72~4.10m ・砂質シルトである。 ・泥炭状の有機質土である。
b	4.10~4.31m ・有機質土である。
c	4.31~4.52m ・砂混じり有機質土である。
4	4.52~5.13m ・有機質土混じり粗砂である。
5	5.13~12.86m ・砂である。
7	12.86~13.85m ・有機質土混じり砂である。
8	13.85~16.92m ・砂である。 ・粗粒砂。 ・所々に炭化物を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
1	0.00~2.74m ・埋土である。 ・花崗岩片、まさを含む。
2	2.74~3.55m ・有機質土混じりシルトである。 ・植物片や木片を含む。
a	3.55~3.72m ・有機質土である。
3	3.72~4.10m ・砂質シルトである。 ・泥炭状の有機質土である。
b	4.10~4.31m ・有機質土である。
c	4.31~4.52m ・砂混じり有機質土である。
4	4.52~5.13m ・有機質土混じり粗砂である。
5	5.13~12.86m ・砂である。
7	12.86~13.85m ・有機質土混じり砂である。
8	13.85~16.92m ・砂である。 ・粗粒砂。 ・所々に炭化物を挟む。

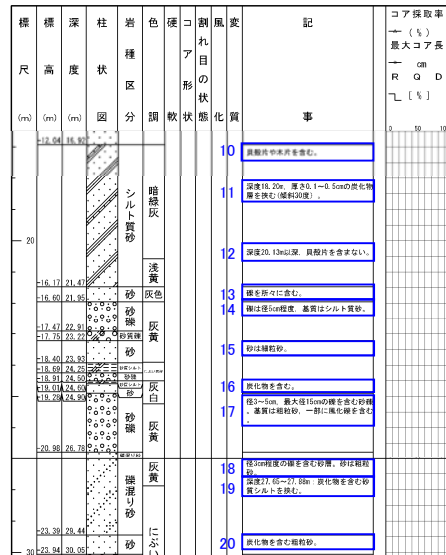
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
1	0.00~2.74m ・埋土である。 ・花崗岩片、まさを含む。
2	2.74~3.55m ・有機質土混じりシルトである。 ・植物片や木片を含む。
a	3.55~3.72m ・有機質土である。
3	3.72~4.10m ・砂質シルトである。 ・泥炭状の有機質土である。
b	4.10~4.31m ・有機質土である。
c	4.31~4.52m ・砂混じり有機質土である。
4	4.52~5.13m ・有機質土混じり粗砂である。
5	5.13~12.86m ・砂である。
7	12.86~13.85m ・有機質土混じり砂である。
8	13.85~16.92m ・砂である。 ・粗粒砂。 ・所々に炭化物を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて埋土と記載。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて有機質土混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて有機質土と記載。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。 ・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて有機質土と記載。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて砂混じり有機質土と記載。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて有機質土混じり粗砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植物編については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫については削除。	変更なし	変更なし
6	・変色については、補足的なものであるため削除。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種については削除。	—	—
7	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、炭化物、粒度については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
9	・シルトについては、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	—	—

# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
10	16.92~21.47m ・シルト質砂である。 ・貝殻片や木片を含む。
11	18.20m ・幅0.1~0.5cmの炭化物層を挟む。
13	21.47~21.95m ・砂である。
14	21.95~23.22m ・砂~砂質礫である。 ・礫は径5cm程度。基質はシルト質砂。
15	23.22~23.93m ・砂である。
16	23.93~24.25m ・砂質シルトである。
d	24.25~24.50m ・砂礫である。
e	24.50~24.60m ・砂質シルトである。
f	24.60~24.90m ・砂である。
g	24.90~26.78m ・砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径15cmの礫を含む。
17	26.78~29.44m ・礫混じり砂である。 ・径3cm程度の礫を含む砂層。砂は粗粒砂。
18	27.65~27.68m ・炭化物を含む砂質シルトを挟む。
19	29.44~30.05m ・砂である。
20	炭化物を含む粗粒砂。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
10	16.92~21.47m ・シルト質砂である。 ・貝殻片や木片を含む。
11	18.20m ・幅0.1~0.5cmの炭化物層を挟む。
13	21.47~21.95m ・砂である。
14	21.95~23.22m ・砂~砂質礫である。 ・礫は径5cm程度。基質はシルト質砂。
15	23.22~23.93m ・砂である。
16	23.93~24.25m ・砂質シルトである。
d	24.25~24.50m ・砂礫である。
e	24.50~24.60m ・砂質シルトである。
f	24.60~24.90m ・砂である。
g	24.90~26.78m ・砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径15cmの礫を含む。
17	26.78~29.44m ・礫混じり砂である。 ・径3cm程度の礫を含む砂層。砂は粗粒砂。
18	27.65~27.68m ・炭化物を含む砂質シルトを挟む。
19	29.44~30.05m ・砂である。
20	炭化物を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
10	16.92~21.47m ・シルト質砂である。 ・貝殻片や木片を含む。
11	18.20m ・幅0.1~0.5cmの炭化物層を挟む。
13	21.47~21.95m ・砂である。
14	21.95~23.22m ・砂~砂質礫である。 ・礫は径5cm程度。基質はシルト質砂。
15	23.22~23.93m ・砂である。
16	23.93~24.25m ・砂質シルトである。
d	24.25~24.50m ・砂礫である。
e	24.50~24.60m ・砂質シルトである。
f	24.60~24.90m ・砂である。
g	24.90~26.78m ・砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径15cmの礫を含む。
17	26.78~29.44m ・礫混じり砂である。 ・径3cm程度の礫を含む砂層。砂は粗粒砂。
18	27.65~27.68m ・炭化物を含む砂質シルトを挟む。
19	29.44~30.05m ・砂である。
20	炭化物を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
10	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
11	・炭化物層の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・“貝殻片を含まない”との記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
13	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて砂~砂質礫と記載。 ・表現の見直し(砂礫、砂質礫→砂~砂質礫)。	変更なし	変更なし
15,16	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
f	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・基質と風化礫については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	目	化	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										L (%)
			玉石混じり砂礫	黄橙			21		30.05~32.46m 最大径30cmの礫を含む砂礫。基質は細粒砂。礫の最大径40%。	30.10
			砂	明緑灰			22		中粒砂でシルトを挟む。	
			砂礫	灰白			23		径1~5cmの礫を含む砂礫。	
			砂	灰白			24		径2~5cm程度の礫を含む砂層。風化礫を多く含む。基質は粗粒砂。	
			砂	灰赤			25		細~粗粒砂とシルトの互層。細粒砂がシルトに風化物を含む。	
			玉石混じり砂礫	明緑灰			26		径3~5cm 最大径8cmの礫を含む砂礫。基質は粗粒砂。	
			砂	明緑灰			27		細粒砂、粗粒砂、砂礫の互層。	
			砂	灰白			28		径3~5cm 最大径10cmの礫を含む砂礫。礫の風化は弱い。	
			砂	灰白			29		深部43.84~43.12m シルト~細粒砂を挟む。	
			砂	黄橙			30		深部43.09~45.15m シルトと互層。	
			砂	黄橙			31		深部43.29~45.37m 細粒砂を挟む。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
21	30.05~32.46m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~10cm 最大径30cmの礫を含む。
22	32.46~33.11m ・砂である。
23	33.11~33.63m ・砂礫である。 ・径1~5cmの礫を含む。
24	33.63~36.58m ・礫混じり砂である。 ・径2~5cm程度の礫を含む砂層。 ・風化礫を多く含む。 ・基質は粗粒砂。
25	36.58~37.78m ・砂である。 ・風化物を含むシルトと互層する。
26	37.78~41.00m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径8cmの礫を含む。 ・基質は粗粒砂。
27	41.00~41.64m ・砂である。
28	41.64~46.66m ・玉石混じり砂礫である。
29	43.84~45.73m ・平均径3~5cm 最大径10cmの礫を含む。
31	43.84~45.73m ・所々、シルト~細粒砂を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
21	30.05~32.46m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~10cm 最大径30cmの礫を含む。
22	32.46~33.11m ・砂である。
23	33.11~33.63m ・砂礫である。 ・径1~5cmの礫を含む。
24	33.63~36.58m ・礫混じり砂である。 ・径2~5cm程度の礫を含む砂層。 ・風化礫を多く含む。 ・基質は粗粒砂。
25	36.58~37.78m ・砂である。 ・風化物を含むシルトと互層する。
26	37.78~41.00m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径8cmの礫を含む。 ・基質は粗粒砂。
27	41.00~41.64m ・砂である。
28	41.64~46.66m ・玉石混じり砂礫である。
29	43.84~45.73m ・平均径3~5cm 最大径10cmの礫を含む。
31	43.84~45.73m ・所々、シルト~細粒砂を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
21	30.05~32.46m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~10cm 最大径30cmの礫を含む。
22	32.46~33.11m ・砂である。
23	33.11~33.63m ・砂礫である。 ・径1~5cmの礫を含む。
24	33.63~36.58m ・礫混じり砂である。 ・径2~5cm程度の礫を含む砂層。 ・風化礫を多く含む。 ・基質は粗粒砂。
25	36.58~37.78m ・砂である。 ・風化物を含むシルトと互層する。
26	37.78~41.00m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm 最大径8cmの礫を含む。 ・基質は粗粒砂。
27	41.00~41.64m ・砂である。
28	41.64~46.66m ・玉石混じり砂礫である。
29	43.84~45.73m ・平均径3~5cm 最大径10cmの礫を含む。
31	43.84~45.73m ・所々、シルト~細粒砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。</li> <li>基質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。</li> <li>礫率については、区間内ではばらつきがあるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、シルトについては削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂礫と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂と記載。</li> <li>粒度については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、互層については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫の風化については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
29~31	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルト~細粒砂の挟在について、区間を統合して一括記載。(誤記)43.84~45.37mと書くべきところを誤って43.84~45.73mと記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分		状	形状	状態	事	(%)
										最大コア長 — cm R Q D L (%)
									深度45.25~45.27m: 細粒砂を含む。	0 50 100
									32 炭化帯を含む中〜細粒砂。	
									33 径3~5cm: 最大径19cmの礫を含む砂礫。基質は細粒砂。くさり礫の割合が多い。	
									34 中〜細粒砂。傾斜14~21度の構造あり。	
									35 最大径40cmの巨礫を含む砂礫。基質は砂。固結度は弱い。	
									36 深度53.49~54.10m: アプライト。石基及び径0.5~1mmの黒雲母の結晶が点在する(0.5%以下)。	
									37 深度56.10~56.10m: 全粒に風化し、軟弱で黄褐色を呈する。	
									38 深度58.31~61.50m: 全粒に風化し、軟弱な状態にあり、割れ目に沿って黄褐色を呈する。	
									39 深度61.50~62.70m: コア流出。	
									40 深度63.70~65.40m: 層理に沿って黄褐色を呈する。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
32 46.66~47.46m ・有機質土混じり砂である。
33 47.46~49.34m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径19cmの礫を含む。 ・くさり礫が多い。
34 49.84~51.32m ・砂である。
35 51.32~53.49m ・砂礫である。 ・最大径40cmの巨礫を含む。
h 53.49~55.50m ・花崗斑岩である。 ・全体的に風化している。
36 55.50~66.10m ・アプライトである。 ・全体的に風化している。
39 61.50~62.70m ・コア流出。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

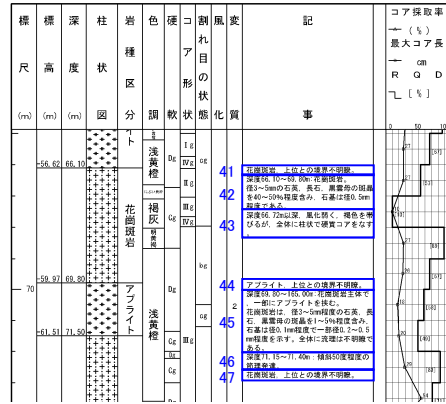
記 事
32 46.66~47.46m ・有機質土混じり砂である。
33 47.46~49.34m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径19cmの礫を含む。 ・くさり礫が多い。
34 49.84~51.32m ・砂である。
35 51.32~53.49m ・砂礫である。 ・最大径40cmの巨礫を含む。
h 53.49~55.50m ・花崗斑岩である。 ・全体的に風化している。
36 55.50~66.10m ・アプライトである。 ・全体的に風化している。
39 61.50~62.70m ・コア流出。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
32 46.66~47.46m ・有機質土混じり砂である。
33 47.46~49.34m ・玉石混じり砂礫である。 ・平均径3~5cm、最大径19cmの礫を含む。 ・くさり礫が多い。
34 49.84~51.32m ・砂である。
35 51.32~53.49m ・砂礫である。 ・最大径40cmの巨礫を含む。
h 53.49~55.50m ・花崗斑岩である。 ・全体的に風化している。
36 55.50~66.10m ・アプライトである。 ・全体的に風化している。
39 61.50~62.70m ・コア流出。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、炭化物、粒度については削除。	変更なし	変更なし
33	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 ・基質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
34	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、堆積構造については削除。	変更なし	変更なし
35	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・基質、固結度については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・“風化”欄に基づき風化していると記載。	変更なし	変更なし
36	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・“風化”欄に基づき風化していると記載。	変更なし	変更なし
37	・風化を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
38	・風化を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

記 事

41  
43  
66.10～69.80m  
・花崗斑岩である。  
・66.72m以深は、弱風化している。

45  
69.80～165.00m  
・花崗斑岩主体で、一部にアブライトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

41  
43  
66.10～69.80m  
・花崗斑岩である。  
・66.72m以深は、弱風化している。

45  
69.80～165.00m  
・花崗斑岩主体で、一部にアブライトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

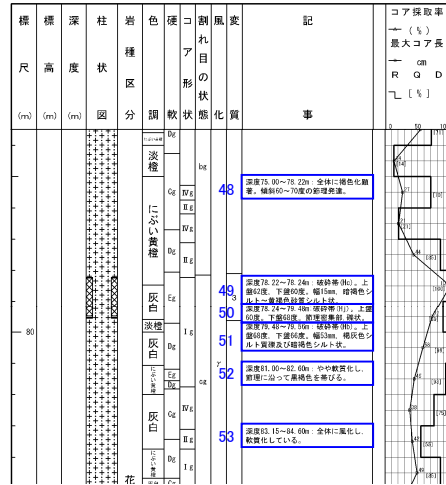
記 事

41  
43  
66.10～69.80m  
・花崗斑岩である。  
・66.72m以深は、弱風化している。

45  
69.80～165.00m  
・花崗斑岩主体で、一部にアブライトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41～43	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>色調については、補足的なものであるため削除。</li> <li>硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>アブライトについては、花崗斑岩を主体とする区間内の挟在層として、柱状図で表示することとしているため削除。</li> </ul>	—	—
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>流理については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>花崗斑岩の分布については、記事No.45で区間を統合して一括記載しているため削除。</li> <li>岩種境界については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
48	75.00～78.22m ・全体に褐色化が顕著である。 ・割れ目が発達する。
49	●78.22～79.56m(D-24破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN7° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
51	
52	81.00～82.60m ・やや軟質化し、割れ目によって黒褐色を帯びる。
53	83.15～84.60m ・全体に風化し、軟質化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

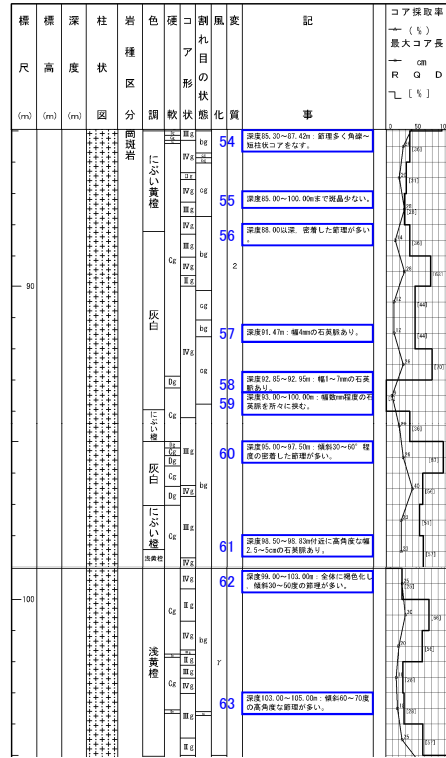
記 事	
48	75.00～78.22m ・全体に褐色化が顕著である。 ・割れ目が発達する。
49	●78.22～79.56m(D-24破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN7° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
51	
52	81.00～82.60m ・やや軟質化し、割れ目によって黒褐色を帯びる。
53	83.15～84.60m ・全体に風化し、軟質化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
48	75.00～78.22m ・全体に褐色化が顕著である。 ・割れ目が発達する。
49	●78.22～79.56m(D-24破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN7° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
51	
52	81.00～82.60m ・やや軟質化し、割れ目によって黒褐色を帯びる。
53	83.15～84.60m ・全体に風化し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49～51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・下端境界の見かけの傾斜については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85~92.95m ・幅1~7mmの石英脈が分布する。
59 93.00~100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00~97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50~98.83m ・幅2.5~5cmの石英脈が分布する。
62 99.00~103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00~105.00m ・高角度の割れ目が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85~92.95m ・幅1~7mmの石英脈が分布する。
59 93.00~100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00~97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50~98.83m ・幅2.5~5cmの石英脈が分布する。
62 99.00~103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00~105.00m ・高角度の割れ目が多い。

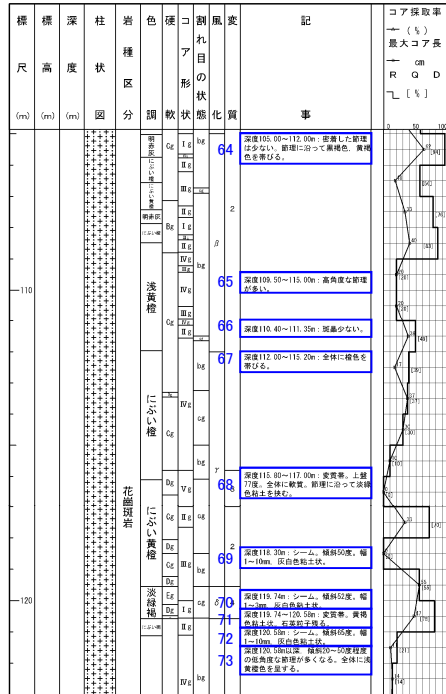
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85~92.95m ・幅1~7mmの石英脈が分布する。
59 93.00~100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00~97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50~98.83m ・幅2.5~5cmの石英脈が分布する。
62 99.00~103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00~105.00m ・高角度の割れ目が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
55	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
56	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

64	105.00~112.00m ・割れ目に沿って黒褐色、黄褐色を帯びる。
65	109.50~115.00m ・高角度の割れ目が多い。
68	115.80~117.00m ・変質している。 ・全体に軟質であり、割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。
69	118.30m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
70	119.74m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
71	119.74~120.58m ・変質している。 ・黄褐色粘土状を呈し、石英粒子が残存する。
72	120.58m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

64	105.00~112.00m ・割れ目に沿って黒褐色、黄褐色を帯びる。
65	109.50~115.00m ・高角度の割れ目が多い。
68	115.80~117.00m ・変質している。 ・全体に軟質であり、割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。
69	118.30m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
70	119.74m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
71	119.74~120.58m ・変質している。 ・黄褐色粘土状を呈し、石英粒子が残存する。
72	120.58m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

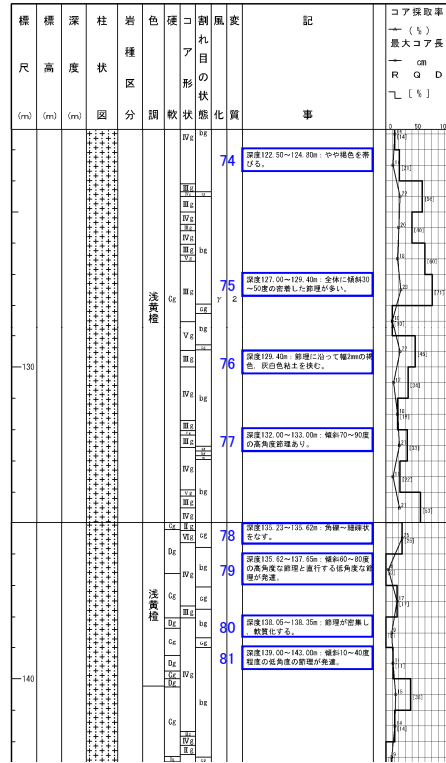
64	105.00~112.00m ・割れ目に沿って黒褐色、黄褐色を帯びる。
65	109.50~115.00m ・高角度の割れ目が多い。
68	115.80~117.00m ・変質している。 ・全体に軟質であり、割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。
69	118.30m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
70	119.74m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
71	119.74~120.58m ・変質している。 ・黄褐色粘土状を呈し、石英粒子が残存する。
72	120.58m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
65	変更なし	変更なし	変更なし
66	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
67	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
68	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-42頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-43頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-44頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—



# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
75	127.00~129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76	129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色~灰白色粘土を挟む。
77	132.00~133.00m ・高角度の割れ目あり。
78	135.23~135.62m ・割れ目が多く、角礫~細礫状をなす。
80	138.05~138.35m ・割れ目が密集し、軟質化する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
75	127.00~129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76	129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色~灰白色粘土を挟む。
77	132.00~133.00m ・高角度の割れ目あり。
78	135.23~135.62m ・割れ目が多く、角礫~細礫状をなす。
80	138.05~138.35m ・割れ目が密集し、軟質化する。

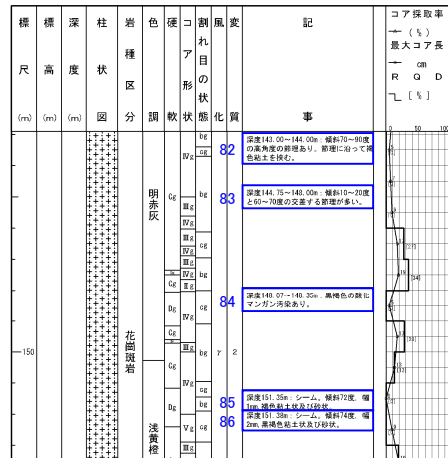
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
75	127.00~129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76	129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色~灰白色粘土を挟む。
77	132.00~133.00m ・高角度の割れ目あり。
78	135.23~135.62m ・割れ目が多く、角礫~細礫状をなす。
80	138.05~138.35m ・割れ目が密集し、軟質化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
75	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
76	変更なし	変更なし	変更なし
77	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし
79	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。	—	—
80	変更なし	変更なし	変更なし
81	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。	—	—

# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

82 143.00~144.00m  
・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。

84 148.07~148.35m  
・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。

85, 86 ●151.35~151.38m(f-8-11破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色の固結塊状部からなる。  
・走向・傾斜はN15°E86°Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

82 143.00~144.00m  
・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。

84 148.07~148.35m  
・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。

85, 86 ●151.35~151.38m(f-8-11破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色の固結塊状部からなる。  
・走向・傾斜はN15°E86°Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

82 143.00~144.00m  
・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。

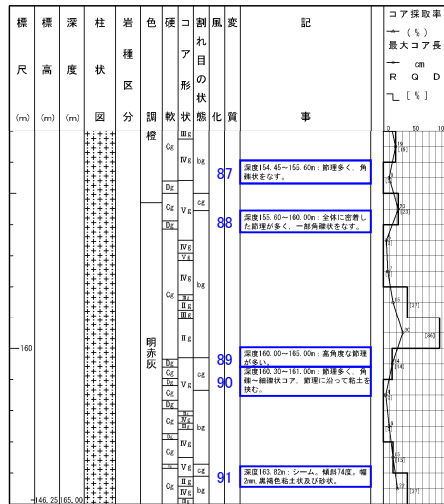
84 148.07~148.35m  
・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。

85, 86 ●151.35~151.38m(f-8-11破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色の固結塊状部からなる。  
・走向・傾斜はN15°E86°Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
83	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
84	変更なし	変更なし	変更なし
85,86	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-45,46頁)。</li> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-29頁)。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.7

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
87 154.45~155.60m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
88 155.60~160.00m ・全体に密着した割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
91 163.82m ・変質している。 ・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
87 154.45~155.60m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
88 155.60~160.00m ・全体に密着した割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
91 163.82m ・変質している。 ・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
87 154.45~155.60m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
88 155.60~160.00m ・全体に密着した割れ目が多く、一部角礫状を呈する。
91 163.82m ・変質している。 ・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	変更なし	変更なし	変更なし
88	変更なし	変更なし	変更なし
89	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
90	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
91	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-47頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

**H24-B8-23**

余白

# H24-B8-23

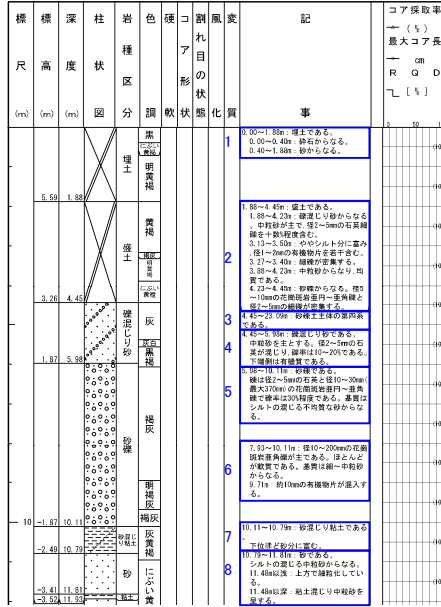
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事	
1	0.00~1.88m ・埋土である。
2	1.88~4.45m ・盛土である。
4	4.45~5.98m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2~5mm石英を含む。
5	5.98~10.11m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英と径10~30mmの花崗斑岩重片~垂角礫を含む。
7	10.11~10.79m ・砂混じり粘土である。
8	10.79~11.81m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事	
1	0.00~1.88m ・埋土である。
2	1.88~4.45m ・盛土である。
4	4.45~5.98m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2~5mm石英を含む。
5	5.98~10.11m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英と径10~30mmの花崗斑岩重片~垂角礫を含む。
7	10.11~10.79m ・砂混じり粘土である。
8	10.79~11.81m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事	
1	0.00~1.88m ・埋土である。
2	1.88~4.45m ・盛土である。
4	4.45~5.98m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2~5mm石英を含む。
5	5.98~10.11m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英と径10~30mmの花崗斑岩重片~垂角礫を含む。
7	10.11~10.79m ・砂混じり粘土である。
8	10.79~11.81m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
3	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
4	・礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・有機質については、当該区間全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
5.6	・柱状図に対応した層相名を記載していることとしているため、区間の細分については削除。 ・礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・基質については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に対応した層相名を記載していることとしているため、部分的な砂分の増大の記載については削除。	変更なし	変更なし
8	・細粒化や粘土混じりについては、当該区間全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-23

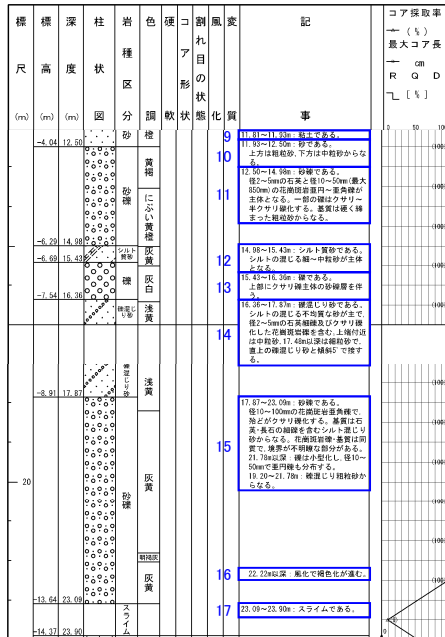
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事
9 11.81~11.93m ・粘土である。
10 11.93~12.50m ・砂である。
11 12.50~14.98m ・砂である。
12 14.98~15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43~16.36m ・礫である。
14 16.36~17.87m ・礫混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2~5mmの石英細礫及び花崗岩角礫を含む。
15 17.87~23.09m ・砂礫である。 ・径10~100mmの花崗斑岩垂直角礫を含む。
17 23.09~23.90m ・スライム。

審査資料

(平成30年11月30日)

記事
9 11.81~11.93m ・粘土である。
10 11.93~12.50m ・砂である。
11 12.50~14.98m ・砂礫である。
12 14.98~15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43~16.36m ・礫である。
14 16.36~17.87m ・礫混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2~5mmの石英細礫及び花崗岩角礫を含む。
15 17.87~23.09m ・砂礫である。 ・径10~100mmの花崗斑岩垂直角礫を含む。
17 23.09~23.90m ・スライム。

審査資料

(令和2年2月7日)

記事
9 11.81~11.93m ・粘土である。
10 11.93~12.50m ・砂である。
11 12.50~14.98m ・砂礫である。
12 14.98~15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43~16.36m ・礫である。
14 16.36~17.87m ・礫混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2~5mmの石英細礫及び花崗岩角礫を含む。
15 17.87~23.09m ・砂礫である。 ・径10~100mmの花崗斑岩垂直角礫を含む。
17 23.09~23.90m ・スライム。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については削除。	変更なし	変更なし
12	・シルトの記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
15	・“クサリ礫化”、“礫・基質は同質で、境界が不明瞭”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・基質の記載については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
16	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	変更なし	変更なし	変更なし



# H24-B8-23

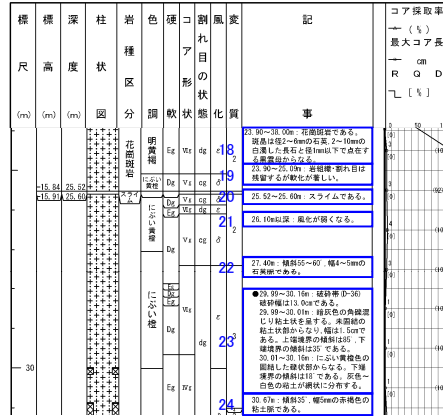
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事

18 23.90~38.00m  
・花崗斑岩である。

20 25.52~25.60m  
・スライム。

23 ●29.99~30.16m(D-36破砕部)  
・破砕部である。  
・主色にふい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・暗灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm  
・走向・傾斜はN3° E72° Eである。  
・上端境界の傾斜は35°。下端境界の傾斜は18°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

18 23.90~38.00m  
・花崗斑岩である。

20 25.52~25.60m  
・スライム。

23 ●29.99~30.16m(D-36破砕部)  
・破砕部である。  
・主色にふい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・暗灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm  
・走向・傾斜はN3° E72° Eである。  
・上端境界の傾斜は35°。下端境界の傾斜は18°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

18 23.90~38.00m  
・花崗斑岩である。

20 25.52~25.60m  
・スライム。

23 ●29.99~30.16m(D-36破砕部)  
・破砕部である。  
・主色にふい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・暗灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm  
・走向・傾斜はN3° E72° Eである。  
・上端境界の傾斜は35°。下端境界の傾斜は18°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
19	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織や割れ目の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	—	—
20	変更なし	変更なし	変更なし
21	・風化が弱まる傾向は、26.10m以深の区間全体にみられるものではないため削除。	—	—
22	・石英脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土が網状に分布する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
24	・粘土脈を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—

# H24-B8-23

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別	軟	目	目	質		
			の	状	の	の			
			区	態	状	状			
				化	態	態			
				質	質	質			
		花崗岩	De	0	25			●30.87~31.32m 破砕部 ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。	0
		花崗岩	De	1	26			●30.88~31.04m 砕屑質粘土を ・砕屑部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。	50
		花崗岩	De	2	27			●31.04~31.32m 褐灰色の割れ目 ・割れ目である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。	100
		花崗岩	De	3	28			●31.32~31.66m 一部で風化で褐色化 ・風化部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。	100
		花崗岩	De	4	29			●31.66~31.98m 風化部である。 ・風化部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。	100
		花崗岩	De	5					100
		花崗岩	De	6					100
		花崗岩	De	7					100
		花崗岩	De	8					100
		花崗岩	De	9					100
		花崗岩	De	10					100
		花崗岩	De	11					100
		花崗岩	De	12					100
		花崗岩	De	13					100
		花崗岩	De	14					100
		花崗岩	De	15					100
		花崗岩	De	16					100
		花崗岩	De	17					100
		花崗岩	De	18					100
		花崗岩	De	19					100
		花崗岩	De	20					100
		花崗岩	De	21					100
		花崗岩	De	22					100
		花崗岩	De	23					100
		花崗岩	De	24					100
		花崗岩	De	25					100
		花崗岩	De	26					100
		花崗岩	De	27					100
		花崗岩	De	28					100
		花崗岩	De	29					100
		花崗岩	De	30					100
		花崗岩	De	31					100
		花崗岩	De	32					100
		花崗岩	De	33					100
		花崗岩	De	34					100
		花崗岩	De	35					100
		花崗岩	De	36					100
		花崗岩	De	37					100
		花崗岩	De	38					100
		花崗岩	De	39					100
		花崗岩	De	40					100
		花崗岩	De	41					100
		花崗岩	De	42					100
		花崗岩	De	43					100
		花崗岩	De	44					100
		花崗岩	De	45					100
		花崗岩	De	46					100
		花崗岩	De	47					100
		花崗岩	De	48					100
		花崗岩	De	49					100
		花崗岩	De	50					100
		花崗岩	De	51					100
		花崗岩	De	52					100
		花崗岩	De	53					100
		花崗岩	De	54					100
		花崗岩	De	55					100
		花崗岩	De	56					100
		花崗岩	De	57					100
		花崗岩	De	58					100
		花崗岩	De	59					100
		花崗岩	De	60					100
		花崗岩	De	61					100
		花崗岩	De	62					100
		花崗岩	De	63					100
		花崗岩	De	64					100
		花崗岩	De	65					100
		花崗岩	De	66					100
		花崗岩	De	67					100
		花崗岩	De	68					100
		花崗岩	De	69					100
		花崗岩	De	70					100
		花崗岩	De	71					100
		花崗岩	De	72					100
		花崗岩	De	73					100
		花崗岩	De	74					100
		花崗岩	De	75					100
		花崗岩	De	76					100
		花崗岩	De	77					100
		花崗岩	De	78					100
		花崗岩	De	79					100
		花崗岩	De	80					100
		花崗岩	De	81					100
		花崗岩	De	82					100
		花崗岩	De	83					100
		花崗岩	De	84					100
		花崗岩	De	85					100
		花崗岩	De	86					100
		花崗岩	De	87					100
		花崗岩	De	88					100
		花崗岩	De	89					100
		花崗岩	De	90					100
		花崗岩	De	91					100
		花崗岩	De	92					100
		花崗岩	De	93					100
		花崗岩	De	94					100
		花崗岩	De	95					100
		花崗岩	De	96					100
		花崗岩	De	97					100
		花崗岩	De	98					100
		花崗岩	De	99					100
		花崗岩	De	100					100

審査資料案

記 事
●30.87~31.32m ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。
25
●33.66~38.00m ・風化部である。
27

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
●30.87~31.32m ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。
25
●33.66~38.00m ・風化部である。
27

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
●30.87~31.32m ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向傾斜はN4° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は70°である。
25
●33.66~38.00m ・風化部である。
27

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石英脈については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・一部に粘土を伴うが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色調については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・軟化については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石英脈については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石英脈については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

**H24-B8-29**

余白



# H24-B8-29

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬	割れ	風	記	コア採取率
尺	高度	状	区	目	度	目	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	取	状	形	質		
		分		取	状	形			
10.90	21.00							21.00mまでノンコア	0
								21.00~21.70m 花崗斑岩である。破砕部である。明黄褐色の固結礫状部からなる。走向・傾斜はN1°E85°Eである。フィルム状の粘土を挟在する。上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。	100
								21.70~22.10m 花崗斑岩である。破砕部である。明黄褐色の固結礫状部からなる。走向・傾斜はN1°E85°Eである。フィルム状の粘土を挟在する。上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。	100
								22.10~24.10m 上層の傾斜が約45°、下層の傾斜が約70°である。岩片は花崗斑岩と正交する。岩片は花崗斑岩と正交する。上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。	100
								24.10~24.63m 割れ目が多く、角礫状を呈する。破砕部である。正断層センスである。赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。走向・傾斜はN4°W89°Wである。上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。	100
								24.63~25.44m 破砕部である。正断層センスである。赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。走向・傾斜はN4°W89°Wである。上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。	100
								25.44~25.93m 淡褐色の固結した礫状部からなる。上層境界の傾斜は65°である。	100
								25.93~25.96m 淡褐色の固結した礫状部からなる。	100
								25.96~25.99m 赤黄褐色の割れ目の密集部からなる。下層境界の傾斜は70°である。	100
								25.99~26.4m 石英脈である。傾斜50°である。	100
								26.40~26.70m 赤褐色の粘土を呈する。傾斜は70°である。	100
								26.70~26.80m 赤褐色の粘土を呈する。	100

審査資料案

記事	
2	21.00~21.70m ・花崗斑岩である。 ●21.08~21.27m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1°E85°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
3	21.70~22.10m ・花崗斑岩である。 ●21.70~22.10m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1°E85°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
6	24.10~24.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W89°Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
7	24.63~25.44m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W89°Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
10, 12, 13	25.44~25.93m ・淡褐色の固結した礫状部からなる。上層境界の傾斜は65°である。 25.93~25.96m ・淡褐色の固結した礫状部からなる。 25.96~25.99m ・赤黄褐色の割れ目の密集部からなる。下層境界の傾斜は70°である。 25.99~26.4m ・石英脈である。傾斜50°である。 26.40~26.70m ・赤褐色の粘土を呈する。傾斜は70°である。 26.70~26.80m ・赤褐色の粘土を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
2	21.00~21.70m ・花崗斑岩である。 ●21.08~21.27m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1°E85°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
3	21.70~22.10m ・花崗斑岩である。 ●21.70~22.10m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1°E85°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
6	24.10~24.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W89°Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
7	24.63~25.44m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W89°Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
10, 12, 13	25.44~25.93m ・淡褐色の固結した礫状部からなる。上層境界の傾斜は65°である。 25.93~25.96m ・淡褐色の固結した礫状部からなる。 25.96~25.99m ・赤黄褐色の割れ目の密集部からなる。下層境界の傾斜は70°である。 25.99~26.4m ・石英脈である。傾斜50°である。 26.40~26.70m ・赤褐色の粘土を呈する。傾斜は70°である。 26.70~26.80m ・赤褐色の粘土を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
2	21.00~21.70m ・花崗斑岩である。 ●21.08~21.27m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1°E85°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
3	21.70~22.10m ・花崗斑岩である。 ●21.70~22.10m(D-36破砕部) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1°E85°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
6	24.10~24.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●25.44~26.11m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W89°Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
7	24.63~25.44m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・赤褐色～淡黄褐色の固結礫状部及び淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W89°Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
10, 12, 13	25.44~25.93m ・淡褐色の固結した礫状部からなる。上層境界の傾斜は65°である。 25.93~25.96m ・淡褐色の固結した礫状部からなる。 25.96~25.99m ・赤黄褐色の割れ目の密集部からなる。下層境界の傾斜は70°である。 25.99~26.4m ・石英脈である。傾斜50°である。 26.40~26.70m ・赤褐色の粘土を呈する。傾斜は70°である。 26.70~26.80m ・赤褐色の粘土を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。(誤記)下端境界の見かけ傾斜として、65°と書くべきところを誤って70°と記載。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“粘土を伴う”との記載については、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・風化を伴う褐色化については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩片混じり粘土状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>・石基については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
7~10,12,13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“粘土状を呈する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

# H24-B8-29

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標	深	柱	岩	色	硬	割	記	コ
尺	高	状	種	調	度	れ	事	ア
(m)	(m)	(m)	区	分	状	目		取
								率
18.69	30.00						15 16 17	0 50 100

●29.51～29.61m 破砕部  
・破砕部である。  
・淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・走向・傾斜はN15° E45° Eである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。

審査資料案

記 事
●29.51～29.61m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E45° Eである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
●29.51～29.61m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E45° Eである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
●29.51～29.61m ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E45° Eである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	・角礫状を呈し粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15～17	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・誤記修正(記事No.17の区間下端の深度については、29.60m→29.61m)。	変更なし	変更なし

余白



**H24-B8-30**

余白



# H24-B8-30

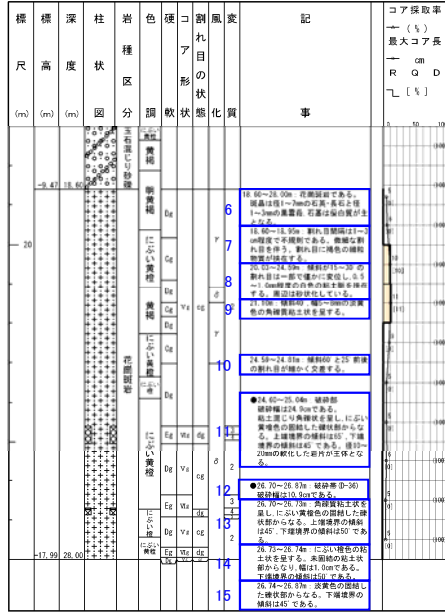
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事	
6	18.60~28.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
a	21.10~21.40m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
11	●24.60~25.04m ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は45°である。
12	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・なんい褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0m
15	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・なんい褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0m ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は45°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
6	18.60~28.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
a	21.10~21.40m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
11	●24.60~25.04m ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は45°である。
12	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・なんい褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0m
15	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・なんい褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0m ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は45°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
6	18.60~28.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
a	21.10~21.40m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
11	●24.60~25.04m ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は45°である。
12	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・なんい褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0m
15	●26.70~26.87m(D-36破砕帯) ・破砕部である。 ・主になんい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・なんい褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0m ・走向・傾斜はN2° W82° Eである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は45°である。

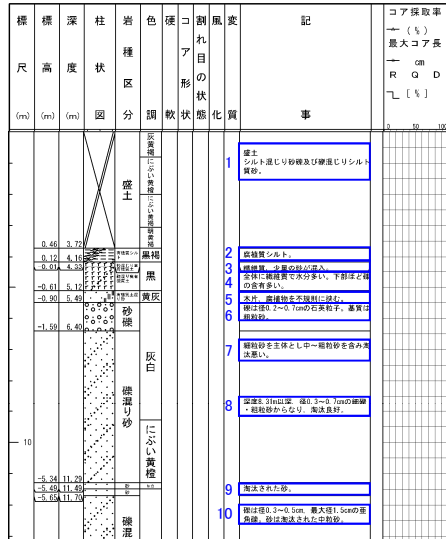
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細粒物質を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
8,9,a	・一部の割れ目がわずかに変位するとの記載については、変位が認められないため削除。 ・割れ目沿いに砂状化粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・細片化の著しい21.10~21.40mについて、“コア形状”欄に基づき、角礫状と記載。	変更なし	変更なし
10	・当該区間の大部分が破砕部であり、破砕部の記載に含めたため削除。	—	—
11	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“軟化した岩片が主体となる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12~15	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

**H19-No.6**

余白

# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
1	0.00~3.72m ・盛土である。
2	3.72~4.16m ・有機質シルトである。
3	4.16~4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4	4.33~5.17m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5	5.17~5.49m ・有機質土混じり砂である。
6	5.49~6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2~0.7cmの石莖、基質は粗粒砂。
7	6.40~11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中~粗粒砂を含み淘汰悪い。
9	11.29~11.70m ・砂である。
10	11.70~14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.5cmの垂角礫、砂は淘汰の良い中粒砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
1	0.00~3.72m ・盛土である。
2	3.72~4.16m ・有機質シルトである。
3	4.16~4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4	4.33~5.17m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5	5.17~5.49m ・有機質土混じり砂である。
6	5.49~6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2~0.7cmの石莖、基質は粗粒砂。
7	6.40~11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中~粗粒砂を含み淘汰悪い。
9	11.29~11.70m ・砂である。
10	11.70~14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.5cmの垂角礫、砂は淘汰の良い中粒砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
1	0.00~3.72m ・盛土である。
2	3.72~4.16m ・有機質シルトである。
3	4.16~4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4	4.33~5.17m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5	5.17~5.49m ・有機質土混じり砂である。
6	5.49~6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2~0.7cmの石莖、基質は粗粒砂。
7	6.40~11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中~粗粒砂を含み淘汰悪い。
9	11.29~11.70m ・砂である。
10	11.70~14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.5cmの垂角礫、砂は淘汰の良い中粒砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土と記載。 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は一部削除。	変更なし	変更なし
2	・表現の見直し(腐植質⇒有機質)。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂混じり高有機質土と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、繊維質、砂については削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて礫混じり高有機質土と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、繊維質、水分、礫については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、木片、腐植物については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
7,8	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・深度8.31m以深の記載については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
9	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・淘汰度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	区	ア	目	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	別	調	目	状		
						状	化		
						質			
	-7.72	14.87	泥り砂	淡黄					0
	-8.03	14.80							10
	-8.07	14.85							100
	-10.84	18.47	礫混じり砂	に少し黄緑				11	
	-11.41	19.22	礫混じり砂	灰				12	
	-12.79	21.07	礫混じり砂	灰				13	
	-13.71	22.22	礫混じり砂	灰				14	
	-14.69	23.48	礫混じり砂	灰				15	
	-16.09	25.33	シルト混じり砂	灰				16	
	-16.92	26.41	シルト混じり砂	灰				17	
	-16.92	26.41	シルト混じり砂	灰				18	
	-16.92	26.41	シルト混じり砂	灰				19	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案 (平成30年11月30日)

11	14.40~14.85m ・礫混じり砂である。
12	14.85~18.47m ・礫混じり砂である。
13	18.47~19.22m ・礫混じり砂である。 ・木片、炭片を含む。
14	19.22~21.02m ・礫混じり砂である。 ・砂は細~中粒砂。 ・炭質物をわずかに含む。
15	21.02~22.22m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.0cm。 ・石英・長石粒を主体とする。
16	22.22~23.48m ・礫混じりシルトである。 ・径0.5cm以下の貝化石を含み、炭化した木片も含む。
17	23.48~25.33m ・砂混じりシルトである。 ・全体に貝化石を多く含み、木片が点在する。
18	25.33~26.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・全体に貝化石、木片を含み、下位ほど有機質の混入が多くなる。
19	26.41~28.45m ・有機質土混じり砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

11	14.40~14.85m ・礫混じり砂である。
12	14.85~18.47m ・礫混じり砂である。
13	18.47~19.22m ・礫混じり砂である。 ・木片、炭片を含む。
14	19.22~21.02m ・礫混じり砂である。 ・砂は細~中粒砂。 ・炭質物をわずかに含む。
15	21.02~22.22m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.0cm。 ・石英・長石粒を主体とする。
16	22.22~23.48m ・礫混じりシルトである。 ・径0.5cm以下の貝化石を含み、炭化した木片も含む。
17	23.48~25.33m ・砂混じりシルトである。 ・全体に貝化石を多く含み、木片が点在する。
18	25.33~26.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・全体に貝化石、木片を含み、下位ほど有機質の混入が多くなる。
19	26.41~28.45m ・有機質土混じり砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

11	14.40~14.85m ・礫混じり砂である。
12	14.85~18.47m ・礫混じり砂である。
13	18.47~19.22m ・礫混じり砂である。 ・木片、炭片を含む。
14	19.22~21.02m ・礫混じり砂である。 ・砂は細~中粒砂。 ・炭質物をわずかに含む。
15	21.02~22.22m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3~0.5cm、最大径1.0cm。 ・石英・長石粒を主体とする。
16	22.22~23.48m ・礫混じりシルトである。 ・径0.5cm以下の貝化石を含み、炭化した木片も含む。
17	23.48~25.33m ・砂混じりシルトである。 ・全体に貝化石を多く含み、木片が点在する。
18	25.33~26.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・全体に貝化石、木片を含み、下位ほど有機質の混入が多くなる。
19	26.41~28.45m ・有機質土混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度については削除。	変更なし	変更なし
12	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度、礫径、礫種については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、礫径、円磨度を削除し、木片、炭片を記載。 ・粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・砂の構成鉱物については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・再観察により礫混じり砂質シルトを礫混じりシルトに見直し。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、石英粒を削除し、貝化石、木片を記載。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて砂混じりシルトと記載。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、石英粒を削除し、貝化石、木片を記載。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・表現の見直し(腐植物→有機質)。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、薄層、堆積構造については削除。	変更なし	変更なし



# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬さ	割削	風目	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区	調	状	形	化	質	事	(%)
最大コア径											
cm											
R Q D											
L (%)											
18.48	28.45	0	砂礫	補灰						20	20.45~30.63m ・砂礫である。 ・砂礫主体である。 ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
20.15	28.83	0	砂礫							21	20.80~30.63m ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
20.65	31.32	0	砂礫							22	30.63~31.32m ・礫混じり砂である。
20.93	31.72	0	砂礫							a	31.32~31.72m ・砂礫である。
21.43	32.29	0	砂質シルト							b	31.72~32.03m ・シルト質礫である。
21.72	32.73	0	砂質シルト							c	32.03~32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
22.64	33.88	0	砂質シルト							d	32.29~32.73m ・礫混じり砂である。
23.14	34.53	0	砂質シルト							23	32.73~33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部にくさり礫を含む。
23.52	35.03	0	砂質シルト							24	33.88~34.53m ・シルト混じり砂である。 34.53~35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
28.45~30.63m ・砂礫である。 ・砂礫主体である。 ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
20.20.45~28.83m ・礫混じり砂である。
21.28.80~30.63m ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
22.30.63~31.32m ・礫混じり砂である。
a.31.32~31.72m ・砂礫である。
b.31.72~32.03m ・シルト質礫である。
c.32.03~32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d.32.29~32.73m ・礫混じり砂である。
23.32.73~33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部にくさり礫を含む。
24.33.88~34.53m ・シルト混じり砂である。
e.34.53~35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
28.45~30.63m ・砂礫である。 ・砂礫主体である。 ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
20.28.45~28.83m ・礫混じり砂である。
21.28.80~30.63m ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
22.30.63~31.32m ・礫混じり砂である。
a.31.32~31.72m ・砂礫である。
b.31.72~32.03m ・シルト質礫である。
c.32.03~32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d.32.29~32.73m ・礫混じり砂である。
23.32.73~33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部にくさり礫を含む。
24.33.88~34.53m ・シルト混じり砂である。
e.34.53~35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
28.45~30.63m ・砂礫である。 ・砂礫主体である。 ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
20.28.45~28.83m ・礫混じり砂である。
21.28.80~30.63m ・礫は径3~4cm。最大径8cmでアブライト主体。 ・一部、花崗岩を含む。 ・基質は中〜粗粒砂。
22.30.63~31.32m ・礫混じり砂である。
a.31.32~31.72m ・砂礫である。
b.31.72~32.03m ・シルト質礫である。
c.32.03~32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d.32.29~32.73m ・礫混じり砂である。
23.32.73~33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部にくさり礫を含む。
24.33.88~34.53m ・シルト混じり砂である。
e.34.53~35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20.21	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・礫の硬軟については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせてシルト質礫と記載。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
23	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、基質については削除。	変更なし	変更なし
24	・柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度、粒度については削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、淘汰度、粒度については削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	調	軟	削	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	別	状	状	状		
-23.52	35.03	35.03	礫混じり砂	灰白					25	0
-25.11	37.10		砂礫	黄					26	0
-26.94	39.49		シルト混じり砂礫	黄					27	0
-27.86	40.82		シルト混じり砂礫	黄					28	0
-29.89	43.22		砂礫	黄					29	0
-29.89	43.22		砂礫	黄					30	0

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
25	35.03~37.10m ・礫混じり砂である。 ・径20~35cmの巨礫を含む。
26	37.10~39.49m ・砂礫である。 ・一部にくさり礫を含む。
27	39.49~40.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・礫は径8~10cm、最大径16cm、くさり礫主体。
28	40.41~40.82m ・礫混じり砂質シルトである。 40.82~43.22m ・シルト混じり砂礫である。 ・アプライト、花崗斑岩の亜角~角くさり礫主体。
29	43.22~44.65m ・砂礫である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
25	35.03~37.10m ・礫混じり砂である。 ・径20~35cmの巨礫を含む。
26	37.10~39.49m ・砂礫である。 ・一部にくさり礫を含む。
27	39.49~40.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・礫は径8~10cm、最大径16cm、くさり礫主体。
28	40.41~40.82m ・礫混じり砂質シルトである。 40.82~43.22m ・シルト混じり砂礫である。 ・アプライト、花崗斑岩の亜角~角くさり礫主体。
29	43.22~44.65m ・砂礫である。

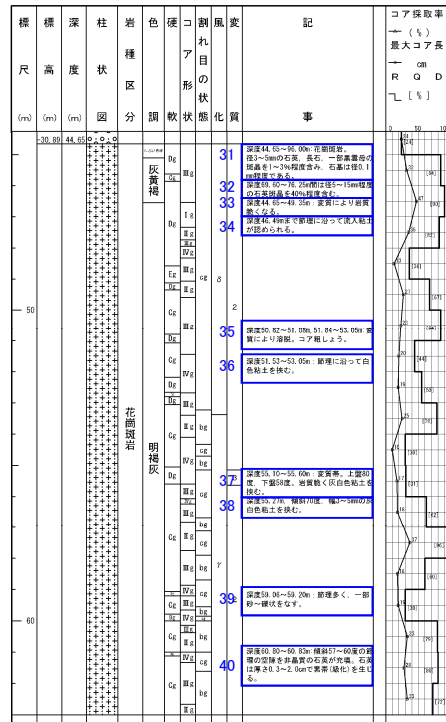
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
25	35.03~37.10m ・礫混じり砂である。 ・径20~35cmの巨礫を含む。
26	37.10~39.49m ・砂礫である。 ・一部にくさり礫を含む。
27	39.49~40.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・礫は径8~10cm、最大径16cm、くさり礫主体。
28	40.41~40.82m ・礫混じり砂質シルトである。 40.82~43.22m ・シルト混じり砂礫である。 ・アプライト、花崗斑岩の亜角~角くさり礫主体。
29	43.22~44.65m ・砂礫である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や基質については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂礫と記載。</li> <li>礫径については、ばらつきが大きいため削除。</li> <li>礫種については、風化により特徴がやや不明瞭となっているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。</li> <li>礫種については、風化により特徴がやや不明瞭となっているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、くさり礫については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。</li> <li>礫径については、ばらつきが大きいため削除。</li> <li>シルト質砂については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂礫と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

31 44.65~72.23m  
・花崗斑岩である。

33. 44.65~49.35m  
・変質している。

34 46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。

36 51.53~53.05m  
・割れ目に沿って白色粘土を挟む。

37 55.10~55.60m  
・変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

31 44.65~72.23m  
・花崗斑岩である。

33. 44.65~49.35m  
・変質している。

34 46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。

36 51.53~53.05m  
・割れ目に沿って白色粘土を挟む。

37 55.10~55.60m  
・変質している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

31 44.65~72.23m  
・花崗斑岩である。

33. 44.65~49.35m  
・変質している。

34 46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。

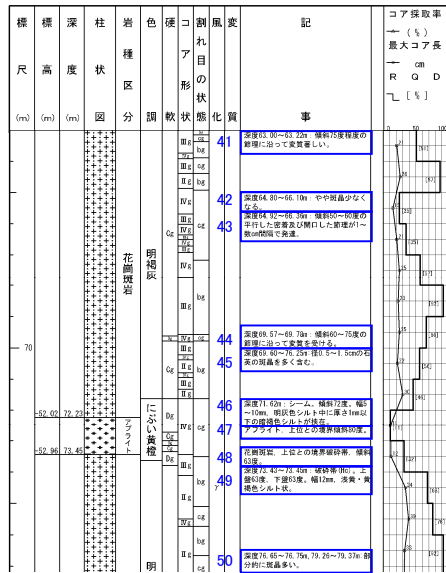
36 51.53~53.05m  
・割れ目に沿って白色粘土を挟む。

37 55.10~55.60m  
・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31,32	・花崗斑岩が連続する区間にアブライを挟むことから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
33,34	・“脆くなる。”との記載については、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
35	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
38	・粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
39	・一部で砂礫状を呈すが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
40	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

41	63.00~63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92~66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1~数cm間隔で発達する。
44	69.57~69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。 71.62m ・変質している。
46	72.23~73.45m ・幅5~10mm、明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23~73.45m ・アフライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	73.43~73.45m(D-38破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN63°E82°Wである。
48	73.45~84.00m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

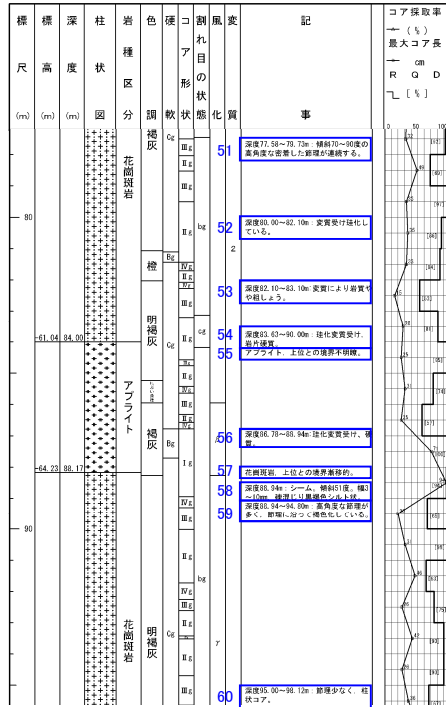
41	63.00~63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92~66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1~数cm間隔で発達する。
44	69.57~69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。 71.62m ・変質している。
46	72.23~73.45m ・幅5~10mm、明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23~73.45m ・アフライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	73.43~73.45m(D-38破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN63°E82°Wである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45~84.00m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

41	63.00~63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92~66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1~数cm間隔で発達する。
44	69.57~69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。 71.62m ・変質している。
46	72.23~73.45m ・幅5~10mm、明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23~73.45m ・アフライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	73.43~73.45m(D-38破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN63°E82°Wである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45~84.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
43	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
46	・”変質”欄に基づき変質していると記載。 ・見かけ傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-31頁)。	変更なし	変更なし
47	・柱状図に合わせてアフライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
48	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・上位との境界の破砕帯については、記事No.49で別途説明。	変更なし	変更なし
49	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
50	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

52	80.00~82.10m ・珪化している。
55	84.00~88.17m ・アブライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。
57	88.17~175.00m ・花崗斑岩である。
58	88.94m ・変質している。 ・緑泥じり黒褐色シルト状を呈する。
59	88.94~94.80m ・褐色化した高角度割れ目が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

52	80.00~82.10m ・珪化している。
55	84.00~88.17m ・アブライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。
57	88.17~175.00m ・花崗斑岩である。
58	88.94m ・変質している。 ・緑泥じり黒褐色シルト状を呈する。
59	88.94~94.80m ・褐色化した高角度割れ目が多い。

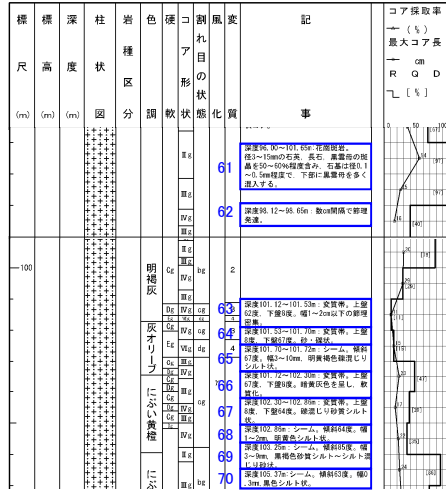
## 審査資料 (令和2年2月7日)

52	80.00~82.10m ・珪化している。
55	84.00~88.17m ・アブライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。
57	88.17~175.00m ・花崗斑岩である。
58	88.94m ・変質している。 ・緑泥じり黒褐色シルト状を呈する。
59	88.94~94.80m ・褐色化した高角度割れ目が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	-	-
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	・変質を伴う花崗斑岩の組織については、補足的なものであるため削除。	-	-
54	・変質を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	-	-
55	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし
56	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	-	-
57	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-32頁)。 ・見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	-	-

# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
63 101.12~105.37m  
S 変質している。  
70 シルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

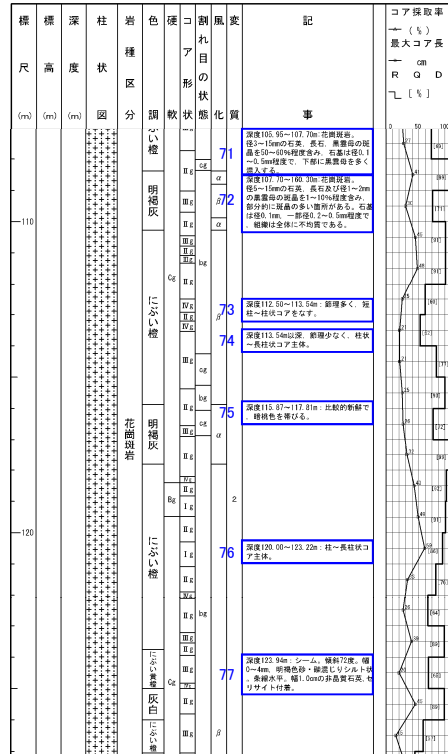
記事  
63 101.12~105.37m  
S 変質している。  
70 シルト状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
63 101.12~105.37m  
S 変質している。  
70 シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
61	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
62	・割れ目の発達の種類については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
63～70	・変質している区間及びシルト状部について、区間を統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-33～36頁)。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
123.94m  
・変質している。  
・明礬色砂・凝縮じりシルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
123.94m  
・変質している。  
・明礬色砂・凝縮じりシルト状を呈する。

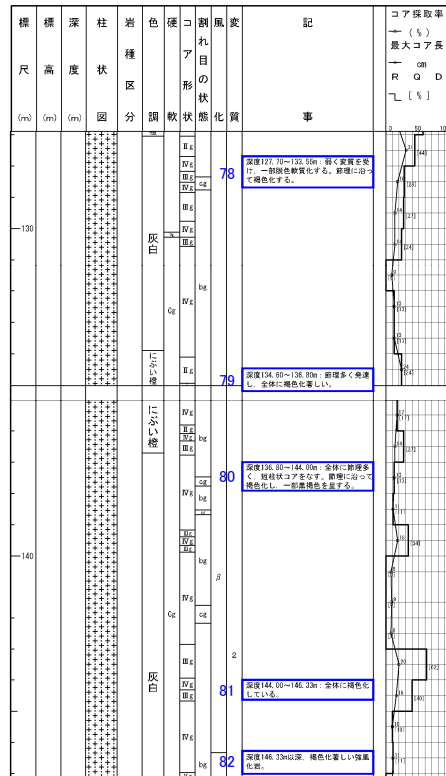
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
123.94m  
・変質している。  
・明礬色砂・凝縮じりシルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71.72	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
73.74	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
75	・新鮮岩の色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
76	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
77	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-37頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅、鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。 ・条線については、不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.6

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
136.80~144.00m  
・全体に割れ目が多く、短柱状コアからなる。  
・割れ目に沿って褐色化し、一部黒褐色を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
136.80~144.00m  
・全体に割れ目が多く、短柱状コアからなる。  
・割れ目に沿って褐色化し、一部黒褐色を呈する。

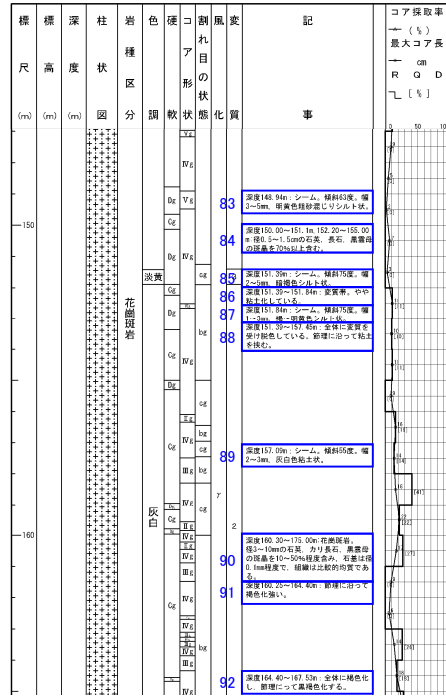
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
136.80~144.00m  
・全体に割れ目が多く、短柱状コアからなる。  
・割れ目に沿って褐色化し、一部黒褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
79	・割れ目の発達の数値については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的な記載であるため削除。	—	—
80	変更なし	変更なし	変更なし
81	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
82	・強風化を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的な記載であるため削除。	—	—



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

148.94m  
83  
・変質している。  
・明黄色粗粒砂質じりシルト状を呈する。  
151.39~151.84m  
85  
・変質している。  
87  
・上部は暗褐色、下部は暗~明黄色である。  
157.09m  
89  
・変質している。  
・灰白色粘土状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

148.94m  
83  
・変質している。  
・明黄色粗粒砂質じりシルト状を呈する。  
151.39~151.84m  
85  
・変質している。  
87  
・上部は暗褐色、下部は暗~明黄色である。  
157.09m  
89  
・変質している。  
・灰白色粘土状を呈する。

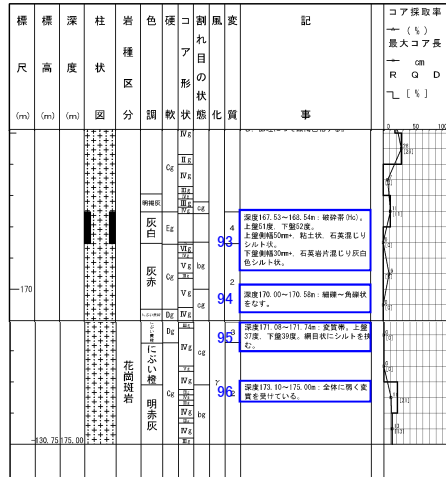
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

148.94m  
83  
・変質している。  
・明黄色粗粒砂質じりシルト状を呈する。  
151.39~151.84m  
85  
・変質している。  
87  
・上部は暗褐色、下部は暗~明黄色である。  
157.09m  
89  
・変質している。  
・灰白色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-38頁)。</li> <li>・“変質”欄に基づき変質していると記載。</li> <li>・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
84	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斑晶については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
85~87	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質を伴う変色の区間の記載について、統合して一括記載。</li> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-39,40頁)。</li> <li>・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
88	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・一部割れ目沿いに粘土を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。</li> </ul>	—	—
89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-41頁)。</li> <li>・“変質”欄に基づき変質していると記載。</li> <li>・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
91	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
92	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>●167.53~168.54m(f-6-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN41° W69° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は51°、下端境界の傾斜は52°である。</li> </ul>
f	167.59~168.49m
	・コア欠
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>171.08~171.74m</li> <li>・変質している。</li> <li>・網目状にシルトを挟む。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>●167.53~168.54m(f-6-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN41° W69° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は51°、下端境界の傾斜は52°である。</li> </ul>
f	167.59~168.49m
	・コア欠
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>171.08~171.74m</li> <li>・変質している。</li> <li>・網目状にシルトを挟む。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>●167.53~168.54m(f-6-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN41° W69° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は51°、下端境界の傾斜は52°である。</li> </ul>
f	167.59~168.49m
	・コア欠
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>171.08~171.74m</li> <li>・変質している。</li> <li>・網目状にシルトを挟む。</li> </ul>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
f	・コア欠区間におけるポアホールテレビ観察の結果を記載。	変更なし	変更なし
94	・細礫～角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
95	変更なし	変更なし	変更なし
96	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—

**H19-No.18**

余白





# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深さ	柱状	岩種	色	硬さ	調子	風化	記	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)		
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	化	質	事	0 50 100		
13.50	13.50	13.50		腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土		
13.34	13.34	13.34									11	シルト混じり砂を含む。
13.30	13.30	13.30									12	11~30cmの位置範囲 アブライト腐植土 ・シルト混じり砂を含む。
14.17	14.17	14.17									13	腐植土
14.30	14.30	14.30									14	腐植土
15.54	15.54	15.54									15	中〜粗粒砂、一部礫を含む。炭化物を含む。一部木片あり。
16.34	16.34	16.34									16	腐植土、細粒砂、中〜粗粒砂の互層状

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
11	13.34~13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.30~14.17m ・砂礫である。
13	14.17~14.30m ・高有機質土である。
14	14.30~15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54~16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み、一部木片が認められる。
16	16.34~17.04m ・有機質砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	13.34~13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.30~14.17m ・砂礫である。
13	14.17~14.30m ・高有機質土である。
14	14.30~15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54~16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み、一部木片が認められる。
16	16.34~17.04m ・有機質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	13.34~13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.30~14.17m ・砂礫である。
13	14.17~14.30m ・高有機質土である。
14	14.30~15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54~16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み、一部木片が認められる。
16	16.34~17.04m ・有機質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてシルト混じり砂とその深度区間を記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、円磨度、基質については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて高有機質土とその深度区間を記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植土、繊維質については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて有機質砂とその深度区間を記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしており、腐植土の記載については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。</li> <li>粒度については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて有機質砂とその深度区間を記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植土、粒度については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	コ	調	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	目	目	目	事	(%)
												最大コア長
												cm
												R Q D
												L (%)
	-8.30	17.81		砂	灰白						17	0
	-8.72	18.30		砂	明緑						18	10
	-9.72	19.30		砂	明緑						19	10
20				花崗斑岩	明緑斑						20	10

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
17.04~17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下、最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
17.81~18.25m ・砂である。
18.25~19.35m ・砂礫である。
19.35~45.52m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
17.04~17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下、最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
17.81~18.25m ・砂である。
18.25~19.35m ・砂礫である。
19.35~45.52m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

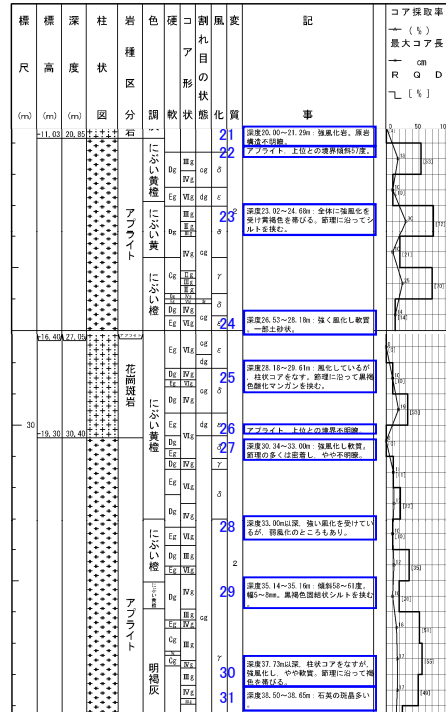
記事
17.04~17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下、最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
17.81~18.25m ・砂である。
18.25~19.35m ・砂礫である。
19.35~45.52m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	・柱状図に合わせて礫混じり砂とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、石英については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・誤記修正(65.70m→45.52m)。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし



# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
21 20.00~21.29m ・強風化部である。
22 20.85~21.05m ・アブライトである。
23 23.02~24.68m ・全体に強風化し、黄褐色を帯び、割れ目に沿ってシルトを挟む。
26 30.40~42.40m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
21 20.00~21.29m ・強風化部である。
22 20.85~21.05m ・アブライトである。
23 23.02~24.68m ・全体に強風化し、黄褐色を帯び、割れ目に沿ってシルトを挟む。
26 30.40~42.40m ・アブライトである。

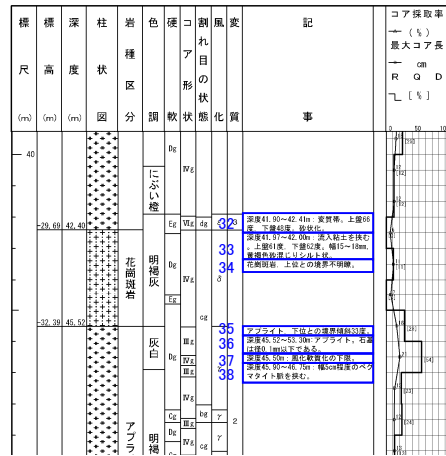
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21 20.00~21.29m ・強風化部である。
22 20.85~21.05m ・アブライトである。
23 23.02~24.68m ・全体に強風化し、黄褐色を帯び、割れ目に沿ってシルトを挟む。
26 30.40~42.40m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・風化を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部土砂状を呈するが、当該区間の周囲と岩盤状況に明瞭な差が認められないことから削除。	—	—
25	・風化については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
26	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・強風化を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の明瞭さについては、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	—	—
28	・風化については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
29	・シルトを挟むが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
30	・風化については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
31	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
32 41.90~42.41m ・変質し、砂状を呈する。 41.97~42.00m ・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。
36 45.52~53.30m ・アブライトである。
38 45.90~46.75m ・幅5cm程度のベグマタイト脈を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
32 41.90~42.41m ・変質し、砂状を呈する。 41.97~42.00m ・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。
36 45.52~53.30m ・アブライトである。
38 45.90~46.75m ・幅5cm程度のベグマタイト脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
32 41.90~42.41m ・変質し、砂状を呈する。 41.97~42.00m ・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。
36 45.52~53.30m ・アブライトである。
38 45.90~46.75m ・幅5cm程度のベグマタイト脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・流入粘土の区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・花崗斑岩については、記事No.20で記載済みであるため削除。	—	—
35,36	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・風化を伴う硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
38	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
53.30~65.70m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
53.30~65.70m  
・花崗斑岩である。

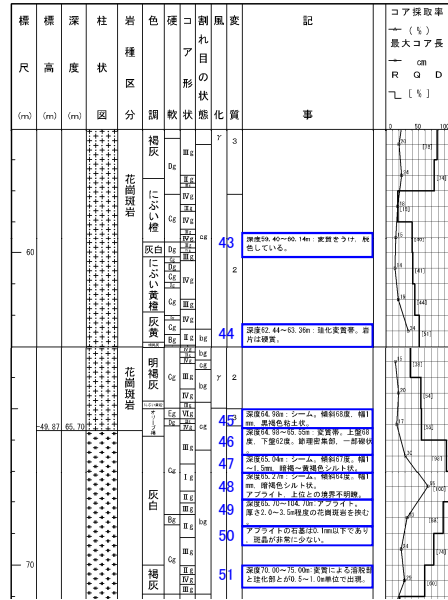
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
53.30~65.70m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-130頁)。</li> </ul>	—	—
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-131頁)。</li> </ul>	—	—
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質しているが、RQDが周囲に比べて大きいことから削除。</li> </ul>	—	—

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
65.70~104.70m  
・アブライトである。  
・幅2.0~3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
65.70~104.70m  
・アブライトである。  
・幅2.0~3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

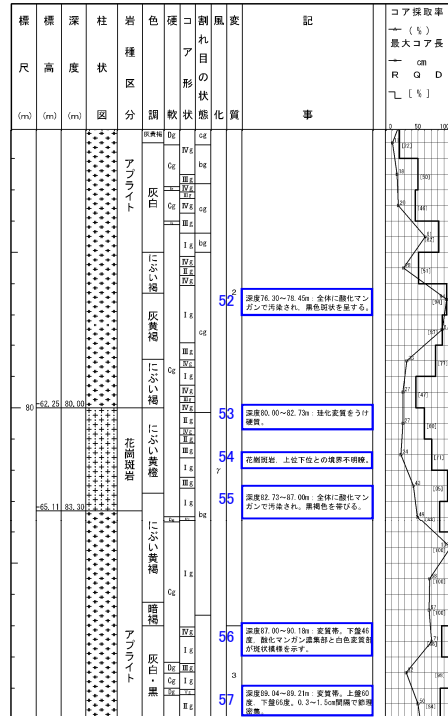
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
65.70~104.70m  
・アブライトである。  
・幅2.0~3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—
44	・変質しているが、岩片は硬質であることから削除。	—	—
45	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-132頁)。	—	—
46	・変質を伴う岩盤の劣化の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
47,48	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-133, 134頁)。	—	—
49,50	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
51	・溶脱部と珪化部については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
55 82.73~87.00m ・全体が酸化マンガンを汚染され、黒褐色を帯びる。
57 89.04~89.21m ・変質している。 ・0.3~1.5cm間隔で割れ目が密集する。

記事
55 82.73~87.00m ・全体が酸化マンガンを汚染され、黒褐色を帯びる。
57 89.04~89.21m ・変質している。 ・0.3~1.5cm間隔で割れ目が密集する。

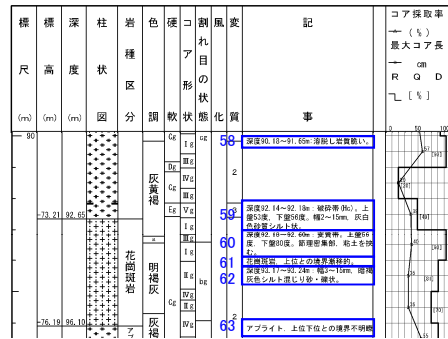
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
55 82.73~87.00m ・全体が酸化マンガンを汚染され、黒褐色を帯びる。
57 89.04~89.21m ・変質している。 ・0.3~1.5cm間隔で割れ目が密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・マンガン汚染については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・珪化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
54	・当該区間の花崗斑岩については、アブライト内の挟在層として、その分布を柱状図で表示することとしているため削除。	—	—
55	変更なし	変更なし	変更なし
56	・変質しているが、硬軟や割れ目の発達程度について、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	—	—
57	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

59 ●92.14~92.18m (f-18-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0mである。  
・走向・傾斜はN31° E84° Wである。  
・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は56°である。

60 92.18~92.60m  
・変質し、割れ目に粘土を挟む。

62 93.17~93.24m  
・暗褐色シルト混じり砂状、塊状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

59 ●92.14~92.18m (f-18-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0mである。  
・走向・傾斜はN31° E84° Wである。  
・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は56°である。

60 92.18~92.60m  
・変質し、割れ目に粘土を挟む。

62 93.17~93.24m  
・暗褐色シルト混じり砂状、塊状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

59 ●92.14~92.18m (f-18-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0mである。  
・走向・傾斜はN31° E84° Wである。  
・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は56°である。

60 92.18~92.60m  
・変質し、割れ目に粘土を挟む。

62 93.17~93.24m  
・暗褐色シルト混じり砂状、塊状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区間の花崗斑岩については、アブライト内の挟在層として、その分布を柱状図で表示することとしているため削除。</li> </ul>	—	—
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、ばらつきがあるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分			形状	状態	事	(%)
77.19	93.26		花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	64 深度95.55~98.07m 珪化変質帯。	→ (%) 最大コア長 R Q D L (%)
			花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	65 深度98.07~101.46m 比較的節理多く粒状。一部珪化コア。	
79.57	90.00		アフライト	アフライト	灰色	硬	割れ目	風化	66 深度100.35~103.05m 珪化変質帯。	
			アフライト	アフライト	灰色	硬	割れ目	風化	67 アフライト 上位との境界線斜的、下位との境界線斜的。	
80.87	91.50		花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	68 深度101.50~104.60m 全体に褐色を帯び、層理に沿って黒褐色を帯びる。	
			花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	69 深度103.10~103.50m 細かい節理、低角度の節理発達し、粒状。	
82.65	93.05		アフライト	アフライト	灰色	硬	割れ目	風化	70 アフライト 上位との境界線斜的、下位との境界線斜的。	
			アフライト	アフライト	灰色	硬	割れ目	風化	71 深度104.70~136.20m 花崗斑岩、径2~5mm程度の石英、赤豆状の黒雲母の混入も5~20%程度あり、石基は珪化変質帯である。	
83.64	94.70		花崗斑岩	花崗斑岩	灰色	硬	割れ目	風化	72 深度106.48~110.60m 細かい珪化変質を受け、粒状は硬質。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
66 100.35~103.05m ・珪化変質している。
68 101.50~104.60m ・全体に褐色を帯び、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70~136.20m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
66 100.35~103.05m ・珪化変質している。
68 101.50~104.60m ・全体に褐色を帯び、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70~136.20m ・花崗斑岩である。

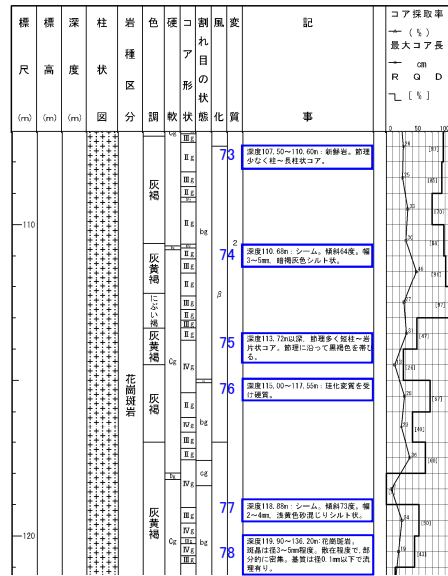
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
66 100.35~103.05m ・珪化変質している。
68 101.50~104.60m ・全体に褐色を帯び、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70~136.20m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64	・珪化変質しているが、割れ目頻度が周囲に比べ小さく、良好な岩盤からなることから削除。	—	—
65	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
70	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
71	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
72	・珪化変質しているが、割れ目頻度は比較的小さく、良好な岩盤からなることから削除。	—	—

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

74 110.68m  
・変質している。  
・暗褐色シルト状を呈する。

77 118.88m  
・変質している。  
・浅黄色砂混じりシルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

74 110.68m  
・変質している。  
・暗褐色シルト状を呈する。

77 118.88m  
・変質している。  
・浅黄色砂混じりシルト状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

74 110.68m  
・変質している。  
・暗褐色シルト状を呈する。

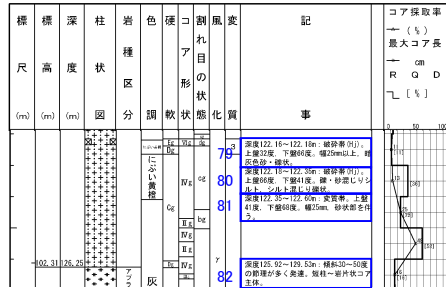
77 118.88m  
・変質している。  
・浅黄色砂混じりシルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
73	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
74	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-135頁) ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
75	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
76	・珪化については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・硬軟の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
77	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-136頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
78	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—



# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 122.16~122.35m(f-18-2破碎帯)
  - ・破碎部である。
  - ・にふい黄褐色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は66°である。
- 122.35~122.60m
  - ・変質し、砂状を呈する。
- 125.92~129.53m
  - ・割れ目が多く発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 122.16~122.35m(f-18-2破碎帯)
  - ・破碎部である。
  - ・にふい黄褐色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は66°である。
- 122.35~122.60m
  - ・変質し、砂状を呈する。
- 125.92~129.53m
  - ・割れ目が多く発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

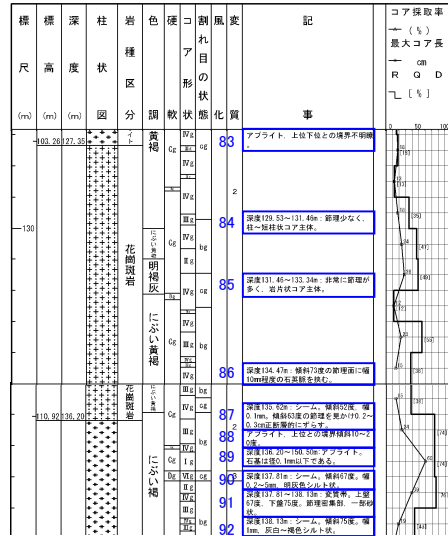
記事

- 122.16~122.35m(f-18-2破碎帯)
  - ・破碎部である。
  - ・にふい黄褐色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は66°である。
- 122.35~122.60m
  - ・変質し、砂状を呈する。
- 125.92~129.53m
  - ・割れ目が多く発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
79.80	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。</li> <li>・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。(誤記)下端境界の見かけの傾斜として、41°と書くべきところを誤って66°と記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜と幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
82	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“短柱～岩片状”との記載については、ばらつきが大きいため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事	内容
83	126.25~127.35m ・アブライトを挟む。
86	134.47m ・幅10mm程度の石英脈を挟む。
87	135.62m ・変質している。
88	136.20~150.50m ・アブライトである。
89	137.81~138.13m ・変質している。
90	137.81~138.13m ・変質している。
92	137.81~138.13m ・明灰色シルトと灰白~褐色シルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
83	126.25~127.35m ・アブライトを挟む。
86	134.47m ・幅10mm程度の石英脈を挟む。
87	135.62m ・変質している。
88	136.20~150.50m ・アブライトである。
89	137.81~138.13m ・変質している。
90	137.81~138.13m ・変質している。
92	137.81~138.13m ・明灰色シルトと灰白~褐色シルト状を呈する。

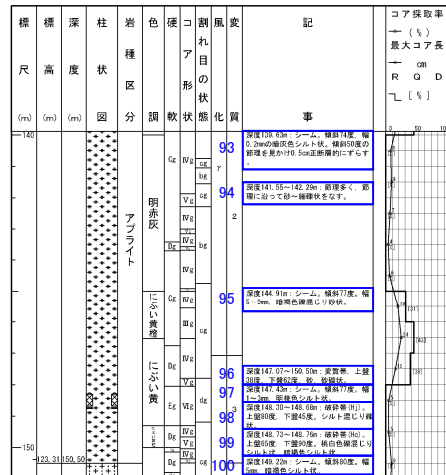
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
83	126.25~127.35m ・アブライトを挟む。
86	134.47m ・幅10mm程度の石英脈を挟む。
87	135.62m ・変質している。
88	136.20~150.50m ・アブライトである。
89	137.81~138.13m ・変質している。
90	137.81~138.13m ・変質している。
92	137.81~138.13m ・明灰色シルトと灰白~褐色シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
84	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
85	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
86	・石英脈の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
87	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-137頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
88.89	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
90~92	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-138,139頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。 ・変質している区間とその上下端のシルト状部を一括記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

93  
139.63m  
・変質している。  
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99  
●148.30～148.76m (D-39破砕帯)  
・破砕部である。  
・主ににぶい黄色の固結礫状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

93  
139.63m  
・変質している。  
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99  
●148.30～148.76m (D-39破砕帯)  
・破砕部である。  
・主ににぶい黄色の固結礫状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

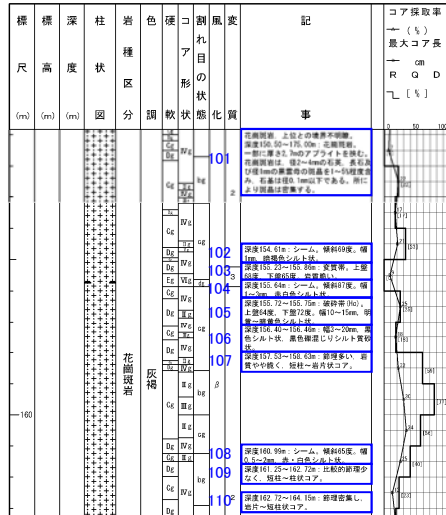
93  
139.63m  
・変質している。  
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99  
●148.30～148.76m (D-39破砕帯)  
・破砕部である。  
・主ににぶい黄色の固結礫状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-140頁)。</li> <li>・“変質”欄に基づき変質していると記載。</li> <li>・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
94	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いで砂～細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> </ul>	—	—
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-141頁)</li> </ul>	—	—
96	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・砂、砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> </ul>	—	—
97	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-142頁)。</li> </ul>	—	—
98,99	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部と同系統の高角な割れ目が分布していることから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-143頁)。</li> </ul>	—	—

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
101	150.50~175.00m ・花崗斑岩である。
102	154.61m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
104	155.64m ・変質している。 ・赤白色シルト状を呈する。 ●155.72~155.75m ・破砕部である。 ・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。
105	・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は72°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
101	150.50~175.00m ・花崗斑岩である。
102	154.61m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
104	155.64m ・変質している。 ・赤白色シルト状を呈する。 ●155.72~155.75m ・破砕部である。
105	・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。 ・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は72°である。

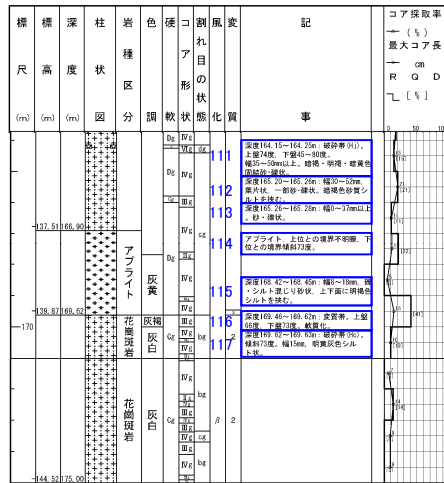
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
101	150.50~175.00m ・花崗斑岩である。
102	154.61m ・変質している。 ・暗褐色シルト状を呈する。
104	155.64m ・変質している。 ・赤白色シルト状を呈する。 ●155.72~155.75m ・破砕部である。 ・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。
105	・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN36° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は64°、下端境界の傾斜は72°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
101	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 ・アブライトの挟在については、記事No.114で別途説明しているため削除。	変更なし	変更なし
102	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-144頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
103	・変質及び硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
104	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-145頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
105	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層カウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層カウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
106	・シルト状及び礫混じりシルト質砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められず、下端側は直線的でないことから削除。	—	—
107	・割れ目の発達や脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
108	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-146頁)。	—	—
109	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
110	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

# H19-No.18

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 164.15~164.25m  
・破砕部である。  
・暗褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN3° E78° Wである。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は45~80°である。
- 166.90~169.62m  
・アブライトを挟む。
- 169.46~169.62m  
・変質し、軟質化している。
- 169.62~169.63m  
・破砕部である。  
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。  
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。  
・上端境界の傾斜は73°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 164.15~164.25m  
・破砕部である。  
・暗褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN3° E78° Wである。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は45~80°である。
- 166.90~169.62m  
・アブライトを挟む。
- 169.46~169.62m  
・変質し、軟質化している。
- 169.62~169.63m  
・破砕部である。  
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。  
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。  
・上端境界の傾斜は73°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 164.15~164.25m  
・破砕部である。  
・暗褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN3° E78° Wである。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は45~80°である。
- 166.90~169.62m  
・アブライトを挟む。
- 169.46~169.62m  
・変質し、軟質化している。
- 169.62~169.65m  
・破砕部である。  
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。  
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。  
・上端境界の傾斜は73°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
112,113	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葉片状及び砂・礫状を呈し、砂質シルトを挟在するが、上端下端の境界面が系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
114	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
115	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礫・シルト混じり砂状を呈し、一部にシルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
117	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・見かけの傾斜の取得位置について、上端境界と記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正（169.63m⇒169.65m、審査会合（R1.10.11）にて説明済み）。</li> </ul>

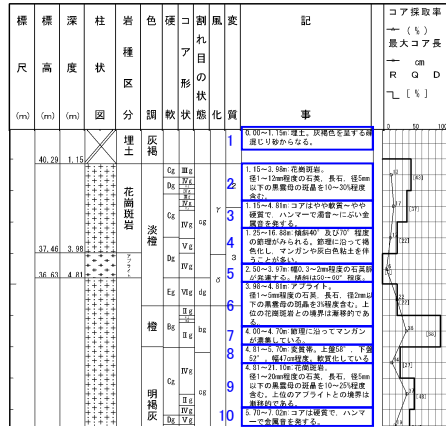
余白

H20-①-5

余白



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

- 記事
- 1 0.00~1.15m  
・埋土である。  
・灰褐色の塊泥じり砂からなる。
  - 2 1.15~3.98m  
・花崗斑岩である。
  - 3 3.98~4.81m  
・幅0.3~2mmの石英脈が発達する。
  - 4 4.00~4.70m  
・アフライトである。
  - 5 4.70~5.70m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
  - 6 5.70~8.81m  
・変質している。  
・軟質化している。
  - 7 8.81~21.10m  
・花崗斑岩である。
  - 8 21.10~22.10m  
・花崗斑岩である。
  - 9 22.10~23.10m  
・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

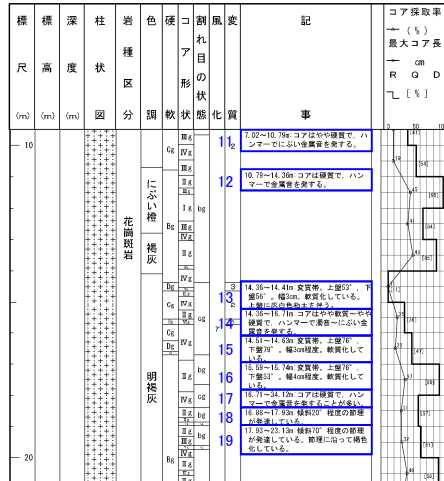
- 記事
- 1 0.00~1.15m  
・埋土である。  
・灰褐色の塊泥じり砂からなる。
  - 2 1.15~3.98m  
・花崗斑岩である。
  - 3 3.98~4.81m  
・幅0.3~2mmの石英脈が発達する。
  - 4 4.00~4.70m  
・アフライトである。
  - 5 4.70~5.70m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
  - 6 5.70~8.81m  
・変質している。  
・軟質化している。
  - 7 8.81~21.10m  
・花崗斑岩である。
  - 8 21.10~22.10m  
・花崗斑岩である。
  - 9 22.10~23.10m  
・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

- 記事
- 1 0.00~1.15m  
・埋土である。  
・灰褐色の塊泥じり砂からなる。
  - 2 1.15~3.98m  
・花崗斑岩である。
  - 3 3.98~4.81m  
・幅0.3~2mmの石英脈が発達する。
  - 4 4.00~4.70m  
・アフライトである。
  - 5 4.70~5.70m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
  - 6 5.70~8.81m  
・変質している。  
・軟質化している。
  - 7 8.81~21.10m  
・花崗斑岩である。
  - 8 21.10~22.10m  
・花崗斑岩である。
  - 9 22.10~23.10m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
4	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
5	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事
12 10.79~14.36m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
13 14.36~14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い、軟質化している。
14 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
15 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16 15.59~15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
17 16.88~17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
18 17.93~23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

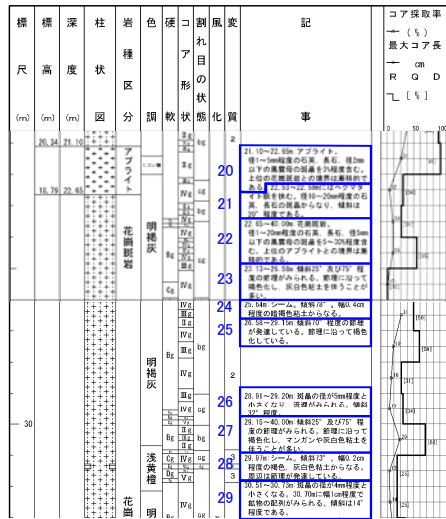
記事
12 10.79~14.36m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
13 14.36~14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い、軟質化している。
14 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
15 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16 15.59~15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
17 16.88~17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
18 17.93~23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
12 10.79~14.36m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
13 14.36~14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い、軟質化している。
14 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
15 14.51~14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16 15.59~15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
17 16.88~17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
18 17.93~23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
12	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDと最大コア長が増大することから、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
15	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
18	・表現の見直し(傾斜20°程度→低角度)。	変更なし	変更なし
19	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
20	21. 10~22. 65m ・アフライトである。
21	22. 53~22. 59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22	22. 65~40. 00m ・花崗斑岩である。
25	26. 58~29. 15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26	28. 91~29. 20m ・流理がみられる。

審査資料  
(平成30年11月30日)

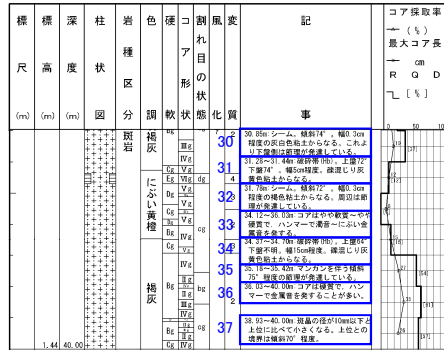
記事	
20	21. 10~22. 65m ・アフライトである。
21	22. 53~22. 59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22	22. 65~40. 00m ・花崗斑岩である。
25	26. 58~29. 15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26	28. 91~29. 20m ・流理がみられる。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
20	21. 10~22. 65m ・アフライトである。
21	22. 53~22. 59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22	22. 65~40. 00m ・花崗斑岩である。
25	26. 58~29. 15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26	28. 91~29. 20m ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・ペグマタイトの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
24	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-185頁)。	—	—
25	・割れ目の発達の数については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
26	・斑晶、流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが、破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
28	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-186頁)。	—	—
29	・斑晶、鉱物の配列については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
31	●31.28~31.44m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W75° Wである。
34	●34.37~34.70m ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN89° W58° Sである。
35	35.18~35.42m ・マンガンを伴う割れ目が発達している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
31	●31.28~31.44m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W75° Wである。
34	●34.37~34.70m ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN89° W58° Sである。
35	35.18~35.42m ・マンガンを伴う割れ目が発達している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

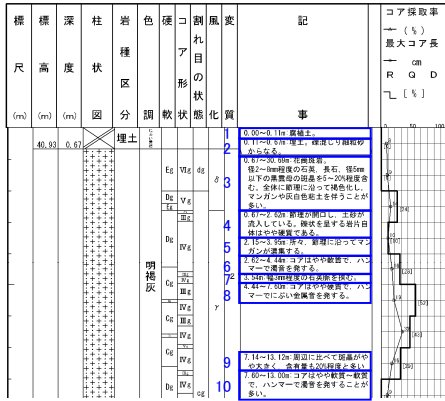
記事	
31	●31.28~31.44m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W75° Wである。
34	●34.37~34.70m ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN89° W58° Sである。
35	35.18~35.42m ・マンガンを伴う割れ目が発達している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-187頁)。	—	—
31	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
32	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-188頁)。	—	—
33	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
34	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
37	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—

H20-①-6

余白

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
2	0.00~0.67m ・埋土である。
1	0.00~0.11m ・有機質土である。
2	0.11~0.67m ・粒径じり細砂からなる。
3	0.67~85.00m ・花崗斑岩である。
26	・割れ目沿いに褐色化する。
36	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
4	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15~3.95m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

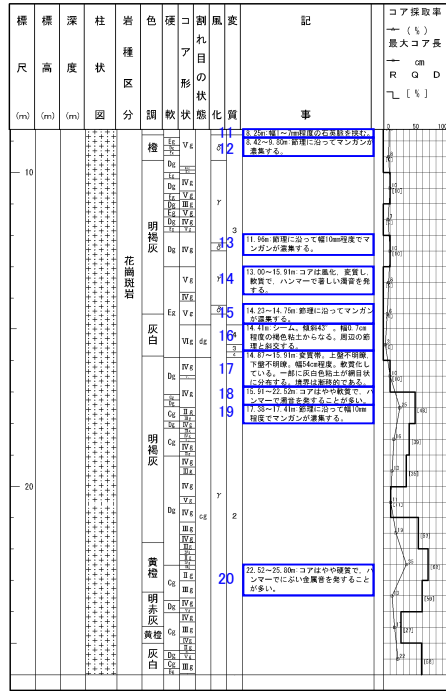
記 事	
2	0.00~0.67m ・埋土である。
1	0.00~0.11m ・有機質土である。
2	0.11~0.67m ・粒径じり細砂からなる。
3	0.67~85.00m ・花崗斑岩である。
26	・割れ目沿いに褐色化する。
36	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
4	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15~3.95m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
2	0.00~0.67m ・埋土である。
1	0.00~0.11m ・有機質土である。
2	0.11~0.67m ・粒径じり細砂からなる。
3	0.67~85.00m ・花崗斑岩である。
26	・割れ目沿いに褐色化する。
36	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
4	0.67~2.62m ・割れ目が開口し、土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15~3.95m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1,2	・柱状図に合わせて埋土と記載。 ・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
3,26,36	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間をまとめ書き。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・一部土砂化した区間における岩片の硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
9	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
10	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 11 8.25m  
・幅1~7mmの石英脈を挟む。
- 12 8.42~9.30m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 13 11.96m  
・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
- 15 14.23~14.75m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 ●14.41~14.42m(D-43破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
- 17 ●14.78~15.13m  
・破砕部である。  
・灰白色の固結粘土状部からなる。  
・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
- 19 17.38~17.41m  
・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 11 8.25m  
・幅1~7mmの石英脈を挟む。
- 12 8.42~9.30m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 13 11.96m  
・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
- 15 14.23~14.75m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 ●14.41~14.42m(D-43破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
- 17 ●14.78~15.13m  
・破砕部である。  
・灰白色の固結粘土状部からなる。  
・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
- 19 17.38~17.41m  
・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

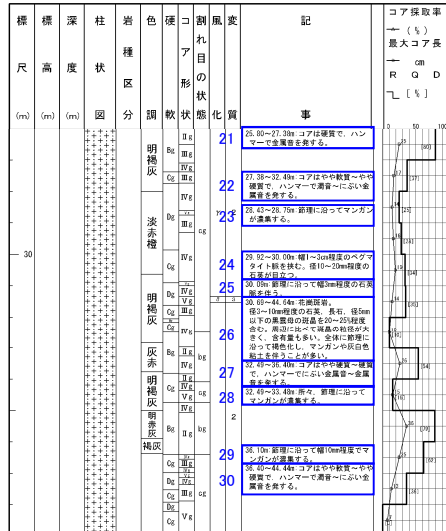
記事

- 11 8.25m  
・幅1~7mmの石英脈を挟む。
- 12 8.42~9.30m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 13 11.96m  
・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
- 15 14.23~14.75m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
- 16 ●14.41~14.42m(D-43破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
- 17 ●14.78~15.13m  
・破砕部である。  
・灰白色の固結粘土状部からなる。  
・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
- 19 17.38~17.41m  
・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・風化及び変質の程度と硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-189頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-41頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
17	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-42頁)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
21 25.80~27.38m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23 28.43~28.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
24 29.92~30.00m ・幅1~3cm程度のペグマタイト脈を挟む。
25 30.09m ・幅3mmの石英脈を挟む。
28 32.49~33.48m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
29 36.10m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

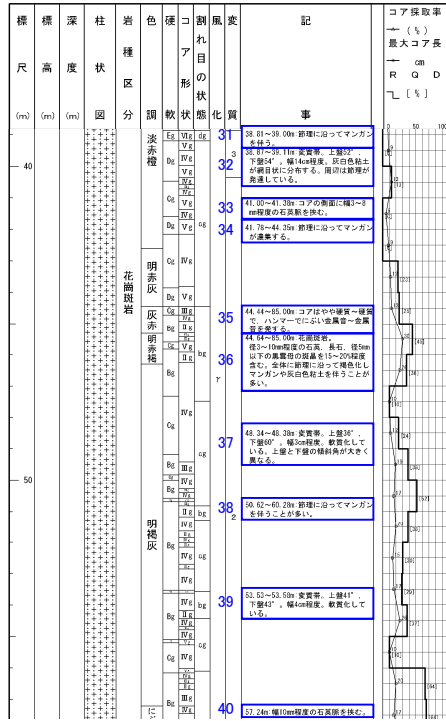
記事
21 25.80~27.38m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23 28.43~28.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
24 29.92~30.00m ・幅1~3cm程度のペグマタイト脈を挟む。
25 30.09m ・幅3mmの石英脈を挟む。
28 32.49~33.48m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
29 36.10m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
21 25.80~27.38m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23 28.43~28.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
24 29.92~30.00m ・幅1~3cm程度のペグマタイト脈を挟む。
25 30.09m ・幅3mmの石英脈を挟む。
28 32.49~33.48m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
29 36.10m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDと最大コア長のピークが認められることから、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
22	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、石英については削除。	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・記事No.3と合わせて説明しているため削除。	—	—
27	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
32 38.87~39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00~41.38m ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。
34 41.78~44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34~48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62~60.28m ・割れ目沿いにマンガンを作ることが多い。
39 53.53~53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

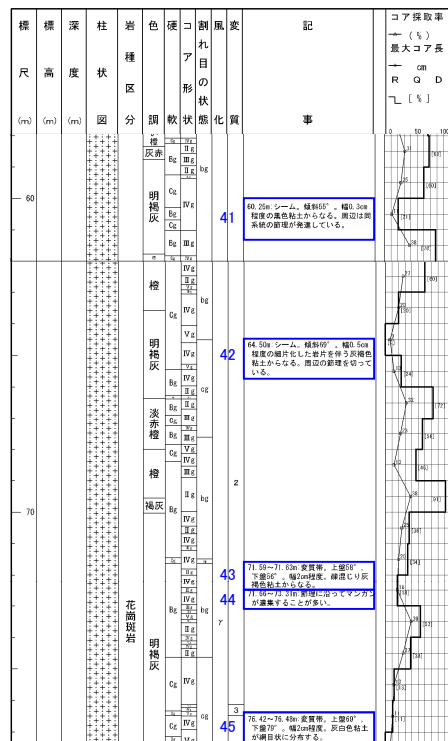
記事
32 38.87~39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00~41.38m ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。 ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。
34 41.78~44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34~48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62~60.28m ・割れ目沿いにマンガンを作ることが多い。
39 53.53~53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
32 38.87~39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00~41.38m ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。 ・コアの側面に幅3~8mmの石英脈を挟む。
34 41.78~44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34~48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62~60.28m ・割れ目沿いにマンガンを作ることが多い。
39 53.53~53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・変質している区間の境界傾斜、幅“周辺は節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
36	・記事No.3と合わせて説明しているため削除。	—	—
37	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

43 71.59～71.63m  
・変質している。  
・灰褐色塊状しり粘土状を呈する。

44 71.66～73.31m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。

45 76.42～76.48m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

43 71.59～71.63m  
・変質している。  
・灰褐色塊状しり粘土状を呈する。

44 71.66～73.31m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。

45 76.42～76.48m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

43 71.59～71.63m  
・変質している。  
・灰褐色塊状しり粘土状を呈する。

44 71.66～73.31m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。

45 76.42～76.48m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-190頁)。	—	—
42	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-191頁)。	—	—
43	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

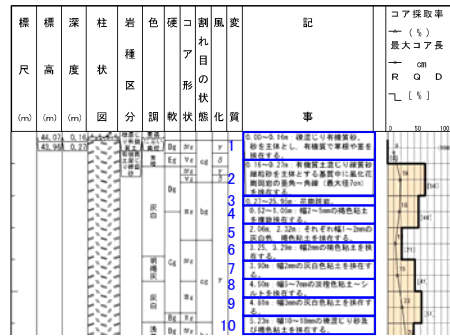


**H27-Br-3**

余白

# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 0.00~0.16m  
・ 雑混じり有機質土である。
- 0.16~0.27m  
・ 有機質土混じり砂質土である。
- 0.27~25.95m  
・ 花崗斑岩である。
- 0.52~3.90m  
・ 割れ目に褐~灰白色を呈する粘土を挟む。
- 5.23m  
・ 幅10~18mmで雑混じり砂及び褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 0.00~0.16m  
・ 雑混じり有機質土である。
- 0.16~0.27m  
・ 有機質土混じり砂質土である。
- 0.27~25.95m  
・ 花崗斑岩である。
- 0.52~3.90m  
・ 割れ目に褐~灰白色を呈する粘土を挟む。
- 5.23m  
・ 幅10~18mmで雑混じり砂及び褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

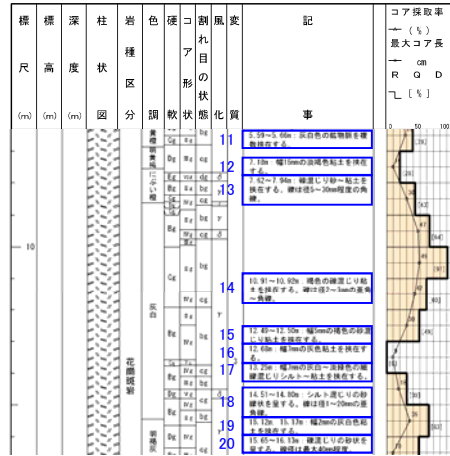
記事

- 0.00~0.16m  
・ 雑混じり有機質土である。
- 0.16~0.27m  
・ 有機質土混じり砂質土である。
- 0.27~25.95m  
・ 花崗斑岩である。
- 0.52~3.90m  
・ 割れ目に褐~灰白色を呈する粘土を挟む。
- 5.23m  
・ 幅10~18mmで雑混じり砂及び褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(有機質砂⇒有機質土)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、草根や茎の挟在については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、基質や礫種、円磨度、礫径については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4~7	・粘土を挟在する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
8	・粘土~シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
9	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

12 7.18m  
・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。  
13 7.62~7.94m  
・緩混じり砂~粘土を挟む。  
16 12.68m  
・幅7mmの灰色粘土を挟む。  
18 14.51~14.80m  
・シルト混じり砂礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

12 7.18m  
・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。  
13 7.62~7.94m  
・緩混じり砂~粘土を挟む。  
16 12.68m  
・幅7mmの灰色粘土を挟む。  
18 14.51~14.80m  
・シルト混じり砂礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

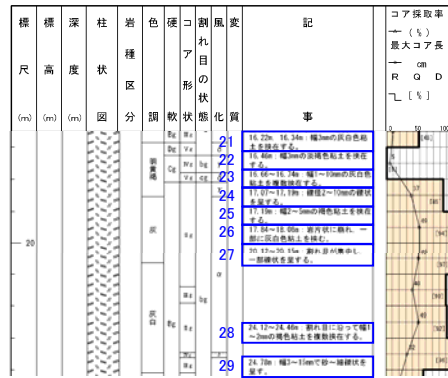
12 7.18m  
・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。  
13 7.62~7.94m  
・緩混じり砂~粘土を挟む。  
16 12.68m  
・幅7mmの灰色粘土を挟む。  
18 14.51~14.80m  
・シルト混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・礫径及び円磨度については、補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
18	・礫径及び円磨度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
20	・礫混じり砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—



# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

24. 17.07~17.19m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

27. 20.12~20.15m  
・割れ目が集中し、一部礫状を呈する。

29. 24.78m  
・割れ目が多く、砂~細礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

24. 17.07~17.19m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

27. 20.12~20.15m  
・割れ目が集中し、一部礫状を呈する。

29. 24.78m  
・割れ目が多く、砂~細礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

24. 17.07~17.19m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

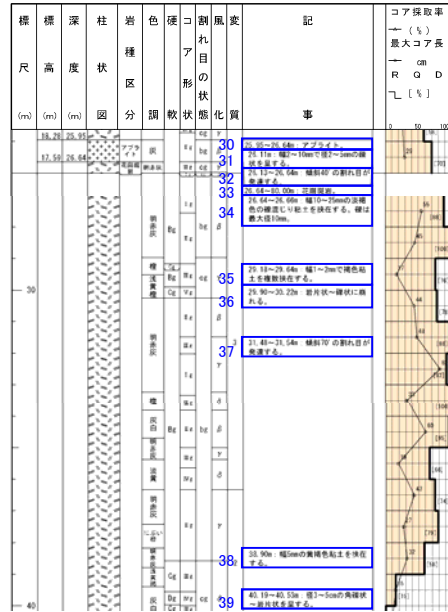
27. 20.12~20.15m  
・割れ目が集中し、一部礫状を呈する。

29. 24.78m  
・割れ目が多く、砂~細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21.22	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
23	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
24	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
26	・岩片状については、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・一部で粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
29	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・砂~細礫状を呈する区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

30 25.95~26.64m  
・アプライトである。

31 26.11m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

32 26.13~26.64m  
・中角度の割れ目が発達する。

33 26.64~80.00m  
・花崗斑岩である。

37 31.48~31.54m  
・高角度の割れ目が発達する。

39 40.19~40.53m  
・割れ目が多い角礫状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

30 25.95~26.64m  
・アプライトである。

31 26.11m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

32 26.13~26.64m  
・中角度の割れ目が発達する。

33 26.64~80.00m  
・花崗斑岩である。

37 31.48~31.54m  
・高角度の割れ目が発達する。

39 40.19~40.53m  
・割れ目が多い角礫状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

30 25.95~26.64m  
・アプライトである。

31 26.11m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

32 26.13~26.64m  
・中角度の割れ目が発達する。

33 26.64~80.00m  
・花崗斑岩である。

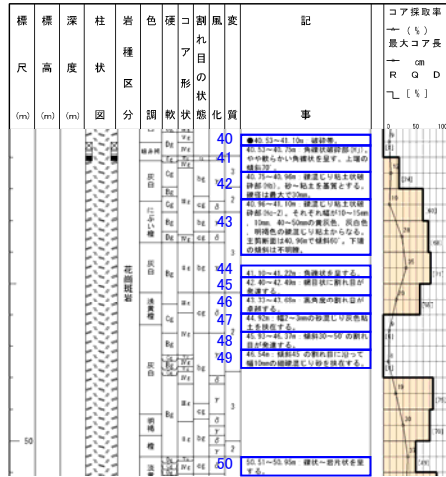
37 31.48~31.54m  
・高角度の割れ目が発達する。

39 40.19~40.53m  
・割れ目が多い角礫状~岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	変更なし	変更なし	変更なし
31	・礫状を呈する区間の幅及び礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・表現の見直し(傾斜40° →中角度)。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・礫混じり粘土を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	・岩片~礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
37	・表現の見直し(傾斜70° →高角度)。	変更なし	変更なし
38	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
39	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多い”と記載。 ・角礫~岩片状を呈する区間の礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
●40.53~41.10m ・硬砂層である。 ・主に灰黄褐色の固結礫状部及び黄灰色の固結粘土状部からなる。	
40 43 44 50	・黄灰色の未固結粘土状部；累計幅4.1cm ・走向・傾斜はN51° E73° NWである。 ・上端境界の傾斜は70°。下端境界は不明瞭である。
41.10~41.22m ・割れ目が多い角礫状を呈する。	
50.51~50.95m ・割れ目が多く、礫状～岩片状を呈する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
●40.53~41.10m ・硬砂層である。 ・主に灰黄褐色の固結礫状部及び黄灰色の固結粘土状部からなる。	
40 43 44 50	・黄灰色の未固結粘土状部；累計幅4.1cm ・走向・傾斜はN51° E73° NWである。 ・上端境界の傾斜は70°。下端境界は不明瞭である。
41.10~41.22m ・割れ目が多い角礫状を呈する。	
50.51~50.95m ・割れ目が多く、礫状～岩片状を呈する。	

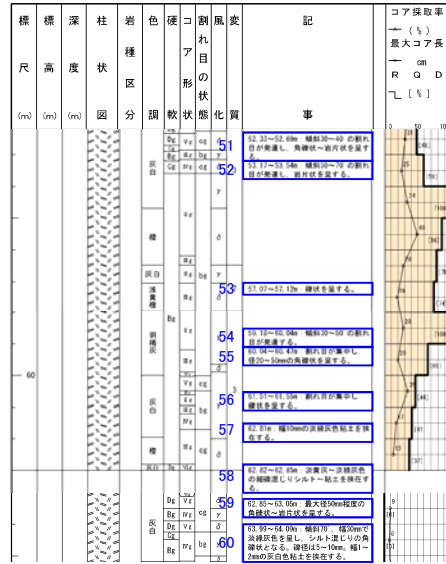
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
●40.53~41.10m ・硬砂層である。 ・主に灰黄褐色の固結礫状部及び黄灰色の固結粘土状部からなる。	
40 43 44 50	・黄灰色の未固結粘土状部；累計幅4.1cm ・走向・傾斜はN51° E73° NWである。 ・上端境界の傾斜は70°。下端境界は不明瞭である。
41.10~41.22m ・割れ目が多い角礫状を呈する。	
50.51~50.95m ・割れ目が多く、礫状～岩片状を呈する。	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40~43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“主剪断面”との記載については、最新活動面を示したものであり、性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し、柱状図には記載しないこととするため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
44	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多い”と記載。	変更なし	変更なし
45	・網目状に割れ目が発達するが、区間の連続性に乏しいことから削除。	—	—
46	・高角度の割れ目が発達するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
47	・砂混じり粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
48	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
49	・細礫混じり砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
50	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし

# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
51	52.33~52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状~岩片状を呈する。
52	53.17~53.54m ・中~高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
54	59.18~61.55m ・低~高角度の割れ目が発達する。
56	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82~62.85m ・淡黄灰~淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト~粘土を挟む。
59	62.85~63.05m ・角礫状~岩片状を呈する。
60	63.99~64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
51	52.33~52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状~岩片状を呈する。
52	53.17~53.54m ・中~高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
54	59.18~61.55m ・低~高角度の割れ目が発達する。
56	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82~62.85m ・淡黄灰~淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト~粘土を挟む。
59	62.85~63.05m ・角礫状~岩片状を呈する。
60	63.99~64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

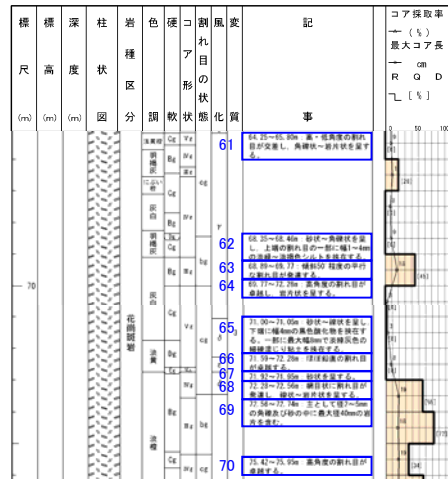
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
51	52.33~52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状~岩片状を呈する。
52	53.17~53.54m ・中~高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
54	59.18~61.55m ・低~高角度の割れ目が発達する。
56	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82~62.85m ・淡黄灰~淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト~粘土を挟む。
59	62.85~63.05m ・角礫状~岩片状を呈する。
60	63.99~64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1~2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・表現の見直し(傾斜30~40° →中角度)。	変更なし	変更なし
52	・表現の見直し(傾斜50~70° →中~高角度)。	変更なし	変更なし
53	・礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
54~56	・割れ目の発達を程度を一括記載。 ・部分的な礫状部については、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	・角礫状~岩片状を呈する区間の礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・角礫状を呈する区間の礫径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
61 64.25~65.80m ・高、低角度の割れ目が斜交し、角礫状~岩片状を呈する。
63. 66.89~72.28m ・高、中角度の割れ目が発達する。
64
66 71.59~72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67 71.92~71.95m ・砂状を呈する。
68 72.28~72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
61 64.25~65.80m ・高、低角度の割れ目が斜交し、角礫状~岩片状を呈する。
63. 66.89~72.28m ・高、中角度の割れ目が発達する。
64
66 71.59~72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67 71.92~71.95m ・砂状を呈する。
68 72.28~72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

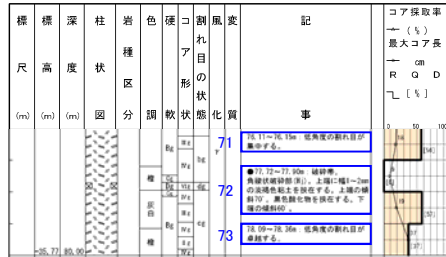
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
61 64.25~65.80m ・高、低角度の割れ目が斜交し、角礫状~岩片状を呈する。
63. 66.89~72.28m ・高、中角度の割れ目が発達する。
64
66 71.59~72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67 71.92~71.95m ・砂状を呈する。
68 72.28~72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	変更なし	変更なし	変更なし
62	・砂状~角礫状を呈し、一部でシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
63,64	・割れ目の発達の程度を一括記載。 ・表現の見直し(傾斜50° → 中角度)。 ・割れ目の傾斜の状況については、補足的なものであるため削除。 ・岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
65	・砂状~礫状を呈し、一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	変更なし	変更なし	変更なし
68	・礫状~岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
69	・角礫及び砂状を呈するが、岩片に定向配列がないことから削除。	—	—
70	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H27-Br-3

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 72 ●77.72~77.90m(D-43破砕帯)
  - ・破砕帯である。
  - ・明褐色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN38° W76° SWである。
  - ・フィルム状の粘土を挟む。
  - ・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は60°である。
- 73 78.09~78.36m
  - ・低角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 72 ●77.72~77.90m(D-43破砕帯)
  - ・破砕帯である。
  - ・明褐色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN38° W76° SWである。
  - ・フィルム状の粘土を挟む。
  - ・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は60°である。
- 73 78.09~78.36m
  - ・低角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 72 ●77.72~77.90m(D-43破砕帯)
  - ・破砕帯である。
  - ・明褐色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN38° W76° SWである。
  - ・フィルム状の粘土を挟む。
  - ・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は60°である。
- 73 78.09~78.36m
  - ・低角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟む細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・“黒色酸化物を挟む”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし

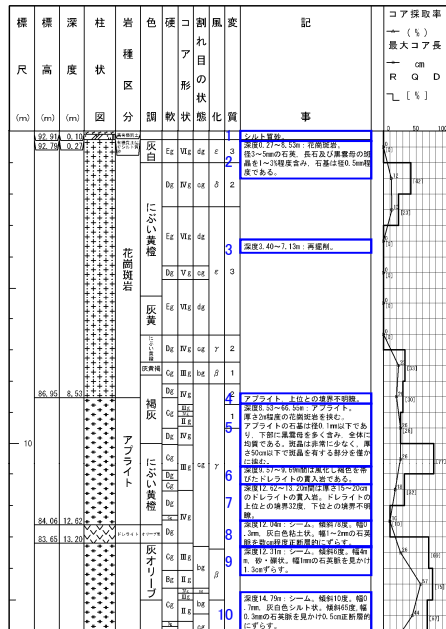
**H19-No.15**

余白



# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
1 0.00~0.27m ・高有機質土~有機質土混じりシルト質砂である。
2 0.27~8.53m ・花崗斑岩である。
3 3.40~7.13m ・再掘削コアである。
4.5, 21.23 8.53~66.55m ・アフライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6, 7 9.57~9.69m, 12.62~13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~0.27m ・高有機質土~有機質土混じりシルト質砂である。
2 0.27~8.53m ・花崗斑岩である。
3 3.40~7.13m ・再掘削コアである。
4.5, 21.23 8.53~66.55m ・アフライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6, 7 9.57~9.69m, 12.62~13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

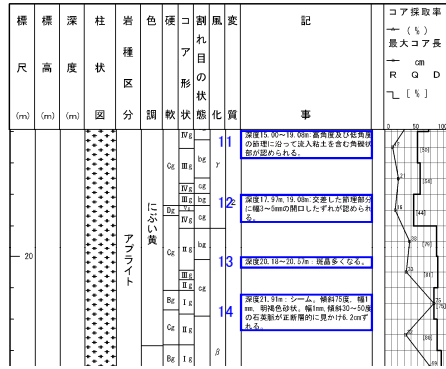
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~0.27m ・高有機質土~有機質土混じりシルト質砂である。
2 0.27~8.53m ・花崗斑岩である。
3 3.40~7.13m ・再掘削コアである。
4.5, 21.23 8.53~66.55m ・アフライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6, 7 9.57~9.69m, 12.62~13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・層厚が薄いことから堆積物区間を一括記載し、柱状図に合わせて高有機質土~有機質土混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4.5, 21.23	・柱状図に合わせてアフライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6, 7	・ドレライトとその深度区間を一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-94頁)。	—	—
9	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-95頁)。	—	—
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-96頁)。	—	—

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

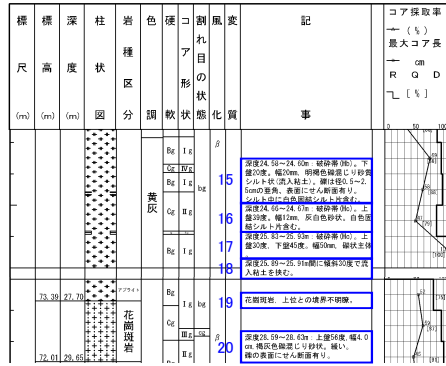
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>流入粘土を含む角礫状を呈するが、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>“開口したずれが認められる”との記載については、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。</li> </ul>	—	—
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>斑晶については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-97頁)。</li> </ul>	—	—

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 15. ●24.58~24.67m (f-15-1破砕帯)
- 16. ・破砕部である。
- 16. a ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
- 16. a ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅1.2cm
- 16. a ・走向・傾斜はN7° W88° Eである。
- 17. ●25.83~25.93m (f-15-2破砕帯)
- 17. ・破砕部である。
- 17. b ・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
- 17. b ・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅5.0cm
- 17. b ・走向・傾斜はN6° E89° Eである。
- 17. b ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は45°である。
- 17. b 27.70~29.65m
- 17. b ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 15. ●24.58~24.67m (f-15-1破砕帯)
- 16. ・破砕部である。
- 16. a ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
- 16. a ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅1.2cm
- 16. a ・走向・傾斜はN7° W88° Eである。
- 17. ●25.83~25.93m (f-15-2破砕帯)
- 17. ・破砕部である。
- 17. b ・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
- 17. b ・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅5.0cm
- 17. b ・走向・傾斜はN6° E89° Eである。
- 17. b ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は45°である。
- 17. b 27.70~29.65m
- 17. b ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

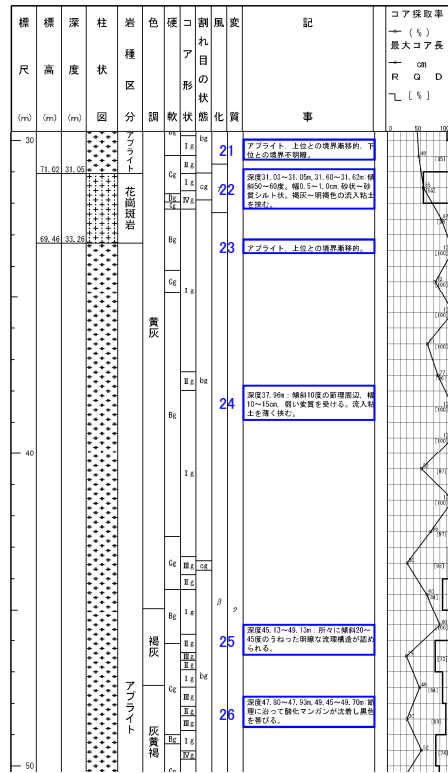
記事

- 15. ●24.58~24.67m (f-15-1破砕帯)
- 16. ・破砕部である。
- 16. a ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
- 16. a ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅1.2cm
- 16. a ・走向・傾斜はN7° W88° Eである。
- 17. ●25.83~25.93m (f-15-2破砕帯)
- 17. ・破砕部である。
- 17. b ・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
- 17. b ・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅5.0cm
- 17. b ・走向・傾斜はN6° E89° Eである。
- 17. b ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は45°である。
- 17. b 27.70~29.65m
- 17. b ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
15,16,a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、岩盤が劣化していることから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“表面にせん断面有り。”との記載については、最新活動面を示したものであり、性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流入粘土を挟み込むが、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
19,b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礫混じり砂状を呈するが、上端及び下端の境界面が系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

22 31.03~31.05m, 31.60~31.62m  
・褐灰~暗褐色の流入粘土を挟む。  
c 31.05~33.26m  
・花崗斑岩である。

24 37.96m  
・弱い変質を受け、流入粘土を薄く挟む。

25 45.13~49.13m  
・湾曲した明瞭な流理構造が認められる。  
d ●46.92~46.93m(f-④-3-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

22 31.03~31.05m, 31.60~31.62m  
・褐灰~暗褐色の流入粘土を挟む。  
c 31.05~33.26m  
・花崗斑岩である。

24 37.96m  
・弱い変質を受け、流入粘土を薄く挟む。

25 45.13~49.13m  
・湾曲した明瞭な流理構造が認められる。  
d ●46.92~46.93m(f-④-3-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

22 31.03~31.05m, 31.60~31.62m  
・褐灰~暗褐色の流入粘土を挟む。  
c 31.05~33.26m  
・花崗斑岩である。

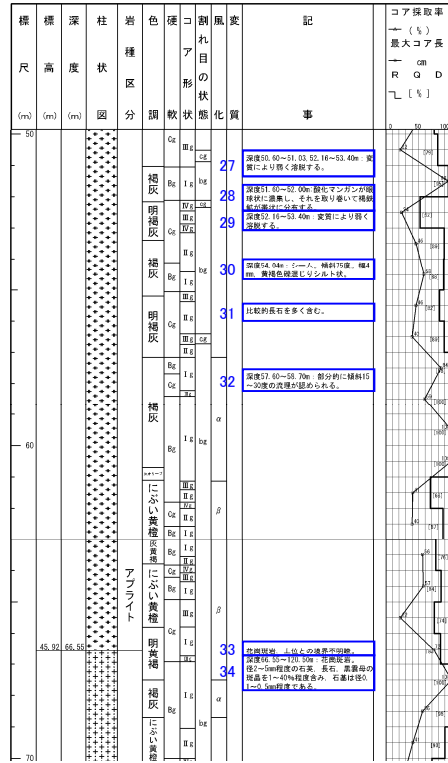
24 37.96m  
・弱い変質を受け、流入粘土を薄く挟む。

25 45.13~49.13m  
・湾曲した明瞭な流理構造が認められる。  
d ●46.92~46.93m(f-④-3-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・アプライトの深度区間については、記事No.4で説明しているため削除。	—	—
22	・流入粘土の傾斜、幅、粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
23	・アプライトの深度区間については、記事No.4で説明しているため削除。	—	—
24	・割れ目の傾斜、流入粘土を挟む区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
d	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-31頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
26	・割れ目沿いの酸化マンガンのについては、補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

27. 50.60~51.03m, 52.16~53.40m  
・変質により弱く溶解する。  
28. 51.60~52.00m  
・酸化マンガンが濃集する。  
29. 52.16~53.40m  
・変質により弱く溶解する。  
30. 54.04m  
・黄褐色緑泥じりシルト状を呈する。  
34. 66.55~81.80m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

27. 50.60~51.03m, 52.16~53.40m  
・変質により弱く溶解する。  
28. 51.60~52.00m  
・酸化マンガンが濃集する。  
29. 52.16~53.40m  
・変質により弱く溶解する。  
30. 54.04m  
・黄褐色緑泥じりシルト状を呈する。  
34. 66.55~81.80m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

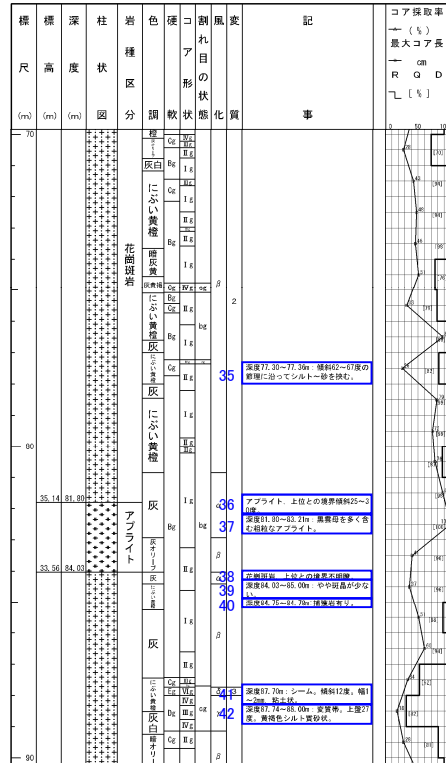
記事

27. 50.60~51.03m, 52.16~53.40m  
・変質により弱く溶解する。  
28. 51.60~52.00m  
・酸化マンガンが濃集する。  
29. 52.16~53.40m  
・変質により弱く溶解する。  
30. 54.04m  
・黄褐色緑泥じりシルト状を呈する。  
34. 66.55~81.80m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・褐鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-98頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
31	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—
33,34	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

37	81.80~83.21m ・アブライトである。 ・黒雲母を含み、粗粒である。
38	84.03~115.40m ・花崗斑岩である。
40	84.75~84.78m ・捕獲岩が認められる。
41	87.70~88.00m ・変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

37	81.80~83.21m ・アブライトである。 ・黒雲母を含み、粗粒である。
38	84.03~115.40m ・花崗斑岩である。
40	84.75~84.78m ・捕獲岩が認められる。
41	87.70~88.00m ・変質している。

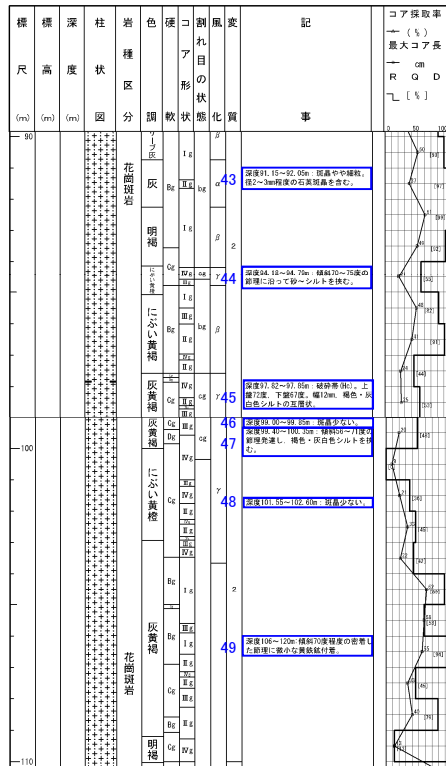
## 審査資料 (令和2年2月7日)

37	81.80~83.21m ・アブライトである。 ・黒雲母を含み、粗粒である。
38	84.03~115.40m ・花崗斑岩である。
40	84.75~84.78m ・捕獲岩が認められる。
41	87.70~88.00m ・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
35	・割れ目沿いにシルト～砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36,37	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし
38	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	変更なし	変更なし	変更なし
41,42	・粘土状とシルト質砂状部分について、区間を統合して一括記載し、“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-99頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

44 94.18~94.79m  
・割れ目に沿って砂~シルトを挟む。

45 ●97.82~97.85m (f-15-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・主に灰黄褐色の固結礫状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm  
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。  
・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40~100.35m  
・割れ目に稀~灰白色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

44 94.18~94.79m  
・割れ目に沿って砂~シルトを挟む。

45 ●97.82~97.85m (f-15-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・主に灰黄褐色の固結礫状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm  
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。  
・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40~100.35m  
・割れ目に稀~灰白色シルトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

44 94.18~94.79m  
・割れ目に沿って砂~シルトを挟む。

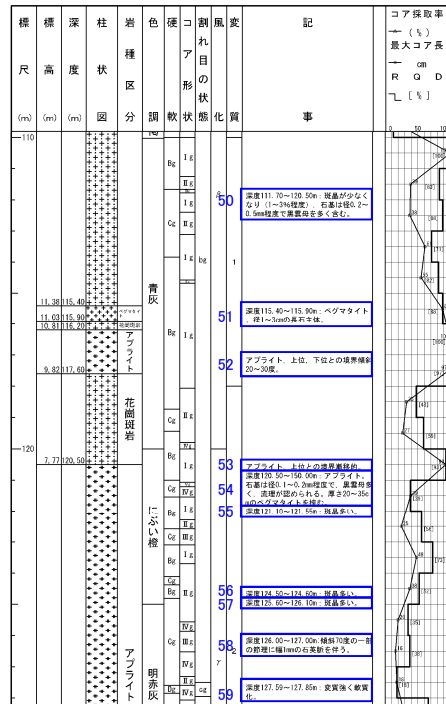
45 ●97.82~97.85m (f-15-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・主に灰黄褐色の固結礫状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm  
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。  
・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40~100.35m  
・割れ目に稀~灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
43	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。その後、審査会合 (H29.12.22) から審査会合 (H30.11.30) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
46	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
47	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
49	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

- 51 115.40~115.90m  
・ペグマタイトである。
- e 115.90~116.20m  
・花崗斑岩である。
- f 116.20~117.60m  
・アブライトである。
- g 117.60~120.50m  
・花崗斑岩である。
- 54,h 120.50~134.02m  
・アブライトである。  
・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
- 58 126.00~127.00m  
・一部の割れ目に石英脈を挟む。
- 59 127.59~127.85m  
・変質が強く、軟質化する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

- 51 115.40~115.90m  
・ペグマタイトである。
- e 115.90~116.20m  
・花崗斑岩である。
- f 116.20~117.60m  
・アブライトである。
- g 117.60~120.50m  
・花崗斑岩である。
- 54,h 120.50~134.02m  
・アブライトである。  
・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
- 58 126.00~127.00m  
・一部の割れ目に石英脈を挟む。
- 59 127.59~127.85m  
・変質が強く、軟質化する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

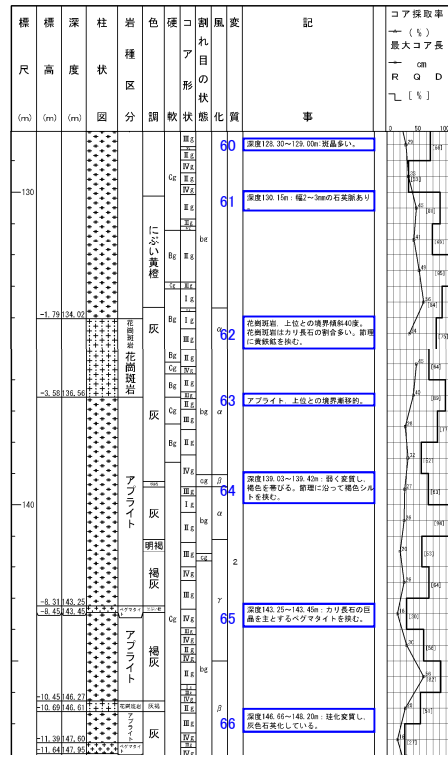
- 51 115.40~115.90m  
・ペグマタイトである。
- e 115.90~116.20m  
・花崗斑岩である。
- f 116.20~117.60m  
・アブライトである。
- g 117.60~120.50m  
・花崗斑岩である。
- 54,h 120.50~134.02m  
・アブライトである。  
・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
- 58 126.00~127.00m  
・一部の割れ目に石英脈を挟む。
- 59 127.59~127.85m  
・変質が強く、軟質化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
51	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
52,f	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
53,54,h	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・柱状図に合わせて花崗斑岩の挟在について記載。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
55	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
56	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
57	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
58	・割れ目の傾斜や石英脈の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし



# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事	内容
61	130.15m ・幅2~3mmの石英脈を挟む。
i	134.02~136.56m ・花崗斑岩である。
j	136.56~143.25m ・アプライトである。
65	143.25~143.45m ・ペグマタイトを挟む。 143.45~146.27m ・アプライトである。
l	146.27~146.61m ・花崗斑岩である。
m	146.61~147.60m ・アプライトである。
66	146.66~148.20m ・珪石を帯びている。 147.50~147.95m ・ペグマタイトである。 147.95~150.00m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
61	130.15m ・幅2~3mmの石英脈を挟む。
i	134.02~136.56m ・花崗斑岩である。
j	136.56~143.25m ・アプライトである。
65	143.25~143.45m ・ペグマタイトを挟む。 143.45~146.27m ・アプライトである。
l	146.27~146.61m ・花崗斑岩である。
m	146.61~147.60m ・アプライトである。
66	146.66~148.20m ・珪石を帯びている。 147.50~147.95m ・ペグマタイトである。 147.95~150.00m ・アプライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
61	130.15m ・幅2~3mmの石英脈を挟む。
i	134.02~136.56m ・花崗斑岩である。
j	136.56~143.25m ・アプライトである。
65	143.25~143.45m ・ペグマタイトを挟む。 143.45~146.27m ・アプライトである。
l	146.27~146.61m ・花崗斑岩である。
m	146.61~147.60m ・アプライトである。
66	146.66~148.20m ・珪石を帯びている。 147.50~147.95m ・ペグマタイトである。 147.95~150.00m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
61	変更なし	変更なし	変更なし
62,i	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜、割れ目状の黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
63,j	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
64	・変質しシルトを挟むするが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
65	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
k	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
l	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
m	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
66	・灰色石英については、変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	変更なし	変更なし
n	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
o	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.15

## 委託報告書 (平成19年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 削	風 化	波 状	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	円	ア ブ ラ イト	灰 白	硬	割 削	波 状	波 状	記事	
11.02	47.30	36.30								67 深さ148.10~148.20m:黄鉄鉱産層。 68 深さ148.70~149.22m:変質帯、割れ目 に変質、薄・灰白色シルトを挟む、寄 集。黄鉄鉱。 69 深さ149.22~149.23m:シーム、上層 50cm、下部50cm、幅0mm、灰白色シル ト状。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
--------

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
--------

## 審査資料案

記 事
68 148.70~149.22m ・変質し、割れ目を呈する。
69 149.22~149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
68 148.70~149.22m ・変質し、割れ目を呈する。
69 149.22~149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

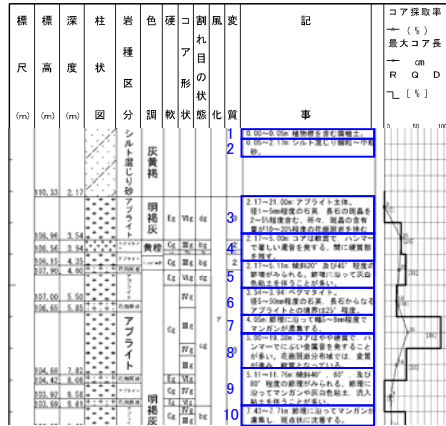
記 事
68 148.70~149.22m ・変質し、割れ目を呈する。
69 149.22~149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
68	・シルトを挟在するが、系統的なものではなく、連続性に乏しいことから削除。 ・硬軟については、岩級区分で示していることから削除。	変更なし	変更なし
69	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-100頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-3

余白

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

- 記事
- 1 0.00～0.05m  
・植物根を含む。
  - 2 0.00～2.17m  
・シルト混じり細砂～中粒砂である。
  - 3 2.17～21.00m  
・アブライト主体である。  
・花崗斑岩を挟む。
  - 4 2.17～5.00m  
・風化部である。
  - 6 3.54～3.94m  
・ペグマタイトである。
  - a 4.35～4.60m、5.50～5.85m、  
7.82～8.08m、8.58～8.81m、  
9.60～9.70m、13.39～13.82m  
・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

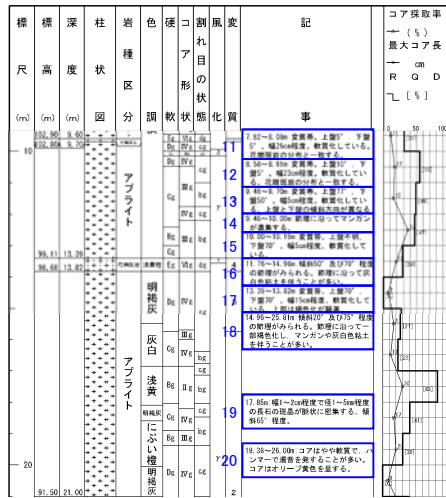
- 記事
- 1 0.00～0.05m  
・植物根を含む。
  - 2 0.00～2.17m  
・シルト混じり細砂～中粒砂である。
  - 3 2.17～21.00m  
・アブライト主体である。  
・花崗斑岩を挟む。
  - 4 2.17～5.00m  
・風化部である。
  - 6 3.54～3.94m  
・ペグマタイトである。
  - a 4.35～4.60m、5.50～5.85m、  
7.82～8.08m、8.58～8.81m、  
9.60～9.70m、13.39～13.82m  
・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

- 記事
- 1 0.00～0.05m  
・植物根を含む。
  - 2 0.00～2.17m  
・シルト混じり細砂～中粒砂である。
  - 3 2.17～21.00m  
・アブライト主体である。  
・花崗斑岩を挟む。
  - 4 2.17～5.00m  
・風化部である。
  - 6 3.54～3.94m  
・ペグマタイトである。
  - a 4.35～4.60m、5.50～5.85m、  
7.82～8.08m、8.58～8.81m、  
9.60～9.70m、13.39～13.82m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名(シルト混じり砂)を記載することとしているため、“腐植土”の記載については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせてシルト混じり砂の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・“風化”欄に基づき、風化部と記載。	変更なし	変更なし
5	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
6	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
8	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
a	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・流入粘土については、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

11 7.82~8.08m  
・変質している。  
・軟質化している。

12 8.59~8.81m  
・変質している。  
・軟質化している。

13 9.46~10.15m  
・変質している。  
・軟質化している。

14 10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。固結礫状の砂状と記載す  
る。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。

15 ●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯)  
・破砕部である。

17 17.85m  
・淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN5° E76° Wである。

19 17.85m  
・幅1~2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

11 7.82~8.08m  
・変質している。  
・軟質化している。

12 8.59~8.81m  
・変質している。  
・軟質化している。

13 9.46~10.15m  
・変質している。  
・軟質化している。

14 10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。固結礫状の砂状と記載す  
る。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。

15 ●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯)  
・破砕部である。

17 17.85m  
・淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN5° E76° Wである。

19 17.85m  
・幅1~2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

11 7.82~8.08m  
・変質している。  
・軟質化している。

12 8.59~8.81m  
・変質している。  
・軟質化している。

13 9.46~10.15m  
・変質している。  
・軟質化している。

14 10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。固結礫状の砂状と記載す  
る。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。10.00~10.15m 変質帯、上部を削  
下層部、幅5cm程度、軟質化して  
いる。マンガンの濃集が認めら  
れる。

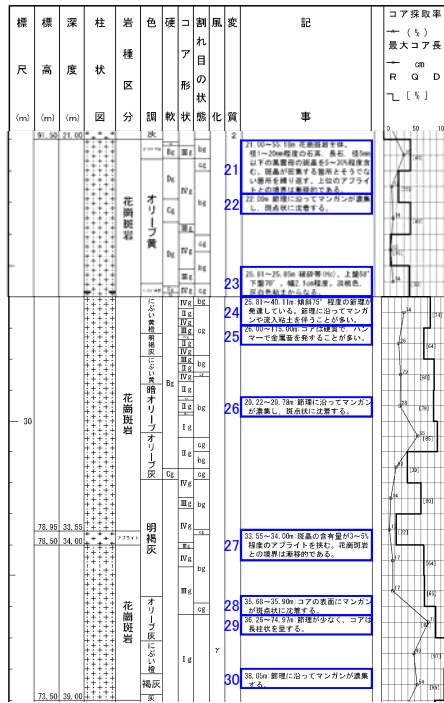
15 ●13.41~13.45m(f-15-3破砕帯)  
・破砕部である。

17 17.85m  
・淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN5° E76° Wである。

19 17.85m  
・幅1~2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の境界傾斜、幅、“花崗斑岩の分布と一致する”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質している区間の境界傾斜、幅、“花崗斑岩の分布と一致する”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13~15	・変質について、区間を統合して一括記載。 ・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
17	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-47頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
19	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案  
(平成30年11月30日)

記事	
21	21.00~55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアブライトとの境界は漸移的である
23	●25.81~25.85m(f-4-3-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は70°である。 25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
24	25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55~34.00m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68~35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26~74.97m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

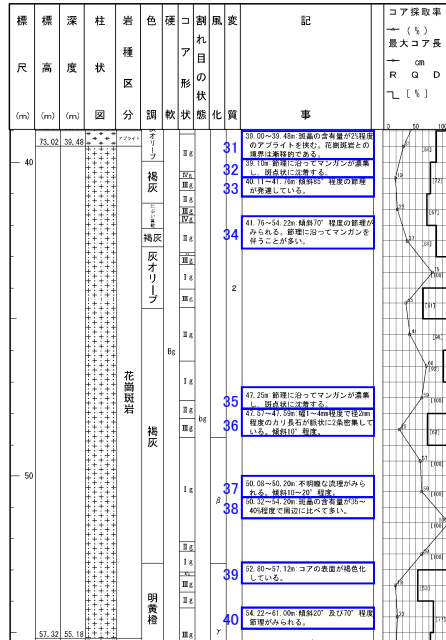
記事	
21	21.00~55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアブライトとの境界は漸移的である
23	●25.81~25.85m(f-4-3-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は70°である。 25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
24	25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55~34.00m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68~35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26~74.97m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
21	21.00~55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアブライトとの境界は漸移的である
23	●25.81~25.85m(f-4-3-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は70°である。 25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
24	25.81~40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55~34.00m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68~35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26~74.97m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(2017.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
24	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
26	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
27	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案  
(平成30年11月30日)

記事

31 39.00~39.48m  
・アブライトである。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

33 40.11~41.76m  
・高角度の割れ目が発達している。

37 50.08~50.20m  
・不明瞭な流理がみられる。

39 52.80~57.12m  
・褐色化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

31 39.00~39.48m  
・アブライトである。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

33 40.11~41.76m  
・高角度の割れ目が発達している。

37 50.08~50.20m  
・不明瞭な流理がみられる。

39 52.80~57.12m  
・褐色化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

31 39.00~39.48m  
・アブライトである。  
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

33 40.11~41.76m  
・高角度の割れ目が発達している。

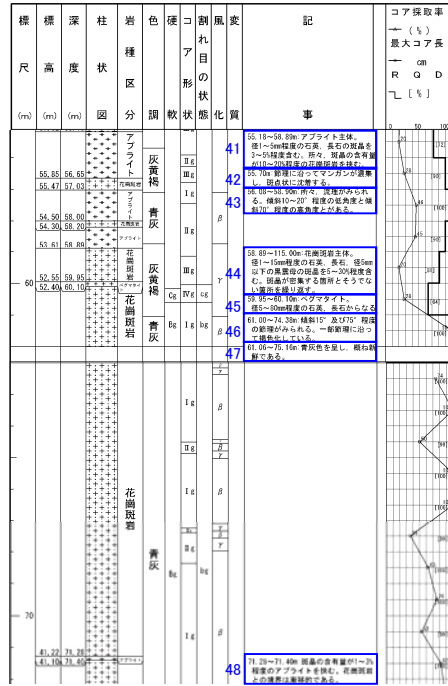
37 50.08~50.20m  
・不明瞭な流理がみられる。

39 52.80~57.12m  
・褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
32	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・表現の見直し(傾斜85° →高角度)。	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
35	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
36	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
41	55.18~58.89m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
42	55.70m ・マンガンが斑点状に分布する。
b	56.65~57.03m, 58.00~58.20m ・花崗斑岩である。
44	58.89~115.00m ・花崗斑岩主体である。
45	59.95~60.10m ・ペグマタイトである。
47	61.06~75.16m ・新鮮・硬質である。
48	71.28~71.40m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
41	55.18~58.89m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
42	55.70m ・マンガンが斑点状に分布する。
b	56.65~57.03m, 58.00~58.20m ・花崗斑岩である。
44	58.89~115.00m ・花崗斑岩主体である。
45	59.95~60.10m ・ペグマタイトである。
47	61.06~75.16m ・新鮮・硬質である。
48	71.28~71.40m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

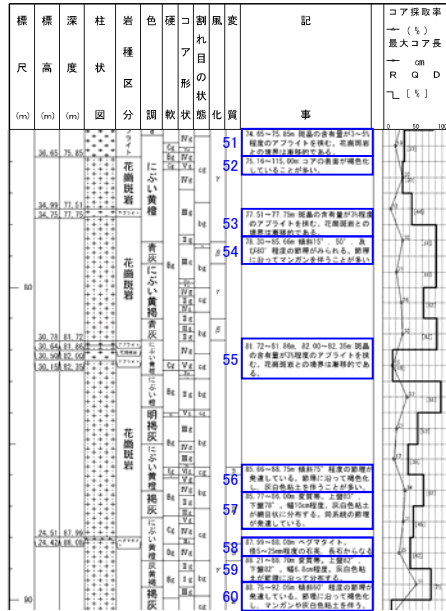
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
41	55.18~58.89m ・アブライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む。
42	55.70m ・マンガンが斑点状に分布する。
b	56.65~57.03m, 58.00~58.20m ・花崗斑岩である。
44	58.89~115.00m ・花崗斑岩主体である。
45	59.95~60.10m ・ペグマタイトである。
47	61.06~75.16m ・新鮮・硬質である。
48	71.28~71.40m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
42	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
44	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
45	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
47	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・“硬軟”欄に基づき、硬質と記載。	変更なし	変更なし
48	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 74.65~75.85m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 77.51~77.75m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 81.72~81.86m, 82.00~82.35m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 85.77~86.00m  
・変質している。  
・灰白色粘土が割れ目状に分布する。
- 87.99~88.08m  
・ペグマタイトである。
- 88.21~88.70m  
・変質している。  
・灰白色粘土が割れ目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 74.65~75.85m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 77.51~77.75m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 81.72~81.86m, 82.00~82.35m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 85.77~86.00m  
・変質している。  
・灰白色粘土が割れ目状に分布する。
- 87.99~88.08m  
・ペグマタイトである。
- 88.21~88.70m  
・変質している。  
・灰白色粘土が割れ目状に分布する。

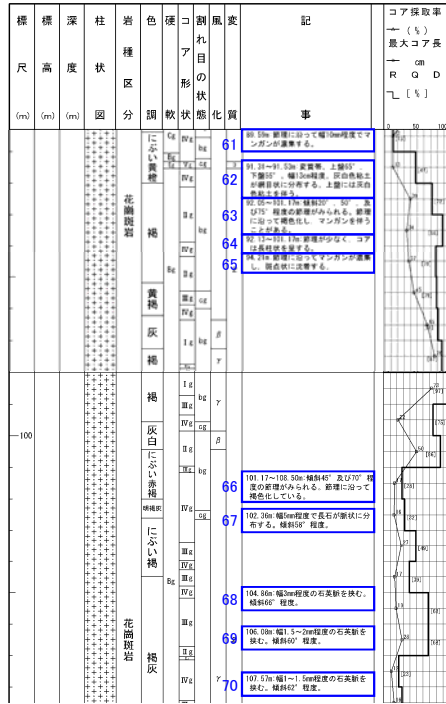
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 74.65~75.85m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 77.51~77.75m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 81.72~81.86m, 82.00~82.35m  
・アブライトである。  
・花崗閃岩との境界は漸移的である。
- 85.77~86.00m  
・変質している。  
・灰白色粘土が割れ目状に分布する。
- 87.99~88.08m  
・ペグマタイトである。
- 88.21~88.70m  
・変質している。  
・灰白色粘土が割れ目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
52	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
55	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
56	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
57	・変質している区間の境界傾斜、幅、“同系統の節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

62 91.31~91.53m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

64 92.13~101.17m  
・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

67 102.36m  
・幅5mmで長石脈を挟む。

68 104.86m  
・幅3mmの石英脈を挟む。

69 106.08m  
・幅1.5~2mmの石英脈を挟む。

70 107.57m  
・幅1~1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

62 91.31~91.53m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

64 92.13~101.17m  
・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

67 102.36m  
・幅5mmで長石脈を挟む。

68 104.86m  
・幅3mmの石英脈を挟む。

69 106.08m  
・幅1.5~2mmの石英脈を挟む。

70 107.57m  
・幅1~1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

62 91.31~91.53m  
・変質している。  
・灰白色粘土が網目状に分布する。

64 92.13~101.17m  
・割れ目が少なく、長柱状を呈する。

67 102.36m  
・幅5mmで長石脈を挟む。

68 104.86m  
・幅3mmの石英脈を挟む。

69 106.08m  
・幅1.5~2mmの石英脈を挟む。

70 107.57m  
・幅1~1.5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
62	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。 ・“上盤には灰白色粘土を伴う”との記載されているが、粘土の連続性に乏しく、網目状に分布する周囲の粘土と差異が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
64	変更なし	変更なし	変更なし
65	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
66	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
67	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



余白

H20-④-6

余白



委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	化	事	(%)
32.64	0.92			細砂	褐				0.00~0.52m 植物根を含む細粒砂。	2
32.12	1.04			砂	黄				0.52~1.04m 砂混じりシルト。	2
30.99	2.26			砂	黄				1.04~2.26m 径2~12cm程度の花崗岩類の礫を多く含む粗粒砂からなる。	3
30.46	2.70			花崗岩	黄				2.26~2.70m シルト混じり砂。	4
				花崗岩	黄				2.70~5.16m 花崗岩類。	5
				花崗岩	黄				5.16~7.76m 径1~3cm程度の石英、長石、径3mm以下の重晶石の礫を多く含む粗粒砂。	6
				花崗岩	黄				7.76~19.20m コアは空や隙間で、コアで構成を要する。	6
				花崗岩	黄				19.20~3.76m 礫が認められる。上部は粗粒の石英脈を挟む。幅約10cmの石英脈を挟む。傾斜は76°である。	9
				花崗岩	黄				3.76~4.09m 礫が認められる。上部は粗粒の石英脈を挟む。傾斜は76°である。	9
				花崗岩	黄				4.09~5.09m 礫が認められる。上部は粗粒の石英脈を挟む。傾斜は76°である。	9
				花崗岩	黄				5.09~5.16m 礫が認められる。上部は粗粒の石英脈を挟む。傾斜は76°である。	9

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
1	0.00~0.52m ・細粒砂である。 ・植物根を含む。
2	0.52~1.04m ・砂混じりシルトである。
3	1.04~2.26m ・砂礫である。 ・径2~12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4	2.26~2.70m ・シルト混じり砂である。
5	2.70~5.16m ・花崗岩である。
9	●3.76~4.09m(F-3-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・棕色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN60° W78° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は76°、下端境界の傾斜は72°である。
10	5.09m ・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.52m ・細粒砂である。 ・植物根を含む。
2	0.52~1.04m ・砂混じりシルトである。
3	1.04~2.26m ・砂礫である。 ・径2~12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4	2.26~2.70m ・シルト混じり砂である。
5	2.70~5.16m ・花崗岩である。
9	●3.76~4.09m(F-3-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・棕色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN60° W78° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は76°、下端境界の傾斜は72°である。
10	5.09m ・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.52m ・細粒砂である。 ・植物根を含む。
2	0.52~1.04m ・砂混じりシルトである。
3	1.04~2.26m ・砂礫である。 ・径2~12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4	2.26~2.70m ・シルト混じり砂である。
5	2.70~5.16m ・花崗岩である。
9	●3.76~4.09m(F-3-6-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・棕色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN60° W78° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は76°、下端境界の傾斜は72°である。
10	5.09m ・幅6mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
6	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
7	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
8	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
9	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“石英脈を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率	
尺	高度	度	状	種	区	度	れ	化	事	(%)	
(m)	(m)	(m)	(m)	分	分	軟	目	質		最大コア長	
						状	状			cm	
						化	状			R	
						質	状			Q	
							状			D	
							状			L (%)	
			ア フ ラ イ ト	淡 橙					11 5.16~35.00m アフライト主層 →硬軟の境界、色、粒径は 下の風化帯の傾向を1~3m程度まで、 連続的に観察することがある。 12 5.16~8.50m 補砕部 粒径の観察が 難しく、断面に沿って灰白色粘 土を多く含む。 13 7.17m 断面に沿ってマンガンが濃集 している。 14 7.34~9.00m 補砕部(弱)。上層部 は硬軟の境界が認められるが、粒径に よって灰白色粘土が本層に混在して いる。下部には硬軟より黄白色粘 土を多く含む。下部には硬軟の境界が 認められる。 15 9.00~9.30m 補砕部(弱)。50° 変質 している。断面に沿ってマンガンや灰白色粘土を 多く含む。 16 9.30~11.10m 変質部、上部50° 下部70°。幅10cm程度。上部は硬軟 を呈し、マンガンが濃集する。下部 は灰白色粘土が網目状に分布する。 17 11.10~14.94m 変質部。幅10cm 程度。黄白色粘土からなる。断面の 傾向を呈している。 18 14.94~14.98m 変質部、上部70° 下部40°。幅10cm程度。灰白色粘土 及びマンガンが網目状に分布する。 19 14.98~15.27m 変質部、上部70° 下部40°。幅10cm程度。灰白色粘土 及びマンガンが網目状に分布する。 20 15.27~18.45m 変質部、上部70° 下部40°。幅10cm程度。灰白色粘土 及びマンガンが網目状に分布する。		

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
11 5.16~35.00m ・アフライトが主体である。 ・花崗閃岩との境界は漸移的である。
14 ● 7.94~9.00m (f-4)-6-2(破砕部) ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W79° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。
16 10.65~11.10m ・変質している。 ・礫状~灰白色粘土が網目状に分布する。
18 14.73~14.94m ・変質している。 ・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する。
19 ● 14.94~14.98m (f-4)-6-3(破砕部) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・淡褐色の未固結粘土状部。累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN55° E69° Sである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
20 14.98~15.27m ・変質している。 ・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
11 5.16~35.00m ・アフライトが主体である。 ・花崗閃岩との境界は漸移的である。
14 ● 7.94~9.00m (f-4)-6-2(破砕部) ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W79° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。
16 10.65~11.10m ・変質している。 ・礫状~灰白色粘土が網目状に分布する。
18 14.73~14.94m ・変質している。 ・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する。
19 ● 14.94~14.98m (f-4)-6-3(破砕部) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・淡褐色の未固結粘土状部。累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN55° E69° Sである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
20 14.98~15.27m ・変質している。 ・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
11 5.16~35.00m ・アフライトが主体である。 ・花崗閃岩との境界は漸移的である。
14 ● 7.94~9.00m (f-4)-6-2(破砕部) ・破砕部である。 ・赤褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W79° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は75°である。
16 10.65~11.10m ・変質している。 ・礫状~灰白色粘土が網目状に分布する。
18 14.73~14.94m ・変質している。 ・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する。
19 ● 14.94~14.98m (f-4)-6-3(破砕部) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結粘土状部からなる。 ・淡褐色の未固結粘土状部。累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN55° E69° Sである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
20 14.98~15.27m ・変質している。 ・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
13	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“微細な節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
16	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-218頁)。	—	—
18	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
20	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	化	事	(%)
尺	高	度	分	別	別	度	割	風	事	最大コア長
(m)	度	度	区	別	別	度	目	化	事	cm
(m)	度	度	区	別	別	度	目	化	事	R
(m)	度	度	区	別	別	度	目	化	事	Q
(m)	度	度	区	別	別	度	目	化	事	D
(m)	度	度	区	別	別	度	目	化	事	L
(m)	度	度	区	別	別	度	目	化	事	(%)
20			花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	コア採取率	10
6.44	26.95		花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	最大コア長	10
5.22	27.31		花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	cm	10
			花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	R	10
			花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	Q	10
			花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	D	10
			花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	L	10
			花崗斑岩	淡緑	硬	割れ目	風化	記	(%)	10

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
21	16.90~18.00m ・変質している。 ・黄白色シルト状を呈する。
22	18.00~18.43m、26.50~27.91m ・花崗斑岩である。
31	18.51~18.53m ・変質している。 ・灰褐色凝結しり粘土状を呈する。
23	22.10~22.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
25	23.38~23.59m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
27	24.26~24.40m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
28	25.20~25.50m ・流理がみられる。
29	25.70~25.80m(1-④-6-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は78°である。
30	

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
21	16.90~18.00m ・変質している。 ・黄白色シルト状を呈する。
22	18.00~18.43m、26.50~27.91m ・花崗斑岩である。
31	18.51~18.53m ・変質している。 ・灰褐色凝結しり粘土状を呈する。
23	22.10~22.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
25	23.38~23.59m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
27	24.26~24.40m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
28	25.20~25.50m ・流理がみられる。
29	25.70~25.80m(1-④-6-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は78°である。
30	

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
21	16.90~18.00m ・変質している。 ・黄白色シルト状を呈する。
22	18.00~18.43m、26.50~27.91m ・花崗斑岩である。
31	18.51~18.53m ・変質している。 ・灰褐色凝結しり粘土状を呈する。
23	22.10~22.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
25	23.38~23.59m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
27	24.26~24.40m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
28	25.20~25.50m ・流理がみられる。
29	25.70~25.80m(1-④-6-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は78°である。
30	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22.31	・柱状図に合わせて花崗斑岩の挟在について記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
23	・変質している区間の境界傾斜、幅、周辺の割れ目を切っていないとの記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
25	・変質している区間の境界傾斜、幅、周辺の割れ目を切っていないとの記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
27	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・流理の傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断面ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“マンガン濃集部からなる”、“微細な節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	種	調	軟	目	化	質	事	(%)
							形状	状態			最大コア長
											— cm
											R Q D
											[%]
30										32 27.50~27.91m 変質帯、上層27° 下層0°、幅15cm程度、割れ目観察 からなる。	
										33 31.87~32.12m 変質帯、上層27° 下層0°、幅15cm程度、割れ目観察 からなる。灰白色粘土が割れ目に沿っ て分布する。	
										34 32.12~32.50m コアはコア採取時に、イ ンターでぶい地質帯を穿する。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
32 27.50~27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33 31.87~32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
32 27.50~27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33 31.87~32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
32 27.50~27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33 31.87~32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

H20-④-7

余白

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	度	状	区	調	軟	目	状	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	分	化	形	態		
	41.46	2.00	シルト質砂	黄褐色	軟	割れ目なし			0.00~2.00m 黄褐色を呈する粘土質シルト質砂である。	1
	39.99	3.47	花崗斑岩	黄褐色	硬	割れ目なし			2.00~3.1m 花崗斑岩。割れ目程度は中等、長石の斑晶を5~10%程度含む。2.00~3.05m間は、礫が混じり、礫状を呈する。	2
	36.78	6.70	アブライト	淡褐色	硬	割れ目なし			3.47~4.1m 花崗斑岩。及び7.00~7.47m 花崗斑岩。及び7.47~9.03m アブライト。アブライトは、アブライトの斑晶を1~2%程度含む。7.47~9.03m 以下の花崗斑岩の斑晶を5~10%程度含む。	3
	35.99	7.47	アブライト	淡褐色	硬	割れ目なし			4.10~5.14m 花崗斑岩。及び5.14~6.70m アブライト。アブライトは、アブライトの斑晶を1~2%程度含む。5.14~6.70m 以下の花崗斑岩の斑晶を5~10%程度含む。	4
	34.43	8.03	アブライト	淡褐色	硬	割れ目なし			6.70~7.47m 花崗斑岩。及び7.47~9.03m アブライト。アブライトは、アブライトの斑晶を1~2%程度含む。7.47~9.03m 以下の花崗斑岩の斑晶を5~10%程度含む。	5
	10.33	10.06	アブライト	淡褐色	硬	割れ目なし			9.03~10.06m アブライト。アブライトは、アブライトの斑晶を1~2%程度含む。10.06~10.34m 花崗斑岩。花崗斑岩は、花崗斑岩の斑晶を5~10%程度含む。	6

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
1	0.00~2.00m ・シルト質砂である。
2	2.00~3.47m ・花崗斑岩である。 ・土質化が著しい。
5	3.47~6.70m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
7	6.70~7.47m ・花崗斑岩である。
5	7.47~9.03m ・アブライトである。
9	8.85~8.95m ・レンズ状に花崗斑岩を挟む。
10	9.03~10.06m ・花崗斑岩である。
5	10.06~34.00m ・アブライトである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

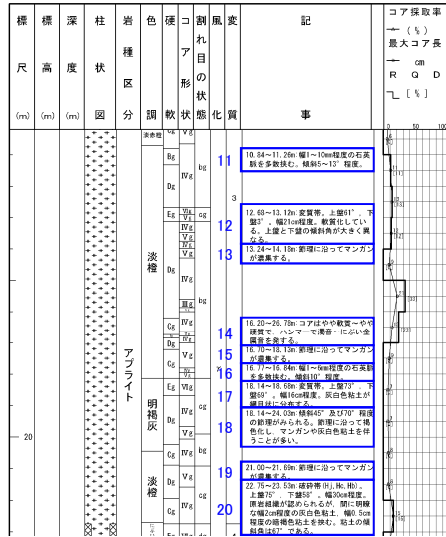
記事	
1	0.00~2.00m ・シルト質砂である。
2	2.00~3.47m ・花崗斑岩である。 ・土質化が著しい。
5	3.47~6.70m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
7	6.70~7.47m ・花崗斑岩である。
5	7.47~9.03m ・アブライトである。
9	8.85~8.95m ・レンズ状に花崗斑岩を挟む。
10	9.03~10.06m ・花崗斑岩である。
5	10.06~34.00m ・アブライトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~2.00m ・シルト質砂である。
2	2.00~3.47m ・花崗斑岩である。 ・土質化が著しい。
5	3.47~6.70m ・アブライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
7	6.70~7.47m ・花崗斑岩である。
5	7.47~9.03m ・アブライトである。
9	8.85~8.95m ・レンズ状に花崗斑岩を挟む。
10	9.03~10.06m ・花崗斑岩である。
5	10.06~34.00m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・“礫混じり”との記載については、礫がほとんど認められないことから削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
4	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
5	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
6	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
7	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
9	・花崗斑岩の形態に基づき礫状をレンズ状と記載。	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

11. 10.84~16.84m  
・幅1~10mmの石英脈を多数挟む。

17. 18.14~18.68m  
・変質し、灰白色粘土が網目状に分布する。

20. ●22.75~23.53m(f-④-7-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm  
・走向・傾斜はN53° W80° Sである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は58°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

11. 10.84~16.84m  
・幅1~10mmの石英脈を多数挟む。

17. 18.14~18.68m  
・変質し、灰白色粘土が網目状に分布する。

20. ●22.75~23.53m(f-④-7-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm  
・走向・傾斜はN53° W80° Sである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は58°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

11. 10.84~16.84m  
・幅1~10mmの石英脈を多数挟む。

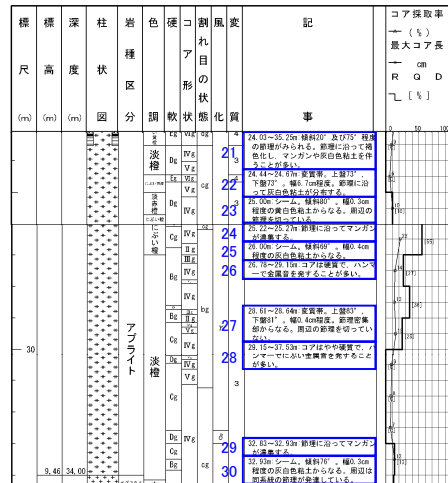
17. 18.14~18.68m  
・変質し、灰白色粘土が網目状に分布する。

20. ●22.75~23.53m(f-④-7-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm  
・走向・傾斜はN53° W80° Sである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は58°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11.16	・石英脈の挟在について、区間を統合して一括記載。 ・傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質を伴い周囲に比べ軟質化しているが、粘土等の系統的な配列が認められないことから削除。	—	—
13	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
15	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
19	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

審査資料  
(平成30年11月30日)

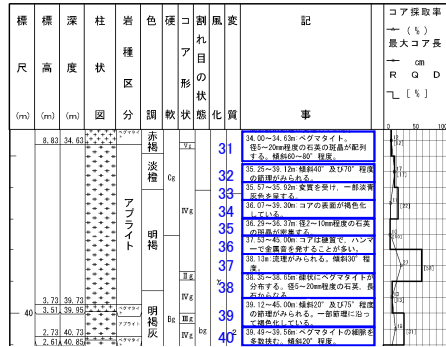
記事

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目沿いに粘土を挟在するが、変質している区間を除き、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質し、割れ目沿いに粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-219頁)。</li> </ul>	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-220頁)。</li> </ul>	—	—
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質し、割れ目が密集しているが、区間の連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-221頁)。</li> </ul>	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

31 34.00~34.63m  
・ペグマタイトである。

5 34.63~39.12m  
・アブライトである。

35 36.29~36.37m  
・径2~10mm程度の石英の斑晶が密集する。

37 38.13m  
・浸染がみられる。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

31 34.00~34.63m  
・ペグマタイトである。

5 34.63~39.12m  
・アブライトである。

35 36.29~36.37m  
・径2~10mm程度の石英の斑晶が密集する。

37 38.13m  
・浸染がみられる。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

31 34.00~34.63m  
・ペグマタイトである。

5 34.63~39.12m  
・アブライトである。

35 36.29~36.37m  
・径2~10mm程度の石英の斑晶が密集する。

37 38.13m  
・浸染がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
34	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
37	・浸染の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・“礫状にペグマタイトが分布する”との記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
39	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	・ペグマタイトの細脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
5	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし



余白

**H24-B8-34**

余白

# H24-B8-34

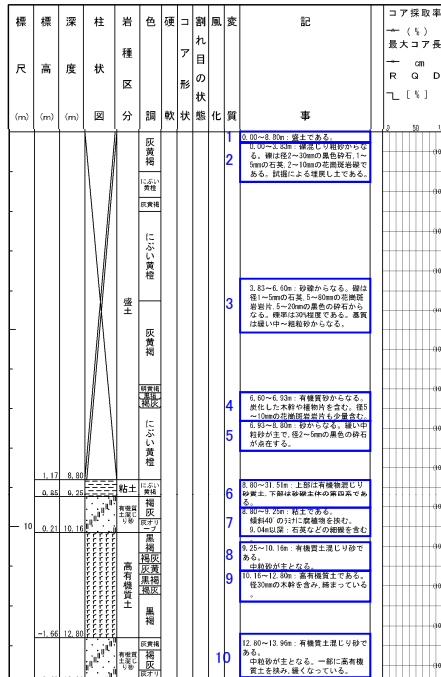
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事
1. 0.00~3.80m ・盛土である。
7. 8.80~9.25m ・粘土である。
8. 9.25~10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9. 10.16~12.80m ・高有機質土である。
10. 12.80~13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
1. 0.00~3.80m ・盛土である。
7. 8.80~9.25m ・粘土である。
8. 9.25~10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9. 10.16~12.80m ・高有機質土である。
10. 12.80~13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
1. 0.00~3.80m ・盛土である。
7. 8.80~9.25m ・粘土である。
8. 9.25~10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9. 10.16~12.80m ・高有機質土である。
10. 12.80~13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1~5	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
6	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、ラミナや植物片、細礫については削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、木幹や硬軟については削除。	変更なし	変更なし
10	・高有機質土については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-34

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 状	硬 度	割 裂	風 化	記 事	コア採取率
(m)	(m)	図 分	種 別	状 況	度 別	目 的	状 態	事 由	(%)
2.48	13.96	11	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	11	13.96~14.41m 高有機質土である。一部に未分離の木幹の砂分を含む。	0
3.33	15.41	12	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	12	15.41~18.75m 互層である。砂と高有機質土の互層からなり、前者は幅約10~150mm、後者は幅約10~50mmである。	0
		13	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	13	18.75~19.75m 有機質土混じり中粒砂と有機質土混じり粘土からなり、後者は幅約10~150mmである。	0
		14	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	14	19.75~20.26m 有機質土混じり中粒砂と有機質土混じり粘土からなり、後者は幅約10~150mmである。	0
		15	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	15	20.26~21.00m 有機質土混じり中粒砂と有機質土混じり粘土からなり、後者は幅約10~150mmである。	0
		16	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	16	19.75~20.26m 有機質土混じり砂礫である。砂は幅約10~150mm、有機質土は幅約30~350mmで互層を呈する。	0
		17	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	17	20.26~21.00m 砂礫である。礫径は最大約150mm、砂は幅約10~150mmである。	0
		18	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	18	21.00~21.86m スライム、砂礫である。	0
		19	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	19	21.86~22.40m スライム、砂礫である。	0
		20	高有機質土	黒褐色	軟弱	塊状	20	22.40~23.00m スライム、砂礫である。	0

審査資料案

記 事
11 13.96~15.41m ・高有機質土である。
12 15.41~19.75m ・砂と高有機質土の互層である。 ・砂は中粒砂主体である。 ・砂は幅約10~150mm、高有機質土は幅約30~350mmで互層を呈する。
16 19.75~20.26m ・有機質土混じり砂礫である。
17 20.26~21.00m ・砂礫である。
19 21.00~21.86m ・スライム、砂礫である。
20 21.86~22.40m ・砂礫である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
11 13.96~15.41m ・高有機質土である。
12 15.41~19.75m ・砂と高有機質土の互層である。 ・砂は中粒砂主体である。 ・砂は幅約10~150mm、高有機質土は幅約30~350mmで互層を呈する。
16 19.75~20.26m ・有機質土混じり砂礫である。
17 20.26~21.00m ・砂礫である。
19 21.00~21.86m ・スライム、砂礫である。
20 21.86~22.40m ・砂礫である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
11 13.96~15.41m ・高有機質土である。
12 15.41~19.75m ・砂と高有機質土の互層である。 ・砂は中粒砂主体である。 ・砂は幅約10~150mm、高有機質土は幅約30~350mmで互層を呈する。
16 19.75~20.26m ・有機質土混じり砂礫である。
17 20.26~21.00m ・砂礫である。
19 21.00~21.86m ・スライム、砂礫である。
20 21.86~22.40m ・砂礫である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、木幹、砂分については削除。	変更なし	変更なし
12~15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・区間の細分における基質の記載を踏まえ、中粒砂主体と記載。	変更なし	変更なし
16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、礫率、基質、有機物片については削除。	変更なし	変更なし
17,18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫種、礫径、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし



# H24-B8-34

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 度	割 裂	風 化	記 事	コア採取率
(m)	(m)	図 分	種 別		状 態	目 的	状 態		(%)
3.39	27.50							21 22.40~22.86m 礫混じり砂である。中粒砂が主体で、径10~30mmのコア片を含まない。	0
3.77	22.80							22 22.86~23.00m スライム。	10
3.79	23.00							23 23.00~23.31m 礫混じり砂である。礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。	10
3.89	23.31							24 23.31~24.00m 砂礫である。礫は径10~80mmの花崗斑岩礫である。	10
3.95	24.00							25 24.00~24.28m 有機質土混じり粘土である。	10
3.97	24.28							26 24.28~25.51m 砂礫である。礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。	10
4.05	25.51							27 25.51~26.94m スライムである。	10
11.88	26.94							28 26.94~27.50m スライムである。	10
								29 27.50~28.29m スライムである。	10
								30 28.29~29.00m スライムである。	10

審査資料案

記 事
21 22.40~22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
22 22.86~23.00m ・スライム。
23 23.00~23.31m ・礫混じり砂である。
24 23.31~24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27 24.00~24.28m ・スライム。
28 24.28~25.51m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英及び長石、径5~90mmの花崗斑岩五角礫を主体とする。
30 25.51~26.94m ・スライム。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
21 22.40~22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
22 22.86~23.00m ・スライム。
23 23.00~23.31m ・礫混じり砂である。
24 23.31~24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27 24.00~24.28m ・スライム。
28 24.28~25.51m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英及び長石、径5~90mmの花崗斑岩五角礫を主体とする。
30 25.51~26.94m ・スライム。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
21 22.40~22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
22 22.86~23.00m ・スライム。
23 23.00~23.31m ・礫混じり砂である。
24 23.31~24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10~80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27 24.00~24.28m ・スライム。
28 24.28~25.51m ・砂礫である。 ・径2~5mmの石英及び長石、径5~90mmの花崗斑岩五角礫を主体とする。
30 25.51~26.94m ・スライム。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・半クサリ礫については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24~26	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、有機質土混じり粘土や有機物については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28,29	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、中粒砂については、当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-B8-34

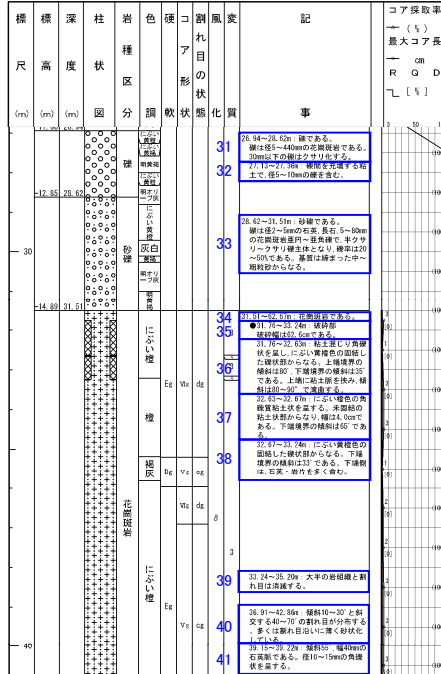
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事	
31	26.94~28.62m ・礫である。
33	28.62~31.51m ・砂礫である。
34	31.51~62.67m ・花崗斑岩である。 ●31.76~33.24m ・破砕部である。 ・主にふい色黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい色の未固結粘土部：累計幅4.0cm
35 38	・走向・傾斜はN11° W82° Eである。 ・上境境界の傾斜は80°、下境境界の傾斜は33°である。
40	36.91~42.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
31	26.94~28.62m ・礫である。
33	28.62~31.51m ・砂礫である。
34	31.51~62.67m ・花崗斑岩である。 ●31.76~33.24m ・破砕部である。 ・主にふい色黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい色の未固結粘土部：累計幅4.0cm
35 38	・走向・傾斜はN11° W82° Eである。 ・上境境界の傾斜は80°、下境境界の傾斜は33°である。
40	36.91~42.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
31	26.94~28.62m ・礫である。
33	28.62~31.51m ・砂礫である。
34	31.51~62.67m ・花崗斑岩である。 ●31.76~33.24m ・破砕部である。 ・主にふい色黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい色の未固結粘土部：累計幅4.0cm
35 38	・走向・傾斜はN11° W82° Eである。 ・上境境界の傾斜は80°、下境境界の傾斜は33°である。
40	36.91~42.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31,32	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫種、礫径については削除。	変更なし	変更なし
33	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、礫率、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35~38	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“上端に粘土脈を挟む”との記載については、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。 ・“石英・岩片を多く含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・原岩組織や割れ目の消滅を伴う岩盤の劣化については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
40	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの砂状化については、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
41	・石英脈については、補足的なものであるため削除。	—	—



# H24-B8-34

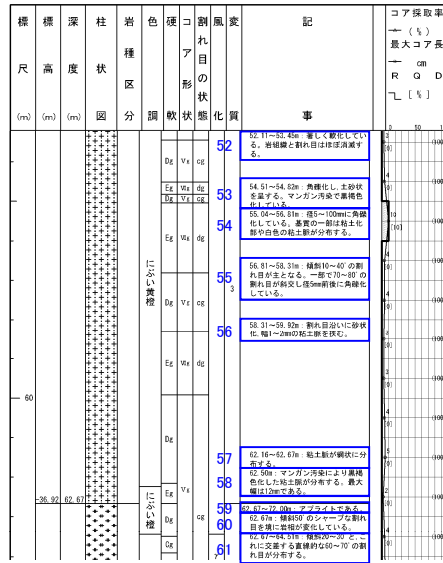
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事

54. 51~54. 82m  
 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事

54. 51~54. 82m  
 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事

54. 51~54. 82m  
 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

62. 67~72. 00m  
 ・アブライトである。

62. 67~72. 00m  
 ・アブライトである。

62. 67~72. 00m  
 ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> <li>・原岩組織や割れ目の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。</li> <li>・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>・マンガン汚染については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部で角礫化しているが、境界面の直線性に乏しいことから削除。</li> <li>・粘土化部や粘土脈が分布するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部で角礫化しているが、境界面の直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いに砂状化しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> <li>・割れ目沿いに粘土脈を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
57,58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンガン汚染については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・粘土脈が分布するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—

# H24-B8-34

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 硬	割 削	風 変	記 事	コア採取率
(m)	(m)	区 分			の 目 状 形	化 質		(%)
							62 65.07~66.17m: 割れ目交差部で角礫化している。	50
							63 65.81~66.91m: 上層の傾斜40°と下層の傾斜45°の割れ目に囲まれ、著しく軟化している。白色の粘土層を挟む。	95
							64 67.76~69.59m: 傾斜10~50°と交差する60~80°の割れ目が分布している。一部割れ目の交差部で角礫化している。	100
							65 68.82m: 傾斜85°、層1~6mで砂質色の粘土を挟む。	95
							66 70.22m: 傾斜85°の割れ目沿いに緑色している。黒褐色角礫層が露出している。	97
							67 70.42~71.21m: 傾斜20~30°と交差する60~80°の割れ目が分布する。割れ目沿いに砂状~層状化している。	100
							68 71.21~72.00m: 傾斜30~50°と交差する60~80°の割れ目が分布する。	100

審査資料案

記 事
64 67.76~69.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
64 67.76~69.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
64 67.76~69.59m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	・角礫化しているが、挟在物の連続性に乏しいことから削除。	—	—
63	・軟化し粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
64	・コア形状が劣化している区間について、“割れ目が多く”と記載。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
66	・割れ目沿いの変色、鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
67	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂状~細片化するが、挟在物の連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
68	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

余白

**H27-Br-5**

余白



# H27-Br-5

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	調	状	目	目	目	事	最大コア長
(m)	(m)	(m)	図	区	分	調	状	目	目		cm
											R Q D
											L [%]
	5.99	1.10	埋土	埋土						1	0.00~1.10m 埋土
	5.51	1.59								2	1.10~1.16m 埋土層に砂を混入した層である。埋土層と埋土層下の層との境界線が不明である。
	5.22	1.87								3	1.16~1.18m 埋土層に砂を混入した層である。埋土層と埋土層下の層との境界線が不明である。
	5.05	2.04								4	1.18~1.58m 埋土層に砂を混入した層である。埋土層と埋土層下の層との境界線が不明である。
										5	1.58~1.62m 埋土層に砂を混入した層である。埋土層と埋土層下の層との境界線が不明である。
										6	1.62~1.65m 埋土層に砂を混入した層である。埋土層と埋土層下の層との境界線が不明である。
										7	1.65~1.87m 埋土層に砂を混入した層である。埋土層と埋土層下の層との境界線が不明である。
										8	1.87~2.04m 埋土層に砂を混入した層である。埋土層と埋土層下の層との境界線が不明である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
1	0.00~1.10m ・埋土である。
4	1.10~1.58m ・砂質シルトである。
5	1.58~1.87m ・シルト質砂である。
8	1.87~2.04m ・礫混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~1.10m ・埋土である。
4	1.10~1.58m ・砂質シルトである。
5	1.58~1.87m ・シルト質砂である。
8	1.87~2.04m ・礫混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~1.10m ・埋土である。
4	1.10~1.58m ・砂質シルトである。
5	1.58~1.87m ・シルト質砂である。
8	1.87~2.04m ・礫混じりシルト質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(埋戻土→埋土)。	変更なし	変更なし
2,3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	—	—
4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、礫種については削除。	変更なし	変更なし
5~7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径については削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-5

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	種	調	軟	れ	化	事	(%)
				分	状	状	目	質		最大コア長
							の			— cm
							形			R Q D
							状			↓ (%)
									9	2.04~55.84m 花崗岩部
									10	2.04~4.62m 花崗岩部、割れ目沿って黒色酸化物を挟む。2.04~4.62m 強風化して部分的に砂状を呈する。
									11	4.83~5.06m 強風化部
									12	4.83~5.06m 強風化部
									13	4.83~5.06m 砂状を呈する。
									14	7.09~8.62m 黒色酸化物を挟む。1.09~6.62m 縦1~2mの褐色粘土を挟む。
									15	7.09~8.62m 黒色酸化物を挟む。
									16	9.54~13.61m 砂状~礫状を呈する。
									17	9.54~13.61m 砂状~礫状を呈する。
									18	11.91~12.05m 割れ目沿って黒色酸化物を挟む。部分的に砂状を呈する。
									19	13.47~13.62m 13.58~13.61m 礫状を呈する。
									20	13.62m 縦2mの褐色粘土を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
9	2.04~55.84m ・花崗岩部である。
10	2.04~4.62m ・強風化部である。
11	4.83~5.06m ・部分的に砂状を呈する。
12	4.83~5.06m ・砂状を呈する。
13	7.09~8.62m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
14	7.09~8.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
15	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
16	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
17	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
18	11.91~12.05m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
19	13.47~13.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
20	13.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
9	2.04~55.84m ・花崗岩部である。
10	2.04~4.62m ・強風化部である。
11	4.83~5.06m ・部分的に砂状を呈する。
12	4.83~5.06m ・砂状を呈する。
13	7.09~8.62m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
14	7.09~8.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
15	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
16	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
17	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
18	11.91~12.05m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
19	13.47~13.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
20	13.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。

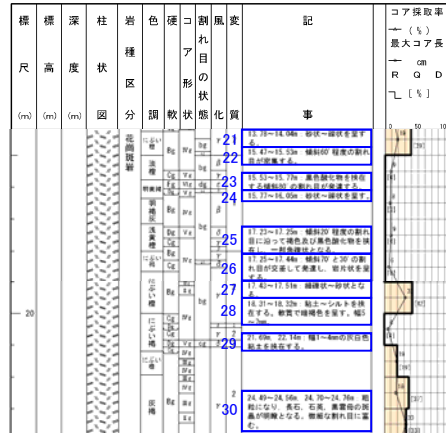
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
9	2.04~55.84m ・花崗岩部である。
10	2.04~4.62m ・強風化部である。
11	4.83~5.06m ・部分的に砂状を呈する。
12	4.83~5.06m ・砂状を呈する。
13	7.09~8.62m ・部分的に黒色酸化物を挟む。
14	7.09~8.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
15	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
16	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
17	9.54~13.61m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
18	11.91~12.05m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
19	13.47~13.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。
20	13.62m ・部分的に砂状~礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	変更なし	変更なし	変更なし
10~12	・強風化部を一括記載。 ・割れ目沿いの黒色酸化物については、補足的なものであるため削除。 ・長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15	・黒色酸化物の濃集が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の傾斜や割れ目沿いの黒色酸化物については、補足的なものであるため削除。	—	—
17~19	・砂状~礫状部を含む区間を一括記載。 ・割れ目間隔については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
20	・粘土を挟むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H27-Br-5

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
21 13.78~14.04m ・砂状~礫状を呈する。
22 15.47~15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
23 17.43~17.51m ・細礫~砂状を呈する。
27 18.31~18.32m ・軟質で幅5~7mmの暗褐色を呈する粘土~シルトを挟む。
28 21.69~22.14m ・幅1~4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
21 13.78~14.04m ・砂状~礫状を呈する。
22 15.47~15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
27 17.43~17.51m ・細礫~砂状を呈する。
28 18.31~18.32m ・軟質で幅5~7mmの暗褐色を呈する粘土~シルトを挟む。
29 21.69~22.14m ・幅1~4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

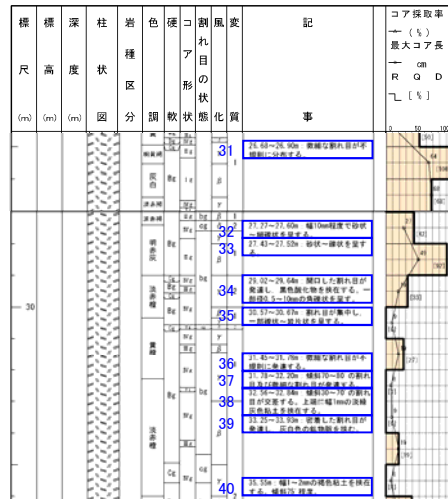
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21 13.78~14.04m ・砂状~礫状を呈する。
22 15.47~15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
27 17.43~17.51m ・細礫~砂状を呈する。
28 18.31~18.32m ・軟質で幅5~7mmの暗褐色を呈する粘土~シルトを挟む。
29 21.69~22.14m ・幅1~4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22,23	・高角度の割れ目が発達する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
24	・砂状~礫状を呈するが、境界が不明瞭であり、定向配列や周囲の岩盤の劣化が認められないことから削除。	—	—
25	・割れ目沿いの変色や黒色酸化物の挟在については、補足的なものであるため削除。 ・一部角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
26	・一部岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・微細な割れ目が発達するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—

# H27-Br-5

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
31. 26.68~26.90m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
35. 30.57~30.67m ・割れ目が多く、礫状~岩片状を呈する。
36. 31.45~31.78m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
37. 31.78~32.20m ・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。
39. 33.25~33.93m ・密着した割れ目が発達する。 ・灰白色の鉱物脈を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
31. 26.68~26.90m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
35. 30.57~30.67m ・割れ目が多く、礫状~岩片状を呈する。
36. 31.45~31.78m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
37. 31.78~32.20m ・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。
39. 33.25~33.93m ・密着した割れ目が発達する。 ・灰白色の鉱物脈を挟む。

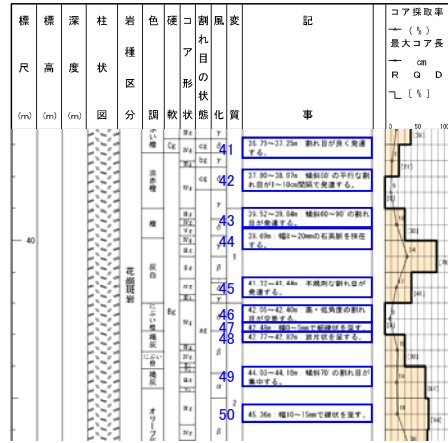
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31. 26.68~26.90m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
35. 30.57~30.67m ・割れ目が多く、礫状~岩片状を呈する。
36. 31.45~31.78m ・微細な割れ目が不規則に発達する。
37. 31.78~32.20m ・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。
39. 33.25~33.93m ・密着した割れ目が発達する。 ・灰白色の鉱物脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	・一部砂状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・砂状~礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
34	・一部角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 ・割れ目の開口や黒色酸化物の挟在については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・表現の見直し(傾斜70~80° →高角度)。	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	—	—

# H27-Br-5

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
39. 69m ・幅8~20mmの石英脈を挟む。
41. 32~41. 44m ・不規則な割れ目が発達する。
42. 77~42. 82m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
44. 03~44. 18m ・高角度の割れ目が発達する。
45. 36m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
39. 69m ・幅8~20mmの石英脈を挟む。
41. 32~41. 44m ・不規則な割れ目が発達する。
42. 77~42. 82m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
44. 03~44. 18m ・高角度の割れ目が発達する。
45. 36m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

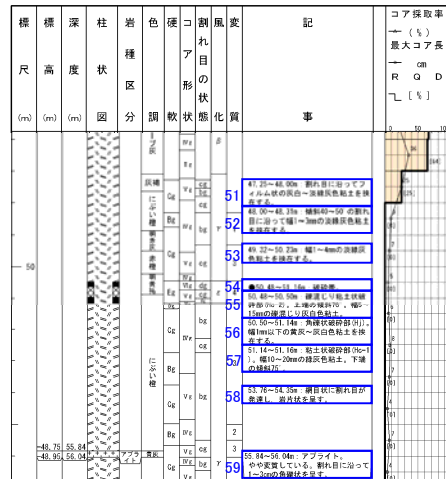
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
39. 69m ・幅8~20mmの石英脈を挟む。
41. 32~41. 44m ・不規則な割れ目が発達する。
42. 77~42. 82m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
44. 03~44. 18m ・高角度の割れ目が発達する。
45. 36m ・割れ目が多く、礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41~43	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
47	・細礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・表現の見直し(傾斜70° →高角度)。	変更なし	変更なし
50	・礫状部の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-5

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
51 53	47.25~50.23m ・割れ目に沿って灰白~淡緑灰色を呈する粘土挟む。
54 57	●50.48~51.16m (f-br-5-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN46° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は78°、下端境界の傾斜は75°である。
59	55.84~56.04m ・アプライトである。 ・やや変質している。 ・割れ目が多く、1~3cmの角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
51 53	47.25~50.23m ・割れ目に沿って灰白~淡緑灰色を呈する粘土挟む。
54 57	●50.48~51.16m (f-br-5-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN46° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は78°、下端境界の傾斜は75°である。
59	55.84~56.04m ・アプライトである。 ・やや変質している。 ・割れ目が多く、1~3cmの角礫状を呈する。

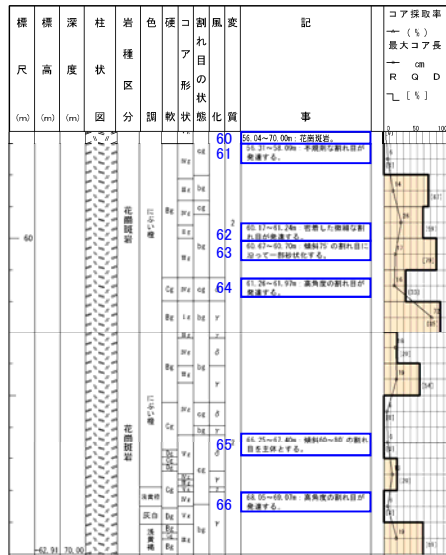
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
51 53	47.25~50.23m ・割れ目に沿って灰白~淡緑灰色を呈する粘土挟む。
54 57	●50.48~51.16m (f-br-5-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN46° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は78°、下端境界の傾斜は75°である。
59	55.84~56.04m ・アプライトである。 ・やや変質している。 ・割れ目が多く、1~3cmの角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
51~53	・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
54~57	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
58	・岩片状については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-5

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
60 55.04~70.00m ・花崗斑岩である。
62 60.17~61.24m ・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67~60.70m ・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26~61.97m ・高角度の割れ目が発達する。
65 66.25~67.40m, 68.05~69.07m ・硬度の割れ目が発達する。
66

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
60 55.04~70.00m ・花崗斑岩である。
62 60.17~61.24m ・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67~60.70m ・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26~61.97m ・高角度の割れ目が発達する。
65 66.25~67.40m, 68.05~69.07m ・硬度の割れ目が発達する。
66

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
60 55.04~70.00m ・花崗斑岩である。
62 60.17~61.24m ・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67~60.70m ・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26~61.97m ・高角度の割れ目が発達する。
65 66.25~67.40m, 68.05~69.07m ・硬度の割れ目が発達する。
66

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	変更なし	変更なし	変更なし
61	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
62	変更なし	変更なし	変更なし
63	・表現の見直し(傾斜75° →高角度)。	変更なし	変更なし
64	変更なし	変更なし	変更なし
65.66	・高角度の割れ目の発達が連続する区間を一括記載。 (誤記)高角度と書くべきところを誤って硬度と記載。	変更なし	変更なし

余白

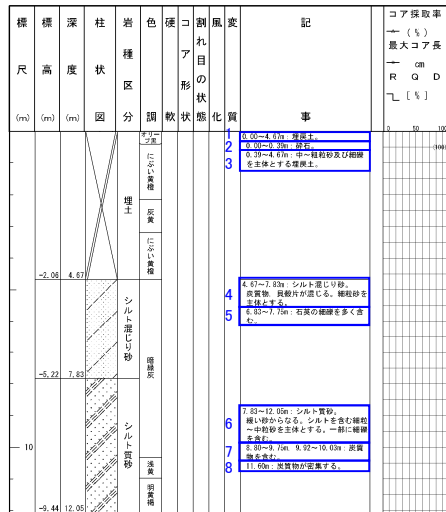


**H27-Br-6**

余白

# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
1. 0.00~4.67m ・埋土である。 ・中～細粒砂及び細礫を主体とする。
3.
4. 4.67~7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
5.
6. 7.83~12.05m ・シルト質砂である。 ・炭化物が密集する。
8.

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1. 0.00~4.67m ・埋土である。 ・中～細粒砂及び細礫を主体とする。
3.
4. 4.67~7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
5.
6. 7.83~12.05m ・シルト質砂である。 ・炭化物が密集する。
8.

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1. 0.00~4.67m ・埋土である。 ・中～細粒砂及び細礫を主体とする。
3.
4. 4.67~7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
5.
6. 7.83~12.05m ・シルト質砂である。 ・炭化物が密集する。
8.

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の見直し(埋戻土→埋土)。</li> <li>・柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、区間の細分については削除。</li> <li>・碎石については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、区間の細分については削除。</li> <li>・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、細粒砂、炭質物、貝殻片を削除し、石英の細礫を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂の粒度については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、細礫、炭質物を削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	別	分	状	目	質		最大コア長
							形			cm
							状			R Q D
							化			L (%)
			五石混じりシルト質砂	花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	9				
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	10					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	11					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	12					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	13					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	14					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	15					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	16					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	17					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	18					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	19					
			花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。	12.05~20.37m 五石混じりシルト質砂。	20					

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
9 12.05~20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37~100.00m ・花崗閃岩である。
17 20.37~22.34m ・砂状を呈する。 ・原岩組織は不明瞭である。
19 23.53~24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
9 12.05~20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37~100.00m ・花崗閃岩である。
17 20.37~22.34m ・砂状を呈する。 ・原岩組織は不明瞭である。
19 23.53~24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

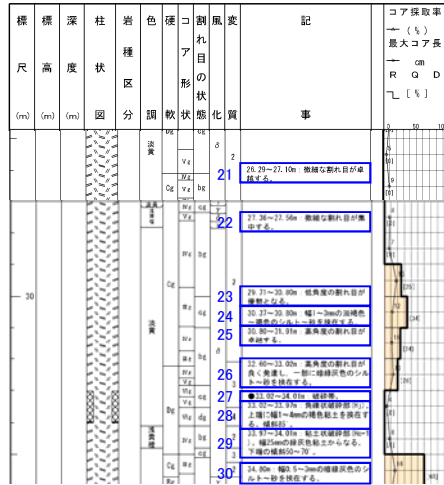
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
9 12.05~20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗閃岩の風化層や硬質礫を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし、良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37~100.00m ・花崗閃岩である。
17 20.37~22.34m ・砂状を呈する。 ・原岩組織は不明瞭である。
19 23.53~24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	・礫の円磨度や粒径については、ばらつきが大きいため削除。 ・礫径による硬軟の違いについては、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし
11	・玉石混じりシルト質砂層中に含まれる礫単体の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—
12	・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、細礫の密集を削除。	—	—
13	・玉石については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	—	—
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	—	—
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・砂を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

21. 26. 29~27. 56m  
・微細な割れ目が発達する。

22. 26. 29~27. 56m  
・微細な割れ目が発達する。

23. 29. 71~30. 80m  
・低角度の割れ目が発達する。

25. 30. 80~33. 02m  
・高角度の割れ目が発達する。  
一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む。

26. 30. 80~33. 02m  
・高角度の割れ目が発達する。  
一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む。

27. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

28. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

29. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

21. 26. 29~27. 56m  
・微細な割れ目が発達する。

22. 26. 29~27. 56m  
・微細な割れ目が発達する。

23. 29. 71~30. 80m  
・低角度の割れ目が発達する。

25. 30. 80~33. 02m  
・高角度の割れ目が発達する。  
一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む。

26. 30. 80~33. 02m  
・高角度の割れ目が発達する。  
一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む。

27. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

28. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

29. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

21. 26. 29~27. 56m  
・微細な割れ目が発達する。

22. 26. 29~27. 56m  
・微細な割れ目が発達する。

23. 29. 71~30. 80m  
・低角度の割れ目が発達する。

25. 30. 80~33. 02m  
・高角度の割れ目が発達する。  
一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む。

26. 30. 80~33. 02m  
・高角度の割れ目が発達する。  
一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む。

27. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

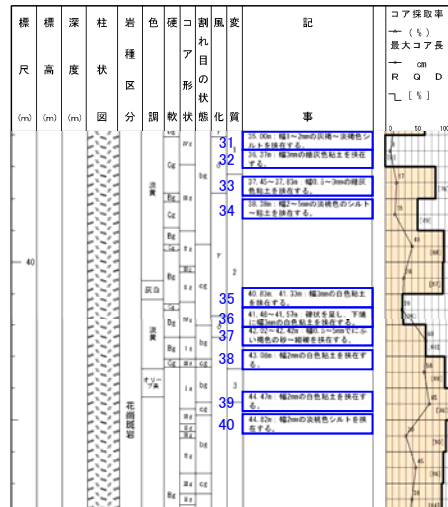
28. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

29. 33. 02~34. 01m(f-br-6-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・正断層センスである。  
・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN49° E72° Wである。  
・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は50°～70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21.22	・微細な割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・シルト～砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
25.26	・高角度の割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
27～29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
30	・シルト～砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

34 38. 38m  
・幅2～5mmの淡褐色シルト～粘土を挟む。

36 41. 48～41. 57m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

34 38. 38m  
・幅2～5mmの淡褐色シルト～粘土を挟む。

36 41. 48～41. 57m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

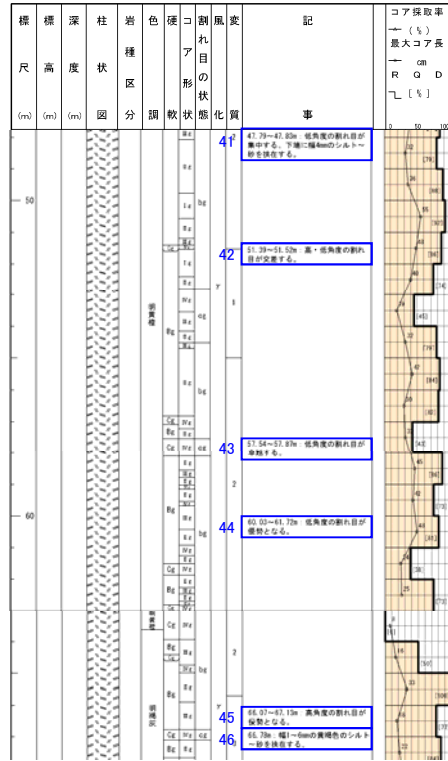
34 38. 38m  
・幅2～5mmの淡褐色シルト～粘土を挟む。

36 41. 48～41. 57m  
・割れ目が多く、礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31～35	・粘土やシルトを挟在するが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから、比較的目的のもののみを記載することとし、38.38mの粘土を記載。	変更なし	変更なし
36	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
37	・一部に砂～細礫を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
38	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
39	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
40	・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事
41 47.79~47.83m ・低角度の割れ目が発達する。
42 51.39~51.52m ・高・低角度の割れ目が見出される。
43 57.54~57.87m ・低角度の割れ目が発達する。
44 60.03~61.72m ・低角度の割れ目が発達する。
45 66.07~67.13m ・高角度の割れ目が発達する。
46 66.78m ・幅1~6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
41 47.79~47.83m ・低角度の割れ目が発達する。
42 51.39~51.52m ・高・低角度の割れ目が見出される。
43 57.54~57.87m ・低角度の割れ目が発達する。
44 60.03~61.72m ・低角度の割れ目が発達する。
45 66.07~67.13m ・高角度の割れ目が発達する。
46 66.78m ・幅1~6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

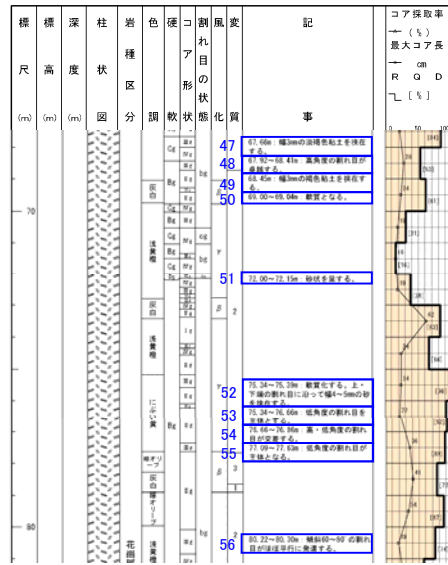
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
41 47.79~47.83m ・低角度の割れ目が発達する。
42 51.39~51.52m ・高・低角度の割れ目が見出される。
43 57.54~57.87m ・低角度の割れ目が発達する。
44 60.03~61.72m ・低角度の割れ目が発達する。
45 66.07~67.13m ・高角度の割れ目が発達する。
46 66.78m ・幅1~6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・シルト～砂を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
48 67.92~68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00~69.04m ・軟質となる。
51 72.00~72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34~75.39m ・軟質となる。
53 75.34~77.63m ・高、低角度の割れ目が発達する。
55
56 80.22~80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
48 67.92~68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00~69.04m ・軟質となる。
51 72.00~72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34~75.39m ・軟質となる。
53 75.34~77.63m ・高、低角度の割れ目が発達する。
55
56 80.22~80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

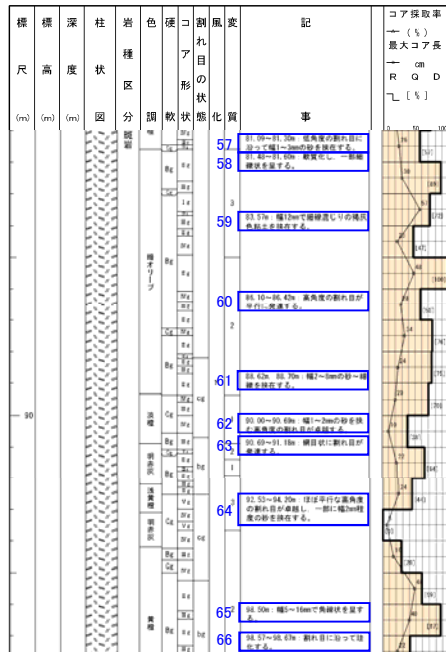
記 事
48 67.92~68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00~69.04m ・軟質となる。
51 72.00~72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34~75.39m ・軟質となる。
53 75.34~77.63m ・高、低角度の割れ目が発達する。
55
56 80.22~80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
50	変更なし	変更なし	変更なし
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・砂を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
53~55	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
56	・表現の見直し(傾斜60~80° →高角度)。 ・割れ目の発達状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

57 81.09~81.30m  
・低角度の割れ目に沿って幅1~3mmの砂を挟む。

58 81.48~81.60m  
・軟質化する。  
・割れ目が多く、一部細礫状を呈する。

60 86.10~86.42m  
・高角度の割れ目が発達する。

62 90.00~90.69m  
・高角度の割れ目が発達する。

63 90.69~91.18m  
・網目状に割れ目が発達する。

64 92.53~94.20m  
・高角度の割れ目が発達する。  
・一部に幅2mm程度の砂を挟む。

65 98.50m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

66 98.57~98.67m  
・割れ目に沿って珪化する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

57 81.09~81.30m  
・低角度の割れ目に沿って幅1~3mmの砂を挟む。

58 81.48~81.60m  
・軟質化する。  
・割れ目が多く、一部細礫状を呈する。

60 86.10~86.42m  
・高角度の割れ目が発達する。

62 90.00~90.69m  
・高角度の割れ目が発達する。

63 90.69~91.18m  
・網目状に割れ目が発達する。

64 92.53~94.20m  
・高角度の割れ目が発達する。  
・一部に幅2mm程度の砂を挟む。

65 98.50m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

66 98.57~98.67m  
・割れ目に沿って珪化する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

57 81.09~81.30m  
・低角度の割れ目に沿って幅1~3mmの砂を挟む。

58 81.48~81.60m  
・軟質化する。  
・割れ目が多く、一部細礫状を呈する。

60 86.10~86.42m  
・高角度の割れ目が発達する。

62 90.00~90.69m  
・高角度の割れ目が発達する。

63 90.69~91.18m  
・網目状に割れ目が発達する。

64 92.53~94.20m  
・高角度の割れ目が発達する。  
・一部に幅2mm程度の砂を挟む。

65 98.50m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

66 98.57~98.67m  
・割れ目に沿って珪化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・“コア形状”欄に基づき“割れ目が多く”と記載。	変更なし	変更なし
59	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
60	・割れ目の発達の状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・砂~細礫を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
62	・砂の挟在については、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
63	変更なし	変更なし	変更なし
64	・割れ目の発達の状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65	・角礫状の区間の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
66	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-6

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	状	化	事	(%)
							形	状	質		最大コア長
							状	状			— cm
							状	状			— R Q D
							状	状			— [%]
										67	93.67~95.71m 幅2~3cmの角割目より連続的に高角度の割れ目が発達する。層厚は2~5cm。
										68	98.78~99.50m 高角度の割れ目が発達する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
68 98.78~99.50m ・高角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
68 98.78~99.50m ・高角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
68 98.78~99.50m ・高角度の割れ目が発達する。

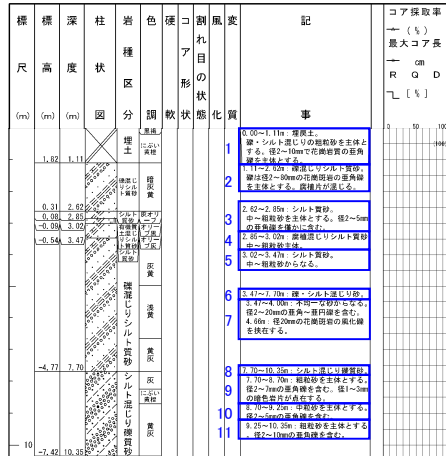
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
68	変更なし	変更なし	変更なし

**H27-Br-12**

余白

# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
1 0.00~1.11m ・埋戻土である。
2 1.11~2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62~2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85~3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02~3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47~7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8 7.70~10.35m ・シルト混じり礫質砂である。
11 中粒砂を主体とする。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~1.11m ・埋戻土である。
2 1.11~2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62~2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85~3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02~3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47~7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8 7.70~10.35m ・シルト混じり礫質砂である。
11 中粒砂を主体とする。

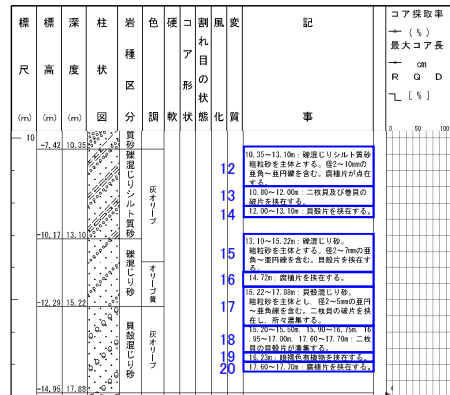
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~1.11m ・埋戻土である。
2 1.11~2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62~2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85~3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02~3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47~7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8 7.70~10.35m ・シルト混じり礫質砂である。
11 中粒砂を主体とする。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(埋戻土→埋土)。 ・埋戻土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、腐植片については削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、円磨度については削除。	変更なし	変更なし
4	・表現の見直し(腐植混じり→有機質土混じり)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
6,7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8~11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 (誤記)“中粒砂及び粗粒砂を主体とする”と書くべきところを誤って“中粒砂を主体とする”と記載。	変更なし	変更なし

# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

12 10.35~13.10m  
・ 礫混じりシルト質砂である。

15 13.10~15.22m  
・ 礫混じり砂である。

17, 19, 20 15.22~17.88m  
・ 貝殻混じり砂である。  
・ 一部、暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

12 10.35~13.10m  
・ 礫混じりシルト質砂である。

15 13.10~15.22m  
・ 礫混じり砂である。

17, 19, 20 15.22~17.88m  
・ 貝殻混じり砂である。  
・ 一部、暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

12 10.35~13.10m  
・ 礫混じりシルト質砂である。

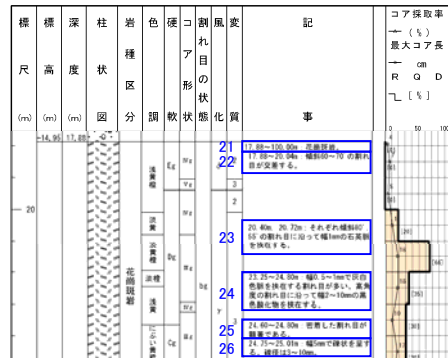
15 13.10~15.22m  
・ 礫混じり砂である。

17, 19, 20 15.22~17.88m  
・ 貝殻混じり砂である。  
・ 一部、暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12~14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫径、円磨度、粒度、腐植片については削除。	変更なし	変更なし
15,16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、礫径、円磨度、貝殻片については削除。	変更なし	変更なし
17~20	・砂の粒度については、補足的なものであるため削除。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、礫、貝殻片を削除し、有機物、腐植片を記載。	変更なし	変更なし

# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
21 17.88~100.00m ・花崗斑岩である。
23 20.40m, 20.72m ・高、中角度の割れ目によって幅1mmの石英脈を挟む。
25 24.60~24.80m ・密着した割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
21 17.88~100.00m ・花崗斑岩である。
23 20.40m, 20.72m ・高、中角度の割れ目によって幅1mmの石英脈を挟む。
25 24.60~24.80m ・密着した割れ目が発達する。

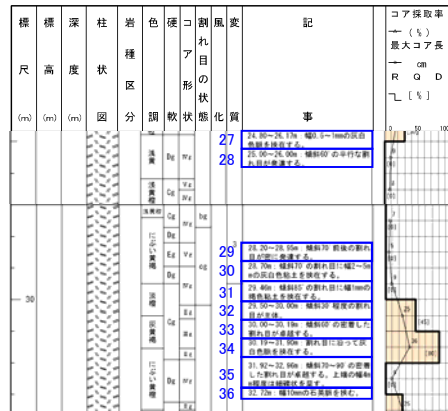
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
21 17.88~100.00m ・花崗斑岩である。
23 20.40m, 20.72m ・高、中角度の割れ目によって幅1mmの石英脈を挟む。
25 24.60~24.80m ・密着した割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	・表現の見直し(傾斜80°, 55° → 高, 中角度)。	変更なし	変更なし
24	・割れ目沿いに粘土脈を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・黒色酸化物については、補足的なものであるため削除。	—	—
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
27 24.80~31.90m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む
34
35 31.92~32.96m ・高角度の密着した割れ目が発達する。
36 32.72m ・幅10mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
27 24.80~31.90m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む
34
35 31.92~32.96m ・高角度の密着した割れ目が発達する。
36 32.72m ・幅10mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

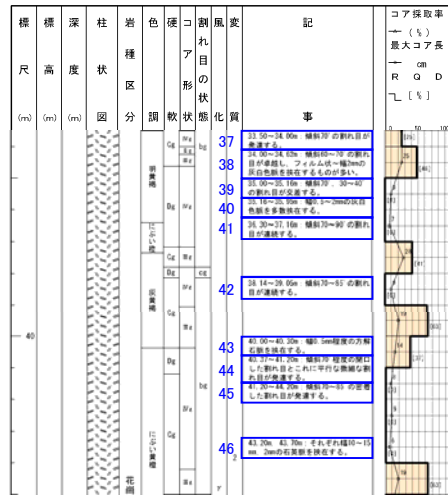
記 事
27 24.80~31.90m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む
34
35 31.92~32.96m ・高角度の密着した割れ目が発達する。
36 32.72m ・幅10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27~34	・割れ目の発達程度や粘土の挟在について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
35	・表現の見直し(傾斜70~90° →高角度)。 ・細礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし



# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

37 33.50~39.05m  
 38 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。  
 42 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。  
 40.00~40.30m  
 43 幅0.5m程度の方解石脈を挟む。  
 40.37~41.20m  
 44 高角度の割れ目が発達する。  
 43.20m, 43.70m  
 46 幅10~15mm, 2mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

37 33.50~39.05m  
 38 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。  
 42 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。  
 40.00~40.30m  
 43 幅0.5m程度の方解石脈を挟む。  
 40.37~41.20m  
 44 高角度の割れ目が発達する。  
 43.20m, 43.70m  
 46 幅10~15mm, 2mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

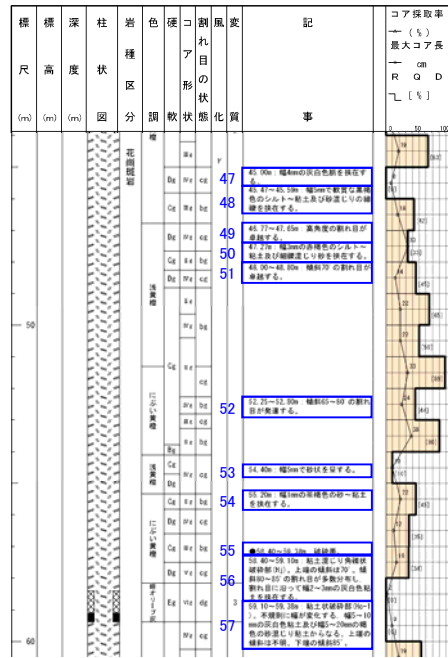
記事

37 33.50~39.05m  
 38 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。  
 42 高角度の割れ目が発達し、一部で低角度の割れ目と斜交する。  
 40.00~40.30m  
 43 幅0.5m程度の方解石脈を挟む。  
 40.37~41.20m  
 44 高角度の割れ目が発達する。  
 43.20m, 43.70m  
 46 幅10~15mm, 2mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37~42	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。 ・灰白色脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	・表現の見直し(傾斜70°→高角度)。 ・割れ目の開口については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。	—	—
46	変更なし	変更なし	変更なし

# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

49, 51, 52  
46.77~52.80m  
・高角度の割れ目が発達する。

53  
54.40m  
・割れ目が密集し、砂状を呈する。

55 }  
57 }  
●58.40~59.38m(f-br-12-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・右ずれセンスである。  
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm  
・走向・傾斜はN7° E85° Wである。  
・下端境界の傾斜は85° である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

49, 51, 52  
46.77~52.80m  
・高角度の割れ目が発達する。

53  
54.40m  
・割れ目が密集し、砂状を呈する。

55 }  
57 }  
●58.40~59.38m(f-br-12-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・右ずれセンスである。  
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm  
・走向・傾斜はN7° E85° Wである。  
・下端境界の傾斜は85° である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

49, 51, 52  
46.77~52.80m  
・高角度の割れ目が発達する。

53  
54.40m  
・割れ目が密集し、砂状を呈する。

55 }  
57 }  
●58.40~59.38m(f-br-12-1破砕帯)  
・破砕帯である。  
・右ずれセンスである。  
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm  
・走向・傾斜はN7° E85° Wである。  
・下端境界の傾斜は85° である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・灰白色脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
48	・シルト～粘土及び砂混じり細礫を挟在するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
49,51,52	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
50	・シルト～粘土及び細礫混じり砂を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
53	・幅については、補足的なものであるため削除。 ・砂状部の周辺に細かな割れ目が発達することから、“割れ目が密集し”と記載。	変更なし	変更なし
54	・砂～粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
55～57	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕帯の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、比較的直線的な下端境界で取得したものを除き削除。 ・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。 ・“割れ目が多数分布”、“不規則に幅が変化する”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	度	目	状	状	事	(%)
(m)	(m)	(m)	区	分	分	状	形	化	質		最大コア長
											cm
											R
											Q
											D
											L
											(%)
							70			71.55~71.95m 傾斜60~70°の割れ目が発達する。	0
							71			71.95~72.04m 角状破砕部あり、主として70~70mの灰色粘結土を呈する。傾斜72°。	1
							72			72.04~72.72m 粘土状破砕部あり、傾斜72°。	1
							73			72.72~73.30m やや軟質な明黄褐色粘土からなる。傾斜は80°。	1
							74			73.30m 傾10mの黄白色粘土を挟む。傾斜80°。	1
							75			74.44~76.78m 傾斜10~30°と60~90°の割れ目が発達し、岩片状を呈する。	1
							76			76.78~78.80m 傾斜10~30°と60~90°の割れ目が発達し、岩片状を呈する。	1

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
70	71.55~71.95m ・高角度の割れ目が発達する。
71	●71.95~72.72m(1-br-12-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN6° W85° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
73	74.44~80.10m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
70	71.55~71.95m ・高角度の割れ目が発達する。
71	●71.95~72.72m(1-br-12-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN6° W85° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
73	74.44~80.10m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
70	71.55~71.95m ・高角度の割れ目が発達する。
71	●71.95~72.72m(1-br-12-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN6° W85° Wである。 ・上端境界の傾斜は80°、下端境界の傾斜は80°である。
73	74.44~80.10m ・低~高角度の割れ目が発達する。 ・岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	・表現の見直し(傾斜60~70° →高角度)。	変更なし	変更なし
71~73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・上記再観察による上端境界の見かけ傾斜の見直しを反映。</li> <li>・“粘土を挟在する”と記載されているが、粘土の連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
74	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
75	・表現の見直し(傾斜10~30°、60~90° →低~高角度)。(誤記)74.44~76.78mと書くべきところを誤って74.44~80.10mと記載。	変更なし	変更なし
76	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—



# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
							目	質		最大コア長
							の			cm
							形			R Q D
							状			[%]
							状			
							化			
							質			
							87		86.80~89.26m 傾斜20°前後と60~80°の割れ目が交差し、破砕帯を呈する。	87
							88		86.80~89.26m 傾斜20°前後と60~80°の割れ目が交差し、破砕帯を呈する。	88
							89		86.80~89.26m 傾斜20°前後と60~80°の割れ目が交差し、破砕帯を呈する。	89
							90		89.68~90.32m (f-br-12-3破砕帯)	90
							91		89.68~90.32m (f-br-12-3破砕帯)	91
							92		89.68~90.32m (f-br-12-3破砕帯)	92
							93		90.35~93.53m 割れ目が網目状に発達する。	93
							94		90.35~93.53m 割れ目が網目状に発達する。	94
							95		90.35~93.53m 割れ目が網目状に発達する。	95
							96		90.35~93.53m 割れ目が網目状に発達する。	96

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
86.80~89.26m ・低角度と高角度の割れ目が斜交する。 一部破砕帯を呈する。
89.68~90.32m (f-br-12-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部：累計幅1.7cm ・走向・傾斜はN31° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は85°である。
90.35~93.53m ・割れ目が網目状に発達する。 ・一部岩片状～礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
86.80~89.26m ・低角度と高角度の割れ目が斜交する。 一部破砕帯を呈する。
89.68~90.32m (f-br-12-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部：累計幅1.7cm ・走向・傾斜はN31° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は85°である。
90.35~93.53m ・割れ目が網目状に発達する。 一部岩片状～礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
86.80~89.26m ・低角度と高角度の割れ目が斜交する。 一部破砕帯を呈する。
89.68~90.32m (f-br-12-3破砕帯) ・破砕帯である。 ・正断層センスである。 ・主に橙色の固結礫状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部：累計幅1.7cm ・走向・傾斜はN31° E78° NWである。 ・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は85°である。
90.35~93.53m ・割れ目が網目状に発達する。 一部岩片状～礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
88	・表現の見直し(傾斜20°前後と60~80°→低角度と高角度)。	変更なし	変更なし
89	・粘土を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
90~92	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけ傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
93~95	・割れ目の発達程度について、区間を統合し一括記載。 ・粘土混じり砂を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
96	・粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。	—	—

# H27-Br-12

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	目	状	化	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										L (%)
									97	97.32~97.57m 層7mの灰色粘土を挟在する層が認められる。
									98	97.70~98.15m フィルム状~塊状の灰白~黄白色粘土を挟在する。
									99	99.29~100.00m 傾斜70°程度と30°前後の割れ目が交差し、礫状を呈する。径3~20mmの鉱物からなる高角閃となる。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
99.29~100.00m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
99.29~100.00m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
99.29~100.00m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
98	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
99	・表現の見直し(傾斜70°と30°前後→高角度と低角度)。 ・花崗斑岩の結晶度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

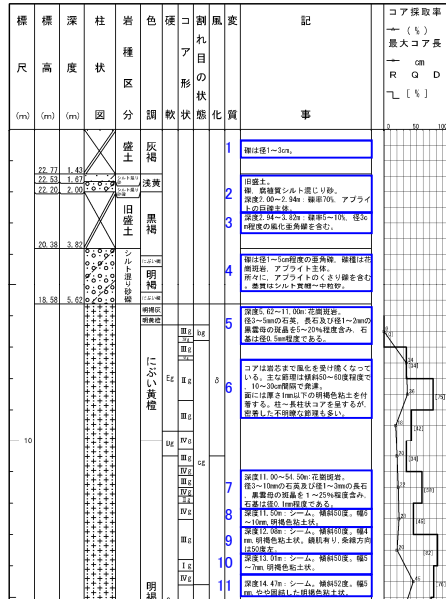


**H19-No.10**

余白

# H19-No.10

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
1	0.00～1.43m ・盛土である。
a	1.43～1.67m ・シルト混じり砂である。
b	1.67～2.00m ・シルト混じり砂礫である。
2.3	2.00～3.82m ・旧盛土である。
4	3.82～5.62m ・シルト混じり砂礫である。
5,7,33,42,45,47,50,53,62	5.62～120.00m ・花崗斑岩である。
8	11.50～14.47m ・角礫状～明褐色の粘土状を呈する。
11	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00～1.43m ・盛土である。
a	1.43～1.67m ・シルト混じり砂である。
b	1.67～2.00m ・シルト混じり砂礫である。
2.3	2.00～3.82m ・旧盛土である。
4	3.82～5.62m ・シルト混じり砂礫である。
5,7,33,42,45,47,50,53,62	5.62～120.00m ・花崗斑岩である。
8	11.50～14.47m ・角礫状～明褐色の粘土状を呈する。
11	

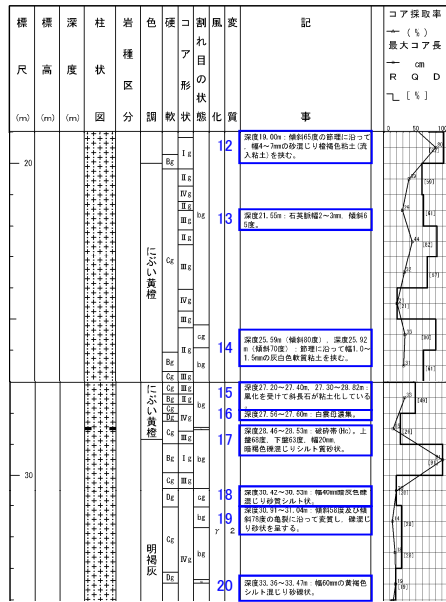
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00～1.43m ・盛土である。
a	1.43～1.67m ・シルト混じり砂である。
b	1.67～2.00m ・シルト混じり砂礫である。
2.3	2.00～3.82m ・旧盛土である。
4	3.82～5.62m ・シルト混じり砂礫である。
5,7,33,42,45,47,50,53,62	5.62～120.00m ・花崗斑岩である。
8	11.50～14.47m ・角礫状～明褐色の粘土状を呈する。
11	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて盛土と記載。</li> <li>盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、礫径に関する記載は削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
a	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
b	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
2.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて旧盛土と記載。</li> <li>旧盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子、区間の細分に関する記載は削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、礫種、基質については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
5,7,33,42,45,47,50,53,62	<ul style="list-style-type: none"> <li>記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。(誤記)5.62～115.15mと書くべきところを誤って5.62～120.00mと記載。</li> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>風化を伴う脆弱化や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>一部割れ目に粘土を付着するが、いずれも連続性に乏しく、周囲の割れ目に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
8～11	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土状の部分について、区間を統合して一括記載。</li> <li>粘土の周辺で細片化していることから角礫状と記載。</li> <li>シームという用語については削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-71～74頁)。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.10

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 14 25.59~25.92m  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。  
・軟質である。
- 15 27.20~28.82m  
・風化部である。  
●28.46~28.53m  
・破砕部である。  
・主に暗褐色の固結礫状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm  
・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は63°である。
- 17 30.42~30.53m  
・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
- 18 30.91~31.04m  
・変質している。  
・割れ目が発達し、礫混じり砂状を呈する。
- 19 33.36~33.47m  
・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 14 25.59~25.92m  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。  
・軟質である。
- 15 27.20~28.82m  
・風化部である。  
●28.46~28.53m  
・破砕部である。  
・主に暗褐色の固結礫状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm  
・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は63°である。
- 17 30.42~30.53m  
・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
- 18 30.91~31.04m  
・変質している。  
・割れ目が発達し、礫混じり砂状を呈する。
- 19 33.36~33.47m  
・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

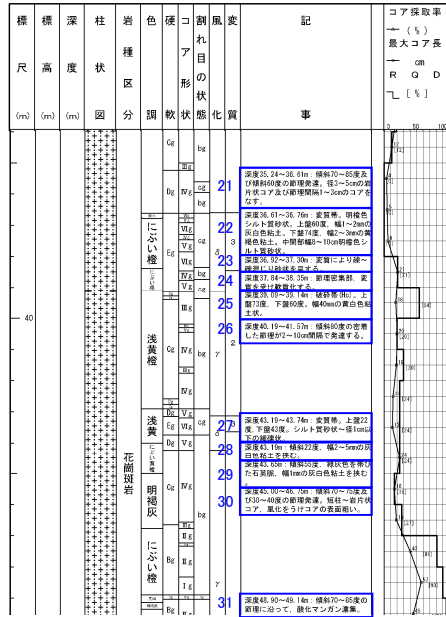
記事

- 14 25.59~25.92m  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。  
・軟質である。
- 15 27.20~28.82m  
・風化部である。  
●28.46~28.53m  
・破砕部である。  
・主に暗褐色の固結礫状部からなる。  
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm  
・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は63°である。
- 17 30.42~30.53m  
・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
- 18 30.91~31.04m  
・変質している。  
・割れ目が発達し、礫混じり砂状を呈する。
- 19 33.36~33.47m  
・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・流入粘土を挟むが、割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
13	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
14	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。 (誤記)“25.59m, 25.92m”と書くべきところを誤って“25.59~25.92m”と記載。	変更なし	変更なし
15	・表現の見直し(27.20~27.40m, 27.30~28.82m→27.20~28.82m)。 ・斜長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・白雲母の濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
17	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じた、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
18	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.10

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

21 35.24~36.61m  
・高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。

22 36.61~36.76m  
・変質している。  
・明褐色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明褐色のシルト質砂状を呈する。

23 36.92~37.30m  
・変質している。  
・礫状～礫道じり砂状を呈する。

24 37.84~38.35m  
・変質している。  
・割れ目が発達する。  
・軟質である。

25 ●39.09~39.14m  
・硬砂層である。  
・主にふい褐色の固結粘土状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm  
・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は60°である。

27 43.19~43.74m  
・変質している。

29 シルト質砂状～細礫状を呈する。  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

30 45.00~49.14m  
・高角度の割れ目が発達し、短柱状～岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

21 35.24~36.61m  
・高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。

22 36.61~36.76m  
・変質している。  
・明褐色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明褐色のシルト質砂状を呈する。

23 36.92~37.30m  
・変質している。  
・礫状～礫道じり砂状を呈する。

24 37.84~38.35m  
・変質している。  
・割れ目が発達する。  
・軟質である。

25 ●39.09~39.14m  
・硬砂層である。  
・主にふい褐色の固結粘土状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm  
・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は60°である。

27 43.19~43.74m  
・変質している。

29 シルト質砂状～細礫状を呈する。  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

30 45.00~49.14m  
・高角度の割れ目が発達し、短柱状～岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

21 35.24~36.61m  
・高角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。

22 36.61~36.76m  
・変質している。  
・明褐色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明褐色のシルト質砂状を呈する。

23 36.92~37.30m  
・変質している。  
・礫状～礫道じり砂状を呈する。

24 37.84~38.35m  
・変質している。  
・割れ目が発達する。  
・軟質である。

25 ●39.09~39.14m  
・硬砂層である。  
・主にふい褐色の固結粘土状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm  
・上層境界の傾斜は73°、下層境界の傾斜は60°である。

27 43.19~43.74m  
・変質している。

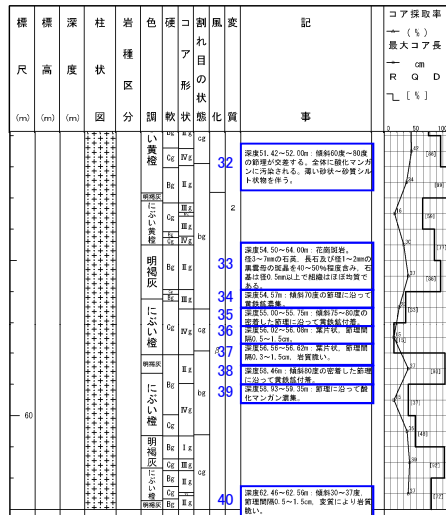
29 シルト質砂状～細礫状を呈する。  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

30 45.00~49.14m  
・高角度の割れ目が発達し、短柱状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・表現の見直し(傾斜75~85°及び傾斜60°→高角度)。 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし
22	・変質している区間の境界傾斜、細粒部の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
26	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
27~29	・変質している区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30,31	・RQDと最大コア長の増大が認められることから、割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載し、“コア形状”欄に基づき短柱状～岩片状と記載。 ・表現の見直し(傾斜70~85°及び傾斜60°→高角度)。 ・割れ目沿いの酸化マンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.10

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

32 51.42~52.00m  
・割れ目が発達し、砂状~砂質シルト状を呈する。

40 62.46~62.56m  
・変質している。  
・中角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

32 51.42~52.00m  
・割れ目が発達し、砂状~砂質シルト状を呈する。

40 62.46~62.56m  
・変質している。  
・中角度の割れ目が発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

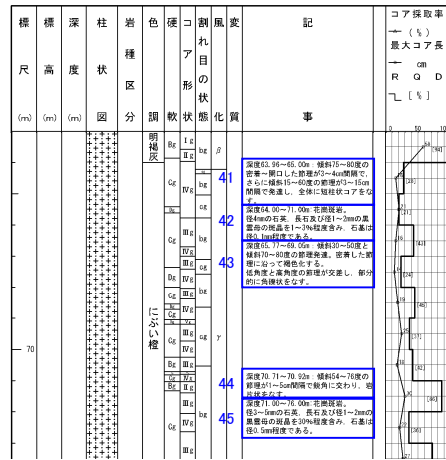
32 51.42~52.00m  
・割れ目が発達し、砂状~砂質シルト状を呈する。

40 62.46~62.56m  
・変質している。  
・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・割れ目の傾斜、酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・砂状~砂質シルト状物を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
33	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
34.35	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
36.37	・葉片状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
38	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
39	・割れ目沿いの酸化マンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
40	・表現の見直し(傾斜30~37° → 中角度)。 ・割れ目間隔については、ばらつきがあるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.10

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

41 63.96~65.00m  
・割れ目が発達し、短柱状を呈する。

43, 44 65.77~71.00m  
・低角度~高角度の割れ目が発達し、岩片状~部分的に角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

41 63.96~65.00m  
・割れ目が発達し、短柱状を呈する。

43, 44 65.77~71.00m  
・低角度~高角度の割れ目が発達し、岩片状~部分的に角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

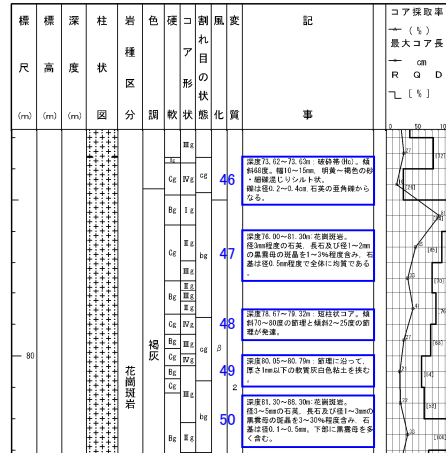
41 63.96~65.00m  
・割れ目が発達し、短柱状を呈する。

43, 44 65.77~71.00m  
・低角度~高角度の割れ目が発達し、岩片状~部分的に角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目間隔については、ばらつきがあるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
43,44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RQDと最大コア長が周囲に比べ低い区間が連続することから、割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。</li> <li>・表現の見直し(傾斜30° ~80° →低角度~高角度)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—

# H19-No.10

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

記 事

- 46 ●73.62～73.63m  
・破砕部である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。  
・上端・下端境界の傾斜は68°である。
- 48 78.67～79.32m  
・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
- 49 80.05～80.79m  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。  
・軟質である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

- 46 ●73.62～73.63m  
・破砕部である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。  
・上端・下端境界の傾斜は68°である。
- 48 78.67～79.32m  
・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
- 49 80.05～80.79m  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。  
・軟質である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

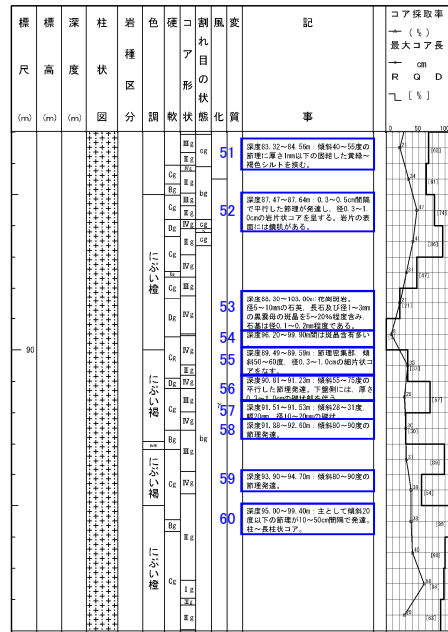
- 46 ●73.62～73.63m  
・破砕部である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.00mである。  
・上端・下端境界の傾斜は68°である。
- 48 78.67～79.32m  
・割れ目が発達し、短柱状を呈する。
- 49 80.05～80.79m  
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。  
・軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜68°”との記載については、上盤側と下盤側で同じ見かけの傾斜を示しているため、上盤側と下盤側に分けて記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“石英の垂角礫”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—



# H19-No.10

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 審査資料案

51 83.32~84.56m  
・中角度の割れ目に沿って黄緑~褐色シルトを挟む。  
52 87.47~87.64m  
・割れ目が発達し、岩片状を呈する。  
56 90.81~94.70m  
59 高角度の割れ目が発達し、礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

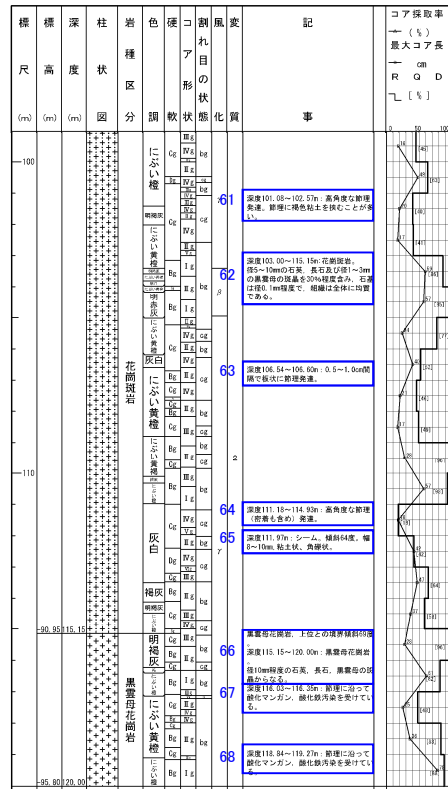
51 83.32~84.56m  
・中角度の割れ目に沿って黄緑~褐色シルトを挟む。  
52 87.47~87.64m  
・割れ目が発達し、岩片状を呈する。  
56 90.81~94.70m  
59 高角度の割れ目が発達し、礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

51 83.32~84.56m  
・中角度の割れ目に沿って黄緑~褐色シルトを挟む。  
52 87.47~87.64m  
・割れ目が発達し、岩片状を呈する。  
56 90.81~94.70m  
59 高角度の割れ目が発達し、礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・表現の見直し(傾斜40~55° →中角度)。 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。 ・劣化部の固結の程度については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	変更なし	変更なし
52	・割れ目間隔については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。 ・鏡肌については、周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	変更なし	変更なし
53	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
54	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
55	・細片状を呈するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
56~59	・RQDの増大傾向が認められることから、割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・表現の見直し(傾斜55~90° →高角度)。	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案 (平成30年11月30日)

61	101.08~102.57m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。
63 65	106.54~114.93m ・角礫状～粘土状を呈する。 ・高角度の割れ目が発達する。
66	115.15~120.00m ・黒雲母花崗岩である。
67, 68	116.03~119.27m ・割れ目に沿って酸化マンガン、酸化鉄汚染を伴う。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

61	101.08~102.57m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。
63 65	106.54~114.93m ・角礫状～粘土状を呈する。 ・高角度の割れ目が発達する。
66	115.15~120.00m ・黒雲母花崗岩である。
67, 68	116.03~119.27m ・割れ目に沿って酸化マンガン、酸化鉄汚染を伴う。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

61	101.08~102.57m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。
63 65	106.54~114.93m ・角礫状～粘土状を呈する。 ・高角度の割れ目が発達する。
66	115.15~120.00m ・黒雲母花崗岩である。
67, 68	116.03~119.27m ・割れ目に沿って酸化マンガン、酸化鉄汚染を伴う。

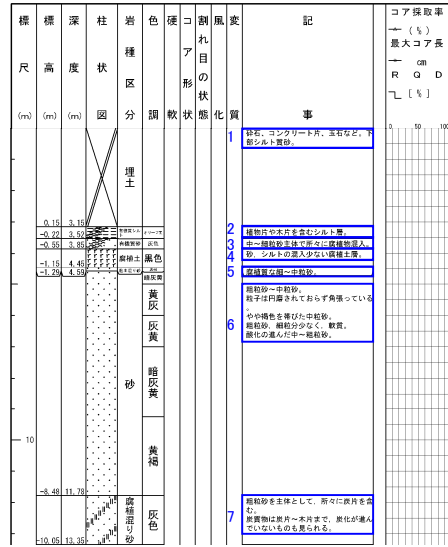
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	変更なし	変更なし	変更なし
62	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
63~65	・割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-75頁)。	変更なし	変更なし
66	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
67,68	・割れ目沿いの酸化マンガンと酸化鉄汚染について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし

**H19-No.5**

余白

# H19-No.5

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
1	0.00~3.15m ・埋土である。
2	3.15~3.52m ・有機質シルトである。
3	3.52~3.85m ・有機質砂である。
4	3.85~4.45m ・有機質土である。
5	4.45~4.59m ・粘土混じり砂である。
6	4.59~11.78m ・砂である。
7	11.78~13.35m ・有機質混じり砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~3.15m ・埋土である。
2	3.15~3.52m ・有機質シルトである。
3	3.52~3.85m ・有機質砂である。
4	3.85~4.45m ・有機質土である。
5	4.45~4.59m ・粘土混じり砂である。
6	4.59~11.78m ・砂である。
7	11.78~13.35m ・有機質混じり砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~3.15m ・埋土である。
2	3.15~3.52m ・有機質シルトである。
3	3.52~3.85m ・有機質砂である。
4	3.85~4.45m ・有機質土である。
5	4.45~4.59m ・粘土混じり砂である。
6	4.59~11.78m ・砂である。
7	11.78~13.35m ・有機質混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて埋土と記載。</li> <li>・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて有機質シルトと記載。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、植物片、木片については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて有機質砂と記載。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、腐植物については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて有機質土と記載。</li> <li>・表現の見直し(腐植土→有機質土)。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、砂、シルトについては削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて粘土混じり砂と記載。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、腐植質、粒度については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて砂と記載。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、円磨度、硬軟については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて有機質混じり砂と記載。</li> <li>・表現の見直し(腐植混じり→有機質混じり)。</li> <li>・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、炭片については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.5

## 委託報告書 (平成19年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色	硬 度	割 取 目 の 形 状	風 化 状 態	記 事	コア採取率 (%) 最大コア長 — cm — R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	図	区						
	-10.05	13.35	砂						8	中〜粗粒砂で上位より粗粒砂の割合が低い。
	-12.70	16.00	砂	黄褐色					9	シルト分を含む砂層。砂は粗粒砂を有し、泥質が全体的に混入する。
	-15.45	18.70	シルト混じり砂	灰色					10	粗粒分少ない細粒砂主体。所々に中粒砂を伴う。
	-17.20	20.50	砂	灰オリーブ						

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
8 13.35～16.00m ・砂である。
9 16.00～18.75m ・シルト混じり砂である。
10 18.75～20.50m ・砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
8 13.35～16.00m ・砂である。
9 16.00～18.75m ・シルト混じり砂である。
10 18.75～20.50m ・砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
8 13.35～16.00m ・砂である。
9 16.00～18.75m ・シルト混じり砂である。
10 18.75～20.50m ・砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度や貝殻片については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて砂と記載。</li> <li>柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	状	目	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	別	分	状	の	質		最大コア長
							形			cm
							状			R Q D
							態			L (%)
							化			
	18.15	21.45	黄灰	礫					11	礫は細～中粒砂、所々に細礫を含む。礫径約10～30mmの花園状の混入あり。コア採取率なし。
	18.55	21.85	礫						12	花崗岩の玉石、やや風化混入。
	19.20	22.50	灰褐色	砂					13	上記の礫を伴った砂。礫径約10～30mmの花園状の混入あり。コア採取率なし。
	19.95	23.25	砂						14	細～中粒砂の互層。全層に炭片を含む。コア採取率なし。
	21.13	24.43	灰褐色	砂					15	厚1～2mmの花崗岩片を含む粗粒砂。基質は中粒砂の細砂～砂。中粒所に礫を含む。
	25.20	28.50	玉石混じり砂						16	細粒土～細砂。最大径10cmの花崗岩片を含む砂層。礫は基角～歪内角。一部にクサリ礫を含む。所々に砂層を挟む(深度24.43～24.52m、24.72～24.80m)。
	29.14	32.44	明赤灰	砂					17	礫混じり中～粗粒砂。礫径約10～30mm。中粒細砂。アブライトの角～歪内角を含む。礫の混入は深部。角礫主体でやや混入されている。深度27.80～28.50m、砂層を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
11	20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12	21.45～21.85m ・礫である。
13	21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14	22.50～23.25m ・砂である。
15	23.25～24.43m ・砂層である。
16	24.43～28.50m ・玉石混じり砂層である。
17	28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

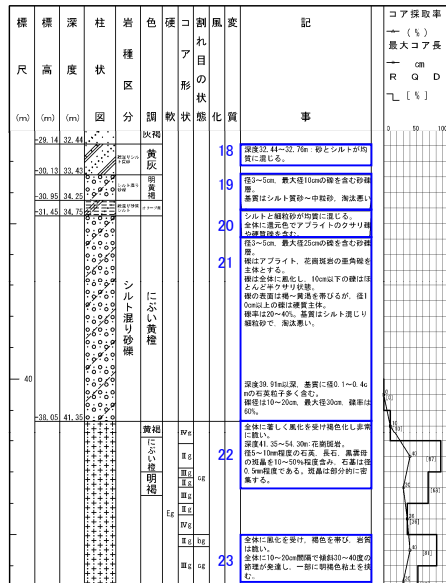
記 事	
11	20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12	21.45～21.85m ・礫である。
13	21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14	22.50～23.25m ・砂である。
15	23.25～24.43m ・砂層である。
16	24.43～28.50m ・玉石混じり砂層である。
17	28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
11	20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12	21.45～21.85m ・礫である。
13	21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14	22.50～23.25m ・砂である。
15	23.25～24.43m ・砂層である。
16	24.43～28.50m ・玉石混じり砂層である。
17	28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、礫種、円磨度については削除。	変更なし	変更なし
12	・柱状図に合わせて礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、風化については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫の混入状況については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、炭片、堆積構造については削除。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、基質については削除。	変更なし	変更なし
16	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、砂層については削除。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、基質、砂層については削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
18 32.44~33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19 33.43~34.25m ・シルト混じり砂である。
20 34.25~34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21 34.75~41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22 41.35~76.20m ・花崗斑岩である。
23 45.00~46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
18 32.44~33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19 33.43~34.25m ・シルト混じり砂である。
20 34.25~34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21 34.75~41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22 41.35~76.20m ・花崗斑岩である。
23 45.00~46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
18 32.44~33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19 33.43~34.25m ・シルト混じり砂である。
20 34.25~34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21 34.75~41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22 41.35~76.20m ・花崗斑岩である。
23 45.00~46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、淘汰度については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 (誤記)シルト混じり砂礫と書くべきところを誤ってシルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、色調、礫種については削除。	変更なし	変更なし
21	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑岩の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・風化や割れ目の発達を伴う岩盤の劣化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
23	・“風化”欄に基づき風化部と記載。 ・特徴的な一部に粘土を挟む区間について記載。 ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし



# H19-No.5

## 委託報告書 (平成19年)

標 尺 (m)	標 高 度 (m)	柱 状 区 分 (m)	岩 種 分	色 調	硬 軟 状 態	割 れ 目 の 形 状	風 化 状 況	記 事	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)
50			花崗					<p>24 深さ49.2m、種別R2の距離 幅0.5～1.5mmの斑状粘土を挟む。</p> <p>25 深さの増加に伴い20mが変質により粘土の斑状粘土を挟む。</p> <p>26 深さ50.00～52.00m、割れ目が全体に横～斜褐色を帯びる。</p>	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
25 49.00～50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26 50.00～52.00m ・割れ目に沿って横～暗褐色を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

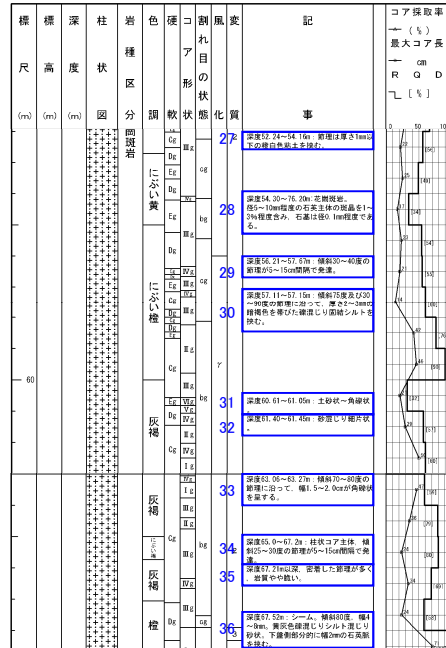
記 事
25 49.00～50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26 50.00～52.00m ・割れ目に沿って横～暗褐色を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
25 49.00～50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26 50.00～52.00m ・割れ目に沿って横～暗褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
25	・変質している区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・割れ目沿いの変色の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

27 52.00~54.00m  
・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。

30 57.11~57.15m  
・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

27 52.00~54.00m  
・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。

30 57.11~57.15m  
・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

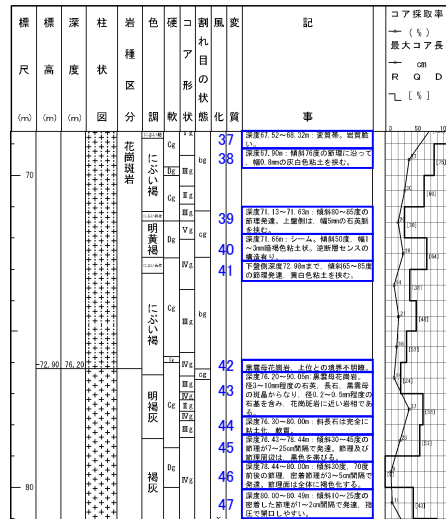
記事

27 52.00~54.00m  
・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。

30 57.11~57.15m  
・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	・割れ目に沿って粘土を挟むする区間のうち、RQDと最大コア長が一定する区間を記載。 (誤記)52.24~54.16mと書くべきところを誤って52.00~54.00mと記載。	変更なし	変更なし
28	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
29	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
30	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・シルトの厚さについては、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
31	・土砂状~角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
32	・砂混じり細片状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・割れ目沿いに角礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
34	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
35	・割れ目の密着状態については、補足的なものであるため削除。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
36	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-28頁)。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
37 67.52~68.32m ・変質している。 ・軟質である。
38 67.90m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
39 71.13~71.63m ・割れ目が発達している。
41 71.66~72.98m ・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。
43 76.20~90.05m ・黒雲母花崗岩である。
44 76.30~80.00m ・軟質である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

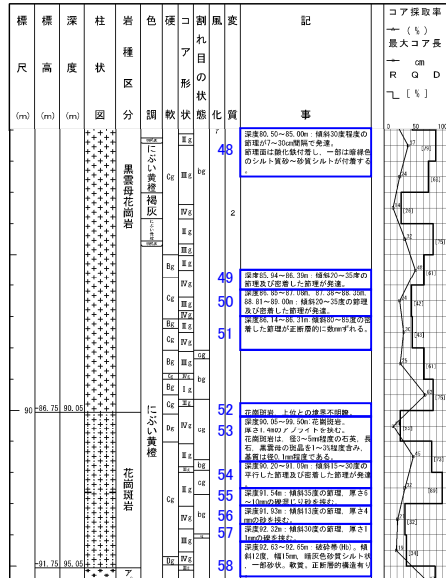
記 事
37 67.52~68.32m ・変質している。 ・軟質である。
38 67.90m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
39 71.13~71.63m ・割れ目が発達している。
41 71.66~72.98m ・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。
43 76.20~90.05m ・黒雲母花崗岩である。
44 76.30~80.00m ・軟質である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
37 67.52~68.32m ・変質している。 ・軟質である。
38 67.90m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
39 71.13~71.63m ・割れ目が発達している。
41 71.66~72.98m ・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。
43 76.20~90.05m ・黒雲母花崗岩である。
44 76.30~80.00m ・軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37	・表現の見直し(岩質脆い⇒軟質化)。	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・粘土の幅の記載については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
39	・割れ目の傾斜や鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-29頁)。	—	—
41	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42,43	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・斜長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45~47	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

48 80.50~85.00m  
・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

53 90.05~95.05m  
・花崗斑岩である。

58 ●92.63~92.65m  
・破砕部である。  
・暗灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は12°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

48 80.50~85.00m  
・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

53 90.05~95.05m  
・花崗斑岩である。

58 ●92.63~92.65m  
・破砕部である。  
・暗灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は12°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

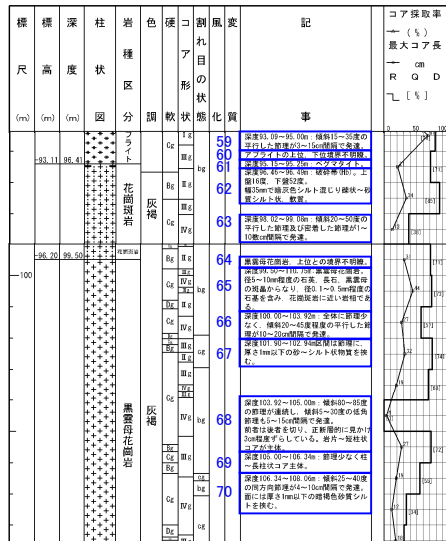
48 80.50~85.00m  
・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

53 90.05~95.05m  
・花崗斑岩である。

58 ●92.63~92.65m  
・破砕部である。  
・暗灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は12°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目に沿ってシルト質砂～砂質シルトを付着する区間について記載。	変更なし	変更なし
49.50	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
51	・密着した節理が正断層的にずれるとの記載については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
52.53	・花崗斑岩が連続する区間にアブライトを挟み込むことから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
55.56	・礫混じり砂及び砂を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
57	・割れ目に沿って礫を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
58	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“軟質”との記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 ・“正断層的構造有り”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず)。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

60	95.05~96.41m ・アブライトである。
53	96.41~99.50m ・花崗斑岩である。 ●96.46~96.49m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は52°である。
62	99.50~110.75m ・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

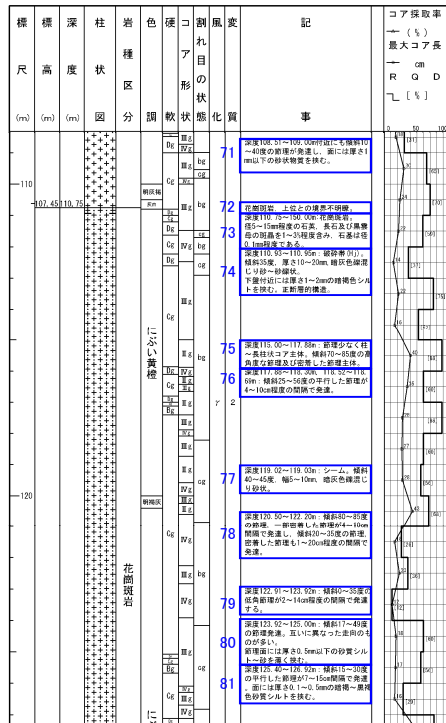
60	95.05~96.41m ・アブライトである。
53	96.41~99.50m ・花崗斑岩である。 ●96.46~96.49m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は52°である。
65	99.50~110.75m ・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

60	95.05~96.41m ・アブライトである。
53	96.41~99.50m ・花崗斑岩である。 ●96.46~96.49m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は16°、下端境界の傾斜は52°である。
65	99.50~110.75m ・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
59	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
60	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・花崗斑岩が連続する区間にアブライトを挟在することから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
61	・ペグマタイトの区間幅が小さく、柱状図で表示していないことから削除。	—	—
62	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“軟質”との記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
64.65	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
67	・割れ目沿いに砂〜シルト状物質を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
68	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・傾斜80~85度の割れ目が、傾斜5~30度の割れ目を正断層的にずらしているとの記載については、割れ目の周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
69	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
70	・割れ目沿いに砂質シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

73 110.75~150.00m  
・花崗斑岩である。  
●110.93~110.95m  
・破砕部である。  
74 暗灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は35°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

73 110.75~150.00m  
・花崗斑岩である。  
●110.93~110.95m  
・破砕部である。  
74 暗灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は35°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

73 110.75~150.00m  
・花崗斑岩である。  
●110.93~110.95m  
・破砕部である。  
74 暗灰色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は35°である。

80 123.92~125.00m  
・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。  
125.40~126.92m  
81 割れ目に沿って暗褐色～黒褐色砂質シルトを挟む。

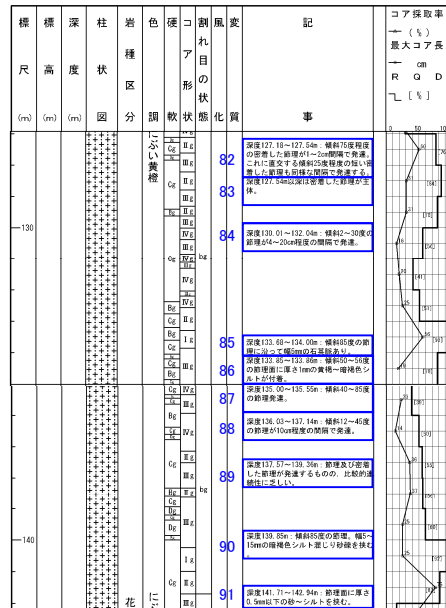
80 123.92~125.00m  
・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。  
125.40~126.92m  
81 割れ目に沿って暗褐色～黒褐色砂質シルトを挟む。

80 123.92~125.00m  
・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。  
125.40~126.92m  
81 割れ目に沿って暗褐色～黒褐色砂質シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・割れ目に沿って砂を挟むが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
72.73	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・見かけの傾斜の取得位置について、不連続面が明瞭であることから、上端境界と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“正断層の構造”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・“シルトを挟む”との記載については、シルトの連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
75.76	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
77	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-30頁)。	—	—
78.79	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
80	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・砂質シルト～砂の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
81	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.5

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

141.71~142.94m  
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

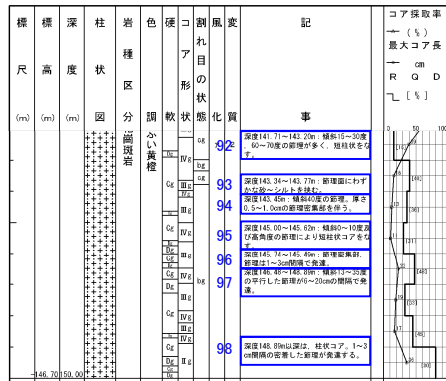
141.71~142.94m  
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

141.71~142.94m  
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
83	・割れ目の密着状態については、補足的なものであるため削除。	—	—
84	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
85	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
86	・割れ目沿いにシルトを付着するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
87~89	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
90	・割れ目に沿ってシルト混じり砂礫を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
91	・砂～シルトの厚さの記載については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
93,94	・一部で割れ目が密集し、砂～シルトを挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
95	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
96	・割れ目が密集するが、当該区間の周囲と岩盤状況に明瞭な差が認められないことから削除。	—	—
97,98	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—



H20-④-4

余白

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質	事	(%)
33.21	1.44									0.00~0.00m コンクリート、 0.00~1.44m シルト質砂	最大コア長 — cm R Q D L (%)
32.90	1.75									1.44~3.00m 中角度のアブライトが巨層状に分布する。両者の境界は漸移的である。傾1~20m程度の石英長石、径500μ以下の黒雲母の混在を伴う。硬さ(ハンマー)は軟質である。	
32.72	1.97									3.00~4.31m アブライト	
31.91	2.80									4.31~5.72m アブライト	
30.59	4.12									5.72~9.31m 軟質なアブライト	
30.40	4.31									9.31~19.30m ベグマタイト	
28.99	5.72									19.30~29.30m 花崗斑岩	
28.84	5.87									29.30~30.00m ベグマタイト	
25.66	9.05									30.00~30.00m ベグマタイト	

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
1. 0.00~1.44m ・シルト質砂である。
2. 1.44~1.72m, 1.97~2.80m, 4.12~4.31m ・花崗斑岩である。
3. 1.72~1.97m, 2.80~4.12m, 4.31~5.72m ・アブライトである。
4. 1.44~9.31m ・中角度~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
5. 3.54~3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
7. 4.35~4.53m ・変質している。 ・軟質である。
8. 5.72~5.87m ・ベグマタイトである。
10. 5.87~19.30m ・花崗斑岩が主体である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

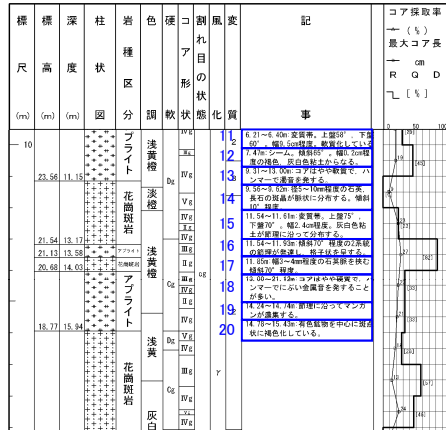
記事
1. 0.00~1.44m ・シルト質砂である。
2. 1.44~1.72m, 1.97~2.80m, 4.12~4.31m ・花崗斑岩である。
3. 1.72~1.97m, 2.80~4.12m, 4.31~5.72m ・アブライトである。
4. 1.44~9.31m ・中角度~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
5. 3.54~3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
7. 4.35~4.53m ・変質している。 ・軟質である。
8. 5.72~5.87m ・ベグマタイトである。
10. 5.87~19.30m ・花崗斑岩が主体である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
1. 0.00~1.44m ・シルト質砂である。
2. 1.44~1.72m, 1.97~2.80m, 4.12~4.31m ・花崗斑岩である。
3. 1.72~1.97m, 2.80~4.12m, 4.31~5.72m ・アブライトである。
4. 1.44~9.31m ・中角度~高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
5. 3.54~3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
7. 4.35~4.53m ・変質している。 ・軟質である。
8. 5.72~5.87m ・ベグマタイトである。
10. 5.87~19.30m ・花崗斑岩が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1,2	・柱状図に合わせてシルト質砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、コンクリートについては削除。	変更なし	変更なし
3,a,b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とアブライトの深度区間を岩種ごとに一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4,5	・軟質な区間と区間内の割れ目の傾向を一括記載。 ・表現の見直し(45°及び70°→中角度~高角度)。	変更なし	変更なし
6	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
7	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの粘土の挟在については、変質している区間や破砕部の記載の中で、目立つ粘土を個別に説明していることから削除。	—	—
10	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩を主体とする深度区間を記載。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
11 6.21~6.40m ・変質している。 ・軟質である。
d 9.05~11.15m, 13.17~13.58m, 14.03~15.94m ・アプライトである。
15, 16 11.54~11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し、格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

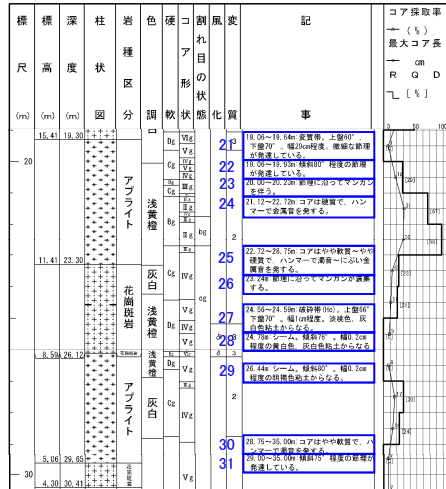
記 事
11 6.21~6.40m ・変質している。 ・軟質である。
d 9.05~11.15m, 13.17~13.58m, 14.03~15.94m ・アプライトである。
15, 16 11.54~11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し、格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
11 6.21~6.40m ・変質している。 ・軟質である。
d 9.05~11.15m, 13.17~13.58m, 14.03~15.94m ・アプライトである。
15, 16 11.54~11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し、格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-211頁)。	—	—
d	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
13	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
14	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
15,16	・格子状を呈する区間のうち、変質している区間のみを記載。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
19	・割れ目沿いのマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事
21. 19.06~19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
22. 19.30~23.30m ・アブライトである。
24. 21.12~22.72m ・硬質である。
25. 22.72~28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
26. 23.30~26.12m ・花崗斑岩である。
27. ●24.56~24.59m ・破砕部である。 ・淡褐色の未固結粘土状部からなる。この累積幅は1.00mである。 ・走向・傾斜はN4° E71° Wである。 ・上境界の傾斜は66°、下境界の傾斜は70°である。
28. 26.12~29.65m ・アブライトである。
30. 29.75~35.00m ・高角度の割れ目が発達する。 ・軟質である。
31. 29.65~30.41m、31.60~35.00m ・花崗斑岩である。
i 30.41~31.60m ・アブライトである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
21. 19.06~19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
22. 19.30~23.30m ・アブライトである。
24. 21.12~22.72m ・硬質である。
25. 22.72~28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
26. 23.30~26.12m ・花崗斑岩である。
27. ●24.56~24.59m ・破砕部である。 ・淡褐色の未固結粘土状部からなる。この累積幅は1.00mである。 ・走向・傾斜はN4° E71° Wである。 ・上境界の傾斜は66°、下境界の傾斜は70°である。
28. 26.12~29.65m ・アブライトである。
30. 29.75~35.00m ・高角度の割れ目が発達する。 ・軟質である。
31. 29.65~30.41m、31.60~35.00m ・花崗斑岩である。
i 30.41~31.60m ・アブライトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
21. 19.06~19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
22. 19.30~23.30m ・アブライトである。
24. 21.12~22.72m ・硬質である。
25. 22.72~28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
26. 23.30~26.12m ・花崗斑岩である。
27. ●24.56~24.59m ・破砕部である。 ・淡褐色の未固結粘土状部からなる。この累積幅は1.00mである。 ・走向・傾斜はN4° E71° Wである。 ・上境界の傾斜は66°、下境界の傾斜は70°である。
28. 26.12~29.65m ・アブライトである。
30. 29.75~35.00m ・高角度の割れ目が発達する。 ・軟質である。
31. 29.65~30.41m、31.60~35.00m ・花崗斑岩である。
i 30.41~31.60m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・高角度の割れ目が発達する区間と、その中で変質している区間を一括記載。 ・表現の見直し(80°→高角度)。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
23	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
24	・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
f	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
27	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
28	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-212頁)。	—	—
g	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-213頁)。	—	—
30,31	・軟質な区間とその中で高角度の割れ目が発達する区間を一括記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(75°→高角度)。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
i	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

# H20-④-4

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	分	種	調	状	目	化	事	(%)
			区	別	査	態	の	質		最大コア長
			別	状	状	化	形			cm
			状	別	状	質	状			R Q D
			別	状	状	質	状			L (%)
	3.08	32.85								29.00~35.00m 傾斜75° 程度の節理が発達している。
	4.30	30.41								30.41m 傾斜75°程度の長さの斑晶が散在している。
	3.11	31.80								32.51m シーム、傾斜83°、幅0.1cm程度の斑晶色、斑晶色、白色粘土のシームが発達している。厚さは同系統の節理が発達している。
	0.29	35.00								34.15m シーム、傾斜82°、幅0.1cm程度の斑晶色、白色粘土からなる。節理は傾斜に沿って発達している。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
-----

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

- 34. 33.96~35.00m  
・高角度の割れ目が発達している。
- 35. 割れ目に沿って褐~白色の粘土を挟む。
- 34. 33.96~35.00m  
・高角度の割れ目が発達している。
- 35. 割れ目に沿って褐~白色の粘土を挟む。
- 34. 33.96~35.00m  
・高角度の割れ目が発達している。
- 35. 割れ目に沿って褐~白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-214頁)。	—	—
34.35	・割れ目の発達する区間とその中の粘土について一括記載。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-215頁)。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

**H24-B8-15**

余白



# H24-B8-15

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 状	硬 度	割 裂	風 化	記 事	コア採取率
(m)	(m)	区分				目的	状態		(%)
	4.56	12.64						1 0.00~12.64m ノンコア	0 50 100
								2 12.64~21.42m 礫混じり砂質土主体の堆積物である。	0.00
								3 12.64~15.82m 礫混じり砂質土主体の堆積物である。石灰石の礫混じり砂質土主体の堆積物である。礫の径は概ね10mm程度である。	0.00
								4 12.64~16.05m シルト分が多く、礫も多量である。	0.00
								5 12.64~16.24m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0.00
								6 12.64~18.18m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0.00
								7 12.64~18.18m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0.00
								8 15.82~16.05m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0.00
								9 16.05~16.24m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0.00
								10 16.24~18.18m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0.00
								11 18.18~18.49m 礫・砂混じり有機質シルトである。	0.00

審査資料案

記 事
1 0.00~12.64m ・ノンコア
3 12.64~15.82m ・礫質砂である。
7 15.82~16.05m ・砂混である。
8 16.05~16.24m ・礫・砂混じり有機質シルトである。
9 16.24~18.18m ・礫質砂である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~12.64m ・ノンコア
3 12.64~15.82m ・礫質砂である。
7 15.82~16.05m ・砂混である。
8 16.05~16.24m ・礫・砂混じり有機質シルトである。
9 16.24~18.18m ・礫質砂である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~12.64m ・ノンコア
3 12.64~15.82m ・礫質砂である。
7 15.82~16.05m ・砂混である。
8 16.05~16.24m ・礫・砂混じり有機質シルトである。
9 16.24~18.18m ・礫質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(ノンコア→コア欠)。	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
3~7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
9	・再観察結果に基づき、礫・砂混じり有機質シルトと記載。	変更なし	変更なし
10,11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や区間の細分については削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-15

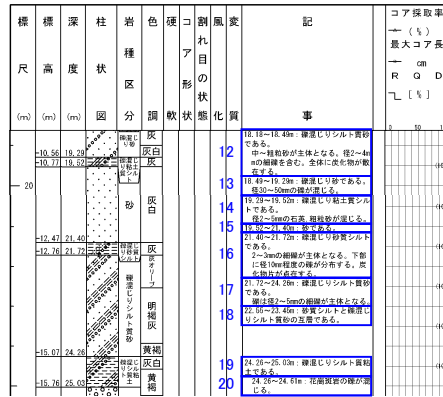
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
12 18.18~18.49m ・ 礫混じりシルト質砂である。
13 18.49~19.23m ・ 礫混じり砂である。
14 19.29~19.52m ・ 礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52~21.40m ・ 砂である。
16 21.40~21.72m ・ 礫混じり砂質シルトである。
17 21.72~24.26m ・ 礫混じりシルト質砂である。
18 24.26~28.93m ・ 礫混じりシルト質粘土である。
19 24.61~25.03m ・ 礫混じりシルト質粘土である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
12 18.18~18.49m ・ 礫混じりシルト質砂である。
13 18.49~19.23m ・ 礫混じり砂である。
14 19.29~19.52m ・ 礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52~21.40m ・ 砂である。
16 21.40~21.72m ・ 礫混じり砂質シルトである。
17 21.72~24.26m ・ 礫混じりシルト質砂である。
18 24.26~28.93m ・ 礫混じりシルト質粘土である。
19 24.61~25.03m ・ 礫混じりシルト質粘土である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
12 18.18~18.49m ・ 礫混じりシルト質砂である。
13 18.49~19.23m ・ 礫混じり砂である。
14 19.29~19.52m ・ 礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52~21.40m ・ 砂である。
16 21.40~21.72m ・ 礫混じり砂質シルトである。
17 21.72~24.26m ・ 礫混じりシルト質砂である。
18 24.26~28.93m ・ 礫混じりシルト質粘土である。
19 24.61~25.03m ・ 礫混じりシルト質粘土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、炭化物については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫種については削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、炭化物については削除。	変更なし	変更なし
17,18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径や区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。 (誤記)24.26~25.03mと書くべきところを誤って24.26~28.93m、24.61~25.03mと記載。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や区間の細分については削除。	—	—

# H24-B8-15

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 度	割 れ 目	風 化	記 事	コア採取率 → ( % ) 最大コア長 → cm R Q D ↳ [ % ]
(m)	(m)	図 分	分	調 軟	状 態	化 質			
								21 25.03~26.93m 砂礫である。 径10~50mm、最大500mmの片状砂礫 混在。至多径径60~70%含む。大半 の礫が多少なりとも風化する。礫は シルトの混じる層中に砂礫が主体 である。 全粒に酸化汚染を受け、一部に黄 褐色~黄褐色を示している。 22 26.93~31.42m 花崗斑岩を呈す る。黄褐色を帯びる弱風化部が主とな る。	0 50 100
	19.30	28.93						23 28.93~31.42m 玉石混じり砂礫であ る。 24 31.42~31.58m 径20~30mmの弱 風化した花崗斑岩を多く含む。 マシロが混在する。 25 31.58~31.62m 径20~30mm程度の 花崗斑岩の中・小礫が主体である。 下位ほど礫を多く含む。礫率は20~ 60%程度である。	
	21.56	31.42						26 31.42~31.52m 花崗斑岩である。 石英・長石の粒面が顕著に観察され る。礫は径径1~5mm(最大10mm)程 度である。黄褐色は白濁し軟質化 している。 27 31.52~32.40m 風化変質を受け、変 質・軟化部が目立つ。風化部は 28 32.40~33.37m 灰白色の砂混じり粘土状 を呈する。礫は径径10~20mm程 になる。礫率は数%である。	

審査資料案

記 事
21 25.03~28.93m ・砂礫である。 28.93~31.42m ・玉石混じり砂礫である。
26 31.42~31.52m ・花崗斑岩である。
27 32.40~33.40m ・強風化部である。 ・変質しており、灰白色を呈する。
28 33.37m ・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
21 25.03~28.93m ・砂礫である。 28.93~31.42m ・玉石混じり砂礫である。
26 31.42~31.52m ・花崗斑岩である。
27 32.40~33.40m ・強風化部である。 ・変質しており、灰白色を呈する。
28 33.37m ・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
25.03~28.93m ・砂礫である。 28.93~31.42m ・玉石混じり砂礫である。
31.42~31.52m ・花崗斑岩である。
32.40~33.40m ・強風化部である。 ・変質しており、灰白色を呈する。
33.37m ・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
23~25	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
26~28	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-15

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種			れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別			目	質		
		分	取			の			
			扱			状			
						態			
						化			
						質			
								29. ●34.65~35.72m 凝結部	0
								29. 凝結部である。	10
								30. 24.65~25.96m 灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。	20
								30. 走向・傾斜はN52° E72° NWである。	30
								30. 幅20mmの粘土を挟在する。	40
								31. 25.96~26.91m 灰白色の固結した粘土状部からなる。上層境界の傾斜は42°、下層境界の傾斜は42°である。	50
								32. 26.91~29.72m 灰白色の固結した粘土状部からなる。下層境界の傾斜は42°である。	60
								32. 32.72~41.52m 全体に風化・変質し、軟化している。裏の礫は白濁し、黄色泥物は褐色を呈している。	70
								33. 35.72~41.52m、42.06~44.77m	80
								33. 風化部である。	90
								33. 変質している。	100
								34. 41.52~42.06m 走向に其の割れ目は割れて、やや傾斜。	
								34. 42.06~44.77m 全体に風化し軟弱化している。裏の礫は白濁し、黄色泥物は褐色を呈している。	
								35. 42.06~44.77m 全体に風化し軟弱化している。裏の礫は白濁し、黄色泥物は褐色を呈している。	

審査資料案

記事
29. ●34.65~35.72m
・破碎部である。
・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN52° E72° NWである。
・幅20mmの粘土を挟在する。
33. 35.72~41.52m、42.06~44.77m
・風化部である。
・変質している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
29. ●34.65~35.72m
・破碎部である。
・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN52° E72° NWである。
・幅20mmの粘土を挟在する。
33. 35.72~41.52m、42.06~44.77m
・風化部である。
・変質している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
29. ●34.65~35.72m
・破碎部である。
・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN52° E72° NWである。
・幅20mmの粘土を挟在する。
33. 35.72~41.52m、42.06~44.77m
・風化部である。
・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29~32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、幅20mmの粘土を記載。</li> <li>・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
33,35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長石類の白濁、鉱物の褐色化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・軟化については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度や硬軟については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	—	—

# H24-B8-15

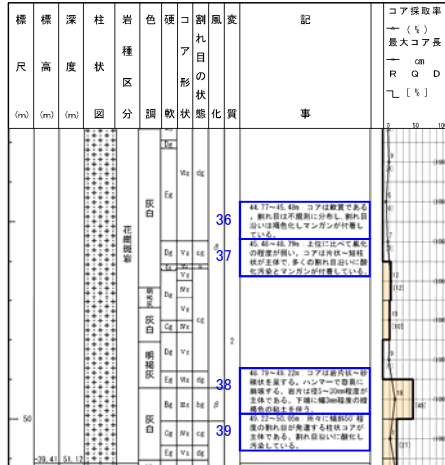
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
36 44.77~45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48~48.79m ・片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79~49.22m ・岩片状~砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22~50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し、柱状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
36 44.77~45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48~48.79m ・片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79~49.22m ・岩片状~砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22~50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し、柱状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
36 44.77~45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48~48.79m ・片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79~49.22m ・岩片状~砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22~50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し、柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・割れ目沿いの酸化汚染、マンガン付着については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> <li>・マンガンを黒色酸化物と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩片の径については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いの酸化汚染については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H24-B8-15

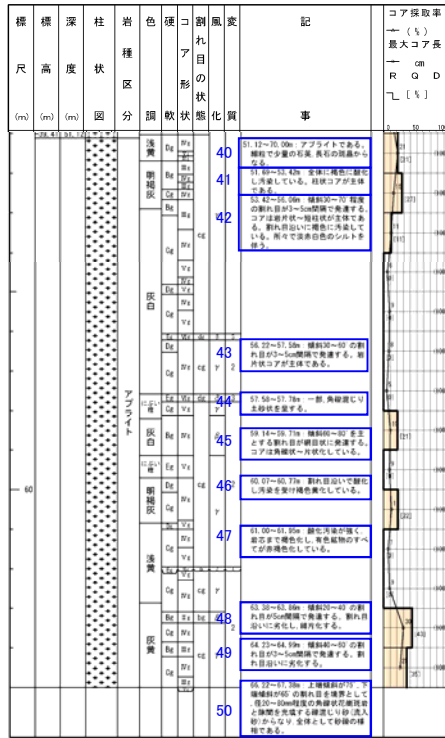
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事	
40	51.12~70.00m ・アフライトである。 ・柱状を呈する。
42	53.42~56.06m ・傾斜30° ~70°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部、割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43	56.22~57.58m ・傾斜30° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状を呈する。
44	57.58~57.78m ・一部、角礫混じり土砂状を呈する。
45	59.14~59.71m ・傾斜60° ~80°の割れ目が網目状に発達し、角礫状~片状を呈する。
46	60.07~60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48	63.38~63.86m ・傾斜20° ~40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49	64.23~64.99m ・傾斜40° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達する。
50	66.22~67.38m ・砂礫状を呈する。

審査資料

(平成30年11月30日)

記事	
40	51.12~70.00m ・アフライトである。 ・柱状を呈する。
42	53.42~56.06m ・傾斜30° ~70°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部、割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43	56.22~57.58m ・傾斜30° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状を呈する。
44	57.58~57.78m ・一部、角礫混じり土砂状を呈する。
45	59.14~59.71m ・傾斜60° ~80°の割れ目が網目状に発達し、角礫状~片状を呈する。
46	60.07~60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48	63.38~63.86m ・傾斜20° ~40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49	64.23~64.99m ・傾斜40° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達する。
50	66.22~67.38m ・砂礫状を呈する。

審査資料

(令和2年2月7日)

記事	
40	51.12~70.00m ・アフライトである。 ・柱状を呈する。
42	53.42~56.06m ・傾斜30° ~70°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部、割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43	56.22~57.58m ・傾斜30° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達し、岩片状を呈する。
44	57.58~57.78m ・一部、角礫混じり土砂状を呈する。
45	59.14~59.71m ・傾斜60° ~80°の割れ目が網目状に発達し、角礫状~片状を呈する。
46	60.07~60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48	63.38~63.86m ・傾斜20° ~40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49	64.23~64.99m ・傾斜40° ~60°の割れ目が3~5cm間隔で発達する。
50	66.22~67.38m ・砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。(誤記)“柱状を呈する”と誤って記載。	変更なし	変更なし
41	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・酸化汚染については、補足的なものであるため削除。	—	—
42	・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・酸化汚染については、補足的なものであるため削除。	—	—
48	・割れ目沿いの劣化については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目沿いの劣化については、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
50	・砂礫状区間の粒径や粒度については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目の境界や角礫状及び流入砂については、掘削時の機械割れの影響と判断し削除。	変更なし	変更なし



余白



**H24-B8-27**

余白

# H24-B8-27

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高	状	種	区	軟	れ	化	事	(%)
(m)	度	状	別	分	状	目	質		
	(m)		の		形	の			
			状		状	状			
			態		態	態			
			化		化	化			
			質		質	質			
									0
									10
									20
									30
									40
									50
									60
									70
									80
									90
									100

審査資料案

記 事
1 48.00mまでノンコア

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
1 48.00mまでノンコア

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
1 48.00mまでノンコア

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-B8-27

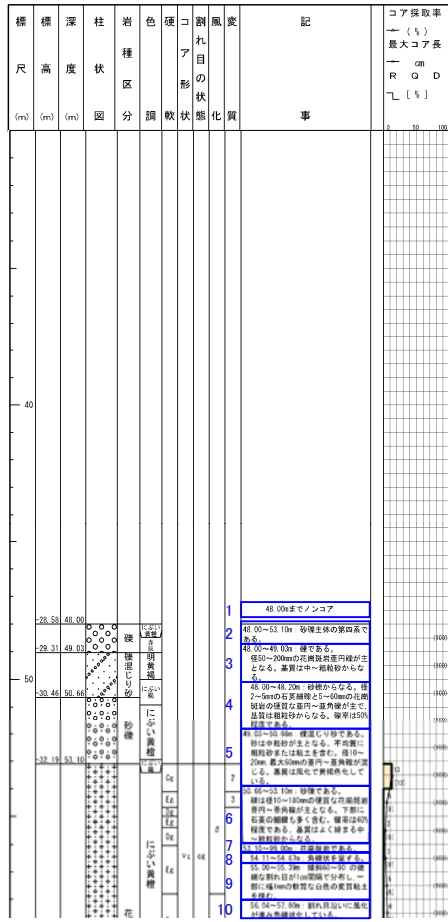
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 48.00mまでノンコア
48.00~49.03m 礫である。
3 49.03~50.66m 礫混じり砂である。
5 50.66~53.10m 砂礫である。
6 53.10~54.67m 花崗斑岩である。
7 54.67~56.04m 割れ目が多く、角礫状を呈する。
8 56.04~57.80m 風化部である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
1 48.00mまでノンコア
48.00~49.03m 礫である。
3 49.03~50.66m 礫混じり砂である。
5 50.66~53.10m 砂礫である。
6 53.10~54.67m 花崗斑岩である。
7 54.67~56.04m 割れ目が多く、角礫状を呈する。
8 56.04~57.80m 風化部である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
1 48.00mまでノンコア
48.00~49.03m 礫である。
3 49.03~50.66m 礫混じり砂である。
5 50.66~53.10m 砂礫である。
6 53.10~54.67m 花崗斑岩である。
7 54.67~56.04m 割れ目が多く、角礫状を呈する。
8 56.04~57.80m 風化部である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
3.4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・基質については、当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、礫径、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や円磨度、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に変質粘土を挟むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
10	・角礫状化を伴う割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-27

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書  
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	区	別	査	目	目	質		
		分	の	査	の	の			
			状	査	状	状			
			態	査	態	態			
			化	査	化	化			
			質	査	質	質			
60			断層岩	De	11	57.80~59.70m: 傾斜10~20°の割れ目と線状の割れ目が局所的に発達している。これらに傾斜約70°の割れ目と線状の割れ目が分布する。		0	100
			にふい	De	12	59.46m: 傾斜約10~15cmの赤褐色の未固結粘土部を呈する。数箇所で厚1~2cmの粘土部を呈する。			
			にふい	De	13	59.30~62.5m: 傾斜10~20°と60~80°の割れ目が分布する。面化した再観察で部分的に傾1~2cmの粘土部を呈する。			
			にふい	De	14	62.50~65.50m: 傾斜が劣化し、傾10~20cmに劣化している。			
			にふい	De	15	65.50~65.80m: 傾斜10~20°の割れ目が分布する。面化した再観察で粘土部を呈する。			
			にふい	De	17	65.50~65.80m: 傾斜約10~15cmを呈する。再観察の結果粘土部を呈する。再観察の結果粘土部を呈する。面化した再観察で部分的に傾1~2cmを呈する。			
			にふい	De	18	66.01~66.80m: 角礫混じりシルトを呈し、主に黄褐色の固結礫部からなる。下境界の傾斜は70°である。傾10cm程度の花崗岩のクサリ礫と、幅1mmの白色の軟質粘土を伴う。下層に傾斜の軟質粘土を伴う。			
			にふい	De	19	66.85~67.50m: 傾斜約10~15cmを呈する。再観察の結果粘土部を呈する。			
			にふい	De	20	67.50~68.50m: 傾斜10~20°の割れ目と、60°の割れ目が多く分布する。一部、傾斜約10°に傾斜化している。			

審査資料案

記 事

13  
5  
15

59.90~65.59m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

16  
5  
18

65.59~65.80m  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・主ににふい黄褐色の固結礫部からなる。  
・極暗赤褐色の未固結粘土部: 累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN3° E84° Wである。  
・下境界の傾斜は70°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事

13  
5  
15

59.90~65.59m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

16  
5  
18

65.59~65.80m  
・破砕部である。  
・左ずれ正断層センスである。  
・主ににふい黄褐色の固結礫部からなる。  
・極暗赤褐色の未固結粘土部: 累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN3° E84° Wである。  
・下境界の傾斜は70°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事

13  
5  
15

59.90~65.59m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

16  
5  
18

65.59~65.80m  
・左ずれ正断層センスである。  
・主ににふい黄褐色の固結礫部からなる。  
・極暗赤褐色の未固結粘土部: 累計幅1.2cm  
・走向・傾斜はN3° E84° Wである。  
・下境界の傾斜は70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
11	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
12	・一部に変質粘土を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
13~15	・同系統の割れ目が分布する区間を一括記載し、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・部分的に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
16~18	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“傾斜は60°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・クサリ礫については、補足的なものであるため追記せず。 ・“粘土を伴う”との記載については、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため追記せず。	変更なし	変更なし
19	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	—	—
20	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細片化するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

# H24-B8-27

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

委託報告書  
(平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	硬	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	固	質	目	目	率		
			分		の	の			
					状	状			
					態	態			
					化	化			
					率	率			
						21		70.40~70.50m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0
						22		70.50~70.60m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0
						23		70.60~70.70m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0
						24		70.70~70.80m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0
						25		70.80~70.90m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0
						26		70.90~71.00m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0
						27		71.00~71.10m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0
						28		71.10~71.20m 上部割れ目が20cm程度発達し、硬質で角礫状を呈する。割れ目による崩壊は認められない。	0

審査資料案

記事

22 70.20~72.03m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

22 70.20~72.03m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

22 70.20~72.03m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・劣化部の固結程度については、ボーリング間で必ずしも統一した記載ではないため削除。</li> </ul>	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部で粘土を挟在するが、系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・一部割れ目沿いで細片化しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> <li>・変質程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	—	—
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘土脈が発達するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—



# H24-B8-27

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 硬	割 れ 目	風 化	記 事	コア採取率 (%)
高 度	状 況	区 分	類 別	軟 弱	の 状 態	化 質		
(m)	(m)	固 分	開 状	度	目 状	質		
90							●88.55~89.17m 破砕部 ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ●89.59~89.99m 黒褐色の未固結礫状部からなる。主面にふい橙色の固結礫状部からなる。黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。 ●89.99~90.17m 粘土直り角礫状部からなる。下層境界の傾斜は50° である。 ●90.17~90.41m 割れ目が多く一部で割れ目沿いに細片化する。粘土直り角礫状部からなる。黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。 ●90.41~90.47m 傾斜10~20° とされるに斜交する黒褐色割れ目沿い50cm幅で分布する。一部に1~5mmの石英脈を伴う。 ●90.47~90.99m 黒褐色の未固結礫状部からなる。主面にふい橙色の固結礫状部からなる。黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。 ●91.96~92.00m 割れ目が多く、角礫状を呈する。	0 50 100

審査資料案

記 事
●88.55~89.17m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主面にふい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。
92.83~94.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
97.96~99.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
●88.55~89.17m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主面にふい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。
92.83~94.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
97.96~99.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
●88.55~89.17m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主面にふい橙色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN78° W20° Sである。 ・下端境界の傾斜は50° である。
92.83~94.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
97.96~99.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38~40	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>“網目状の粘土細脈が発達する”との記載については、粘土の直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>石英脈については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部割れ目沿いで細粒化し粘土を挟むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>一部で粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目沿いに細片化するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目沿いに細片化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>角礫状部の粒度については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし



**H24-B8-35**

余白

# H24-B8-35

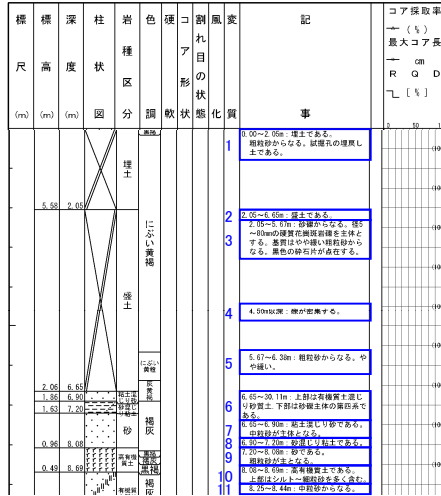
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 0.00~2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05~6.65m ・盛土である。
7 6.65~6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90~7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20~8.08m ・砂である。
10 8.08~8.69m ・高有機質土である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05~6.65m ・盛土である。
7 6.65~6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90~7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20~8.08m ・砂である。
10 8.08~8.69m ・高有機質土である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05~6.65m ・盛土である。
7 6.65~6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90~7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20~8.08m ・砂である。
10 8.08~8.69m ・高有機質土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋土→埋戻し土)。	変更なし	変更なし
2~5	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
6	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
10,11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度については削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-35

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	深 度	柱 状	岩 種	色 硬	割 削	風 化	記 事	コア採取率
(m)	(m)	図 分	分 区	吹 状	目 形	状 態		(%)
0	0							0
10	-0.45	砂	高有機質土				12 8.69~9.92m 高有機質土混じり砂である。	100
	-0.92	砂	高有機質土				13 9.92~10.40m 高有機質土混じり砂である。	100
	-0.92	砂	高有機質土				14 9.92~10.40m 高有機質土混じり砂である。	100
	-1.00	砂	高有機質土				15 10.40~11.78m 高有機質土混じり砂である。	100
	-1.00	砂	高有機質土				16 10.40~11.78m 高有機質土混じり砂である。	100
	-1.00	砂	高有機質土				17 11.78~12.60m 高有機質土混じり砂である。	100
	-1.00	砂	高有機質土				18 11.78~12.60m 高有機質土混じり砂である。	100
	-1.00	砂	高有機質土				19 11.78~12.60m 高有機質土混じり砂である。	100
	-2.50	砂	高有機質土				20 12.60~13.20m 高有機質土混じり砂である。	100

審査資料案

記 事
12 8.69~9.92m ・有機物混じり砂である。
15 9.92~10.40m ・高有機質土である。
16 10.40~11.78m ・砂である。
19 11.78~12.60m ・高有機質土である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
12 8.69~9.92m ・有機物混じり砂である。
15 9.92~10.40m ・高有機質土である。
16 10.40~11.78m ・砂である。
19 11.78~12.60m ・高有機質土である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
12 8.69~9.92m ・有機物混じり砂である。
15 9.92~10.40m ・高有機質土である。
16 10.40~11.78m ・砂である。
19 11.78~12.60m ・高有機質土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12~14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。 ・表現の見直し(有機質土混じり⇒有機物混じり)。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、下端の粘土分については削除。	変更なし	変更なし
16~18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
19.20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-35

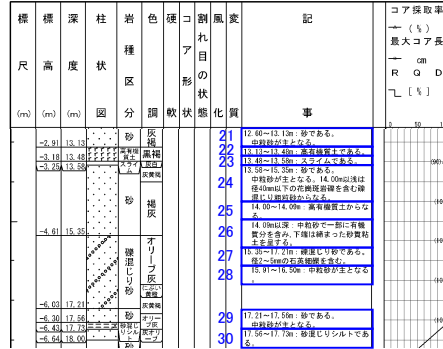
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
21 12.60~13.13m ・砂である。
22 13.13~13.48m ・高有機質土である。
23 13.48~13.58m ・スライム。
24 13.58~15.35m ・砂である。
27 15.35~17.21m ・砂混じり砂である。
29 17.21~17.56m ・砂である。
30 17.56~17.73m ・砂混じりシルトである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
21 12.60~13.13m ・砂である。
22 13.13~13.48m ・高有機質土である。
23 13.48~13.58m ・スライム。
24 13.58~15.35m ・砂である。
27 15.35~17.21m ・砂混じり砂である。
29 17.21~17.56m ・砂である。
30 17.56~17.73m ・砂混じりシルトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
21 12.60~13.13m ・砂である。
22 13.13~13.48m ・高有機質土である。
23 13.48~13.58m ・スライム。
24 13.58~15.35m ・砂である。
27 15.35~17.21m ・砂混じり砂である。
29 17.21~17.56m ・砂である。
30 17.56~17.73m ・砂混じりシルトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24~26	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、礫径、礫種については削除。	変更なし	変更なし
27,28	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫種、礫径については削除。	変更なし	変更なし
29	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-B8-35

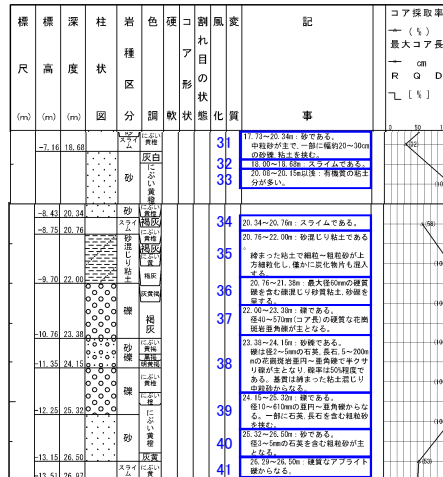
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
31 17.73~20.34m ・砂である。
32.34 18.00~18.68m, 20.34~20.76m ・スライム。
35 20.76~22.00m ・砂混じり粘土である。
37 22.00~23.38m ・礫である。
38 23.38~24.15m ・砂礫である。
39 24.15~25.32m ・礫である。
40 25.32~26.50m ・砂である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
31 17.73~20.34m ・砂である。
32.34 18.00~18.68m, 20.34~20.76m ・スライム。
35 20.76~22.00m ・砂混じり粘土である。
37 22.00~23.38m ・礫である。
38 23.38~24.15m ・砂礫である。
39 24.15~25.32m ・礫である。
40 25.32~26.50m ・砂である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
31 17.73~20.34m ・砂である。
32.34 18.00~18.68m, 20.34~20.76m ・スライム。
35 20.76~22.00m ・砂混じり粘土である。
37 22.00~23.38m ・礫である。
38 23.38~24.15m ・砂礫である。
39 24.15~25.32m ・礫である。
40 25.32~26.50m ・砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31.33	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、挟在物については削除。	変更なし	変更なし
32.34	・スライムである区間を一括記載。	変更なし	変更なし
35.36	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度、堆積構造、炭化物片については削除。	変更なし	変更なし
37	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、礫の硬軟については削除。	変更なし	変更なし
38	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、円磨度、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
39	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、円磨度、挟在物については削除。	変更なし	変更なし
40.41	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、粒度については削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-35

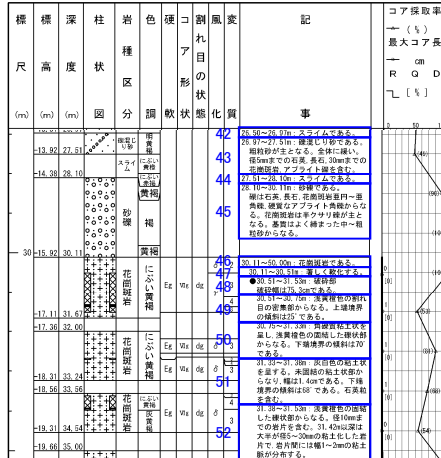
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記事
42. 26.50~26.97m, 27.51~28.10m ・スライム。
43. 26.97~27.51m ・凝滞じり砂である。
44. 28.10~30.11m ・砂礫である。
45. 30.11~50.00m ・花崗斑岩である。
46. ●30.51~31.53m ・破碎部である。
48. 右ずれ正断層センスである。
51. 主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。
52. 灰白色の未固結粘土状部・累計幅1.4cm ・走向・傾斜はN32° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
42. 26.50~26.97m, 27.51~28.10m ・スライム。
43. 26.97~27.51m ・凝滞じり砂である。
44. 28.10~30.11m ・砂礫である。
45. 30.11~50.00m ・花崗斑岩である。
46. ●30.51~31.53m ・破碎部である。
48. 右ずれ正断層センスである。
51. 主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。
52. 灰白色の未固結粘土状部・累計幅1.4cm ・走向・傾斜はN32° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
42. 26.50~26.97m, 27.51~28.10m ・スライム。
43. 26.97~27.51m ・凝滞じり砂である。
44. 28.10~30.11m ・砂礫である。
45. 30.11~50.00m ・花崗斑岩である。
46. ●30.51~31.53m ・破碎部である。
48. 右ずれ正断層センスである。
51. 主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。
52. 灰白色の未固結粘土状部・累計幅1.4cm ・走向・傾斜はN32° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42,44	・スライムの区間を一括記載。	変更なし	変更なし
43	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、粒度については削除。	変更なし	変更なし
45	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、礫径、基質については削除。	変更なし	変更なし
46	変更なし	変更なし	変更なし
47	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
48~52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“石英粒を含む”、岩片を含むとの記載については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“粘土脈が分布する”と記載されているが、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし







余白

**H24-B8-36**

余白

# H24-B8-36

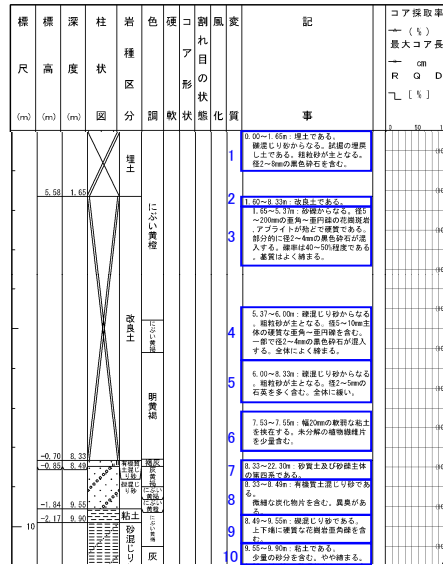
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事
1 0.00~1.65m ・埋戻し土である。
2 1.65~3.33m ・改良土である。
8 8.33~8.49m ・有機物混じり砂である。
9 8.49~9.55m ・硬質じり砂である。
10 9.55~9.90m ・粘土である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
1 0.00~1.65m ・埋戻し土である。
2 1.65~3.33m ・改良土である。
8 8.33~8.49m ・有機物混じり砂である。
9 8.49~9.55m ・硬質じり砂である。
10 9.55~9.90m ・粘土である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~1.65m ・埋戻し土である。
2 1.65~3.33m ・改良土である。
8 8.33~8.49m ・有機物混じり砂である。
9 8.49~9.55m ・硬質じり砂である。
10 9.55~9.90m ・粘土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋土→埋戻し土)。	変更なし	変更なし
2~6	・改良土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
7	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため、土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	—	—
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、炭化物や異臭については削除。 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫については削除。	変更なし	変更なし
10	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、砂分、硬軟については削除。	変更なし	変更なし

# H24-B8-36

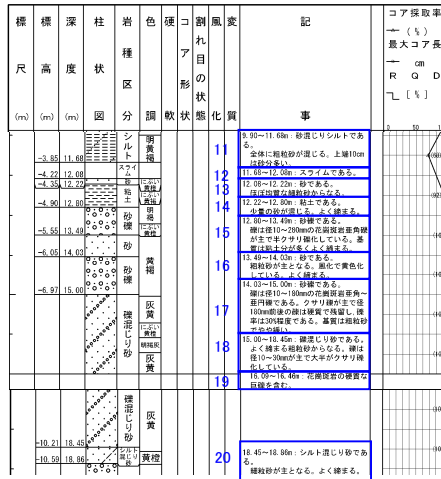
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

委託報告書  
(平成30年)



審査資料案

記 事	
11	9.90~11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68~12.08m ・スライム
13	12.08~12.22m ・砂である。
14	12.22~12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80~13.49m ・砂である。
16	13.49~14.03m ・砂である。 ・細粒砂が主体である。
17	14.03~15.00m ・砂である。
18	15.00~18.45m ・砂混じり砂である。
20	18.45~18.86m ・シルト混じり砂である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事	
11	9.90~11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68~12.08m ・スライム
13	12.08~12.22m ・砂である。
14	12.22~12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80~13.49m ・砂である。
16	13.49~14.03m ・砂である。 ・細粒砂が主体である。
17	14.03~15.00m ・砂である。
18	15.00~18.45m ・砂混じり砂である。
20	18.45~18.86m ・シルト混じり砂である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事	
11	9.90~11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68~12.08m ・スライム
13	12.08~12.22m ・砂である。
14	12.22~12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80~13.49m ・砂である。
16	13.49~14.03m ・砂である。 ・細粒砂が主体である。
17	14.03~15.00m ・砂である。
18	15.00~18.45m ・砂混じり砂である。
20	18.45~18.86m ・シルト混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径、礫種、円磨度、基質については削除。	変更なし	変更なし
16	・色調や硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫率、基質については削除。	変更なし	変更なし
18,19	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、礫径、基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、硬軟については削除。	変更なし	変更なし



# H24-B8-36

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事

委託報告書  
(平成30年)

標高	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記 事	コア採取率
尺 高 度	状 状	区 分		状 状	目 的	化 質		(%)
(m)	(m)	固 分		塊 状	状 状			
30							●30.00~30.36m: 破砕部 破砕幅は4.3cmである。 主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ●30.36~30.38m: 灰白色の粘土状部を占める。未固結の粘土状部からなり、幅は約5cmである。傾斜は60°である。 ●35.49m: 幅1~2mmの白色の粘土が検出する。 ●35.62~36.00m: 割れ目沿いに砂状化している。幅1~200の粘土も分布する。	0 50 100
29.70	30.00							

審査資料案

記 事

●30.00~30.36m  
 ・破砕部である。  
 ・右ずれ正断層センスである。  
 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
 29  
 32  
 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm  
 ・走向・傾斜はN37° E71° Wである。  
 ・下端境界の傾斜は60°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事

●30.00~30.36m  
 ・破砕部である。  
 ・右ずれ正断層センスである。  
 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
 29  
 32  
 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm  
 ・走向・傾斜はN37° E71° Wである。  
 ・下端境界の傾斜は60°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事

●30.00~30.36m  
 ・破砕部である。  
 ・右ずれ正断層センスである。  
 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
 29  
 32  
 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅0.5cm  
 ・走向・傾斜はN37° E71° Wである。  
 ・下端境界の傾斜は60°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29~32	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。(誤記)下端境界の傾斜は60°と誤って記載。</li> <li>破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目沿いに砂状化し、一部で粘土脈が分布するが、粘土の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—

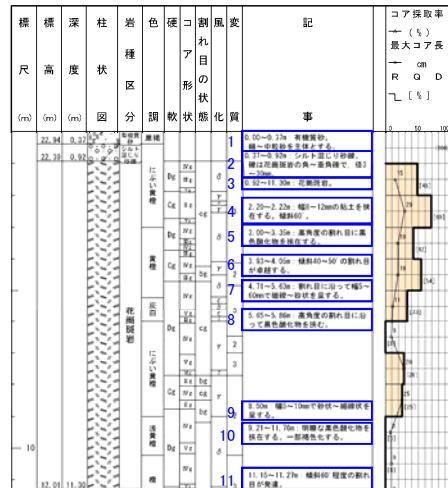


**H27-Br-4**

余白

# H27-Br-4

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
1	0.00~0.37m ・ 凝結質砂である。
2	0.37~0.92m ・ シルト混じり砂礫である。
3	0.92~11.30m ・ 花崗斑岩である。
5	3.00~3.35m ・ 高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6	3.93~11.27m ・ 高角度の割れ目が発達し、砂状～礫状を呈する。
11	・ 割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・ 一部褐色を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
1	0.00~0.37m ・ 凝結質砂である。
2	0.37~0.92m ・ シルト混じり砂礫である。
3	0.92~11.30m ・ 花崗斑岩である。
5	3.00~3.35m ・ 高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6	3.93~11.27m ・ 高角度の割れ目が発達し、砂状～礫状を呈する。
11	・ 割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・ 一部褐色を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
1	0.00~0.37m ・ 凝結質砂である。
2	0.37~0.92m ・ シルト混じり砂礫である。
3	0.92~11.30m ・ 花崗斑岩である。
5	3.00~3.35m ・ 高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6	3.93~11.27m ・ 高角度の割れ目が発達し、砂状～礫状を呈する。
11	・ 割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・ 一部褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種、円磨度、礫径については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
5	変更なし	変更なし	変更なし
6~11	・花崗斑岩区間の割れ目の発達の程度を一括記載。	変更なし	変更なし

# H27-Br-4

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
11. 30～12. 75m ・アプライトである。 ・境界の傾斜は上端70°、下端約10°である。
12 11. 77～12. 07m ・灰白～青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
13 12. 75～13. 00m ●12. 91～13. 24m ・花崗斑岩である。 ●12. 91～13. 24m ・破砕部である。
14 13. 00～13. 24m ●13. 00～13. 24m ・にぶい褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
15 14. 17～14. 47m ・走向・傾斜はN8° E68° Wである。 ・下層境界の傾斜は75°である。
16 15. 27～16. 30m ・上層・下層に白色及び褐色の粘土混じり砂を挟む。
17 15. 27～16. 30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
11. 30～12. 75m ・アプライトである。 ・境界の傾斜は上端70°、下端約10°である。
12 11. 77～12. 07m ・灰白～青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
13 12. 75～13. 00m ●12. 91～13. 24m ・花崗斑岩である。 ●12. 91～13. 24m ・破砕部である。
14 13. 00～13. 24m ●13. 00～13. 24m ・にぶい褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
15 14. 17～14. 47m ・走向・傾斜はN8° E68° Wである。 ・下層境界の傾斜は75°である。
16 15. 27～16. 30m ・上層・下層に白色及び褐色の粘土混じり砂を挟む。
17 15. 27～16. 30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

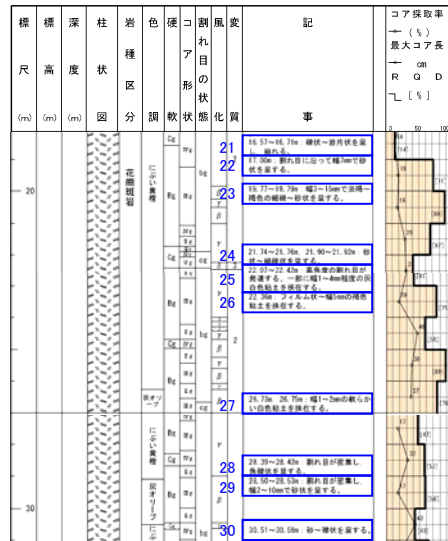
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
11. 30～12. 75m ・アプライトである。 ・境界の傾斜は上端70°、下端約10°である。
12 11. 77～12. 07m ・灰白～青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
13 12. 75～13. 00m ●12. 91～13. 24m ・花崗斑岩である。 ●12. 91～13. 24m ・破砕部である。
14 13. 00～13. 24m ●13. 00～13. 24m ・にぶい褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
15 14. 17～14. 47m ・走向・傾斜はN8° E68° Wである。 ・下層境界の傾斜は75°である。
16 15. 27～16. 30m ・上層・下層に白色及び褐色の粘土混じり砂を挟む。
17 15. 27～16. 30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	変更なし
15～17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、直線的な端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“粘土～シルトを挟む”と記載されているが、粘土～シルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
18	・粘土混じり砂の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
20	・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-4

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
21 16.57~16.71m ・礫状~岩片状を呈する。
23 19.77~21.92m ・細礫状~砂状を呈する。
24 22.07~22.42m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
25
28 28.39~30.58m ・割れ目が発達し、角礫状~砂状~礫状を呈する。
30

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
21 16.57~16.71m ・礫状~岩片状を呈する。
23 19.77~21.92m ・細礫状~砂状を呈する。
24 22.07~22.42m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
25
28 28.39~30.58m ・割れ目が発達し、角礫状~砂状~礫状を呈する。
30

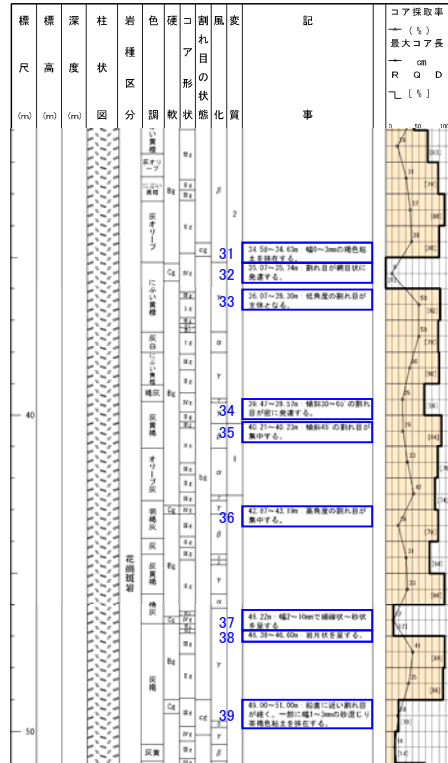
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21 16.57~16.71m ・礫状~岩片状を呈する。
23 19.77~21.92m ・細礫状~砂状を呈する。
24 22.07~22.42m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
25
28 28.39~30.58m ・割れ目が発達し、角礫状~砂状~礫状を呈する。
30

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・“崩れる”の記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目に沿いに砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
23,24	・砂~細礫状の部分を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし
25	・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26,27	・粘土を挟むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
28~30	・角礫状~砂状~礫状部を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし

# H27-Br-4

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

31 34.58~34.63m  
・褐色の粘土を挟む。

32 35.07~43.19m  
・低角度~高角度の割れ目が多く発達する。

36

37 46.22~46.60m  
・細礫状~砂状~岩片状を呈する。

38

39 49.00~51.00m  
・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

31 34.58~34.63m  
・褐色の粘土を挟む。

32 35.07~43.19m  
・低角度~高角度の割れ目が多く発達する。

36

37 46.22~46.60m  
・細礫状~砂状~岩片状を呈する。

38

39 49.00~51.00m  
・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

31 34.58~34.63m  
・褐色の粘土を挟む。

32 35.07~43.19m  
・低角度~高角度の割れ目が多く発達する。

36

37 46.22~46.60m  
・細礫状~砂状~岩片状を呈する。

38

39 49.00~51.00m  
・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32~36	・割れ目の発達を程度を一括記載。	変更なし	変更なし
37,38	・細礫状~砂状~岩片状部を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし
39	・割れ目の傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。 ・記載の統一化(砂混じり粘土→粘土)。 ・粘土の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



余白



**H27-Br-9**

余白

# H27-Br-9

## 委託報告書 (平成27年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	状	種	調	軟	状	目	化	事	(%)
43.21	0.90	1.24	砂礫	黄緑	硬	軟	状	目	化	事	最大コア長
42.37	1.24										cm
											R Q D
											L (%)
											0 50 100

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
1	0.00~0.90m ・ 礫混じり砂である。
2	0.90~1.24m ・ 砂礫である。
3	1.24~80.00m ・ 花崗斑岩である。
4	1.24~2.65m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が発達する。
5	1.50~1.87m、2.52~2.77m ・ 白色の粘土を挟む。
6	2.65~4.41m ・ 高角度の割れ目が発達する。
7	5.29~5.67m ・ 低角度の割れ目が発達する。
8	5.29~5.67m ・ 低角度の割れ目が発達する。 ・ 割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
9	
10	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.90m ・ 礫混じり砂である。
2	0.90~1.24m ・ 砂礫である。
3	1.24~80.00m ・ 花崗斑岩である。
4	1.24~2.65m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が発達する。
5	1.50~1.87m、2.52~2.77m ・ 白色の粘土を挟む。
6	2.65~4.41m ・ 高角度の割れ目が発達する。
7	5.29~5.67m ・ 低角度の割れ目が発達する。
8	5.29~5.67m ・ 低角度の割れ目が発達する。 ・ 割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
9	
10	

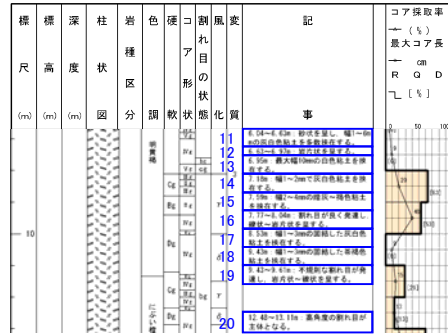
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.90m ・ 礫混じり砂である。
2	0.90~1.24m ・ 砂礫である。
3	1.24~80.00m ・ 花崗斑岩である。
4	1.24~2.65m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が発達する。
5	1.50~1.87m、2.52~2.77m ・ 白色の粘土を挟む。
6	2.65~4.41m ・ 高角度の割れ目が発達する。
7	5.29~5.67m ・ 低角度の割れ目が発達する。
8	5.29~5.67m ・ 低角度の割れ目が発達する。 ・ 割れ目によって灰白色の粘土を挟む。
9	
10	

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度、植物根、硬軟については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫径や礫種、円磨度、基質、植物片、硬軟については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5,7	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
6	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
8	・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
9	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
10	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

# H27-Br-9

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
11. 6.04~6.97m ・砂状～岩片状を呈する。 ・灰白色の粘土を呈す。
12. 7.77~8.04m, 9.43~9.61m ・割れ目が発達し、礫状～岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
11. 6.04~6.97m ・砂状～岩片状を呈する。 ・灰白色の粘土を呈す。
12. 7.77~8.04m, 9.43~9.61m ・割れ目が発達し、礫状～岩片状を呈する。

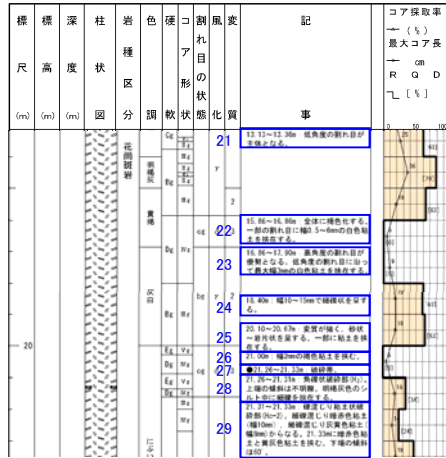
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
11. 6.04~6.97m ・砂状～岩片状を呈する。 ・灰白色の粘土を呈す。
12. 7.77~8.04m, 9.43~9.61m ・割れ目が発達し、礫状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11～13	・細片化や細粒化について、区間を統合して一括記載。 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
16,19	・礫状～岩片状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
18	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
20	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H27-Br-9

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

22. 15.86~17.90m  
・高角度～低角度の割れ目が発達する。  
・一部の割れ目に沿って白色の粘土を挟む。

23.

25. 20.10~20.67m  
・変質している。  
・砂状～岩片状を呈する。  
・一部粘土を挟む。

27. 21.26~21.33m  
・破砕部である。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
29. 灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm  
・走向・傾斜はN45°E63°NWである。  
・下層境界の傾斜は60°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

22. 15.86~17.90m  
・高角度～低角度の割れ目が発達する。  
・一部の割れ目に沿って白色の粘土を挟む。

23.

25. 20.10~20.67m  
・変質している。  
・砂状～岩片状を呈する。  
・一部粘土を挟む。

27. 21.26~21.33m  
・破砕部である。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
29. 灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm  
・走向・傾斜はN45°E63°NWである。  
・下層境界の傾斜は60°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

22. 15.86~17.90m  
・高角度～低角度の割れ目が発達する。  
・一部の割れ目に沿って白色の粘土を挟む。

23.

25. 20.10~20.67m  
・変質している。  
・砂状～岩片状を呈する。  
・一部粘土を挟む。

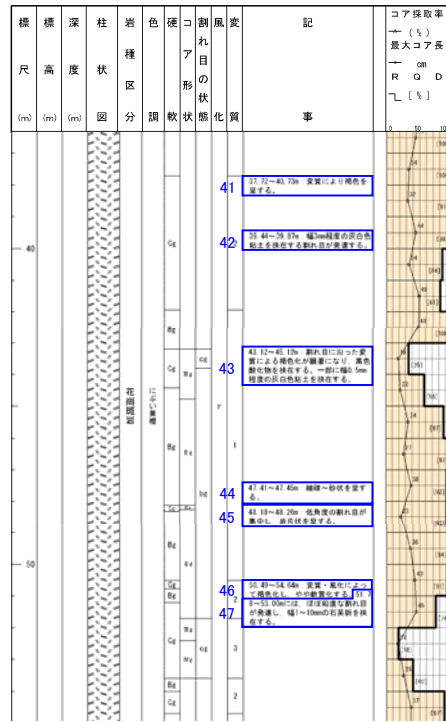
27. 21.26~21.33m  
・破砕部である。  
・主に明褐色の固結礫状部からなる。  
29. 灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm  
・走向・傾斜はN45°E63°NWである。  
・下層境界の傾斜は60°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
22.23	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
24	・細礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
27~29	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし



# H27-Br-9

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
41	37.72~40.73m ・変質し、褐色を呈する。
42	39.44~39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43	43.12~45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44	47.41~47.45m ・細礫状~砂状を呈する。
45	48.18~48.26m ・低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
46	50.49~54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
41	37.72~40.73m ・変質し、褐色を呈する。
42	39.44~39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43	43.12~45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44	47.41~47.45m ・細礫状~砂状を呈する。
45	48.18~48.26m ・低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
46	50.49~54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

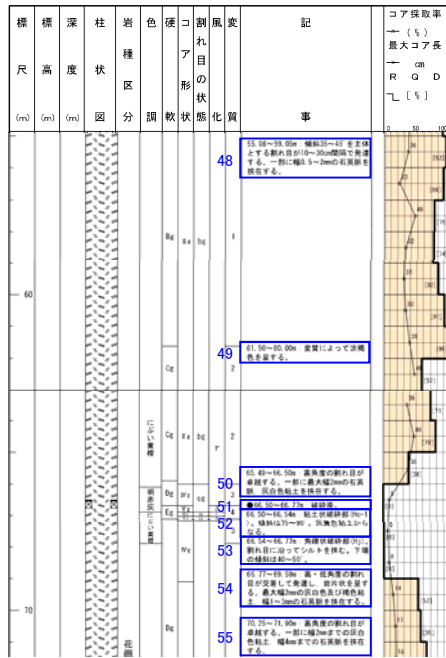
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
41	37.72~40.73m ・変質し、褐色を呈する。
42	39.44~39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43	43.12~45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44	47.41~47.45m ・細礫状~砂状を呈する。
45	48.18~48.26m ・低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。
46	50.49~54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
43	・粘土の幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H27-Br-9

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
50 51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>65.49~66.50m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高角度の割れ目が発達する。</li> <li>・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。</li> </ul> </li> <li>66.50~66.77m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に灰褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.9cm</li> <li>・走向・傾斜は34° E77° 幅である。</li> <li>・下層の境界の傾斜は40° ~50° である。</li> </ul> </li> <li>66.77~71.90m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高角度～低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。</li> <li>・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土、石英脈を挟む。</li> </ul> </li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
50 51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>65.49~66.50m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高角度の割れ目が発達する。</li> <li>・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。</li> </ul> </li> <li>66.50~66.77m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に灰褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.9cm</li> <li>・走向・傾斜は34° E77° 幅である。</li> <li>・下層の境界の傾斜は40° ~50° である。</li> </ul> </li> <li>66.77~71.90m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高角度～低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。</li> <li>・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土、石英脈を挟む。</li> </ul> </li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

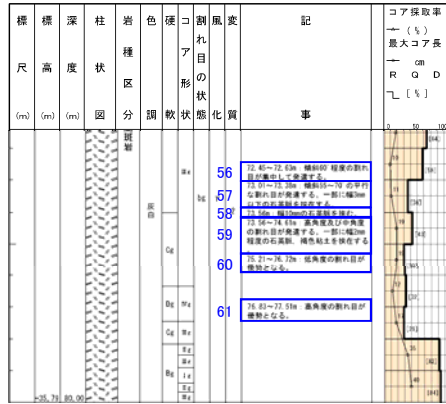
記 事	
50 51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>65.49~66.50m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高角度の割れ目が発達する。</li> <li>・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。</li> </ul> </li> <li>66.50~66.77m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に灰褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.9cm</li> <li>・走向・傾斜は34° E77° 幅である。</li> <li>・下層の境界の傾斜は40° ~50° である。</li> </ul> </li> <li>66.77~71.90m           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高角度～低角度の割れ目が発達し、岩片状を呈する。</li> <li>・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土、石英脈を挟む。</li> </ul> </li> </ul>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色調については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、ばらつきがあるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
51~53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・報告書での性状や色調については、当初観察に基づくものであるため、審査資料案に反映させず。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“シルトを挟む”と記載されているが、シルトの連続性に乏しく、固結礫状部に含めていることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
54,55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度について、区間を統合し一括記載。</li> <li>・幅については、ばらつきがあるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし



# H27-Br-9

## 委託報告書 (平成27年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

57~59  
 73.01~73.38m, 73.56~74.61m  
 ・中角度~高角度の割れ目が発達する。  
 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。  
 60. 75.21~77.51m  
 ・低角度~高角度の割れ目が発達する。  
 61. 76.83~77.51m  
 ・高角度の割れ目が優勢となる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

57~59  
 73.01~73.38m, 73.56~74.61m  
 ・中角度~高角度の割れ目が発達する。  
 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。  
 60. 75.21~77.51m  
 ・低角度~高角度の割れ目が発達する。  
 61. 76.83~77.51m  
 ・高角度の割れ目が優勢となる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

57~59  
 73.01~73.38m, 73.56~74.61m  
 ・中角度~高角度の割れ目が発達する。  
 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。  
 60. 75.21~77.51m  
 ・低角度~高角度の割れ目が発達する。  
 61. 76.83~77.51m  
 ・高角度の割れ目が優勢となる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56	・割れ目が集中するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
57~59	・粘土や鉱物脈を伴う割れ目について一括記載。 ・幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60.61	・割れ目の発達程度について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
61	変更なし	変更なし	変更なし

余白